# Journal of Shariah Studies

No.13
2016

**Contents**

**<Thesis>**

Concept of technical words of Islamic Law
" House of Islam", and "House of War".....Junya Shinohe

Islam's view on music .....Nobuo Mori

Maqasid in Shariah..... Yoshihide Kashihara

The truth about the abdication of Caliph Hasan and his death .....Akifumi Nomura

**<Reviews>**

Lecture in November,2015 "Sriah and Halal Food Problem"..... Yoshihide Kashihara, Jiro Arimi, Hideomi Muto

Report of "Tafshir(exegesis)Quran" study

1. Report of "Tafshir Quran" study : Surah 14. 1~23 .....Nobuo Mori
2. Report of "Tafshir Quran" study : Surah 14. 24~52 .....Junya Shinohe
3. Report of "Tafshir Quran" study : Surah 15. 1~77 ..... Yoshihide Kashihara
4. Report of "Tafshir Quran" study : Surah 15. 78 ~99
   Surah 16. 1 ~23 .....Jiro Arimi
5. Report of "Tafshir Quran" study : Surah 16. 24~64 ..... Yoshihide Kashihara
6. Report of "Tafshir Quran" study : Surah 16. 65~89 ..... Hideomi Muto
7. Report of "Tafshir Quran" study : Surah 16. 90~128 .....Kimiaki Tokumasu

**Shariah Research Institute**
**Takushoku University**
**Tokyo.Japan**

シャリーア研究 第十三号 2016

# シャリーア研究

第十三号
2016

拓殖大学
イスラーム研究所

慈悲あまねく慈悲深きアッラーの御名において

## ――目　次――

**〈論考〉**

「イスラームの家」と「戦争の家」の概念の検討
…… 四　戸　潤　弥　1

イスラームにおける音楽に関する規定
…… 森　　伸　生　27

シャリーア（イスラーム法）の意図（マカースィド）
…… 柏　原　良　英　49

ハサンのカリフ位禅譲とその死の真実
…… 野　村　明　史　65

**〈イスラーム講演会記録〉**

「イスラーム法と“ハラール”食問題」
…… 79

第1部「マイノリティ・ムスリムとイスラーム法」　柏　原　良　英　80

第2部「国内のムスリム食とハラール認証問題」　有　見　次　郎　86

第3部「国際社会のハラール認証事情」　武　藤　英　臣　90

第1回タフスィール研究会報告
クルアーン第 14 章イブラーヒーム章　第1節～ 23 節
…… 森　伸　生　97

第2回タフスィール研究会報告
クルアーン第 14 章イブラーヒーム章　第 24 節～ 52 節
…… 四　戸　潤　弥　123

第3回タフスィール研究会報告
クルアーン第 15 章アル・ヒジュル章　第1節～ 77 節
…… 柏　原　良　英　137

第4回タフスィール研究会報告
クルアーン第 15 章アル・ヒジュル章　第 78 節～ 99 節
クルアーン第 16 章蜜蜂章マッカ啓示　全 128 節
第1節～ 23 節
…… 有　見　次　郎　173

第5回タフスィール研究会報告
クルアーン第 16 章蜜蜂章（アン・ナフル）　第 24 節～ 64 節
…… 柏　原　良　英　193

第6回タフスィール研究会報告
クルアーン第 16 章蜜蜂章（アン・ナフル）　第 65 節～ 89 節
…… 武　藤　英　臣　223

第7回タフスィール研究会報告
クルアーン第 16 章蜜蜂章（アン・ナフル）　第 90 節～ 128 節
…… 徳　増　公　明　257

# 執筆者紹介


| | |
|---|---|
| **有見　次郎** | 拓殖大学イスラーム研究所客員教授 |
| **柏原　良英** | 拓殖大学イスラーム研究所客員教授 |
| **四戸　潤弥** | 拓殖大学イスラーム研究所客員教授<br>同志社大学神学部教授 |
| **徳増　公明** | 拓殖大学イスラーム研究所客員教授 |
| **野村　明史** | 拓殖大学海外事情研究所助手 |
| **武藤　英臣** | 拓殖大学イスラーム研究所客員教授 |
| **森　　伸生** | 拓殖大学イスラーム研究所所長・教授 |

（五十音順）

# 「イスラームの家」と「戦争の家」の概念の検討

四 戸 潤 弥

イスラームは現世における神の御言葉である『クルアーン』を導きとし、信仰を含めた現実の生活での導きの適用を法規範としている。この適用へのプロセスが法判断過程（フィクフ）と呼ばれ、その結果、規範として抽出されたものが（法判断）である。従って法規範と法判断は同義として重なることになる。だが、そうした諸々の事案の法判断が結集され、宗教儀礼と民法（財の交換システムの維持の法）として、通常法典の章立て分類に対応させたのが学派の法学書である。後者は日本民法の総則、債権、親族、相続と同じ構成である。（ローマ法を参考にしたドイツ民法草案に依拠した日本民法典の事情を知れば、イスラーム民法の構成ルーツはローマ法であるとの可能性の推測に至るだろう。）そしてそれは法学プロセスの成果であるが、その成果は後世の法学者たちを原則として拘束しない。同一事案であっても拘束することはない。なぜなら、法判断、あるいは法判断の成果としての法規範は、具体的事案に対してなされたものであり、その具体的事案には常に具体的な環境が伴うものであるから、同一事案と見えて、置かれた環境が違い、また時代も場所も違えば、同一の法判断にならない場合があるからである。ここで重要なことはこうした法学者の導きを求める姿勢である。彼らは常に導きの書『クルアーン』に立ち返った。イスラームの優れた学者、イブン・アラビーに代表される著名なスーフィーたちは、それぞれの環境の中で『クルアーン』から具体的実践を導きだした人々である。そして繰り返すが、彼らの著作物が『クルアーン』の代わりとなることはない。彼らが『クルアーン』から具体的実践を導きだした過程を詳細に追うことが、非常に有意義なことであるのは、『クルアーン』の理解方法の各々に関して知ることができるからである。

本稿はそうした前提に立って、『クルアーン』から導きだされたイスラーム教徒同士（宗派間）と、異教徒との関係をめぐる法判断、あるいは法規範を検

討する。特に、それらが適用される領域と、そうでない領域とに分けて考察を可能にした概念「イスラームの家」、「戦争の家」に基づくイスラーム法学者たちの法学プロセスの成果を検討する。

## 1. イスラームと他の一神教（ユダヤ教とキリスト教）との系譜的関係

イスラームは、ユダヤ教、キリスト教など先行する一神教の系譜の宗教である。

「神の御許において、宗教とはイスラームである」との啓示が『クルアーン』にはある。これは一神教のことを言っており、イスラームに先行するユダヤ教、キリスト教の他に、聖典『クルアーン』に書かれていない一神教を含んでいる。故に、その中のユダヤ教、キリスト教の二つの一神教がアッラーからの啓示を受けたことは否定されていない。一神教の信仰教義、具体的には六信（1. 唯一神であるアッラー、2. 天使たち、3. 諸啓示の書、4. アッラーの使徒たち、5. 来世、6. 定命）[1] が共通している。

イスラームに先行する啓典の民もまたイスラーム教徒であることは、ムハンマドに従う一神教の民の共通理解である。その意味は、聖典『クルアーン』におけるイスラームの意味が二つあることになるということである。一つは先行する唯一神教の信徒全ての宗教の名称であり、もう一つは、アッラーの使徒ムハンマドに従って一神教を信仰する人たちの宗教名である。従って、一神教信仰において、ユダヤ教徒、キリスト教徒ともに存在と、彼らの信仰実践は否定されないとの認識に至る。

「本当にアッラーの御許において、宗教とは、イスラームである。」クルアーン 3:19[2]

後者の意味は次の『クルアーン』の啓示が根拠となる。同時にそれはそれまで多神教徒であったアラブ民族が一神教の啓典の民となったことの根拠でもある。

「今日われはあなたがたのために、あなたがたの宗教を完成し、またあなた

がたに対するわれの恩恵を全うし、あなたがたのための教えとして、イスラームを選んだのである。」クルアーン 5:3[3]

こうした共通性があるにも関わらず、イスラーム教徒とユダヤ教徒が激しく対立するのはなぜかというのが日常的に聞かれる疑問である。それに関しては、イスラーム教徒同士の対立もあることが否定されないという点に注目すべきである。

パレスチナ問題をめぐるユダヤ民族とアラブ・イスラーム諸国との対立、キリスト教世界とイスラーム世界との対立が世界の紛争となっているが、そればかりではなく、アラブ・イスラーム諸国の間にも紛争は起こっている。

イスラームは普遍宗教であり、ユダヤ教、キリスト教と同一系譜の宗教であるが、対立の激化は同時にイスラームという宗教の教義における普遍性、実践における信仰集団の地域性がその原因の一つであると指摘できる。つまり、イスラームはユニバーサルな、国境を超えた普遍性があるが、宗教実践において普遍性はなく、地域性が確保されているということである。

## １．普遍性と地域性

### 1-1. 地域的対立と宗派的間における普遍性と排他性

イスラームは教義的として唯一神と、それを信仰する人間という、人種、時代を超えた宗教であるが、信仰実践が民族、部族を単位とした集団の自治によって行われる。これを例えて言うなら、イスラームの民族、部族などを単位とした集団が、仏教の信仰集団に対応する。キリスト教で例えるなら、カトリックのようなバチカンを頂点とした普遍性ではなく、英国国教会や、プロテスタントのようでもある。それは宗教レベルの普遍性と、地域の排他性が矛盾や葛藤を生じさせることなく、信仰と現実生活が成立することでもある。

つまり、イスラーム教義、唯一神教義では普遍性を有していても、信仰集団として分かれて生活しており、地域信仰集団としての独立が教義上、確立されている。

また別の表現で言えば、普遍性によって、地域性における対立を否定することはないともいえる。そのことが宗派の地域性という歴史的事実でもある。

スンニー派とシーア派の区別にしても、教義上の対立点は少なく、最大の違いとされるイスラーム指導者論カリフにしても統治をめぐる政治問題であって、宗教教義をめぐる問題ではなかった。

### 1-2. スンニー派内（宗派間）の普遍性と排他性

スンニー派の学派もまた地域分布である。

北アフリカはマーリーキ派、アラビア半島はハンバリー派、イラクはハナフィー派で、イスラーム初期に伝播したイスラーム地域（中国、中央アジア）はハナフィー派であり、シーア派のイランも初期はハナフィー派であった。エジプトはシャーフィイー派とハナフィー派、そしてインドネシアはシャーフィイー学派である。宗派には異端と言われるシーア派を含めて地域性がある。

### 1-3. 宗教教義の普遍性と、実践の地域性

イスラームは唯一神教としては普遍性を持つ宗教であり、地域実践集団としては排他性を内包するが、そこには普遍性との矛盾、相克はないと言える。

欧米主導の国際政治の中で、人権に代表される普遍的価値が排他的地域性を一掃する形で進められてきた。排他的地域性の中で、抑圧される人権を守るために排他性の一掃を時には軍事介入を含めて行われてきた。是非は別として、結果を見れば、社会の安定性、国家秩序の崩壊、政権の崩壊までに至った。イスラームという宗教の教義は普遍的でありながら、実践は排他的地域性を否定しないものであった。普遍性によって排他性を一掃する宗教と、教義においては普遍性、実践においては地域性とする宗教との違いは、当然、異教徒との関係性構築において著しい違いを生じさせる。実践において、前者は征服、制圧による宗教布教となり、後者は異教の存在を承認した上での、信仰実践となる。イスラームは後者である。

## ２．唯一神教以外の宗教と人々に対して開かれた宗教として

イスラームが普遍性を持つ宗教であることを示す聖典『クルアーン』は以下の通りである。

「我々はあなたを、諸世界の慈悲以外では遣わさなかった。」クルアーン21:107[4]

だが、注意すべきことが一つある。それは慈悲がアラビア語では単数形であることだ。つまり、一神教としてのイスラームの系譜性を考慮すれば、この慈悲は複数あるということである。事実、語義的には、まず慈悲は恵みである。創造された人々が生活するために必要な一切のものをアッラーは恵みとして与えたということである。次に啓示、つまり使徒たちの派遣もまた恵みである。使徒たちを認めているイスラームであるから、ここでの単数は、アッラーの使徒ムハンマドが彼の民であるアラブ民族に派遣されたという意味である。さらにイスラームを特徴づける慈悲でもある。その慈悲の意味は 『クルアーン』第１章の総体として読み取ることができる。

マッカにはイブラーヒームとイスマーイール親子が建立した一神教のカアバ神殿があるが、これが預言者ムハンマドの時代には忘れられ、アラブ民族の一部族であるクライシュ族が管理していた。そのアラブ民族の中から預言者ムハンマドが選ばれ（ムスタファ：アラビア語で選ばれし人)、彼の民に神の啓示を伝えた。それが『クルアーン』であるが、この文脈において、過去に一神教を忘れ、偶像崇拝に陥った民のそれまでの罪を許し、怒りを慈愛で抑え、一神教へ回帰することを赦し、入信後に一神教信仰において過ちを犯しても、悔悟して一神教へ戻ろうとするなら、怒りを慈悲で抑えて、正しい信仰へと導くというのが『クルアーン』第１章の最初の啓示節「慈愛あまねく、慈悲深いアッラーの名にかけて」[5]である。

異教徒との関係で特に指摘しておきたいことは、『クルアーン』第１章７節「あなたが御恵みを下された人々の道に、あなたの怒りを受けし者、また踏み迷える人々の道ではなく。」の解釈について、「あなたの怒りを受けし者」をユダヤ教徒、「踏み迷える人々」をキリスト教徒とされるが、それをもってイスラー

ム教徒がこの二つの宗教の信徒たちであるユダヤ教徒やキリスト教徒を攻撃するあるいは、優越感を示すのは行き過ぎである。これは過去に起こった教訓である。この節は、その教訓を学べとイスラーム教徒へ向けられているのである。従って、この節をもって、現代の二つの宗教の信徒たちであるユダヤ教徒やキリスト教徒を侮蔑する、あるいは攻撃する、あるいは彼らをイスラームへ強制改宗させよとのアッラーからの命令は存在しないし、アッラーに代わって事を行う権限も与えられていないのである。[6]

二人の息子のキリスト教徒をイスラームに強制改宗しようとした父がいた時に下りた啓示「宗教に強制なし」クルアーン 2:256[7] は、やがて、キリスト教ばかりかいかなる場合においてもイスラームへの強制改宗はしてはならないとの法規範となった。したがって、イスラームにおいて、異教徒との関係は異教徒の存在を前提として構築されたと断言できるだろう。

現代の人権としての信仰の自由と、この啓示を併せて理解するなら、信仰の自由とは、イスラームにおいては、一神教への招待を受ける自由と、拒否する自由があるというとだ。そしてまた、自己の信仰実践が妨害されたり、禁止されたりしないということだ。イスラームのジハードの理由の一つに、イスラームの信仰の自由、布教の自由が妨害された場合とあるが、逆に言えば、異教徒の国において、それが保障されているなら、ジハードを起こすことはできない。そしてそれは積極的保障でなく介入しないという消極的保障であることは言うまでもない。したがって、その国の人々の宗教感情の激化や不安を煽り、死傷事件まで誘発させるような信仰実践や布教活動は法学的に深く検討すべき課題となるだろう。

結論として、イスラームの教義は宗教としての普遍性、選択の自由の非排他性を内容していると言える。

## ２．イスラームにおける神

イスラームにおける神は唯一神であって、全ての創造主である。神の観点から見れば、世界の違いは種の違いである。『クルアーン』第１章第２節「称賛

は諸世界の主であるアッラーにある。」の諸世界の説明として、天使、ジン、悪魔、人間、…イナゴなど種別の世界となっている。海で 600 種、陸で 400 種となっている。[8]

また、諸世界はそれらを創造されたアッラーのものである。

「天にあり地にある、凡てのものはアッラーのものである。」クルアーン 2:284

『クルアーン』解釈書は種の違いによって世界を分けている。人種や宗教の違いの世界ではない。『クルアーン』によれば、人間の世界を創造されたが、それらをさらに諸世界に分類してはない。したがって、人間にとっての神は全ての人間の神であり、人種や宗教の違いでないのだから、アッラーの慈愛は宗教を超えて、全ての人間の恵みとなる。また『クルアーン』第 1 章 1 節のイスラームへの招待における慈愛と慈悲は、慈愛が恵み、慈悲が信仰実践における信徒への赦しとなる。

### 2-1. 神の恵み（慈悲）としての預言者、使徒派遣

イスラームという唯一神教の教えは、具体的にはアラビア語による啓示の形では、ムハンマドという預言者にして使徒を通じて、生きとし生けるものへ伝えられた。そして、ムハンマドは神の慈悲とされた。ムハンマドが同じアラブの民から選ばれ、彼の民族へ送られたが、それは唯一神からの数多くの神の慈悲の一つのとしてであった。一神教レベルでは普遍性を持ち、実践においては排他性を有している。一神教以外の宗教に対しても同じである。

### 2-2. 唯一神教以外の宗教と人々に対して開かれた宗教として

イスラームがユニバーサルであることを示す聖典『クルアーン』は既に示した通りである。

「我々はあなたを、諸世界の慈悲以外では遣わさなかった。」クルアーン 21:107

この啓示を、イスラームの優位、つまり預言者ムハンマドが世界のすべての、生きとし生けるものへのアッラーの慈悲と理解されるのだが、先に述べたように、この慈悲が一つの慈悲であることに留意しなければならない。ムハンマド

だけが慈悲でない。唯一神アッラーは常に慈悲と慈愛（恵でもある）を人々に与え、それに対する感謝が信仰理由である。確かに、慈悲と慈愛はイスラームの特徴であり、『クルアーン』の到来理由でもあるのだが。

### 2-3. 普遍宗教としての教義の法規範化

『クルアーン』は導きの書であるが、それを実生活の中で実践する場合には、より具体的でなくてはならない。それを行ったのはイスラーム法学者たちであり、彼らは信仰の導きとしての『クルアーン』から、その現実生活で具体的に適用ができるように法判断を行い、規範としたのである。イスラーム法の実際の意味は、聖典『クルアーン』を導きの書として、そこから信仰生活、現実生活の中で直面する具体的問題への適用規範を導きだす過程（法判断過程：フィクフ）のことである。

その法判断過程の中で、同宗教内での対立関係と、また異教徒との関係とを、平時、戦時を含めて判断し、法規範としたのである。

## 3. イスラーム教徒、および異教徒の関係の法規範化[9]

前述において、普遍宗教、そして一神教としてのイスラームと人間との関係を検討した。そこにはすべての世界の主である神の恵みに感謝して信仰するというイスラームの教義がある。したがって、イスラームの信仰への招待は、信徒が道を踏み外さないようにとの信仰の強化、そして異教徒への正しい信仰へ立ち帰るようにとの呼びかけとなる。イスラームにとって信徒も異教徒も共に信仰へ向かわせる存在であるが、そこには強制はなく、全体として来世までの選択の機会を与え、一神教教徒として正しく歩まなかった場合の懲罰を猶予する、あるいは個人として人生の期間中に一神教教徒として正しく歩まなかった場合の懲罰の猶予が与えられている。この対象は異教徒ばかりでなく、イスラーム教徒も含まれる。前者は入信であり、後者は入信後の信仰実践が判断される。従って強制入信は、この啓示の否定となる。

「使徒たちは言った。『あなたがたは天と地を創造された方、アッラーに就い

て疑いがあるのか。かれがあなたがたを招かれたのは、あなたがたの罪を御赦しなされ、定められた期限まで、あなたがたを猶予なさるためである。』」クルアーン 14:10

『クルアーン』解釈書『ジャラレーン』は次のように解説している。

「天地を創造された御方があなたたちを（一神教）へ招待する。それはあなたたちの罪を赦すためだ。加えて、イスラームは（入信）前の罪を赦す、…あなたがたを猶予するとは、一定期間、懲罰執行を猶予することである。一定期間とは寿命のことである。」[10]

イスラーム教徒同士、および異教との関係において、強制改宗が『クルアーン』の明文として確定していたのであるから、イスラーム法学者たちが神の意思を推測し、それを汲んで法規範を作ることは有り得ない。それはまた法学者の法判断過程（フィクフ）の方法ではない。彼らの法判断過程（フィクフ）の特徴の一つは、イスラーム教徒、そして先行する一神教と、さらに多神教徒などが存在する中で『クルアーン』の啓示を理解したことにある。

イスラーム教徒以外の人間をすべてこの地上から一掃するとの命令を受けていないし、世界をイスラーム教徒国となるように世界征服の使命も帯びてない。勝手に使命感を抱き、戦争を起こすことは、イスラームの普遍性と、信仰実践での地域性との調和的均衡という教義構造を破壊すことになる。

### 3-1. イスラーム法が施行されている領域と、そうでない領域
### ―「イスラームの家」、「戦争の家」―

異教徒との関係の領域を規定する「イスラームの家」、「戦争の家」の用語は、前者がイスラーム法の施行されている領域、後者はそうでない領域である。

基本は共存である。イスラームが一神教の系譜宗教であり、唯一神は全てを創造した。人間は、創造し、恵みを与えてくださる唯一神に感謝する、それが信仰理由であるとされている。法学者たちは、宗教の別には関係なく、すべての生きとし生けるものはアッラーが創造したものである以上、同じであり、イ

スラームへの入信はその創造神への畏敬（タクワ）の違いとした。そして異教徒に対する信仰の具体的実践は、異教徒の一掃ではなく、普遍的宗教として、それも強制されることなく、選択における自由な入信を認めるというものである。同時にそれは、入信しない人々もまた、イスラームという社会のなかでの存在を認めることとなる。

「イスラームの家」と「戦争の家」とはそうしたことを反映している用語である。

「イスラームの家」とは『クルアーン』から導きだされた具体的実践の法規範が適用される領域で、「戦争の家」とはそうでない領域である。そして戦争の家とは、戦う領域でなく、戦いが起こる可能性のある領域を意味しイスラーム教徒と戦争のない状態であることを保障する条約が締結されていない領域のことである。

「戦争の家」とは、異教徒の支配領域で、イスラームの信仰の自由がない場合、また安全保障が確保されない場合に戦争という手段も取られるという意味である。また普遍性を有し、排他的でないのは、異教徒の支配領域を認め、異教徒と協定を結び、信仰の自由と信徒の安全保障が確保されるとう前提において、戦争という手段を取らないからだといえる。協定とは相手との違いをそのまま認め、相手に強制的変更を求めないことである。そこで、イスラーム教徒と異教徒の基本的関係は、戦争状態か、そうでない状態かということになる。これについては意見が分かれるが、「戦争のない状態」とするのが多数派である。

### 3-2.　イスラーム教徒間（同一宗教間）

イスラーム法学者たちは、イスラーム教徒勢力間の戦いの発生を否定しなかった。戦争は現実に起こり、人間同士の間では消滅することのない歴史的事実でもあった。そこにおいては既存政権と、それに反対する勢力との関係において、前者を公平（アデル）、後者を野心（バガー）とし、「公平の家　（ダールル・アディル）」、「野心の家（ダールル・バガー）」と分類している[11]。

既存政権が公平でなく、生命、財産、宗教（信仰）、そしてその他の人権を

抑圧している場合もあるが、既存政権が公平であることによって政治的正統性を担保される。なぜなら、公平は統治者の義務であり、宗教の違いを超えてのものであり、公平に統治することが明示されているからだ。従って、生命、財産、宗教（信仰）、そしてその他の人権の保障に、宗教による違いはなく、統治下にあるイスラーム教徒と異教徒は同じ人権が保障される。

### 3-3. ズヘイリーの「イスラームの家」と「戦争の家」をめぐる論議

ワフバ・アッズヘイリー ) Wahbah Mustafa al-Zuhayli :1932-2015) は、彼の博士論文で、後に、シリア国防省の教科書に採用された「イスラーム法学における戦争と、その影響（アーサールル・ハルブ　フィル　フィクヒル　イスラーミー）」の中で、この二つの用語を検討している。

彼がこの論文を書いた時期は、国連の成立と、第三世界の独立の動き、そして冷戦構造が構築されていった時期である。

二度の来日経験があり、それら二つの訪問に際し、私は同博士と質疑の機会も得、また二度目の来日の京都の同志社大学での講演では通訳を務めた。その機会に、同書と、同博士の学派と、彼の法学の方向性など多岐にわたり、質問する機会を得た。

学派としてシャーフィイー学派であった。同書には、時代の空気の中で、イスラーム法が第二次大戦後の国際社会の法に貢献しているとの気概で書かれたことも分かった。国連憲章が制定される際に、イスラーム法学者がオブザーバーとして参加し、イスラームの教えの精神が盛り込まれていると同博士は指摘された。

今回、本論稿にあたり、同書を改めて検討したが、この二つの用語は、世界を二つに分ける用語ではまったくないことも確認された。なぜなら、「イスラームの家」とは、イスラーム法が機能しているイスラーム社会であるのであるが、そこで異教徒の安全保障も含まれているからだ。さらにイスラーム法規範とは、すでに述べたように、具体的事案に対し、『クルアーン』から、それに対する法判断を導きだしたものである。

戦争の家とは、イスラーム教徒と条約の締結のない状態にある異教徒との関係において、異教徒の法の支配が機能している領域のことである。

またイスラームの支配国家であって、同じイスラーム教徒勢力が、当該のイスラーム既存政権に服していない場合、反政府イスラーム教徒支配領域が「野心家たちの家（ダールルバガー）」であり、それに対して、当該イスラーム既存政権の支配領域は「公正な家（ダールル･アディル）」となる。法的公正とは、もちろん、宗教帰属を超えた異教徒も含めた公正である。

また現代国家では、安全保障は、イスラーム支配の特権でなく、異教徒の国家であっても安全保障が有効に機能しているともワフバ・アッズヘイリー博士は同書で指摘している。その意味はイスラーム信仰の自由が許されていることが判断基準となる。アッズヘイリー博士は、現代世界では、安全保障（アマーン）を異教徒支配の国でも担保されているとしている。つまり、国交が締結されていれば、異教徒支配国家内で、イスラーム教徒の生命、財産、宗教、その他の人権が保障されることが可能だとしたのである。この点は新しい点だ。

アッズヘイリー博士は、「戦争の家」が、イスラーム教徒のジハードの領域でないとしている。「戦争の家」という用語があっても、イスラーム教徒と異教徒との関係は、和平の状態であるとして、和平が基本であるとする。

このように、「イスラームの家」、「戦争の家」の二つの用語は、『クルアーン』にはないものの、常に『クルアーン』に回帰するイスラーム法学者たちの信仰と実践の成果として生み出されたものなのである。

ここから見ても、二つの用語がジハード論でないことは明白である。

## 3-4. 信仰箇条の現実的対応としての異教徒との法規範

### 3-4-1. 法管轄権を示す用語「イスラームの家」、「戦争の家」

イスラーム教徒と非イスラーム教徒の存在における関係を聖典『クルアーン』と、イスラーム初期の預言者と彼の教友たちの実践を法源として法規範の体系化を試み、その成果は、象徴的言葉を用いれば、「イスラームの家」と「戦争の家」という用語に集約されたと言える。この二つの用語の法的考察は、欧米のオリ

エンタリストや、イスラーム教徒の多数が、異教徒との戦争がイスラーム教徒に課せられた義務であるジハード（聖戦）の証左との思い込み、信じて疑わない。ハナフィー学派と、シャーフィイーなどがイスラーム教徒支配領域と、非イスラーム教徒の支配領域を「法管轄権」という法的観念で、イスラーム教徒と異教徒の恒常的関係（平時においては条約、そうでない場合は戦争勃発の可能性を否定しない関係）という条約と戦争における関係の法を見出していったのである。その理由はイスラーム法規範が信仰箇条レベルの現実的適用であるからだ。法益とは権利をめぐって考察されるのであるから、法益と権利の実際の意味は非常に近い、あるいは時として同じ意味に用いられる。法益が侵害されたという表現があるとすれば、それは権利が侵害されたとの言い換えも可能だからである。

### 3-4-2. ローマ法の先例としての分類

アッズヘイリー博士は次のように述べる。

この２分法は、聖典『クルアーン』にも、預言者言行録にも見出せない。ジハードはイスラーム教徒と、それ以外の人たちとの自然な関係とは言えない。非イスラーム教徒に対しては、イスラームへの入信への招待が第１であり、平和的で親愛の情をもって信仰布教をを行うのが基本である。ただ現実を見れば、普遍性と地域性の調和的均衡を維持しようとするイスラーム教徒集団は積極的改宗布教はしない傾向が見られる。

ローマ帝国はローマ市民と州民、そして外国人に分類している。外国人とは本質として「敵」と呼ばれ、条約や同盟が締結されていなければ、財産などに関して法的保障を受けることがなかった。[12]

### 3-4-3. 「戦争の家」をジハード領域と理解する間違い

.「戦争」を含めた概念について

イスラームにおける言葉、あるいは概念を理解する場合、反対解釈については「言及しない」と答えるのが常だ。私たちの用法は修辞法を含めて対比概念

を用いることの効果を享受する。戦争と言えば平和がそれだが、これとても歴史的文脈で生まれた対比語であって、言語的意味と用法における対比概念ではない。これについては後述する。イスラーム解釈法（ウスール・フィクフ）では、対比概念検討に有意義な概念が「反対解釈」の分析に見ることができる。

「聖法の明文は、明言されていることの反対のことに対しては何の判断も示さない。…明言されない法判断が知られるのは、「元来は許容」の原則に含む別の法的根拠のうちのいずれかによるものだからである。」[13]

これは聖法の明文とは聖典『クルアーン』啓示であるが、その啓示が１）性質、２）条件、３）目的、４）数、５）ある制約によって限定された場所での明言判断に関する法言である。

反対概念が具体的に知られるのは、「元来は許容」イスラーム法判断過程の原則においてである。イスラーム法判断というのは、『クルアーン』の具体的適用での判断であるが、法判断過程は、正しい唯一神アッラーが創造したものは正しく、善であって、悪を創造することはあり得ない、故に、言及されていないことは原則ハラールという法言を前提として行われるのである。

通常理解と違う反対解釈概念は、『クルアーン』の啓示を信仰の導きとして生きるムスリム（イスラーム教徒）の誠実性を示している。そしてまた「法判断の原則はハラール、あるいはムバハーハ（許されたこと）」であることも示している。

さて、「戦争」の反対概念ついて『クルアーン』を見れば、それはスィルム（条約）であって、サラーム（平和）でないことが分かる。なぜなら、サラームは神の別称であり、またあなたが神と共にありますようにとの願いを込めた挨拶である。つまりサラーム（平和）は、ハルブ（戦争）の反対概念でないのである。

「だがかれらがもし和平協約（スィルム）に傾いたならば、あなたもそれに傾き、アッラーを信頼しなさい。本当にかれは全聴にして全知であられる。」クルアーン 8:61

その理由は、「戦争の家」とはイスラーム法が適用されていない領域で、異教徒支配の領域である。それが終結するのは、和平協約締結においてである。

和平と平和は日本語で意味が違うが、同じ語根のサラームとスィルムもまた意味が違う。後者は相手を理解して条約を結ぶという意味である（『ジャラレーン』）。

### 3-4-4. 欧米のイスラーム研究者たちや、国際法の専門家、そして一般イスラーム教徒の戦争理解

一様に、ジハード（聖戦）を恣意的に解釈しているのは明らかだ。まずジハードは信仰箇条レベルでは、アッラーへの道を目指す信徒の信仰実践で、それにはイスラームの防衛を含むが、実践と言っても具体性に欠くのは、どのような具体的信仰実践がアッラーへの道であり、どのような具体的実践がジハードであるかが明らかでないからである。一般のイメージとしてのジハードは、「アッラーフ・アクバル（アッラー（唯一神）は（他の何ものに比しても）偉大なり）」を叫び、敵に果敢に戦いを挑み、自己を犠牲にするというものだろうが、実際の戦いの多様性を見れば、イメージでしかない。それを現実的対応の法規範レベルに移行させるなら、戦闘の指揮、指揮権、命令系統、敵地でのイスラーム軍の行動、戦利品、非戦闘員（ムスリム、非ムスリム）の生命、財産、安全をめぐる権利といった一連の法規範として体系化されなければいけない。まさにその法的作業を行った成果が、シャイバーニー『アッスィヤルル・カビール』[14]である。それらの考察は権利を基礎として展開されているだが、彼の著作をジハードに基づくイスラーム征服事業の法的表現としてしか位置づけてない意見もある。イスラーム法学者たちは、戦争と平和を対比概念として理解していない。「戦争の家」と「イスラームの家」の対比概念用法がそれの証左でもある。

マジード・ハッドゥリー『イスラーム国際法』もまた、イスラーム法学者の伝統的理解と違っている。なぜなら伝統的理解とは、常に『クルアーン』を導きとして、その信仰レベルでの理解を現実適用の法規範する過程におけるものであるからだ。

「イスラームの宗教は、単一の民族の間で生誕し、他の民族の間へと伝播していったものであるが、国家を、人類のイスラーム改宗化という教義上または究極の宗教上の目的を実現するための手段として使用したのであった。イスラーム国

家は、必然的に他民族を折伏してイスラームに改宗させようと努力する覇権主義的・領土拡張主義国家となっていった。すでに最初の時から、戦争の法、すなわちジハードは法学者たちが取り組むべき喫緊の主要な関心事であった。イスラーム国際法とは、本質的に戦闘行為と戦利品の分配を規律する法であった。この法の狙いは、イスラーム国家が人類全体を吸収し得るという仮定の上に立って、その暫定的目的の実現を目的とするものであった。なぜなら、イスラームの理想がいつの日か達成されたとしても、少なくともイスラーム法と非イスラーム国家の関係に関しては戦争法の存在理由が消え失せるというものではなかったからである。しかしながら、イスラーム拡張の波は地球を取り巻くまではいたらず、イスラーム国家は、ジハードすなわち戦争法の中に描きこまれた理由とは別の理由から他の民族との関係調整を図らねばならなかった。他民族との平和的関係を律する法が、理論の上で暫定的な性格を持つものであったが、イスラームも服さざるを得なくなった生活上の諸々の現実の重さから湧き出たものであった。スィヤル、すなわちイスラーム国際法の観念は、必然的に拡大され、他民族との敵対関係のみならず、平和的関係も包含するようになった。戦争の終結とは停戦、条約の締結、ならびに個人が商業その他の平和目的から他の領域に移動することに関する法規や慣行が、必要に迫られて発達していった。」[15]

上記は、イスラームの誤ったイメージであることから、長文であるが、引用した。

この見解は、聖典『クルアーン』の啓示、イスラーム初期の歴史である預言者ムハンマドと彼の教友たちの言動（ことばと実践）、そして先に述べたイスラーム法規範の形成と論理的に矛盾している。

１）「宗教に強制なし」と聖典『クルアーン』にあるように、ムハンマドが伝えた啓示以外の一神教の啓示に従う人々を認めており、強制、脅し、あるいは武力、によるイスラーム化は否定されている。

２）シャイバーニー『アッスヤルル・カビール』の書は、イスラーム勢力が妥協をせざるを得なくった環境の中で書かれたものではない。それはイスラー

ム初期から、イスラーム教徒、非イスラーム教徒を含めた人々全般の権利関係を具体的事案に対して法判断をするというイスラーム法学の伝統を承継しており、その中で戦争状態における異教徒の権利関係に対する法規規範を聖典『クルアーン』から導き出したものである。

それ故に判例集としての性格が著書の書き方に現れており、「イスラーム国際法は、現代の国家法や国際法が様々なる法源を基礎として、様々なる強制力によって維持され、相互に異なる別個の存在であるという意味において一つの独立の体系ではない。」との指摘は、これが具体的事案を想定しての法学問答集であることを反映していることに対する感想的表現である。ここでの「体系」を法（体系）として性格を持つものでないという意味であるが、イスラーム法学派の書の記述様式は最初から具体的事案を想定しての法学問答集で、同一分野事案に分類されてまとめられていることからの指摘である。

３）世界のイスラーム化の現実における挫折の結果の異教徒の関係調整法という指摘も、前記指摘から妥当性がないと言える。

４）この見解の最後の部分、「他の民族との関係調整・・・、他の民族との平和関係を律する法」の部分である現実生活における導きとして聖典『クルアーン』の法的規範性の抽出作業から始まったのであって、それが結果でないのである。原理原則、世界のイメージは人が想像にあるのではなく、聖典『クルアーン』の中にあるのであって、従ってイスラーム教徒自身は例え彼に世界のイメージが沸き起こったとしても、それは自分のイメージとしての自覚があり、普遍的なものであると主張することはないし、その実現を他の人々に対し唱道することもない。あったとしてもそのような表現はない。また自分の見解はこうであるが、アッラーがより良くご存知であるという表現を用いる。あくまでも聖典『クルアーン』の世界観であることを確認して唱道するのである。したがって、征服構想に基づく世界観という指摘は妥当とは言い難い。

また世界のイスラーム化という指摘は、聖典『クルアーン』に基づき、「宗教に強制はない」（『クルアーン』2:4256）と、「人々よ、我（神）はあなたたちを男と女として創造し、あなたたちを民族、部族に分け、お互いに知り合う（交

流）するとした。」（『クルアーン』49:13）という啓示によってイスラーム学者が常に、繰り返し反論するものである。

ここでの民族は現代世界の全ての民族を想定しているわけでなく、当時のそれである。タフスィール・ジャラレーンによれば、民族とはアラビア半島ヒジャーズ地方とティハーマ地方のキナーナ族であるが、イスラームがムハンマドの一族であるクライシュ族の枠を超えた普遍的宗教であると理解される啓示である。

５）用語「平和」の用法である。『クルアーン』の用法を見れば、条約は平和（サラーム）と同じ語源を持つ条約（スィリム）であり、その意味は、『クルアーン』解説書である『ジャラレーン』によれば、「相手を理解して戦争のない状態に入ること」であり、戦争（ハルブ）の対比概念として用いられている。

「だがかれらがもし和議協定（スィルム）に傾いたならば、あなたもそれに傾き、アッラーを信頼しなさい。本当にかれは全聴にして全知であられる。」（『クルアーン』8:61）

したがって、戦争と平和というローマ帝国の支配下の平和概念であるパックス・ローマ（ローマの平和）や、宗教戦争や、ナポレオン征服戦争の歴史を経、さらに第１、第２次大戦を経た欧米の戦争と平和概念とイスラームのそれとは一線を画する。

６）国家間の戦争であれば、戦争の終結とは停戦、条約の締結などがあるが、ハッドリーは欧米の読者を想定している。これは既出の『クルアーン』8:61 の啓示であり、それはまた、異教徒の存在を承認しており、異教徒への征服事業の中断でもなんでもない。

７）「個人が商業その他の平和目的から他の領域に移動することに関する法規や慣行が、必要に迫られ発達していった。」となっているが、聖典『クルアーン』も、それに基づいてイスラーム法学者たちが導きだした法規範も、戦争状態における経済制裁や、通商の断絶を認めていない。なぜなら、通商は人々が必要としているという商業の民の伝統があるからである。またイスラーム軍の基本型は通商交易を行うラクダのキャラバン（隊商）である。それは略奪から

商品を守るための武装キャラバンであり、イスラーム戦闘部隊に容易に変容できるという性格を持っていた。従って、通商交易が常態であり、戦争状態は非常、あるいは一時的状態であり、常態への復帰を基本とした法規範であるのが当然であると言える。アッズヘイリーは戦争状態にあっても物資の交換、つまり交易は人々の生活に必要であり、断絶させないのがイスラーム法規範であるとしている。

８）イスラーム法学のアラビア語文献を第１次資料としてイスラームについて欧米読者に英語で解説し、さらに米国ジョーンズ・ポプキンズ大学で教えたハッドゥリーがさらに以下のような解説を加えているが、それはイスラーム法学書の解読の反映である。

「ジハードの教義、ダールル・ハルブ’（戦争の家）を根底から　ダールル・イスラーム（イスラームの家）に改変させる手段が、ジハードであった。・・・何よりもイスラームの究極の目的－イスラーム信仰を全世界に広く宣伝流布すること、そしてアッラーの主権を世界の上に確立すること－を実現するために国家が臣民総体に課した政治的責務であった。」[16]

全てをイスラームの家にすることがアッラーの命令として断言されているわけではないだろうに。アッラーの賞賛が高く掲げられるようにとの啓示はあるが、それは信仰箇条であって、それが現実生活での適用としての法規範は、ジハードの定義にあるように､防衛戦争でしかありえない。侵略戦争であるなら、常に侵略事業が継続されてなければならないからだ。

彼の言葉は、次のようなイスラーム法学者の著作の反映でもある。

「現実は現実であり、法規範は法規範であり、其々別物だ。彼らは私たちに、アラブと、当時のペルシャ、ローマのような国との実際の戦争状況を映し出してくれる。つまり、イスラーム教徒に対する敵対行為故に、イスラーム教徒の敵に対する戦争遂行で、敵国を敵の土地をとしているのである。」[17]

アッズハイリー博士は、彼の著書の中での､「戦争の家」の定義で、ハッドゥリーを間違いとし、アブドル・ハッラーフの定義を正しいとしているが、ハッ

ドゥリーの一連のイスラームの異教徒との関係を述べる、刺激的文体を併せると、本稿を書いている私もまた、ハッドリーが誤解を招く方向へ進みすぎたと言わざるを得ない。

「彼はイスラームの家との関係において、戦争の家を恒常的敵と見なしている。それは間違いである。なぜなら、戦闘領域における敵とは状態であり、限定されるからである。」

つまり戦争はある特定状況の特定の人間関係であり、どちらの側からの意図的動きがなければ、敵でも何ものでもない。」[18] 敵関係とは攻撃の実行を予想されない状況ではあり得ないからであろう。従って、彼の学派は、敵ということばと、戦闘員という言葉を同義語として扱うには慎重になってくる。

### 3-4-5. ハナフィー学派とシャーフィイー学派のジハード概念の比較

ハナフィー学派は二つの家を認めているが、戦争の家は異教徒の法管轄権を認める前提で、条約があれば戦争がない、なければ戦争が起こる状態にあるとしている。

シャーフィイーは法管轄の二分ではなく、イスラームはイスラームで戦争、あるいは条約締結した異教徒の関係をイスラームの立場から規定しているだけである。

後者によれば、戦争の発生は現実として否定できない、そしてその原因が消滅すれば存在しなくなるというものである。

シャイバーニーなどのハナフィー学派や、シャーフィイーなどのイスラーム法学者たちが、『クルアーン』から規範を演繹して、前記の国際法規範を抽出、整理、体系化したことは、彼らは、異教徒の存在、異教徒たちの政治組織体と、異教徒の主権国家を認めるなかで行ったという点において、それが彼らの『クルアーン』に基づくイスラーム理解であることになる。

ハナフィー学派やシャーフィーの見解は、非イスラーム諸国が抱く、ジハードを大義として、異教徒の存在を否定し、改宗しなければ、存在の抹消を目指すというイスラーム過激派のイメージはこれが間違ったものであることの証左

にもなる。

「イスラームの家」、「戦争の家」の二つの用語は、イスラーム法学者たちが、法管轄権に基づく異教徒の関係の法規範を体系化するための前提的構想である。

以上のことは、構想として簡単であるが、論理的に位置づけることは思いの外困難であるように感じている。ただ、その頼りの綱は、ハナフィー学派が、イスラームの家と、戦争の家と、イスラーム共同体と、それ以外の共同体、あるいは国家、あるいは組織を二つの法管轄の下にあるとし、イスラーム教徒の支配が及ばない領域の法管轄権を認めた上で、シャイバーニーに代表されるイスラームの戦争法規である『アッスィヤル　カビール』を著し、それに対し、シャーフィイーは二つの家を認めなかったが、異教徒との法的権利の確定である紛争処理の規定について著書『ウンム』で、戦利品分配（46 章：كتاب الفيء والغنيمة）、ジハード（47 章الجهاد）、人頭税（48 章الجزية）、協定（49 章دوه عل ا）、休戦協定（49 章المهادنة）、人頭税、和議、保護民たち（ズィンミーの民）規定（50 章أحكام في الجزية والصلح وأهل الذمة）について述べ、それに続く章で、イスラーム教徒同士の紛争における反抗者、反逆者との戦い（52 章قتال أهل البغي وأهل الردة）

## 4. スィヤルをめぐる論点

西暦８世紀後半のハナフィー学派の法学者であるシャイバーニー（ابو عبد الله محمد الحسن الشيباني Abū ‘Abd Allāh Muḥammad ibn al-Ḥasan al-Shaybānī、749- 805）は『アスィヤルルカビール』を著した。その内容は、イスラームの法規であるが、イスラーム軍がイスラーム領土内外で行動に関して規定している。その主項目は、１）指揮官、２）軍、３）戦闘、４）軍馬、５）神聖月での戦闘、６）アラブ移民、７）戦闘傷害、８）戦死者との血縁関係、９）戦死者に対する涙、10）敵の首の指揮官への提示、11）戦闘開始条件、12）戦闘での騙し、13）戦線離脱、14）戦争の家（敵の支配領域）でのイスラームへ改宗した者の取り扱い、14）負傷者への薬剤手当、15）金の捕獲品、16）協定を締結者たちの財産の取り扱い、17）多神教徒のモスク入内、18）婦人たちのトイレと馬での移

動、19）多神教徒の所有物、20）指揮官統率下ジハード、21）戦利品の分配と寄付、22）支配者への服従が必要な場合とそうでない場合、23）婦人の戦闘参加、23）ジハード遂行能力、24）ムスリムと婦女子、奴隷、保護民の安全保障と条件、25）異教徒の婦女子、26）安全保障（条件、使者、イスラーム支配領域か、敵の支配領域での基準、司令官の保障）、27）異教徒戦闘員捕虜、28）兵馬武器、29）反逆者、30）刑事犯、31）ムスリムと保護民の遺産相続問題、証言能力などである。

総じて、その内容はイスラーム軍の戦闘地での行動規範であるが、同時に、ムスリムと保護民の戦闘地で財産権、訴訟での証言能力など私法についても触れている。

現代の研究者は同書によってシャイバーニーをイスラーム世界のグロチウスとも呼んでいる。オランダ人で国際法学者の父と呼ばれるグロチウスは、オランダ船の貨物が英国軍によって簒奪された場合に何によってその所有が英国に所属するものになるかなどを考究し、海洋法など一連の国際法著作を著したのである。一方、シャイバーニーの『アッスィヤル・カビール』もまたイスラーム軍が戦闘地で行動した場合、同地域での私的財産や戦利品、保護民、婦女子の安全保障などの問題を扱ったのである。

ここで明らかなことは、同書が戦争法規と言えない側面を持っていることである。なぜなら、戦争、和議、協定など国と国との戦争の開始と終結を主軸に体系化された法規範ではないからだ。

## 5. マジード・ハッドゥリー『戦争と平和』のタイトルの問題性

### 5-1. ハッドゥリーの著書『War and Peace in the law of Islam』の書名問題

マージド・ハッドゥリー（Majid Khadduri）はシャイバーニー『アスィルル・カビール』を訳している。一方、欧米の読者を対象に、『イスラーム法における平和と戦争　War and Peace in the law of Islam』New York : AMS Press、1979を著している。

彼の書名にある War and Peace ( 戦争と平和 ) は、イスラームの文脈では意味

をなさないことを指摘せねばならない。なぜなら、聖典『クルアーン』において、Peace（平和）はアッラーの別称であるからだ。つまり、平和とはアッラーへの完全な帰依の結果至るアッラーと、アッラーの御許（天国）のことであるからである。つまり人間と人間の戦争のない状態関係を示す用語として、イスラームは、そして『クルアーン』は Peace（平和）を用いないのである。

『クルアーン』そのもの、そしてイスラーム法学書に親しんでいたハッドリーが、同書のような、対比概念でない用語を並べて書名としたのは何故だろうかという疑問は涌く。彼の用法は、欧米読者、ひいては英語を理解し、『クルアーン』に親しむことのないイスラーム教徒や非イスラーム教徒にイスラームの戦争概念の誤解を引き起こす。

その根拠は彼が翻訳したシャイバーニーの本の序文を書いたことばから推測される。欧米の読者を必要以上に意識した結果であろう。そして欧米では、30年戦争などから、War（戦争）の対比語として Peac（平和）を対比概念とした。そしてグロチウスは、それを当然としていた。

マージド・ハッドゥリーは前記著作を通じて、イスラームの戦争と平和概念を説明したが、『クルアーン』の用法と比較した場合、適切な叙述でないと言える。

またシャイバーニー『イスラーム国際法』を英訳したが、同書は、いわゆるイスラームの戦争法規の書であるが、それはイスラーム軍の戦闘地での行動規範、イスラーム教徒戦闘員と兵馬、敵戦闘員、そして戦闘地域での非戦闘員（ムスリム、保護民、婦女子老人）との安全保障を含めた権利関係についての法規範を述べているのであって、イスラームの戦争と平和に対する立場を述べたものではない。

しかし、イスラームでは戦争が平和と対比概念として扱われることはない。戦争の対比概念はスィルム（条約、協定）であって、スィルムは同じ語源であるものの、サラーム（平和）と同じ意味ではない。これはすでに述べた。

戦争と平和を対概念として理解してしまうと、イスラームの征服の正当化の書となってしまう。事実、同書の序文を書いているフィリップ・G・ジェッサッ

プ（国際司法裁判所裁判官）は、イスラームの征服、世界のイスラーム化への事業が義務とされたかのように記しているのは、錯誤が生じた結果といえないだろうか。

シャイバーニーの『イスラーム国際法』は、内容から見ても、イスラーム軍が敵地に入って直面する、あるいはしたであろう権利関係について、法的問題のケース毎に答えたていったものであることは明らかで、それは法学者の立場から『クルアーン』の導きを実際適用するための法的規範を抽出していったものと言える。

## 最後に

イスラームにおいて教義上も、実践上も世界征服によるイスラームの世界化などの構想はない。『クルアーン』を導きとして、具体的事案に対する法判断を行った結果としての成果が、「イスラームの家」、「戦争の家」、そして異教徒の条約締結による和平など法規範が結集されていたのである。

またイスラームは普遍宗教であるが、実践においては地域性を有し、排他的である。しかい排他的というのは、他の地域の政治に介入しない、権利を認めるというものであり、自治の承認である。

ジハードは防衛戦争であって、地域としての信徒集団への敵対行為に対して行われのであると言えよう。

●注

1．「第２の伝承」イマーム・アンナワウィー『40 のハディース』黒田壽郎訳、イスラミックセンター・ジャパン

教友たちの前で、天使と預言者ムハンマドに問答によって端的に示されたことである。

問答の過程で唯一神と信徒との関係性を規定している。創造者である唯一神は、創造されたもの（被創造物）一切が似ているものはないことを示し、唯一神と信仰者とが現世においてまみえることはないことを示しているのは、唯一神の伝達が天使たち、伝える人々から選択された使徒たちを介して

成立しているからである

2．日本ムスリム協会訳『クルアーン』3:19、

3．『クルアーン』5:3

4．『クルアーン』21:107

5．信仰への招待におけるアッラーの立場、信仰の導き方、そして先行した信徒たちの教訓からなる『クルアーン』第１章の構造分析については拙稿を参照。
「イスラームにおける慈愛と慈悲から導きだされるもの―アッラー信仰への招待でのアッラーのイメージ―」、『シャリーア研究第十二号』拓殖大学イスラーム研究所紀要 2015
「ファーティハ章の構造的理解」,『シャリーア研究第十二号』拓殖大学イスラーム研究所紀要 2014

6．前掲

7．『クルアーン』2:256

8．イブン・カスィール『クルアーン解釈書』第１章
ابن كثير" تفسير القرآن العظيم"
Ismail ibn Kathir “Tafsīr al-Qurʾān al-ʿaẓīm”

9．イスラーム教徒同士の関係、および異教徒との関係について、以下の本を参考にしている。
ワフバ・アッズヘイリー『イスラーム法学における戦争とその影響』
マージド・ハッドゥリー『イスラーム国際法』
Majid Hddari “War and Peace in Islam”

10. 『クルアーン』14:10 の解説『クルアーン解説書ジャラレーン』、他クルアーン 16:10、29:53,35:45,42:14,72:4 を参照されたし。

11. ズヘイリー ,PP.166-176
同博士の分類は、シャーフィイーを踏まえたものである。

12. ズヘイリー、p.194

13. アブドル・ワッハーブ・アルハッラーフ『イスラームの法』中村廣治郎訳、東京大学出版会、1984、pp.203-213

14. 『イスラーム国際法―シャイバーニーのスィヤル 』マジード ハッドゥーリー（翻訳）、 眞田 芳憲（翻訳）、中央大学出版会、2014

15. pp.4-5

16. p.15

17. ズヘイリー、P.192
彼は、ここで、エジプトの学者で、アズハル総長も務めたムハンマド･アブー･ザフラの言葉を引用している。

18. ズヘイリー、P.196

# イスラームにおける音楽に関する規定

森　　伸生

## はじめに

アラブ・イスラーム諸国を旅した人は、街角の喫茶店に足を踏み入れると、大音量の音楽に驚かれることがあり、またその街なかだけではなく、車やバスの中まで含めてあらゆる場所で人びとの生活とともに生き生きとした音楽が流れている場面に遭遇することがある。一方では、イスラームの教えでは、音楽は禁止されているとも聞かされることがあり、その現実と教えのギャップに戸惑うことがある。そのような人から、音楽に関してイスラームではどのようにとらえているかとの問を受けることがたびたびあるので、ここに音楽に対するイスラーム法的見解をまとめてみることにする。

国内のイスラーム団体である（宗）日本ムスリム協会の音楽に対する見解が「【スピリチュアル・ビートルズ】イスラーム世界とビートルズ」のコラム・サイトに引用掲載されている。その内容は「クルアーンにも預言者伝承でも音楽に関しては直接の言及はありません。だが、後代の議論の中で、イスラームでは音楽は大多数の学派の学者によって禁止事項とされるようになりました。その禁止理由は、イスラームで禁じられた行為に近づかないようにするための予防策です。つまり、音楽に熱中することによってイスラームに定められた行うべき義務行為を失念することになったり、その場でイスラームで禁じられたものの飲食や禁じられた行為を誘惑されたりすることが起こるからと、考えられています。しかし、イスラームの教えに反するものを含んでいなければ、許されるとする見解もあります」[1]であるが、それはコラムの著者が日本ムスリム協会に質問して得たものであろう。

平凡社のイスラーム事典（電子版）では、前島信次の解説で、「イスラーム時代になると、歌舞音曲 がシャリーア（イスラーム法）に合するのか、それとも禁じられているかについて、さまざまな議論が行われた。コーランには、これについての明文はない。ハディースには、合法だとするものと、否定する

ものとの双方があって、いずれとも決し難いが、結局、ハラーム（禁止）ではないが、推奨はできぬもの（マクルーフ：忌避行為）とする説が圧倒的のようにみえる。」となっている。

岩波書店のイスラーム辞典では柘植元一が「イスラーム世界では〈歌舞音曲は宗教的にはマクルーフである〉という解釈が一般的である。楽器は概して“マラーヒー（気晴しの道具）”と呼ばれ排斥される傾向にあった。」としている。

日本ムスリム協会、ならびに各事典・辞典においても、クルアーンにもハディースにも音楽の合否について直接的な表現はされていないと説明がある。いずれにしろ、後代の学者によってイスラーム法的判断が出されたことになる。ムスリム協会の説明では、多数派が禁止で、少数派が許可とし、二つの辞典ではマクルーフとしている。そこで、歴史的に禁止とする見解、許可とする見解、さらに、現代における見解を検証することにする。

## 1　音楽を禁止とする見解の根拠

### （1）クルアーンの節からの根拠

音楽を禁止とする学者はクルアーンの次の一節を根拠としている。

「だが人びとの中には、無益の話（ラフウ・アルハディース）を買い込んで、知識もないくせに、（人びとを）アッラーの道から背かせ、（正しい道に）嘲笑を浴びせる者がある。」（31 章 6 節）

この節の中で問題となる箇所は「無益な話」（ラフウ・アルハディース）である。タフスィール（クルアーン解釈）では以下のような解釈が見られる。

10 世紀半ばのバグダードの著名な学者、タバリー（839 - 923）のタフスィールでは、教友（預言者ムハンマドに直接に接した世代のムスリム）イブン・アッバースの言葉「それは歌である」[2]と、教友ムジャーヒドの解釈「ラフウ・アルハディースは太鼓である」[3]をあげている。

14 世紀にシリアで活躍したハディース学者、タフスィール学者、イブン・カスィール（1300 頃 - 1373）のタフスィールでは、ハサン・バスリー（642? - 728、タービウーン [ 教友の後継世代 ] の一人）の解釈「この一節は歌とマザー

ミール（ミズマールの複数：笛、木管楽器）に関して下った」[4]をあげている。

同様に、14 世紀のハンバル学派の法学者イブン・カイイム（1292 - 1350）は次のように説明している。「ラフウ・アルハディースに関するサハーバ（教友たち）やタービウーンのタフスィールが歌としていることで十分である。そのことはイブン・アッバースとイブン・マスウードからも正しく伝えられた。アブー・サフバーウ（タービウーンの一人）が伝えているが、私がイブン・マスウードに『だが人びとの中には、ラフウ・アルハディースを買い込んで、』の一節について尋ねたところ、彼（イブン・マスウード）は『アッラーに誓って、それは歌である』といった。彼は三回繰り返した。そして、イブン・ウマルからも同様にそれが歌であるとの解釈が伝えられた。」[5]

20 世紀のサウジアラビアのタフスィール学者、サアディー（1883 - 1957）はタフスィールで次のように表現している。「これにはすべての禁じられた言葉とすべての無益な言葉が入る。これらは不信と不服従を望む言葉である。また、真理に反ばくするために無効なことで議論をしかける者たちの言葉である。それはギーバ（陰口）、ナミーマ（中傷）、カズィブ（虚偽）、シャタム（罵り）、サッブ（侮辱）である。また歌であり悪魔のミズマールである。宗教でも現世でも価値のない遊戯的な事柄である。」[6]

同節の「ラフウ・アルハディース」は日本語訳では「無益な話」となっているが、歴代のタフスィール学者たちは教友の解釈を根拠として、それは「歌」であり、さらに「太鼓」、「笛」などの楽器であるとし、禁止の対象とした。サアディーに至っては他の禁止されている道徳的な行為をあげ、それと同列に歌をあげ、無価値の行為としている。

歌を禁止する根拠に他の節もあげられている。

「あなたがたはこの話を聞いて驚いているのか。嘲笑はしても、泣かないのか。あなたがたは自惚れの中で時を過ごすのか（アントム　サーミドゥーン）」（53 章 59-61 節）

この節について、イブン・カイイムは次のように伝えている。「教友のイクリマがイブン・アッバースからの伝聞として伝えていることに、『サーミドゥー

ン』とはヒムヤル族（イエメン）の言葉では歌うことである。さらに、イクリマは『彼らはクルアーンを聞いていたとき、歌っていたので、その時にこの一節が下った』と伝えた。」[7]

イブン・カスィールもタフスィールの中で次のように解説している。「『アントム　サーミドゥーン』について、スフヤーン･サウリー（716 - 778、クーファの学者）は父からイブン・アッバースの言葉を伝えている。『それは歌であり、イエメン風である。』同様のことをイクラマも伝えた。」[8]

この節においても、直接的な表現ではなく、教友の解釈として、「歌」の禁止としている。しかし、クルアーンの解釈でヒムヤル族の言葉であることを原義として採用することに正当性があるのは疑問の残るところである。

もう一節、「歌」の禁止の根拠として「おまえの（魅惑的な）声で彼らの中のできる限りの者を動揺させ、おまえの騎兵や歩兵でかれらを攻撃しなさい。」（17 章 64 節）があげられている。この節は、アッラーが悪魔に自分の声で人々を迷わせることができるならばやってみよと悪魔に挑戦させている場面である。ムジャーヒドは悪魔の声とは歌でありマザーミールであると説明した[9]。つまり、音楽を聴くことは悪魔の声を聞くということであろうか。それは音楽が人心を惑わすものであるとの主張と理解される。

**（2）ハディースからの根拠**

一方、ハディースにおいては「歌」と「楽器」の禁止について、かなり明確な表現が行われている。

教友アブー・アマーマが預言者の言葉を伝えている。

「カイナート（歌い女）を売るではない。買うでない。（歌を）習うでない。彼女たちを売買することに良いことは何もない。彼女たちの値段はハラームである。このことでこの一節『だが人びとの中には、ラフウ・アルハディースを買い込んで』（31 章 6 節）が下った。」（アフマド、テルミズィー、イブン･マージャ伝承による）[10]

ここでは、歌を生業としている女性について禁止の判断を下していることによって、当然、歌そのものを禁止する根拠とされている。

教友アブー・マーリク・アシュアリーが預言者の言葉を伝えている。

「やがて、わたしの民のうちから姦通と絹と酒と楽器（マアーズィフ:弦楽器）をハラール（合法）とする者が現れるであろう。また他の者たちは山の麓に野営し、夕べに群を集める貧しい羊飼いに『今日はだめだ。明日来なさい』と追い払うであろう。これに対してアッラーは山を崩して夜のうちに彼らのある者を滅ぼし、他の者を復活の日まで猿と豚に変えるであろう」[11]

このハディースに関して、14 世紀初頭エジプトやシリアで活躍したハンバル学派の法学者イブン・タイミーヤ（1258 - 1326）は次のように言っている。「このハディースは楽器のハラーム（禁忌）性を証明している。楽器は楽しむための道具である。これはすべての楽器に与えられている名称である。」[12]

このハディースで楽器を禁止とする根拠が二つの側面から主張されている。ひとつは「ハラールとする者」との預言者の言葉である。そこで示されたものはイスラーム法的に禁止されるものとなり、そのなかに楽器が挙げられている。それはイスラーム法的にハラームなものとなる。ゆえに預言者はそれらの民がハラームなものをハラールとすると伝えたのである。つまり、違法な行為を行う者たちであるということである。二つ目は楽器をハラームなものと同列としたことである。ハラームなものは姦通であり、ハムル（酒）であり、明確な規定である。もし、楽器がハラームでなかったならば、そのようなハラームなものと同列にすることはなかったであろうとの主張である。

別のハディースでは、教友ナーフィウが伝えている。「イブン・ウマルはミズマールを聞いたので、彼は指を耳にあてて、道から遠ざかった。そして、彼は私に言った。『ナーフィウよ、何か聞いたか。』私は『いいえ』と答えた。そこで彼は耳から指を離した。そこで、彼は次のように言った。『私が預言者と一緒にいたとき、彼は同じようなものを聞き、同じように行った。』」これはアブーダーウード（817 - 889）のハディース集からである。

このハディースは預言者が楽器の音を遠ざけた状況を伝えており、楽器を禁止する根拠の一つとしてあげられている。

しかし、一つの見解として、このハディースは音楽のハラーム性を証明する

ものではないとの主張がある。「もしそう（ハラーム）であったならば、預言者はイブン・ウマルに両耳を塞ぐように命じたはずである。さらにイブン・ウマルもナーフィウに同様に命じたはずである。」との主張である。

そこで、それに対して、「預言者もイブン・ウマルもミズマールを意図的に聞くことはなかった。しかし、聞いてしまっただけのことである。そこでは、聞く者と意図して聞く者の違いがある。」との反論がある。預言者とイブン・ウマルが音楽を聞いたということで、音楽を許されるということにならないとの主張である。

イブン・タイミーヤがそのことで次のような見解を述べている。「人間が聞くことを意図しなかったならば、禁止も罪も起こらない。これはイマームたちの合意である。ゆえに、非難と称賛は精神的な充足感に関わることであって、聞くことだけではない。クルアーンを望んで聞く者には報償がある。しかし、意図せずして聞く者にはそれに対して報償はない。つまり、行動は意思によって決定する。」[13]

13 世紀のハンバル学派の著名な法学者イブン・クダーマ（1147 - 1223）も同様の見解を述べている。「ムスタミウは聞くことを意図している者である。このことはイブン・ウマルには起こっていない。彼には意図せずして聞くことが起こったのである。なぜなら、預言者は音が止んだことを知る必要があったからである。彼は道をわきへそれて、両耳をふさいだからだ。つまり、音がやむまでは、彼は道に戻ることができず、耳から指をはずすことができなかったのである。」[14]

ここで二人の学者は「意図」を重視した解釈を提示している。そこで、聞く意志もなく、音楽が耳に入ることは禁止とはしていない。いずれにしろ、クルアーンとハディースを根拠として、音楽演奏とそれを意図して聴くことを禁止とする見解が出来上がっていることが理解される。

## ２　音楽に対する総体的な見解

### （1）ワフバ・ズハイリーの解釈

ここまで個別的な見解を見てきたので、ここで総合的な見解を見ることにす

る。現代のイスラーム学者ワフバ･ズハイリー(1932 - 2015)が著書「タフスィール・ムニール」において「31 章 6 節」の解釈で、総合的な見解を示しているのでここにあげてみる[15]。

ワフバの解釈は以下の通りである。

「無益の話（ラフウ・アルハディース）を買い込んで」とは「損する品物を買い込む」状態に喩えた表現であり、「買い込んで」とは「交換する」の意味で使われている。「ラフウ・アルハディース」の意味は物語、伝説、笑い話、無駄話､外国の書物などから面白可笑しな話を引き出したり､歌い奴隷女と歌ったりして楽しませるものである。ラフウとは真実や善から外れる価値のないことすべてである。

この節が下った背景は以下の通りである。

教友イブン・アッバースがこの節について次のように語っている。

この節はナダル・ビン・ハーリスに関して下ったのである。ナダルが歌い女奴隷を買い、イスラームを望む者の話を全く聞こうともせずに、その者を歌い奴隷女のところ連れて行き､「彼に食べさせ、彼に飲ませ、彼に歌ってやってくれ。これはムハンマドが君を誘っている礼拝や断食よりもずっと良いものである」と言っていた。そこで、この一節が下った。

タフスィール学者、ムカーティル（ - 767）も次のように伝えている。

この節はナダル・ビン・ハーリスに関して下った。彼はペルシャへ商売で出かけていた時に外国の書物を買い込み、マッカに戻ってきてからその書籍の内容をクライシュ族の者たちに語っていた。彼は人々に､「ムハンマドはあなた方にアード族やサムード族について語るが､私はロスタム､イスファンディヤール（両者ともペルシャの伝説的英雄）の話、キスラー（ペルシャの王）伝説の話をする」と語っていた。すると、人々は彼の話をほめたたえ、クルアーンを聞くことさえ止めてしまった。

この節から導き出される法的判断は以下の通りである。

最も大きな罪はアッラーの言葉であるクルアーンから人々を遠ざけることであり、クルアーン以外のものを人々に聞かせ熱中させることである。例えば、

物語や伝説、笑い話、娯楽や戯言などの類でアッラーの教えを阻むのは、そこには人々を迷わす目的があり、そのようにしてクルアーンに対して傲慢な態度をとり抵抗する者は痛烈な懲罰を受けることになる。

イブン・マスウードとイブン・アッバースと他の者たちが「ラフウ・アルハディース」の言葉によって、マザーミールを聴くことと楽器でメロディーをつけて歌うことを禁じる根拠としている。この節は学者たちが歌うことをマクルーフまたはハラームとする根拠としたクルアーンの三節の一つである。二つ目は「53 章 61 節」（前述）である。三つ目の節は「17 章 63 節」（前述）である。

ハディース学者テルミズィー（825 - 892）と他の者の伝承で、教友アナス・ビン・マーリクは預言者の言葉を伝えている。「私は邪悪な呪われる二つの音を禁じる。それはミズマールの音と歌や娯楽時の悪魔のうめきである。」

アリーが預言者の言葉を伝えている。「私はマザーミールを壊すために遣わされた。」

イブン・アッバースが預言者の言葉を伝えている。「私はマザーミールとタブル（太鼓）を破壊するために遣わされた。」

アナス・ビン・マーリクが預言者の言葉を伝えている。「歌声を聴くために歌い女の処で座った者は来世にて彼の耳に鉛を注がれる。」

これらに基づいて、多くの学者たちが歌うことをハラームと主張している。

法学者たちの中で 4 法学派の学者たちが歌に対して以下のような見解を出している。

①ハラームな歌

それは心を動揺させるものであり、女性の美しさや女性を連想させる表現によって、またはハムル（酒）や禁じられたものを思い起こさせる表現によって、心に欲情や愛欲や破廉恥な考えを抱かせるものであるからである。それは全学派合意によって非難されるべき楽しみであり歌うことである。当然、それが許されないので、それによって料金を取ることも許されない。

②ムバーフ（許可された）な歌

それは上記のハラームな歌に示されたことから守られたものである。祭や結

婚などで祝する時に一部許されるものである。また、困難な状況で鼓舞する時に許されるものである。例えば、マディーナのハンダク（塹壕）を掘る時に起こったことであり、黒人奴隷がラクダ追い歌を歌ったときなどである。（別れの巡礼の時に、預言者の妻たちを引いていた黒人奴隷が上手なラクダ追い歌を歌うことができ、彼の歌でラクダを動かすことができたからである。）

③スーフィーが行っているような、楽器（笛の類、打楽器の類、弦楽器の類）によって音楽に熱中することはハラームである。

④戦争時の太鼓は問題ない。精神を鼓舞し、敵に脅威を与えるからである。預言者がマディーナに入る時に、預言者の前で太鼓が打たれたことがあり、その時に、アブーバクルがそれを叱って制しようとしたが、預言者は「アブーバクルよ、彼女たちをそのままにしておきなさい。そしてユダヤ教徒にも我々の宗教が開放的であることを知らせることができる」と言った。そこで、彼女たちは太鼓を打ち、「私たちは隣人のナッジャール族　なんとすばらしき隣人よムハンマド」と言って歓迎した。

⑤結婚披露宴にてドッフ（タンバリン）を使うことは問題ではない。同様に結婚披露宴で知られている楽器などや良い歌詞を歌うことなども問題ではない。

⑥保護者なしで女性が歌っていることを聴くことは許されない。通常的に歌うことを仕事とすることは愚かであり、その者の証言は無効となる。もし、継続しなかったならば、証言は無効とはならない。（証言者の条件に公正な人格が求められることにより、歌を続けることはその人格に疑義を生じさせるとの主張である。）

⑦アブーハニーファ（ハナフィー学派の名粗、699 - 767）、シャーフィイー（シャーフィイー学派の名粗、767 - 820）、アフマド・ビン・ハンバル（ハンバル学派の名粗、780 - 855）から歌うことは避けるべきことであるとの見解が伝えられている。タバリーが「諸都市のウラマーが歌うことが避けるべきことであり、禁止すべきことであると合意していた」と伝えた。

以上、ワフバ・ズハイリーのタフスィールから総体的な解釈に紹介したが、さらに4学派の諸主張を加えて見ることにする。

### （2）4学派の見解

イブン・タイミーヤが4学派の見解を示している。

「4学派の見解は楽器すべてがハラームである。ブハーリーの真正ハディース集と他のハディース集でも定着しているが、預言者が彼の共同体から姦通、絹、ハムル、楽器をハラールとする者はサルと豚に変えられるであろう、と伝えた。諸イマームに従う者で楽器に関することで異議はない」[16] このハディースについては先にもあげたが、歌のハラーム性について強い根拠となっていると理解される。

ハディース学者･アルバーニー（1914 - 1999）は「4学派は太鼓すべてをハラームとすることで一致した」[17] と説明している。

ハナフィー学派の見解についてはイブン・カイイムが述べている。

「アブーハニーファ学派はそのことについて最も厳しい見解である。彼の言葉が最も厳しいものであった。彼の弟子たちがミズマールやドッフなどすべての楽器（の演奏）を聞くことをハラームであると明らかにした。棒でたたくことさえも禁止した。彼らはそれがファスク（不義）になるマアスィヤ（不忠）であるとし、証言さえもそれによって無効となるとした。そのことによって、聞くことはファスク（不義）であり、それを楽しむことはクフル（不信）であると伝えた。これは彼らの表現である。彼らは『もしそのそばを通ることがあったならば、それを聞かないように努めるべきである。』と言った。

アブーハニーファの弟子アブーユースフ（731 - 798）は家屋からマアーズィフやマラーヒー（楽器）の音が聞こえてくる家について次のように言った。『許可なくても彼らの中に入り（やめさせなさい）、なぜなら、禁じられたことを禁止することは義務であるからだ。もし、許可なく入ることが許されなければ人々は義務の遂行は禁じられるであろう。』」[18]

マーリク学派の見解については、マーリク・ビン・アナス（同学派の名粗、708・16 - 795）の意見が伝えられている。

「マーリクは、道または集会場で太鼓やミズマールが鳴らされている状況でどのようにすべきかを尋ねられ、『それがあなたをまどわせるならば、その場

を立ち去りなさい。そうでなければ、必要に応じてその場にそのまま座るか、または（なんらかの理由で）立ち去ることができなければその場に座ることになる。道の途中であったならば、戻るか、進むか、しなさい。』と答えた。」[19]

また、マーリクはマディーナの人々が歌について許可を求めたときに、「それを行ったならば、我々では、フッサーク（堕落者、不義者）となる」と答えた[20]。

シャーフィイーは著書「アルウンム」に「歌はマクルーフな楽しみ（ラフウ）である。それは無駄で無益なことに似ている。それを重ねて行う者は愚か者であり、彼の証言も無効となる」と述べている[21]。

イブン・カイイムはシャーフィイー学派の見解について次のように解説している。

「シャーフィイー学派の学者たちは歌のハラーム性を明らかにした。それをハラールとする者を否定した。」[22]

イブン・カイイムはハンバル学派における見解についてアフマド・ビン・ハンバルの息子アブドッラーの言葉を伝えている。「私は父に歌について尋ねたところ、彼は『歌は心にニファーク（偽善）を育てる。それは驚くことでもない。』と答えて、マーリクの言葉『それを行うことは我々のもとではフッサークとなる』と言った。」[23]

イブン・クダーマが楽器について次のように見解をのべている。

「楽器の三種類はハラームである。それはアウタール、ナーヤート（葦の笛）、マザーミールすべてである。他にウード、タンブール、マアーズィフ、ラバーブ（弦楽器）などである。それらを聞き続ける者は彼の証言も無効となる。」[24]

また、イブン･クダーマは宴会に招待されたときの対応について述べている。

「宴会に招待され、そこに否定されるもの、例えばハムルなどがあったならば、それを否定することができるならば、出席して否定する。なぜなら、それは二つの義務を合わせることになる。もしできなければ、出席しない。」[25]

イブン・タイミーヤも「楽器の製作は許されない」[26]と言い、さらに、「楽器は例えば、タンブールである。多くの学者ではそれを壊すことが許されると

している」[27] と伝えている。

このように4学派では、音楽に対して非常に厳しい見解を出しており、楽器についてもそのものを否定する見解までが出されている。

## 3　例外的事例

### （1）祝祭の場合

音楽に対する見解を見てきたが、そこでは音楽に対する否定的な見解が主流となっているが、その中でも例外的に許可されている場合がある。それはイード（祭）や結婚式において女性がドッフを鳴らすことであるが、その場合でもハルハール（足首につける飾り）以外である。このことに関して、イブン・タイミーヤは次のように述べている。

「しかし、預言者は結婚などのときにはラフウの類を特別に許した。同様に、女性に対してはタンバリンを結婚や祝い事のときに特別に許した。預言者時代の男性については、誰一人としてタンバリンを打つことも、拍手をする者もいなかった。そのことはサヒーフにも示されているが、預言者は次のように言った。『拍手は女性のため、タスビーフは男性のためである。』、『男性のまねをする女性たち、また女性のまねをする男性たちはのろわれる。』歌とタンバリンをたたく行為は女性の行為とみなし、先人たちはそのような男性を女性的男性と呼び、歌を歌う男性も女性的男性と呼んでいた。これは彼らの言葉でよく知られていることである。

このことに関して、アーイシャの伝えるハディースがある。彼女の父がイードの時に彼女の部屋に入ってきたとき、彼女の部屋ではアンサールの娘二人がブアースの戦でアンサールたちが互いに話し合っていたことを歌詞にして歌っていた。そこで、アブーバクルは『使徒の家で悪魔のミズマールを吹き鳴らすとは何事か。』と言った。アッラーの使徒は二人から顔をそむけ、顔を壁のほうに向けていた。

そこで、彼（使徒）は『アブーバクルよ、二人をそのままにしておきなさい。すべての民族にはイード（祭）がある。これはイスラームの人々の我々のイー

ドである』と言った。このハディースで、明らかなことがある。これが預言者や彼のもとに集まる教友たちの慣習にはなかったことである。ゆえに、アブーバクルはそれを悪魔のミズマールとよんだ。そこで、預言者はその日がイードの日であるゆえに、また幼い子がイードの日々を楽しく遊ぶことを許していた。

同様に『多神教徒たちはわれわれの宗教に自由があり開かれていると知るであろう。』と預言者は言っている。」[28]

**（2）戦時の場合**

一部では、戦争における太鼓を例外とする見解がある。これに対して、アルバーニーが答えている。「その考えには何も正当な側面はなく、その一つは（楽器を）禁止するハディースの中で（戦時の太鼓使用を）特別とする根拠もなく、（そのことを）特別視しており、それは単なる見解であり、単に良いとするだけのことであるので、それは無効である。二つ目は、戦争状態においてムスリムたちに義務付けられるのは、心から主に向かうことであり、敵に対する勝利を主に求めることであり、それによって彼らの心を落ち着かせることができ、彼らの心を結びつけることができるが、音楽を使うことは彼らからそのような気持ちを損なうことになり、主を念じることから遠ざけることになる。アッラーは次のように言っている。『あなたがた信仰するものよ。（敵の）軍勢と遭遇する時は堅固にして意気をくじかれ、力を失ってはならない。耐えなさい。アッラーは耐え忍ぶ者と共におられる。』（8 章 45 節）三つ目として、それの使用は不信者たちの慣習である。不信者とは『アッラーも終末の日をも信じない者たち、またアッラーと使徒から禁じられたことを守らず、啓典をうけていながら真理の教えを認めない者たち』（9 章 29 節）である。かれらのまねをすることは許されない。とくにアッラーが私たちに全般的に禁じたことについては、例えば音楽のようなものである。」[29]

例外とする内容もハディースに示されている状況だけであり、それ以外では認められないとなる。ここで挙げてある戦争における太鼓なども基本的にはハディースの内容から外れたものであり、さらに宗教的な意味合いからも否定されている。ワフバ・ズハイリーの解釈ではそれが許される見解を紹介している

が。そこで、クルアーンとハディースを重視しながらも、理性を基盤とする解釈の仕方についてアズハルの見解を示してその見解の相違を見てみる。

## ４　アズハルの見解

アズハルが 1980 年 8 月 2 日付で音楽を聞くことについての法的判断を出している[30]。それをもとにして、アズハルの音楽に対する見解を解明することにする。それによって、上記に示した音楽に対する見解との相違について検討して見る。回答者は元アズハル総長ジャードルハック・アリー・ジャードルハック（1917 - 1996）であった。ファトワーの内容は【　】で示した。

### （1）人間の本能とシャリーアの役割

ジャードルハックは元アズハル総長マフムード・シャルトート（1893 - 1963）のファトワーを取り上げ、ラフウと楽器を楽しむことについての見解を示した。

【元アズハル総長マフムード・シャルトート師は音楽の習得と音楽鑑賞についてファトワーを出している。

「アッラーは人間に本能を与えて創造した。人間はその本能によって、自分に英気を与える楽しみを求めるほうへ、良いもののほうへと傾くようになる。それによって心を和ませ、落ち着かせる。また、それによって活発にもなり、感情を鎮める。人は美しい景色によって落ち着きを感じる。法規則は本能を止めることはできないが、制御することはできる。イスラームの中庸はクルアーンが各所で示している偉大な基本である。その中の一節「アーダムの子孫よ、どこのマスジドでも清潔な衣服を体につけなさい。そして食べたり飲んだりしなさい。だが度を越してはならない。本当にかれは浪費する者をお好みにならない。」（7 章 31 節）である。このように、イスラームのシャリーアは人間を本能の求めるものから中庸へと導いた。シャリーアは素晴らしい景色を好きになる本能を排除したり、楽しませる音を好きになることを止めさせるために下ったのではない。シャリーアは害も悪もないものへと物事を方向づけ、それらを正すためにもたらされたのである。」】

ここでは、人間には物事を楽しむ本能が与えられており、それを否定するのではなく、制御するのがシャリーアの役割であり、人間の理性であるとの主張が示されている。

**（2）音楽と付随物の関係**

ジャードルハックはシャルトートのファトワーを示して、音楽を否定するのではなく、楽器演奏を行うときに付随する諸々の事が検討されるべきことであり、それによって音楽の正否を決める必要があることを示唆している。

【偉大なるイマーム（マフムード・シャルトート）はこのファトワーに、11 世紀のイスラーム法学者の一人、アブドルガニー･アルバービリー･アルハナフィーの論文「楽器を聞くことに関する根拠の解明」を引用した。それは以下の通りである。「音楽の禁止を示しているハディースはマラーヒーをあげ、同時にハムル（酒）、カイナート（歌い女）、フスーク（悪事、不正）、フジュール（邪悪、不正、自堕落、放蕩）をあげている。楽器の音を聞くことについての規定は、もしそれが禁じられたものと関係していたならば、または禁じられたものに通じるものであったならば、または禁じられた物事に起こったならば、それはハラームである。だがもしそれがそれらすべてから守られていたならば、その場に出席することもそれを聞くこともそれを習得することも許されること（ムバーハ）である。このことは確かに、預言者から伝えられ、それから、サハーバ、タービイーン、イマームたち、法学者たちの多くから伝えられた。このファトワーはメロディーを奏でる楽器や美しい音を聞くことはそれを楽器の音として禁じることはできないと結論付けた。ここで禁じているのは、禁じられたものに助けを求めたとき、または禁じられたものへと進むような方法を採ったとき、または義務を遠ざけたときである。我々は諸学派の書籍、クルアーンやスンナの諸規定から伝えられているものによって次のことに至る。ドッフやほかの楽器を鳴らすことはラクダ御者のために、また戦闘にて戦士を鼓舞するために、また結婚式にて、またイードにて、重要な行動を活発にさせるために、合意にて許されている。」】

ここで主張されていることは、すべての物事に通じることであるが、環境が大切であり、音楽もその使用される環境が重視されると言うことである。

### （3）音楽の正否の基準

ジャードルハックは音楽の内容と目的によって禁止か許可なのかを決めるべきとの見解を出している。

【法学者たちや彼らの書籍の間で起こった議論は音楽に関することでそれを聞いたり、その場に出席したり、それを習得することを許可するか否かということであった。音楽の演奏家が禁じられたことを行った場合、例えば飲酒したり、恥知らずな（奔放な）音楽、恋愛詩などを演奏した場合であり、または音楽が本能を動かすものであったり、欲望や腐敗を求めるものであったりした場合である。同様に、それを聞く者にダンスや不道徳な行為を煽るものであったり、また、禁じられている物事に利用されたりすることであり、例えば義務を失念させたりすることである。これはハナフィー学派学者たちが言っていることであり、忌まわしい内容でない音楽行為は問題がなく、その公正さは失われない。彼らは忌まわしい内容の音楽で踊ることがあったならば、それは大罪に入ることになると説明している。同様に、イブン･アラビー･マーリキー（1076 - 1148）は「アフカーム・ル・クルアーン」で言っていることに、「結婚式におけるタブルは例えばドッフなど結婚式にてよく知られている楽器を使用することは良い言葉を話す時と同じように行うことであり、不埒なことを行うことではないことと認識されて、それが許される。同様に、イブン・クダーマがこの分野で「アルムグニー」にてシャーフィイーとアフマドの学派から伝えられた文章をあげており、それはハナフィー学派とマーリク学派の法学が言っている内容と違いがないことを明らかにしている。それから、法学者たちの表現で楽器の許可についてとりあげている。一部で禁止されるのは聞く者が不埒な言葉やダンスなどへ誘われることであり、けっして楽器そのものが禁止されたのではない。同様に、そのことを示しているものにハナフィー学派の学者たちの見解を先に紹介した。ハンバル学派やシャーフィイー学派が主張していることは禁じられていることやマクルーフに入るものに例えば手拍子やダンスであり、それは禁止されていることである。また、イブン・アラビーが主張したことは許されるものには不埒なことがないことである。それらの問題は法学が直

面し、法学者たちがその問題に関係する明文の確認に専念していた。その一人がハディース学学者のイブン・カイサラーニー（1056 - 1113）である。彼は次のように言っている。「カディーブを聞くこととアウタールを聞くことに違いはない。そこで､我々がその許可か禁止について伝承を見つけることもなく、正しい伝承も脆弱な伝承もなかったならば、先人たちはそれを聞くことの許可を求めていたはずだ。なぜなら、アッラーの法はそれの禁止を出さなかったからである。その根本は許可である。」

同様に､そのことについてイブン･ハズム（994 - 1064）の主張がある。「アッラーへの忠誠のために、精神的に休息を取り、活発に活動することを意図した者は、つまり彼は良事を行う者であり、アッラーに従う者である。そして、この彼の行動は真理からである。忠誠も不忠も意図しない場合は、彼の行為は許されることであり、特別な意味のない行為である。例えば、人が散歩として彼の庭に出るようなことである。または彼の家の門前で気晴らしに座っていたりすることである。」

同様に､ガザーリーの言葉があり､シャウカーニー（1760 - 1834）がハディースの説明で彼の言葉を伝えている。「信者がそれによって物事を忘れるすべてのラフウ、それはバーティルである。」このバーテルという言葉は禁止を意味しているのではない。それは価値がないことを示していることであり、許可の部門で価値のないものである。】

音楽の法的合否について、音楽の内容がシャリーアに即しているかが問われることであり、さらにシャリーアの基本的法理である「行為は意志によって判断される」が重視されるべきとの主張である。

**（4）合否における中庸的な判断**

ジャードルハックは法的合否には正しい伝承による根拠を必要とすること示し、その根拠が存在しない場合には、中庸的な判断が最良の判断となると主張している。

【同様に、シャウカーニーが次のように言っている。「もし、そうであったならば、完全な形で禁止とする言葉は正しい伝承から出ることになる。『あな

たがたの口をついて出る偽りで、これは合法（ハラール）だ、またこれは禁忌（ハラーム）です。と言ってはならない。それはアッラーに対し偽りを造る者である。アッラーに対し偽りを造る者は、決して栄えないであろう。』（16章116節）」。音楽を聞くこと、習得すること、出席することを禁止するのはサッド・ザラーイウ（禁止行為発生への道を封鎖）となるとか、または公益のために先に腐敗の回避とするためであるとの主張は受け入れらないものである。なぜなら、音楽は時にはそれにハムルやダンスやほかの禁じられたものが伴うことが起こるが、しかし、それは音楽に常のことではない。ゆえに同様なことは道路にて座っていることも同じことになる。

道路に関するハディースはアブー・サイード・フドリーが伝えている 。

預言者は「あなた方は道路に座らぬよう配慮せねばならぬ」と言った。人々は「アッラーのみ使いよ、われわれにはそれに代る話し合いの場がございません」と言った。アッラーのみ使いは「もしあなた方がそれをどうしても（必要だと）主張するのであれば、道路で果すべき義務は遵守せよ」と言った。彼等は「その義務とは何でしょうか」と言った。み使いは「（あなた方が婦人に出会ったら凝視しないよう）視線を転ずること、他の者に対して害を与えないようにすること、互いに（あなたの上に平安あれ、と）挨拶を交わすこと、善行を勧めること、そして悪を禁ずることである」と言った[31]。

このことから、我々は理解していることは、許されていることが禁じられるのは禁じられたものがそれに関与したときである。そのとき、禁止はまれな異常事態である。つまり、禁止は根本的な規定ではないということである。そうであったならば、諸見解の中から「中庸」の立場が採用されることが最良であるといえる。それから、我々は次の見解に傾くのである。それは、音楽を聞くこと、その集会に出席すること、それを習得することは、楽器（で奏でる内容）が許されたものである限りである。つまり、それが欲望、誘惑、恋愛詩、奔放なことを求め、本能を突き動かしたならば、また、ハムル、ダンス、フスーク、フジュールと関係しないものであったならば、または、禁じられたものへと方法を採ったならば、また禁じられたもののなかに起こったならば、または義務

を遠ざけたならば、許されないものである。同様にブハーリーの項目の中にも表れているが、このような状態であったならばそれは禁止であり、ハディースで説明された道路での義務を守ることをせずに道路に座ることと同様である。なぜなら、ハラールはアッラーと使徒が許したことであり、ハラームはアッラーと使徒が禁じたことである。

クルアーン「言ってやるがいい。『アッラーがしもべたちに与えられた、かれからの（賜物）や、食料として（与えられた）清浄なものを、誰が禁じたのか。』言ってやるがいい。『これらのものは、現世の信仰する者たちのためのものであり、特に審判の日には完全に信者の専有するものとなる。』われはこのように印を、理解ある人々に解明する。言ってやるがいい。『本当にわたしの主が禁じられたことは、あからさまな、また隠れた淫らな行いや罪、真理や道義に外れた迫害、またアッラーが何の権威をも授けられないものを崇拝すること。またアッラーについて、あなたがたが知らないことを語ることである。』」(7章 32-33 節）】

アズハルの判断は非常に柔軟性があり、合法性の基準を知ることの大切さを強調している点が特徴と言える。先にズハイリーの音楽に関する 4 法学派の学者たちの見解を紹介したが、それにはこのアズハルの見解も含めた内容であることが理解される。

## さいごに

以上、諸見解をまとめてみた。クルアーンには直接的な表現がないが、その諸節から音楽禁止を意味する解釈を導き出すことが可能ともされ、一方ハディースの中では禁止と取れる表現や限定的には許可と解釈する表現などが見られることから、後の学者がクルアーンとハディースから解釈して音楽に対する法的諸見解を出していることが理解される。その結果、楽器を鳴らして歌を歌うことは基本的に禁じられるとの法的見解が出ているが、一方で例外的に結婚やイードなどの祝いことにおいては女の子による楽器と歌が許されるとの規定も出されている。楽器にしても、その種類が特定されて禁じられるとの法的

規定が出てきている。さらに、アズハルにおいてはイブン・ハズムの見解を紹介しつつ、人間の信仰と理性に重点をおいて、個々の判断によることが求められるとしている。それは人間に与えられた理性への大きな信頼の結果であると理解される。そこで求められているのはムスリム一人一人のイスラームの教えに対する自覚の重要性ということになる。ところが、現在社会において、様々な社会状況を鑑みるにつけ、その各自の自覚が危うくなってきている環境ができているのも否めない。そうであれば、やはり明文から導き出した判断にゆだねるのが正道をいくことになると強調されることにもなる。

いずれにしろ、多様な見解が存在することは、音楽を拒否するか受け入れるか人それぞれの特質に合わせた生活を送ることができる可能性を示していることになる。そこで重要なことはそれぞれの見解を尊重することであろう。音楽を聴くことにおいてでさえも、このような見解の相違が提示されることになるが、他の様々な分野においても同様にシャリーアにおける解釈の幅、見解の相違が起こっている。その見解の相違はシャリーアの弾力性であり、イスラーム社会の包容力にもなり、社会での発展エネルギーであるともいえる。しかし、そのイスラームの理念を体現するためには、情報化社会の現代においてはさらにムスリム個々人の信仰に基づいた見識および判断力と包容力が重要となってくる。それぞれの見解に固執するだけとなったならば、見解の多様性はシャリーアの弾力性となり社会的発展力となるべきところ、却ってそれは社会の摩擦の原因となりかねない。イスラーム社会で起こっている諸問題の原因の一つはそこにあるとも考えられる。

●注

1 http://ovo.kyodo.co.jp/column/a-857241
2 “Tafsir alTabari Jamiu alBayan an Taawil Aay alQuran ”, Abu Jafar Muhammad bin Jarir alTabari, Hijr, vol.18, p.535
3 Ibid. p.538
4 “Tafsir alQuran alAzim”, Abu fidai Ismaiyl bin Uma bin Kathir alQurashi

alDimashuqi, Dar Tayibah,1999, vol. 6, p.331
5 “Ighatha allahfan fi Masayd alShaytan”, Ibn Qayim alJaujiyah, Dar Aalam alFawad, vol.1, pp.424-426
6 “Tysir alKarim alRhman Fi Tafsir Kalam alMannan”, Abd alRahman bin Nasir alSaadi, Dar alSalam, 2002,
7 “Badaiu Tafsir”, Ibn Qayim alJauziyah, Dar Ibn alJaujiyah, H1427, vol.3, p.85
8 “Tafsir alQuran alAzim”, Abu fidai Ismaiyl bin Uma bin Kathir alQurashi alDimashuqi, Dar Tayibah,1999, vol. 8, p.331
9 “Ighatha allahfan fi Masayd alShaytan”, vol.1, p.451
10 http://library.islamweb.net/newlibrary/display_book.php?flag=1&bk_no=79&ID=5542
11 「ハディース・ブハーリー中巻」牧野信也訳、851 頁、中央公論新社、2001 年
12 “Majmuah alFatawa”, Ahmad bin Taymiyah alHarraniy, Dar alWafai, 2004, vol.11, p.535
13 “Majmuah alFatawa”, Ahmad bin Taymiyah alHarraniy, Dar alWafai, vol.10, p.78
14 “alMughni”, Muhammad Abdullah bin Ahmad bin Muhammad bin Qudamah, Dara Aalam alKutub,1997, vol.10, p173
15 “alTafsir alMunir Fi alAqidah wa alShariah wa alMinhaj”, Wahbah alZuhairi, Dar alFikr, 2009, vol.11, pp. 141 - 148,
16 “Majmuah alFatawa”, Ahmad bin Taymiyah alHarraniy, vol.11, p.576
17 “alAhadith alSahihah”, Muhammad Nasir alDeen alAlbani,Maktabah alMarif, vol.1, p1451
18 “Ighatha allahfan fi Masayd alShaytan”, vol.1, p405
19 “Kitab alJamiu fi alsunan wa alAdab wa alMaghazi wa alTarikh”, Abu Muhammad Abd allh bin Abi Zaid alQayrawani, alMaktabah alAtiqah,1983, pp. 262-263
20 “Talbis wa Iblis”, Abu Faraj Abd alRahman bin alJauzi, Dar alMinhaj, 2015, p. 328
21 “alum”. Muhammad bin Idris alShafii, Dar alWafai, vol.7, p.518
22 “Ighatha allahfan fi Masayd alShaytan”, vol.1, p405
23 “Ighatha allahfan fi Masayd alShaytan”, vol.1, p409
24 “alMughni”, vol.14, p157
25 “alKaafi fi Fiqh alImam Ahmad bin Hanbal”, Abdullah bin Qudama al-Maqdisi, Dar alKutub alElmiyah,1994, vol.3, p.79
26 “Majmuah alFatawa”, vol.22, p.40
27 “Majmuah alFatawa”, vol.28, p.113

28 “Majmuah alFatawa”, vol.11, pp.565-567
29 “alAhadith alSahihah”, vol.1, p.192
30 http://dar-alifta.org.eg/AR/ViewFatwa.aspx/ID=6667&LangID=1&MuftiType#34
31 「日訳サヒーフ・ムスリム 3 巻」pp.208-209

# シャリーア（イスラーム法）の意図（マカースィド）

柏 原 良 英

## はじめに

ムスリム（イスラーム信徒）は、日常生活において全ての行動の指針をシャリーア（イスラーム法）によって決めている。それはイスラームが、唯一の創造主であるアッラーが人類の祖先であるアーダムを地上における自らの代理者として創造した時から人間に向けてあるべき道を示し、それを選んでその道をたどるか、それを拒んで道に迷うかの選択を人間に委ねたことによる。その道こそシャリーアであり、それは預言者ムハンマドを通して伝えられた。シャリーアは、アッラーからの啓示であるクルアーンと預言者ムハンマドの言行を法源としそれを基本にまたその二つの求めているものを理解しそれに反しない解釈を加えて代々の学者が纏め上げてきたものである。ムスリムは、それに基づいて判断し、来世での成功を求めて現世での生き方を規定する。そのためシャリーアは、いわゆる宗教的な精神生活を規定するだけではなく一人のムスリムが、生まれてから亡くなるまでのあらゆる行為の判断が示され、具体的にムスリムとしてなすべきことと、してはいけないことを区別した生き方が求められる。

しかし、シャリーアで決められたことはただ盲目的にそれを実行するだけがムスリムに求められている訳ではない。ムスリムは、自ら主体的にシャリーアと関わって正しい選択をする必要がある。そのためにはシャリーアを良く理解しておく必要がある。その理解の根幹にあるのが、このマカースィドと呼ばれるその意図である。なんのためにそれらの規定が定められているのかを理解しないでただ言われるままに行っていても本来のシャリーアの目指すものは実現されないばかりか、本来の意図からは外れてまったく別のシャリーアが出来てしまう可能性も出てくるのである。

何のためにその法は存在するのか、その意図を正しく理解した上でシャリー

アを実践することこそがイスラームの理解に不可欠になる。

## １．シャリーアの意図における２つの目標

**（１）一般的目標：**

シャリーアが、イスラーム信徒の日常生活全般の中で実現するための目標。

**（２）個別的目標：**

シャリーアが、それぞれの目標を実現するための個別の規則。

## ２．シャリーアの意図の分類

**（１）一般的意図：**

これは人々の現世と来世の両方での利益を実現することで、それは様々なイスラーム法規を通して実現されるものである。

**（２）個別的意図：**

それらは、政治や経済制度などの生活の様々な分野において実現される目標で、それぞれの分野で個別に規定される詳細な規則の方法によって得られるものである。

## ３．人類の利益の段階

**（１）必要不可欠なもの**：

それは人がいかなる状況でもそれがなくてはならないもので、後述する必然的５項目になる。

**（２）必要なもの**：

これらは、人々が生活で重要要件を実現するために必要とすることで、それが無い時には、生活の制度の破たんや困難さをもたらすことになるものである。それらは、売買や婚姻やそれ以外の行動規範の詳細に表れている。

**（３）より良くするもの**：

これは人々の状況をより良くするために必要とすることで、例えば衣服の装飾にも注意することや食料の備蓄などである。

## 4. 必然的５項目

シャリーアは、これらの必然的５項目（宗教、生命、理性、子孫、財産）を守るために、それが存在することに関してもあるいはそれが既に存在しそれを腐敗や喪失から保護したり、それを継続拡張することに関しても十分な規則をもたらしている。

**（1）宗教を守る：**

イスラームは、人間の生活で宗教がヒューマニズムを神への信仰へ呼びかける上で重要な役割を負っていることや人に良心を供給し、その人生を幸福と満足で満たすものとして評価している。

これらの観点から宗教は人間にとって生活に無くてはならないものとなる。クルアーン「それであなたはあなたの顔を純正な教えに、確り向けなさい。**アッラー**が人間に定められた天性に基いて。**アッラー**の創造に、変更がある筈はない。それは正しい教えである。だが人びとの多くは分らない。」（30 章 30 節）

シャリーアは、宗教が心の奥深く初めから埋め込まれているか、その基礎を強化し成長したものを守りその継続を続けるようにすることに関してそれを保護している。そのために次のような手段を定めている。

１）宗教の存続における手段：シャリーアにおいて心に宗教心を植え付ける手段から。

①信仰の基本（アッラー、諸預言者、諸啓典、天使、終末の日、運命）を根付かせること。

「使徒は、主から下されたものを信じる、信者たちもまた同じである。（かれらは）皆、**アッラー**と天使たち、諸啓典と使徒たちを信じる。わたしたちは、使徒たちの誰にも差別をつけない（と言う）。」（２章 285 節）

「あなたがた信仰する者よ、**アッラー**と**かれ**の使徒を信じなさい。また使徒に下された啓典と、以前に下された啓典を信じなさい。凡そ**アッラー**を信じないで、天使たちと諸啓典と**かれ**の使徒たち、そして終末の日を信じない者は、確かに遠く迷い去った者である。」（４章 136 節）

②この信仰を理論的な証明や学問的根拠に立脚させる。このためイスラーム

は、観察や熟考へ呼びかける。

「かれらは天と地の大権に就いて観察し、また**アッラー**が創られた凡ての事物に就いて考察しないのか。」（７章 185 節）

「天と地の間には、（**アッラー**の唯一性や神慮に関し）どれほど多くの印があることか。かれらはその側を過ぎるのだが、それらから（顔を）背ける。」（12 章 105 節）

先祖伝来の慣習や考察なしの信仰へ大規模な攻撃を行う。

「かれらに、「**アッラー**が啓示されたところに従え。」と言えば、かれらは、「いや、わたしたちは祖先の道に従う。」と言う。何と、かれらの祖先は全く蒙昧で、（正しく）導かれなかったではないか。」（２章 170 節）

③イスラームの信仰行為の基礎（５行：信仰告白、礼拝、喜捨、断食、巡礼）を実行する。これらの信仰行為は、主へ到達するための最も重要な信仰行為である。そしてそれは信仰を心に根付かせ新たに蘇生させる。

ハディース「イスラームは５つの〔柱の〕上に建てられている。つまりアッラー以外に神はなく、ムハンマドがアッラーの使徒であると証言すること。ならびに礼拝を行ない、喜捨を払い、〔アッラーの〕家に巡礼し、ラマダーン月に断食することである。」

④アッラーへの呼びかけの確認と保護と攻撃に対する安全の理由を提供する。

「また、あなたがたは一団となり、（人びとを）善いことに招き、公正なことを命じ、邪悪なことを禁じるようにしなさい。これらは成功する者である。」（３章 104 節）

「英知と良い話し方で、（凡ての者を）あなたの主の道に招け。最善の態度でかれらと議論しなさい。」（16 章 125 節）

「息子よ、礼拝の務めを守り、善を（人に）勧め悪を禁じ、あなたに降りかかることを耐え忍べ。」（31 章 17 節）

「本当に信仰する男と女を迫害して、それから悔悟しなかった者には地獄の懲罰があり、またかれらには炎火の懲罰があろう。」（85 章 10 節）

2）宗教を継続させるための手段：宗教の存続の後、心にそれを保全し障害を取り除くためにシャリーアは、次の手段を認めている。

①信仰の自由を保障する。イスラームは、誰にもそれを強制しないし、様々な宗教との共生を許している。預言者は、「彼らに属するものは、われわれに属するものではないし、彼らに課されていることは、われわれには課されていません。」と語った。またイスラームのジハードの目的には信仰の自由を保障することが上げられる。

「**アッラー**がもし、或る人びとを外の者により抑制されることがなかったならば、修道院も、キリスト教会も、ユダヤ教堂も、また**アッラーの**御名が常に唱念されているマスジド（礼拝所）も、きっと打ち壊されたであろう。」（22 章 40 節）

②ジハードの制定は、宗教を定着させるためと侵略への防止と信仰の保護のためである。

「あなたがたに戦いを挑む者があれば、アッラーの道のために戦え。だが侵略的であってはならない。本当にアッラーは、侵略者を愛さない。」（2 章 190 節）

「あなたがたはどうして、**アッラー**の道のために戦わないのか。また弱い男や女や子供たちのためにも。かれらは（祈って）言う。「主よ、この不義をなす（マッカの）住民の町から、わたしたちを救い出して下さい。そしてわたしたちに、**あなた**の御許から一人の保護者を立てて下さい。またわたしたちに、**あなた**の御許から一人の援助者を立てて下さい。」（4 章 75 節）

③宗教を受け入れた後、その学習と実践の必要性。それにより宗教は、心の活力を精神の高揚をもたらす。このことからクルアーンでは、信仰と善行は多くの個所で結び付けられている。「本当に信仰して善行に励み、・・・」（2 章 277 節）

④背教への罰則規定は、人にイスラームへの信仰に真剣さを求めるためで、イスラームは、信仰を強制しない代わりに入信する時には、イスラームが

求めるものに完全に同意した上であることが前提である。故に満足を表した後に背教するということは、社会状況に思想的、政治的な混乱を引き起こすことになる。

「啓典の民の一派は言う。「一日の始めには信者ムスリムたちに下されたものを信じて、（その日の）終りには拒否するがいい。恐らくかれら（ムスリムになった者）は、（イスラームを捨てて、わたしたちの方に）戻って来るであろう。」（3章72節）

⑤必要性とより良くする面からの壁を構築する。例えば集団での礼拝や様々な随意の崇拝行為などで、これらすべての規則により宗教は、人の心や社会に定着し社会や個人に親密さや平安を実現させることになる。

**（2）生命を守る：**

1）必要不可欠な面からイスラームは、以下のような手段を制定している。

①存続の面からイスラームは世界の繁栄のために生命を繁殖させるための結婚を定めている。そのためイスラームは、夫婦間の神聖な関係を強調しそれをアッラーの印としている。

「また**かれ**があなたがた自身から、あなたがたのために配偶を創られたのは、**かれ**の印の一つである。あなたがたはかの女らによって安らぎを得るよう（取り計らわれ）、あなたがたの間に愛と情けの念を植え付けられる。本当にその中には、考え深い者への印がある。」（30章21節）

2）存続と継続の面からイスラームは様々な手段を制定している。

①人が自分の生命を持続するために必要な飲食を摂ることや、衣服や住居の必要性を満たすこと。これは個人だけでなく社会や国が個人の生命を維持するために必要なものを与えることも求められる。

②国家は、警察や裁判所のような社会の治安を実現し個人の安全を守るための公共機関を整備することが求められる。

③誹謗中傷を禁じることと正当化できなものを除いた人の行動の制限を禁じることで人間の尊厳を守る。そのために思想や行動や意見の自由を守る。

「また理由もなく、男女の信者を不当に悩ます者は、必ずそしられて明白

な罪を負う。」（33 章 58 節）

④義務行為であっても人に困難を与え害がそれにより生命の危険を起こさせるような場合は、それを行わないことを許可する規定がある。例えばラマダ―月の断食の義務が、病人や旅人に免除されていることがある。

⑤イスラームは、自殺であれ他殺であれ殺人を禁じている。「またあなたがた自身を、殺し（たり害し）てはならない。」（4 章 29 節）またその醜悪さについては、一人の殺害が人類すべての殺害にに等しいと語られる。「人を殺した者、地上で悪を働いたという理由もなく人を殺す者は、全人類を殺したのと同じである。人の生命を救う者は、全人類の生命を救ったのと同じである（と定めた）。（5 章 32 節）

「また、**アッラー**が神聖化された生命を、権利のため以外には殺害してはならない。（6 章 151 節）

「だが信者を故意に殺害した者は、その応報は地獄で、かれは永遠にその中に住むであろう。（4 章 93 節）

⑥故意による殺人には、キサース（同害報復刑）が定められ、過失による殺害は、ディヤ（賠償金）とカッファーラ（贖罪）が義務付けられる。

「信仰する者よ、あなたがたには殺害に対する報復（キサース）が定められた。」（2 章 178 節）

「信者は信者を殺害してはならない。過失の場合は別であるにしても。過失で信者を殺した者は、1 名の信者の奴隷を解放し、且つ（被害者の）家族に対し血の代償（ディヤ）を支払え、だがかれらが見逃す場合は別である。もし被害者があなたがたと敵対関係にある民に属し、信者である場合は、1 名の信者の奴隷を解放すればよい。またもしかれが、あなたがたと同盟している民に属する場合は、その家族に血の代償を支払ったうえ、1 名の信者の奴隷を解放しなければならない。資力のない者は、**アッラー**からの罪の償いに続けて 2 ケ月間の斎戒をしなさい。**アッラー**は全知にして英明であられる。」（4 章 92 節）

⑦ジハードの公表は、生命の維持と弱者の保護になる。

「あなたがたはどうして、**アッラー**の道のために戦わないのか。また弱い男や女や子供たちのためにも。」（4章75節）

⑧ムスリムは、不当な殺害にさらされている者や危険にさらされる者を助け出すことが出来るなら救助することが義務付けられている。

⑨人は侵略者の襲撃から自らの生命を守るために反撃することが定められている。そのための殺害には、何の責任も負うことはない。

**（3）理性の保護：**

イスラームにおいて理性は、最大の重要性を持つ。何故ならそれは責任の委ねられた場所だからである。またそれにより人間は、高貴な存在であり、他の被造物に勝っており、地上でのアッラーの代理として、またアマーナ（信託）を預かる者として準備が出来ている。

「本当にわれは、諸天と大地と山々に信託を申しつけた。だがそれらはそれを、担うことを辞退し、且つそれに就いて恐れた。人間はそれを担った。」（33章72節）

この特別な重要性ためにイスラームは、理性を保護し、そのための法規則を以下のように定めている。

①理性に影響を与えその能力を阻害する酒や麻薬のようなものを禁止する。

「あなたがた信仰する者よ、誠に酒と賭矢、偶像と占い矢は、忌み嫌われる悪魔の業である。これを避けなさい。恐らくあなたがたは成功するであろう。」（5章90節）

②個人や社会に多大な害を与える酩酊物の摂取を抑制するために刑罰を定めている。

③観察や理解における独立の精神や証明に従ってそれに則らない模倣を放棄する理性を育てる。

「それともかれらは、かれを差し置いて外の神々を崇めたのか。言ってやるがいい。『あなたがたの証拠を出してみなさい。』」（21章24節）

「**アッラー**と一緒に、何の証拠もない外の神に祈る者の計算は主の御許にあるだけである。」（23章117節）

④頭脳の成長を促す。物理的には、健全な体に健全な精神が宿ると言われるように十分な栄養を摂ること。例えば礼拝と食事が同時にやって来た時は、食事を先にする。一方精神的には、知識の探究を強調し、信仰の基礎と見做す。

「**アッラー**のしもべの中で知識のある者だけがかれを畏れる。」(35 章 28 節)

「寧ろ（祈って）言いなさい。『主よ、わたしの知識を深めて下さい。』」（20 章 114 節）

⑤理性の位置を高め、理性の持ち主に敬意を表する。

「御言葉を聞いて、その中の最も良いところに従う者たちに。これらは**アッラー**が導かれた者であり、これらこそ思慮ある者たちである。」(39 章 18 節)

「言ってやるがいい。「知っている者と、知らない者と同じであろうか。」（しかし）訓戒を受け入れるのは、思慮ある者だけである。」（39 章 9 節）

「本当に天と地の創造、また夜と昼の交替の中には、思慮ある者への印がある。」（3 章 190 節）

⑥迷信の権威や妄想の虜から理性を開放する。この観点からイスラームは、魔術や占いをを禁じる。同様に権威もない不可視の世界についての議論を禁じる。

「何の権威も授かっていないのに**アッラー**の啓示に就いて論う者は、胸の中につかみようのない高慢だけを抱く者である。だからあなたがたは**アッラー**の加護を請いなさい。」（40 章 56 節）

⑦実りをもたらす証拠を求めるためや真理を求めるための理性の訓練。これには二つの方法がある。1）確信に至る有益な理性的観点に対するの正しいプロセツを設定する。この点から信じる前の確定の必要がある。

「これらわが同族の人びとは、**かれ**を差し置いて神々を立てた。どうしてそれら（神々）は、かれらに対して一つの明白な権威も齎さないのであろうか。**アッラー**に就いて偽りを捏造するよりも、甚だしい不義を犯す者があろうか。」（18 章 15 節）

「またあなたは、自分の知識のないことに従ってはならない。」（17 章 36 節）

確信へ至るために正確な研究や調査による宇宙の法則への精緻な考察。

⑧規則とその秘密を導き出すことに理性の力を向ける。

「かれらはクルアーンを、よく考えてみないのであろうか。もしそれが**アッラー**以外のものから出たとすれば、かれらはその中にきっと多くの矛盾を見出すであろう。」（4章82節）

⑨世界の物的能力を引き出すことへ向かい、文化の建設においてそれを利用する。

「**かれ**こそは、大地をあなたがたに使い易くなされた方である。それでその諸地域を往来し、**かれ**の糧を食べるがよい。」（67章15節）

**（4）子孫を守る：**

この意図するところは、地上において生殖を通して人類を保存することである。イスラームは、アッラーの許しによりこの世界が消滅するまで地上に人間が存続し続けることに努力する。このためにイスラーム次の規定を定めている。

①結婚規定：イスラームは、結婚を定め、それを求める。それは単なる本能によるものではない男女が一緒になる清浄な本性的な方法と見做される。またこれに加えるなら人類を保存するとは、二人が高貴な目標を実現するために一緒になることである。それは世界を繁栄させ、人間的生活を打ち立て、地上での代理としての責任を背負い、次の世代にそれを手渡すための健全な子孫を求めることである。そして傑出した価値観の高貴な原理の下で人類文明が繁栄するのである。

②成育への配慮と親愛の情を深める。それは両親が自分たちの子供の保護と彼らに対する出費を義務付けることで、それはかれらがそれを必要としなくなるまで続く。

③家族への配慮と健全な基礎の上にそれを建てることへの関心。それは次の世代を守りその中で養育する城塞に例えられる。イスラームは、夫婦の関係を双方の同意と自由な選択の上に築く。また相互理解や愛情を広めるために全ての問題に協議や協調を与え夫婦それぞれが来世での幸福に

努力する。

「また**かれ**があなたがた自身から、あなたがたのために配偶を創られたのは、かれの印の一つである。あなたがたはかの女らによって安らぎを得るよう（取り計らわれ）、あなたがたの間に愛と情けの念を植え付けられる。」（30 章 21 節）

④男女の関係を倫理や教義の総体として取り囲む。それは関係性において高貴な目標の実現を保障するものである。また両性間の関係に対して無秩序な行動を遠ざける。そのための方法として男性が女性に対して視線を控え、女性が男性に視線を控えることや衣服によって体を隠すことでイスラームは、性的興奮を呼び起こすような手段を切断する。

このためにイスラームは、必要不可欠な状態を除き、近親の女性以外との二人だけの状態になることを禁じている。そのため家は家主の許可なくして入ることの出来ない重要な聖域となる。

「あなたがた信者よ、許しを求めて、家族に挨拶するまでは、自分の家以外の住まいに入ってはならない。」（24 章 27 節）

これに加えてイスラームは、必要があった時の男女が集まった状態を整備するための規範も定めている。

⑤名誉の侵害を禁じる。そのためにアッラーは、誹謗中傷を禁じたように姦通を禁じた。そしてそれぞれれに対し抑止のための罰を定めている。

「姦通した女と男は、それぞれ 100 回鞭打て。もしあなたがたが、アッラーと末日を信じるならば。**アッラー**の定めに基づき、両人に対し情に負けてはならない。そして一団の信者に、かれらの処刑に立会わせなさい。」（24 章 2 節）

「貞節な女を非難して 4 名の証人を上げられない者には、80 回の鞭打ちを加えなさい。決してこんな者の証言を受け入れてはならない。かれらは主の掟に背く者たちである。」（24 章 4 節）

**（5）財産を守る：**

これは人間に備わる本能的な傾向としてイスラームに常に存在する問題であ

る。イスラームは、常識的な限度の中で、人間に善を実現し悪に戻らないように訓練し指導する条件で、それを求め満足させることを認めている。またこれは人間が元々所有を好む傾向にあるからで、イスラームは個人の所有権を認めると同時に秩序と管理を定めている。そのための制度としてザカート（喜捨）や相続や社会保険の制度などが定められている。従ってイスラームは、財産は、人間の生活にとってなくてはならないものの一つと見做しているのである。

財産の存在と取得面からそれを守る手段は以下の通り。

①富を求めることを勧める。イスラームは、富は人の生活を支えるもとして正しい意図の許、許される手段による獲得を勧めている。

「**かれ**こそは、大地をあなたがたに使い易くなされた方である。それでその諸地域を往来し、**かれ**の糧を食べるがよい。」（67 章 15 節）

「礼拝が終ったならば、あなたがたは方々に散り、**アッラー**の恩恵を求めて、**アッラー**を讃えて多く唱念しなさい。」（62 章 19 節）

②イスラームは、労働の地位を高め労働者の位を高めている。

ハディース「自分の手の労働によるものより良い食べ物を食するものは決していません。アッラーの預言者ダーウード様は、彼の手による労働から得たものを食べていました。」

全ての人間に労働の義務を定める。そして国は、仕事のないものにそれを与えることを義務付ける。また労働者への敬意を定める。そのための物心両面の権利を満たすことを義務とする。預言者は、雇われ人には、彼の汗が乾く前に賃金を与えなさいと語った。またアッラーが預言者の言葉を通して語った、神聖ハディースでは、「我（アッラー）は審判の日に敵対者となる者は３人です。私に約束した後、裏切る者。（捕虜などの）自由人を（奴隷と偽って）売って、その代金を食べる者。人を雇って、彼の権利を与えない者です。」とある。

③公正で不正がなく他人の権利を侵さない取引を認める。このためにイスラームは、様々な契約を定めている。例えば商取引や賃貸取引や担保などの契約である。

**存続と継続の面から財産を守るため手段：**

1）公益の限度内での財産の利用権の管理。従ってイスラームは、違法な人に害を与えるような手段による財産の獲得を禁じている。例えばリバー（利子）がある。そこには社会の均衡を破る影響力がある。

「しかし**アッラー**は、商売を許し、利息（高利）を禁じておられる。」（２章275節）

「あなたがたの間で、不法にあなたがたの財産を貪ってはならない。」（２章188節）

2）他人の財産を盗みや強盗や詐欺などで侵害することを禁じる。これらには、罰則が定められている。

「盗みをした男も女も、報いとして両手を切断しなさい。」（5章38節）

　またイスラームは、他人の財産を破壊した者には、保証を義務付けている。ハディース「全てのムスリムは、他のムスリムに対して生命と財産と名誉は神聖なものである。」

3）財産を非合法なものへ費やすことへの禁止と良いものへ費やすことの勧め。それはイスラームの経済制度のもっと重要な基本である真の財産はアッラーの財産であり人はその代理人であるという基礎の上に建てられている。

「かれがあなたがたに継がせられたものの中から、（主の道のために）施しなさい。」（57章7節）

「**アッラー**があなたがたに与えられた資財の一部をかれらに与えなさい。」（24章33節）

　従って財産の所有者は、法の定める範囲内でその財産を費やさなければならず、それによって抑圧の原因になる迫害を行うことは許されない。何故ならそれは不正や破壊の要因になるからである。

「**われ**が一つの町を滅ぼそうとする時は、かれらの中で裕福に生活し、そこで罪を犯している者に（先ず）命令を下し、言葉（の真実）がかれらに確認されて、それからわれはそれを徹底的に壊滅する。」（17章16節）

　また無駄に浪費することは許されない。

「粗末に浪費してはならない。浪費者は本当に悪魔の兄弟である。悪魔は主に対し恩を忘れる。」（17 章 26，27 節）

4）分別の付く年齢に達しない子供などの後見人による財産を守る法制。これによりイスラームは、後見人を任命する。

「結婚年齢に達するまでは、孤児を試しなさい。もし、立派な分別があると認められたならば、その財産をかれらに渡しなさい。」（4 章 6 節）

「またかれらは孤児に関し、あなたに問うであろう。言ってやるがいい。『かれらのために、有利に取計らうのは善いことである。』」（2 章 220 節）

また彼が財産に悪い行動を起こす時には、大人がそれを止めるべきである。

「**アッラー**から保管を委託された財産を、精神薄弱者に渡してはならない。そして、かれらに衣食を与え、懇切に言葉優しく話しかけなさい。」（4 章 5 節）

5）金銭による取引を公正と同意の基礎にした制度。このためイスラームは、契約は契約者双方に同意と公正がなければ成立しないと定めており、賭けは禁じられる。

「信仰する者よ、あなたがたの財産を、不正にあなたがたの間で浪費してはならない。だがお互いの同意による、商売上の場合は別である。」（4 章 29 節）

6）財産の増加とその投資への呼びかけ。社会的な役割を果たす。このためイスラームは、財貨の流通を止めることや財宝にする兆候を禁じている。

「金や銀を蓄えて、それを**アッラー**の道のために施さない者もいる。かれらに痛ましい懲罰を告げてやれ。」（9 章 34 節）

これらの法制により、イスラームは財産がその役割を果たせるまでにそれを守り腐敗から保護する。それは、人の生活制度を守るため、また文化的人道的な目標を実現するのに無くてはならない価値のようなものである。

## おわりに

これまでイスラームとは何かという問いに対して、一般的には六信五行と言われるムスリムとして信じなければならないことと行わなければならないことが上げられる。しかしそれだけでは、ムスリムとしての基本教義を述べたただ

けであり、なぜそれらが必要なのかという答えにはなっていなかった。ここで述べてきたマカースィドは、シャリーアで規定される法それどれの持つ意味を整理し、理解することでシャリーアの目指すものが明らかになったと考える。

**＊参考文献**

「日亜対訳・注解聖クルアーン」日本ムスリム協会編
Muhanmad Al-tahir bin Al-shur ,Maqasid al-shariah ,Dar Al-nfais ,1999
Nur Al-deen bin Mkhtar Al-hademi ,Ilm Al-Maqasid al-shariiyah ,2001

# ハサンのカリフ位禅譲とその死の真実

野 村 明 史

## はじめに

2016年1月2日サウジアラビア（以下、サウジ）は統治者に対する反逆、宗派闘争の扇動などの罪でシーア派宗教指導者ニムル師を処刑した。これに対し、イランの首都テヘランにあるサウジ大使館前で暴動が起き、暴徒と化した民衆がサウジ大使館を襲撃する事件が起きた。翌3日、サウジ外務省は、この襲撃事件に対するイラン政府の対応を不服としてイランとの国交を断絶すると発表した。さらに、サウジのジュベイル外務大臣は、サウジに駐在するイラン外交団に対し、48時間以内に国外へ退去するよう述べ、イランとの関係は決定的に絶たれることとなった[1]。サウジはスンナ派国家、イランはシーア派国家ということから、この事件は宗派対立の構図も呈していると見ることもできるだろう。

では、なぜスンナ派とシーア派は、互いに同じ宗教イスラームに属しながら、ここまで、嫌忌しあわなければならないのだろうか。

スンナ派とシーア派が決定的に分裂し相克したのは、680年、ヤズィードのカリフ就任に反旗を翻した第4代正統カリフ・アリーの息子フセインが非業の死を遂げたカルバラーの戦いが原因である。しかし、カルバラーの戦いに行き着くまでにはいくつかの事件があった。それは、預言者存命時にまで遡ることができるだろう。シーア派が主張する預言者が生前に行ったというアリーへの後継者指名、アリーの息子ハサンのムアーウィヤへのカリフ位禅譲、ハサンの死、ムアーウィヤからその息子ヤズィードへのカリフ位世襲などがある。

本稿では、これらの中から、アリーの嫡子である「ハサンのムアーウィヤへのカリフ位禅譲」と「ハサンの死の真相」について、スンナ派とシーア派の宗派間における論争の疑義を、スンナ派史観の立場から分析し両者の対立の真相を明らかにする。

まず、この2つの問題について論ずる前に、スンナ派とシーア派について、

またハサンの父アリーの時代からハサンがカリフに就任するまでについて、簡単に説明する必要があるだろう。

## スンナ派とシーア派

スンナ派とは、「スンナとジャマーアの民」という言葉に由来する。それは、預言者ムハンマドの慣行（スンナ）とそれを堅持する共同体（ジャマーア）の人々を意味する[2]。現在でも、イスラーム社会の中で多数派を占める、いわゆる主流派である。日本語で、シーア派など他の分派と対比するために、スンナ派と呼ばれるようになった。スンナ派という言葉はイスラーム黎明期に見られることはなかった。シーア派が分裂し、独自の教義を形成する中で、彼らと区別するために正統派、主流派という意味で、十世紀になって用いられるようになった。[3]

一方シーア派は、「シーア・アリー」という第４代正統カリフ・アリーに追従する党派という意味である。「シーア・アリー」の「アリー」が省略され、現在、シーア派と呼ばれるようになった[4]。シーア派はアリーとその子孫のみが「イマーム」として預言者の後継者となる資格があり、イマームは預言者と同様、宗教に関して無謬の存在であると主張する[5]。

アリーは、預言者ムハンマドの従兄弟であり、イスラーム黎明期にイスラームへ改宗した功労者であった。また、預言者の娘ファーティマと結婚し、彼女との間にハサンとフセインの二人の男子を授かった。このような背景から、アリーは一部のイスラーム教徒の間から一目置かれる存在となっていた。また、アリーは預言者の最初の妻ハディージャの次に入信したと言われるが、初代正統カリフ・アブー・バクルが成人男性として、ハディージャの次に入信し、アリーが未成年者として、ハディージャの次に入信したというのが最も有力な説である[6]。

## アリーのカリフ就任と死

第３代カリフ・オスマーン・ビン・アファーンは、自らの出自であるウマイヤ家を重用した統治を行った。そのため多くの教友たちは、彼の統治方法をま

るでジャーヒリーヤ（前イスラーム）時代の部族主義に舞い戻ったかのようであると批判的な姿勢を示していた。その後、オスマーンは不満が積もった叛徒によって、656年に暗殺された。オスマーンの死後、多くの人々はアリーに忠誠を誓い、彼は第4代カリフに就任した。アリーを慕う者たちにとって、アリーのカリフ就任は長年の悲願達成であった。

アリーがカリフに就任した際、預言者が崩御して20年余りしか経過していないにもかかわらず、イスラーム共同体は、すでにさまざまな問題を抱えていた。最初にアリーが直面したのは、オスマーンの殺害者の逮捕と処遇であった。しかし、アリーはまずこの崩れかかっているイスラーム共同体を建て直し、預言者が説いたイスラームのあるべき姿へ回帰することが、最優先であると認識した。一方、オスマーンと同じウマイヤ家であったムアーウィヤは、オスマーンの殺害者の処罰を求め、アリーの方針に挑戦的態度で臨んだ。このような両者の姿勢の違いについて、イスラーム学者小杉泰は次のように説明している。「アリーは、（中略）勇敢な騎士としても知られ、イスラームの平等主義の理想を体現する人物とも考えられている。その一方で、理想主義的で、現実の政治には向いていなかったという評価も根強くある。確かに、カリフに就任したとたんに、各地の総督の首をすげ替えようとしたことなどは、政治力のなさを示しているように思われる。当時、アリーに助言して、しばらくは彼らを留任させ、体制の確立を優先させるべきことを説いた者もいたようであるから、拙速の誹りは免れないかもしれない」[7] つまり、アリーは非常に勇敢で、敬虔で規範的な人物であったが、あまりにも理想主義的で現実の政治には余り向いていなかったといえよう。一方、ムアーウィヤはいわゆるリアリストで、現実に即して物事に着手し、政治家として有能であったと評価されている。

このような両者の姿勢の差は、その後も埋まることはなかった。ムアーウィヤは、オスマーン殺害者への刑の執行をアリーに要求した。しかし、アリーはムアーウィヤへ、自分にカリフとして忠誠を誓うように要求した。ムアーウィヤはそれを拒否したため、両者は、軍事的手段で決着をつけざるを得なくなってしまった。それが、かの有名なスィッフィーンの戦いである。ムアーウィヤ

陣営にいた策略家として名高いアムル・ビン・アル＝アースは、自陣営の兵士たちの槍の先にクルアーンの章句を結びつけ、掲げさせた。これを見たアリー側の兵士たちは、その信仰心の篤さからムアーウィヤ陣営へ攻め込むことを躊躇した。その結果、戦いはしばらくにらみ合いが続き、アリー軍は大いに戦意を失うこととなった。両者は、これ以上戦いを続けられないと判断し、調停を結ぶこととなった。

しかし、この調停が、イスラーム共同体の崩壊をさらに加速させる原因となってしまった。それは、正統なカリフとして支持されていたアリーがその反乱者ともいえるムアーウィヤと妥協する姿勢を示したからである。これを屈辱と捉え、アリーのこの調停を非難する者たちが現れた。彼らは、独自の教義を形成し、アリー側から離脱した。イスラーム史上最初に誕生した分派である。彼らは離脱したことからハワーリジュ（離脱する者）派と呼ばれ、大罪を犯した者は不信仰者であると断罪した。そして、その主張を通すためなら暗殺も厭わない過激派集団と化していった。ハワーリジュ派はアリーを正統なイスラーム共同体の指導者として見なさず刺客を送った。また、ムアーウィヤとアムル・ビン・アル＝アースにも、同様に刺客を送った。667 年、アリーは刺客のイブン・ムルジャムによって暗殺された。一説には、それは現在のイラクにあるクーファのモスクで早朝の礼拝中だったといわれている。一方、ムアーウィヤとアムル・ビン・アル＝アースはその刺客から逃れることに成功した。

預言者の死後、わずか 20 年足らずしてこのように教友たちが互いに争う姿は、残された後世の人々を懊悩させることとなった。これは預言者が、宗教に関し無謬の存在で、いかに人格者であり、高貴な道徳を持ち合わせていたかを表しているといえよう。しかし、教友たちは預言者と共に過ごし、預言者から教えを請うていたにもかかわらず、なぜこのようなことになってしまったのか。イスラームは真実を追究し、正しい実践を実現しようと努力するものである。おそらく、教友たちは自分たちがそれぞれ真実の上にあると強く思うがゆえに、正しいイスラームを婉曲してはならないという正義感に駆られ、結果的に互いに争ってしまったということだろう。小杉泰は次のように説明してい

る。「内紛や内乱を『フィトナ』と言うが、第一次内乱はイスラーム史では『大内紛』と呼ばれている。その原因を素直に考えれば、両陣営共に自分たちが正しいと考えた、ということであろう。イスラームは真理と正義を強調するものであるから、『聖典にしたがっている以上自分は正しい』と思い込む要素は、明らかにある」[8]

アリーの死は、多くのイスラーム教徒に大きな衝撃を与えた。それは、敵対していたムアーウィヤも例外ではなかった。アリーの訃報を聞いたムアーウィヤは「本当にわたしたちは、アッラーのもの。かれの御許にわたしたちは帰るものである」と言い、泣き崩れた。さらに、「人々は彼の寛容さ、高尚さ、知識、模範的言動、善良さを失うこととなった」と言い、大いに嘆いた[9]。

ムアーウィヤはその考え方の違いから、アリーと対立した。ムアーウィヤは時のカリフ・アリーに反意を示したため、どうしても否定的なイメージが纏わりついてしまう。しかし、ムアーウィヤは決してアリーを殺したかったわけでも、陥れたかったわけでもなかったのだろう。前述のように、イスラームのため自分が正しいと信じた道を突き進みたかっただけなのかもしれない。真実はアッラーのみが知ることとなる。

## ハサンのカリフ就任とその禅譲

第２代正統カリフ・ウマル以降、立て続けにカリフが暗殺されるという現状に、多くのイスラーム教徒は、イスラーム共同体の将来を憂慮した。アリーの治世はまさに内乱との戦いだった。アリーの死後、人々はアリーの嫡子ハサンにカリフ就任を求めた。ハサンはカリフ就任にあたって、人々に次のように条件を課した。「実にあなた方は思慮深く聞き分けの良い人々である。私が和解する者とは和解し、私が争う者と争うように」これを聞いた人々は、違和感を覚えたが、否応なくハサンへカリフとして忠誠を誓った。[10]

イラクの人々[11]はムアーウィヤへ決戦を求め、シリアへ赴くことを望んだ。ハサンは生来温厚な人物で、誰とも争う意図を持ってはいなかった。しかし、ハサンの意見とは裏腹に、人々はムアーウィヤのいるシリアの地へ赴こうと集

まった。それはまるで大規模デモのように広がり、あまりの人の数に収拾を図るのは不可能となってしまうほどであった。結果的に、ハサンは彼らと共にシリアへと向かうこととなった。しかし、その途中、ハサン軍内でさまざまな意見の相違が噴出し、内紛（フィトナ）となり、ハサン軍は分裂し始めた。[12] ハサンはその状況をひどく嫌厭し、ムアーウィヤに和睦を結ぶように使者を送った。そして、ハサンはムアーウィヤへカリフ位を禅譲することで、ムアーウィヤとの内紛（フィトナ）を避けた。また、ハサンはムアーウィヤの次のカリフを決める際には協議を行うように条件にしたといわれている。[13]

ムアーウィヤは、カリフ就任後クーファに入り、演説を行った。そして、人々はムアーウィヤへカリフとして忠誠を誓った。その後、ハサンとその弟フセイン、他の兄弟、従兄弟のアブドッラー・ビン・ジャアファルたちはクーファからマディーナへと移住した。

アリーの死後、ムアーウィヤはハサンに対しカリフを譲るよう強要した、またはさまざまな陰謀や金品によってハサン軍を混乱させ、自分へカリフ位を引き渡すように仕向けたなどという陰謀論をシーア派は唱えている。また、ムアーウィヤが先に亡くなった場合、再びハサンへカリフ位を戻すこと、そしてハサンの一族とその党派に危害を加えないことを条件に、外面的なカリフ位をハサンはムアーウィヤへ譲り渡したとシーア派は主張している。そして、ムアーウィヤがイラクの地に入り、人々の前で行った演説でこれらの条件の破棄をムアーウィヤは宣言したとシーア派はみなしている[14]。

しかし、スンナ派は前述の伝承のようにこれらの説を一蹴している。ムアーウィヤは時のカリフであったアリーに反旗を翻したことなどから、後世において、悪い印象が付きやすくなってしまったといえるだろう。また、ムアーウィヤの父親がイスラームへ改悛する前、預言者ムハンマドを迫害した中心人物であったことも、ムアーウィヤを反骨の徒という誤解を大いに増大させる一端となってしまったように思われる。しかし、実際のところは、正しいイスラームを絶やしてはならないというムアーウィヤ自身の正義感によるものであったといえよう。

こうして事態が落ち着いた後、ハサンは再びムアーウィヤへカリフの地位を戻すように要求したという説がある。しかし、それについて次のような伝承がある。ジュベイル・ビン・ナフィールはハサンへ次のように尋ねた。「人々はあなたが（再び）カリフの地位を欲しがっていると主張している」ハサンは次のように答えた。「（以前）アラブ人の首が我が手の中にあった。彼らは私が和睦を結ぶ者と和睦を結び、私が戦う者と戦ったであろう。私はそれをアッラーのご満悦のために投げ捨てたのだ」[15] ここで言う「アラブ人の首が我が手の中にあった」とは、自分に統治権があったことを意味している。つまり、ハサンはカリフの地位にあったが、イスラーム教徒が互いに血で血を争う殺し合う内紛（フィトナ）を避けるために、自らそのカリフの地位を捨てた。にもかかわらず、再びそれを手にしようと思うわけがないと否定したのだ。

初代カリフ・アブー・バクルが伝えるところによると、預言者ムハンマドは、「（前略）おそらくアッラーはイスラーム教徒の２つの大きな集団をハサンによって和解させるであろう」[16] と言った。また、ムアーウィヤは、とある席で参加者たちに「最も寛大で高貴なものは誰であるか（後略）」と問うた。参加者たちは、「信者の長（ムアーウィヤのこと）が最もよくご存じです」と答えた。すると、ムアーウィヤはハサンの手を取って、「この方だ。彼の父はアリー・ビン・アビーターリブ、母はアッラーの使徒ムハンマドの娘ファーティマ、祖父は預言者、祖母はハディージャ、伯父はジャアファル（後略）」と答え、[17] ハサンを称えている。

イスラーム教徒は無実の人間を殺すことを禁じられている。また、故意にイスラーム教徒を殺害した者へ、クルアーンは【だが信者を故意に殺害した者は、その応報は地獄で、かれは永遠にその中に住むであろう。アッラーは怒って彼を見はなされ、厳しい懲罰を備えられる】（婦人章93節）と告げている。また、【あなたがたはアッラーの絆にみなでしっかりと縋り、分裂してはならない】（イムラーン章103節）とイスラーム教徒が争い分裂することを禁じている。ハサンはカリフ位をムアーウィヤへ禅譲したことで、イスラーム教徒が互いに殺し合い、イスラーム共同体が内紛によって分裂することから救った。第２代カリ

フ・ウマルから第４代アリーまで立て続けにカリフは暗殺され、特にオスマーンからアリーの時代にかけて内乱が頻発した。イスラーム教徒が互いに殺し合うというあるまじき状況に多くの人々は不安と失望で疲れ切っていた。ハサンの権力欲に捕らわれないこの慎み深い英断は、イスラームの危機を救った偉大なる美徳の証であろう。

これにより、アリーの治世から分裂の危機をたびたび迎えたイスラーム共同体は一つにまとまった。ムアーウィヤの時代を迎え、より強固になった力で中断された遠征が再活動し､多くの地域でイスラームへの開放が進んだ｡イスラーム共同体の版図は大いに拡大し、ムアーウィヤの名声もそれに伴って大いに回復することとなった。

## ハサンの死の真相

ハサンはムアーウィヤへカリフ位を譲った後、預言者ムハンマドがこよなく愛したマディーナの地で余生を過ごし、670 年、その生涯を閉じた。ハサンの死についてはさまざまな伝承がある。最も有名な伝承のひとつは、ハサンが毒を盛られて殺されたというものである。しかし、実際はどうだったのであろうか。ハサンの毒死については多くの伝承で語られている。その中から、ここでいくつかの伝承を検証してみることにする。

まず、９世紀にかけて活躍したハディース学者イブン・ハジャル・アル＝アスカラーニーは著書「アル＝イサーバ」の中で、次のような伝承について述べている。「ハサンは毒殺されたと言われている。イブン・サアドは言った。『イスマーイール・ビン・イブラーヒームとイブン・アウナは次のように我々に伝えている。ウマイル・ビン・イスハークが伝えるところによると、彼と連れの者がハサンの下へ行った。そして、ハサンが言った。“あまりの激痛に嘔吐した。どうやら毒を盛られたようだ。今までこのようなものを口にしたことがない”そして、フセイン・ビン・アリーが彼の下へやって来て、誰がハサンにそれを飲ませたのか尋ねたが、彼は答えるのを拒否した』」[18]

次に、７世紀後半から８世紀前半に活躍したハディース学者カターダは次の

ように伝えている。「ハサンはフセインへ言った。『おそらく何度か毒を盛られたようだ。今までこのようなものを口にしたことがない。腹が非常に痛む』そして、フセインは言った。『誰がそのようなことをしたのですか』しかし、ハサンは答えなかった」[19]

シーア派の伝承では、ムアーウィヤはハサンにカリフ位を譲らせた後、10年間に渡ってハサンへ強い迫害を行い、ハサンが自宅にいる時でさえも心落ち着けないほど厳しい状況に置いた。そして、ハサンはムアーウィヤの教唆によって妻の1人に毒殺され殉教したと伝えている[20]。しかし、スンナ派では、ムアーウィヤたちによる陰謀を明確に否定している。

まず、ムアーウィヤのハサンへの迫害と暗殺の教唆について、11世紀後半から12世紀に前半にかけて活躍した裁判官としても有名なイスラーム法学者アブーバクル・ビン・アル＝アラビーは、「ハサンがムアーウィヤへ禅譲し、和睦をした時点で、ムアーウィヤにとってハサンはすでに何の障害でもなく、ハサンを殺す必要がない」という趣旨のことを述べている[21]。確かに、平和的に和睦をし、人々からカリフとしての忠誠を受けたムアーウィヤがハサンに対し、迫害や圧力を加えることは、寛大さを尊ぶイスラームにおいて彼の名誉を損なうだけで何のメリットもないことは明白である。むしろ、当時の社会において預言者の孫に当たるハサンを厚遇したほうがムアーウィヤの名声を高めるにふさわしいであろう。

また、その他にもムアーウィヤやその息子ヤズィードなどによる陰謀論について、14世紀に活躍したクルアーン解釈学者としても著名なイブン・カスィールは著書である歴史書「始まりと終わり」に次のような趣旨のことを述べている。「何名かはヤズィードがジャアダ・ビント・アル＝アシュアスにハサンへ毒を盛るように命じたと考えている。それと引き換えに、ヤズィードはハサンが亡くなった後、ジャアダに妻として面倒を見ると誘った。そして、ジャアダはハサンへ毒を盛って殺害し、ヤズィードの下へ赴いた。しかし、ヤズィードは手のひらを返し、ジャアダに対し自分たちにふさわしくないと付き返した。私はこの話を正しいとは見ていない。そして、特にムアーウィヤがこのことに

加担していたなどと言うことは、どこをとってもありえることではない」[22]

さらに、13 世紀終わりから 14 世紀始まりにかけて活躍したハディース学者アル＝ザハビーは著書「イスラーム史」の中で次のように述べている。「イブン・アブドゥルバルは言った。『カターダとアブーバクル・ビン・ハフスは次のように語った。“ジャアダ・ビント・アル＝アシュアス・ビン・カイスが夫であるハサンに毒を盛った”そして、ある一派が言った。“これはムアーウィヤが彼女へ密かに命じ、見返りを与えた”』（中略）これは全くもって正しい話ではない。一体誰からこの話が伝承されたと言うのか」[23]

そして、14 世紀に活躍した歴史家イブン・ハルドゥーンはムアーウィヤがハサンの妻ジャアダ・ビント・アル＝アシュアスと共謀してハサンを毒殺したと言う話はシーア派のでっちあげであり、実際にムアーウィヤがそのようなことができたかというと不可能であったと否定している[24]。

このように、ハサンに誰が毒を盛り、それを教唆したかについてはムアーウィヤや、ヤズィード、ジャアダ・ビント・アル＝アシュアスなど多くの異なる伝承がある。それゆえに、これらの話の信憑性は低いと考えられる。また、誰が毒を盛ったかについて、ハサンがそれを答えず、フセインが知らなかったことについてもこの伝承の信憑性に疑義をもたらせるところであろう。さらに、ジャアダ・ビント・アル＝アシュアスがハサンを殺害し、ムアーウィヤ側へ流れる動機も見当たらない。ハサンは、当時のアラブ社会においてもその出自は疑うことなく最良であり最善であった。ハサンは預言者ムハンマドの孫であり、父は第 4 代カリフ・アリー、母は預言者の娘ファーティマである。その名誉ある立場、また生活水準においても申し分のない暮らしであった。

この問題に対し、13 世紀中頃から 14 世紀前半にかけて活躍したイスラーム大学者イブン・タイミーヤは、ムアーウィヤがハサンを毒死させたという話は、シャリーアにおいて信頼できるに値する明確な根拠はないと断言している。そして、仮にどこかの城で、王または誰かが亡くなった場合、ある人は彼が何々で死んだと言い、またある人は彼を誰々が殺したと言い、意見の相違が生まれるだろう。まさに、このハサンの毒殺説もこのような状況で生まれた可能性が

あるだろうと述べている[25]。

現代のシーア派研究で有名なクウェート人学者オスマーン・アル＝ハミースは自身の見解を次のように述べている。「ハサンが毒死したことは有名な話である。しかし、今日に至るまで誰が毒を盛ったのか明らかになっていない。おそらくハサンは、毒殺などされてなく、普通の人が亡くなったように亡くなったのであろう」その根拠として、次の伝承が挙げられる。ヤアコーブ・ビン・スフィヤーンは言った。「ムハンマド・ビン・ヤヒヤー、サナー・スフィヤーンは我々に伝えた。ジャアファル・ビン・ムハンマドとその父ムハンマドによると、『アリーは58歳で殺された。ハサンも同じ年齢で亡くなった。また、フセインも同じ年齢で殺された』」[26] ここで言うムハンマドはムハンマド・ビン・アリー・ビン・フセインである。つまり、ハサンの弟フセインの孫に当たる。彼は、ハサンやフセインに最も近い人間であったと考えられる。この３人が亡くなった年齢は他の伝承と異なる部分があるが、イスラームでは誕生日を祝う習慣がないため、年齢を数える習慣もそもそもない。この数字はおおよその年齢を表している可能性があり、ここでは特に大きな問題ではない。むしろ注目すべきはハサンやフセインと近かったムハンマドが、ハサンのみ殺されたのではなく死んだと言及している点は非常に興味深い。

他にも、ハサンの死に関して次のような伝承がある。「ハサンが激しい痛みで悶え苦しむ中、ある男がハサンのところへやって来て、言った。『アブームハンマド（ハサンのこと）よ、一体その痛みどうしたというのか、もう少し我慢するのだ。もうすぐ、あなたの父アリー、母のファーティマ、祖父母であるアッラーの使徒とハディージャ（中略）に会えますぞ』そして、ハサンは答えた。『そうだ、なんと嬉しいことか』」[27] この伝承からハサンがいかに来世を強く信じていたかという敬虔さが伺えると同時に毒死に関して全く触れられていないことがわかる。

以上のことから、ムアーウィヤやヤズィード、ハサンの妻ジャアダ･ビント･アル＝アシュアス、そして彼女の父などの関与を裏付ける決定的な根拠はないことがいえるだろう。また、ハサンが毒によって死んだ可能性は低く、普通に

死んだ可能性が高いことがいえるだろう。

## さいごに

今回、スンナ派とシーア派の間で論議になっている「ハサンのムアーウィヤへのカリフ位禅譲」と「ハサンの死の真相」についてスンナ派史観で検証を試みた。これらのスンナ派の見解は、シーア派が主張するムアーウィヤのハサンからのカリフ位の強奪やウマイヤ家による預言者一家への迫害、またハサンの毒殺説がありえないことを証明している。

スンナ派の間でもこれらに関する見解はさまざまな相違があった。先人であるスンナ派の学者たちもムアーウィヤについては多くの誤解と誤った見解を持ち合わせていた。しかし、学者たちはもちろん意図的にムアーウィヤを貶めるためでも個人的利益によって動いたわけでもない。先人である学者たちがアッラーのご満悦を求めて努力したことは誰の目にも明らかであろう。アムル・ビン・アル＝アースによると、預言者ムハンマドは次のように言った。「もし判事が努力し、最善を尽くして出した結論が正しければ、彼には2倍の報酬があるだろう。また、もし彼が努力し、最善を尽くして出した結論が間違いであったならば、彼にはひとつの報酬があるだろう」[28] つまり、純粋な意図を持ってアッラーのご満悦を求めて出した結論は、たとえ誤りがあっても報酬があり、非難に値するものではないということである。そして彼らの努力と真の心の内は、最終的にアッラーのみが判断できることである。

また、シーア派だけでなく、スンナ派においても現代に至るまでムアーウィヤとヤズィードに関してはさまざまな誤解が蔓延している。預言者の教友の一人アブーサイード・アル＝ハドリーによると預言者ムハンマドは次のように言った。「我が教友を侮辱してはならない」[29] 預言者ムハンマドは教友を罵り、侮辱することを禁じた。このように、預言者と共にイスラームのために生命や財を投げ打った教友たちについて論ずる場合は、邪推を避け、常に礼儀を持って、肯定的に考慮しなければならないことを決して忘れてはならないだろう。

●注

1　産経ニュース 2016 年 1 月 4 日
〈http://www.sankei.com/world/news/160104/wor1601040009-n1.html〉

2　Mohammad al-Othaimin, "*Sharh al-Aqīda al-Wāsitīya li Ibn Taymīya*" p39 ,Dār al-Thuryā 2005

3　小杉泰「イスラーム文明と国家の形成」京都大学学術出版会 2011 年 p380

4　モハンマド＝ホセイン・タバータバーイー　（森本一夫訳）「シーア派の自画像」慶應義塾大学出版会 p40

5　同褐 p44,p182

6　'Alī al-Sallābī , " '*Alī ibn Abī Tālib*" ,Dār al-īmān Alexandria, 2003

7　小杉泰「イスラーム帝国のジハード」2006 年 講談社 p174

8　同褐 p176

9　Ibn Kathīr, "*al-Bidāya wa al-nihāya*", Vol.8 p15 Hajr, 1997

10　'Alī al-Sallābī, "*al-Hasan ibn 'Ali* " p191, Dār al-Tawzīa wa al-Nashr al-Islāmīya, 2004

11　第 4 代カリフ・アリーの時代に、首都をマディーナから現在のイラクにあるクーファへと遷都した。

12　'Ali al-Sāllabī, "al-Hasan ibn 'Ali ", op.cit., p360

13　Ibn Hajr al-Haytami, "*al-Sawā'iq al-Muhriqa*", pp398-399 , Maktaba Fiyyād , 2008

14　モハンマド＝ホセイン・タバータバーイー　前褐 p55,pp193-194

15　al-Balādhurī, "*Ansāb al-Ashrāf*" , Vol.3 p49, Dār al-fikr, 1997

16 Sahīh al-Bukhārī (2704)

17 Ibn Abd Rabbih, "*al-'Iqd al-Farīd*", Vol.5 p344 , Dār al-kutub al-Ilmīya , 1983

18 Ibn Hajar al-Asqalānī, "*al-Isāba fi Tamyiz al-Sahāba*" , Vol.2 p73, Dār al-kutb al-'Ilmīya , 1995

19 al-Dhahabī, "*Siyar A"a lām al-Nubalā*" , Vol.3 p274 ,Muwassasa al-Risāla, 1996

20 モハンマド＝ホセイン・タバータバーイー　前褐 p194

21 Abu Bakr ibn al-Arabī, "*al-'Awāsim min al-Qawāsim*", p213 ,Maktaba al-Sunna 1992

22 Ibn Kathīr, op-cit., Vol.11 p208

23 al-Dhahabī, "*Ta'rīkh al-Islām al-kabīr*" Vol.4 p40, Dār al-Kitab al-Arabī, 1990

24 Ibn Khaldūn "*Kitāb al-'Ibar*", Vol.2 p649, Dār al-fikr 2000

25 Ibn Taymīya, "*Minhāj al-Sunna al-Nabawīya*", Vol.4 p469, Imām Muhammad ibn Saūd Islamic University, 1986

26 Ibn Kathīr, op.cit., Vol.11 p212

27 Ibid., Vol.11 p210

28 Sahīh al-Bukhāri (7352), Sahīh Muslim(1716)

29 Sahīh al-Bukhāri (3470), Sahīh Muslim(2541)

# イスラーム講演会記録
# 「イスラーム法と“ハラール”食問題」

日　時　　平成 27 年 11 月 28 日

会　場　　拓殖大学文京キャンパス

## はじめに

今年度の第２回イスラーム講演会が、平成 27 年 11 月 28 日（土）午後２時から４時、文京キャンパスの後藤新平・新渡戸稲造記念講堂で開催された。今回取り上げたテーマは､「イスラーム法と“ハラール”食問題」とした。これは、最近の外国人観光客の招致運動の一環としてイスラーム圏からの観光客を増加させるためのキーワードとして「ハラール」が盛んにメディアで取り上げられ注目されるようになった。御蔭でかなりの認知を得るまでになったが、一方で 10 年前からイスラーム法の中の一つとしてこの「ハラール」と「ハラーム（禁止）」を取り上げ研究してきた当イスラーム研究所としては、「ハラール」という言葉だけが独り歩きして、その本質が忘れ去られている懸念を感じるようにもなった。そこでもう一度基本に帰り、イスラームの中でハラールとはどのような位置づけにあり、特に日本のようなムスリムの少ない社会の中でどのように対処して行けば良いのかを考えてみることで、ハラールを正しく理解しようとする意図から今回の講演を行うことになった。

講演会の構成としては、最初にイスラームにおける「ハラール」の基本的な意味とムスリムが少数なマイノリティー社会における「ハラール」の理解と問題点などについて講演を行い、第２部では具体的に日本でのハラール認証のやり方と問題点を取り上げ、日本におけるハラール認証の現実を検討する。そして第３部では、特にハラールの世界的環境の中での動きと将来的流れについての方向性を探るという形で「ハラール」を総合的に理解しようという構成になっている。担当する当研究所の各講師による講演の後、最後に講演参加者から

**の質疑応答が行われた。以下に、講演の概要をお伝えしたい。**

## 第１部　「マイノリティ・ムスリムとイスラーム法」

**講師：拓殖大学イスラーム研究所客員教授　柏原良英**

### １．ムスリムとシャリーア（イスラーム法）

（１）シャリーアの原則

ムスリム（イスラーム信徒）にとって日々の行動や信仰､物事の判断基準は、イスラームの法すなわちシャリーアによって定められる。それは、一般的な人間によって作り上げられてきた法ではなく、神による啓示とそれを伝える預言者の言行を基にした時代や地域を超えた法である。このシャリーアの原義は、砂漠の中で唯一水場へたどり着ける道という意味で、その道から外れることは死を意味することから、シャリーアは、神から預言者を通して伝えられたムスリムが現世と来世の成功へ導くための道であり守るべき法として使われるようになった。従って神に服従する者という意味のムスリムにとってシャリーアが生活の中での指針でありそれを守ることが、信仰の表明につながっていて生きていく上での重要な目的となるのである。

シャリーアの適用については、クルアーンに「東も西も、アッラーの有であり、あなたがたがどこに向いても、アッラーの御前にある。」（２章 115 節）とあるようにシャリーアは、どこにあっても適用されるものである。またその普遍性については、同じくクルアーンに「信仰する男も女も、アッラーとその使徒が、何かを決められた時、勝手に選択すべきではない。アッラーとその使徒に背く者は、明らかに迷って（横道に）逸れた者である。」（33 章 36 節）とあるように変更されることはない。

このようにクルアーンとハディース（預言者の言行録）に基づくシャリーアは、全てのムスリムに適用され、実行を求められている法である。

つぎにムスリムが日々の生活の中で具体的な行動の規範をどのように決めて

いるかというと、そこには大きく５つの行動規範が定められている。それはムスリムとして行わなければならない義務行為（ワージブ）と反対の行ってはならない禁止行為（ハラーム）と義務ではないが推奨される行為（スンナ）とハラームではないが行わない方がより良いとされる嫌らわれる行為（マクルーフ）とどちらにも分類されない許される行為（マンドゥーブ）と分類される。飲食物については､二つでハラール（合法）とハラーム（禁止）に分けられる。ここで注意しなければならないのは、この法規を守るか破るかは、そのままその人の信仰にかかわってくるということである。現実的には、法を犯しても罰を受けることがなくても来世での最終的な審判において罰せられることがムスリムにそれを守らせる力となっている。

（２）シャリーアの現実主義

シャリーアの特徴としてシャリーアの法源としてのクルアーンとハディースが変わらないものとしたとき現実的にはそれらに記述のない出来事が日々起きている。これに対してムスリムは、その新しい出来事をどの範疇に分類するかを判断する必要性が出てくる。しかしそれを各自の勝手な判断に委ねられると混乱が生じる恐れがある。そこでその判断を下す専門家が生まれてきた。それがイスラーム法学者であり、彼らの判断はファトワー（法勧告）と呼ばれ一般のムスリムの判断基準になる。その時、法学者は、ファトワーの基本を困難を取り除きより易しい方向性に向けることに置くことが求められている。

## ２．マイノリティ・ムスリム（ムスリム少数社会）

シャリーアは、基本的にムスリムである限りそれを守ることが求められるものであり、地域や時代を超えたものであることは前述した。しかしムスリムの暮らす社会の状況は、一つではない。シャリーアが基本として無理なく実施される社会は、イスラームの家（ダール・イスラーム）と呼ばれ、特に結婚や離婚などの家族規定をイスラームの規範に従って行っている国や社会と規定される。一方、マイノリティ・ムスリムと呼ばれる、イスラームの家から離れて暮らすムスリムたちの社会では、シャリーアの実施は、おのずと制限されてしま

う面も出てくる。この場合、ムスリムが直面する問題として次のようなものがある。

（1）ムスリム・マイノリティの問題

① 宗教的アイデンティティとしては、社会の主流を占める宗教が、イスラームの信仰面で介入し自分たちの価値観を意識するとしないに拘らず強要することがある。

② 宗教儀礼では、イスラームでは特にムスリムに求められる義務行為が実行できないことが多々見られる。

③ 食べ物や飲み物におけるハラールとハラームについては、今回のテーマであるが、ある面では一番身近な問題となっている。

④ 対人関係については、代表的な例として日本では付き合いの基本として飲酒が避けられないことが問題となる。

## ３．マイノリティ・ムスリムの法学

（1）目的

シャリーアがそのまま認知されていないムスリム少数社会の中でどこまでそれを実践できるか、また障害が起きた時にどう解決するかの判断は、先に述べた法学者の努力に負うところが大きい。その上でその目的を考えると以下のように要約できる。

1）マイノリティが、個人として、家族として、集団として宗教において支障なく、また現世において苦がなく、イスラームに従った生活が出来るよう助けること。

2）ムスリムたちが共に暮らす者たちに彼らの理解する言語でイスラームについて正しく説明し、英知を持って彼らを呼び招き、最善の言葉でかたりかけるため。

3）萎縮し自閉して社会から孤立せず、積極的に関わり、自己の持つ最善のものを相手に与えると同時に相手からもその持つ最善のものを得るようにムスリムの柔軟性と規律ある解放性を支援すること。

4）非イスラーム社会における異なる信条、価値観、習慣の環境のなかで相応しいシャリーアに則った新しいイジュティハード（法的努力）に照らしてムスリムの抱える問題に答える。

（2）原則

シャリーアにおいてイジュティハードを行う上で原則としなければならない事項をいくつか上げると以下のようなものがある。

1）「物事はその意図に基づく」これはイスラームの価値観の基本で、その根本にはアッラーの望むことを行うがある。

2）「それなくしては義務が遂行できない物事は、それもまた義務である」

3）「より大きな害悪を防ぐために、より小さな害悪は忍耐を強いられる」

4）「害悪のより小さい方を実行する」など。

（3）簡易化の方法論の採用

ムスリム少数社会でイスラームを伝える方法として、まず考えなければならないことは、イスラームを受け入れがたいものととらえられないようにすることである。そのために預言者ムハンマドが、二人の教友アブー・ムーサーとムアーズをイエメンに派遣するとき二人に伝えた言葉「易しくし、難しくするな。福音を伝え、（イスラームを）嫌がらせるな。」が有名である。

（4）人間に不可欠なもの、必要なもの

ハラール（合法）とハラーム（禁止）の問題で基本は、ハラームを避けることがハラールになるということである。シャリーアでハラームとされているものはクルアーンに明記された以下のものである。

クルアーン【かれがあなたがたに、（食べることを）禁じられるものは、死肉、血、豚肉、およびアッラー以外（の名）で供えられたものである。だが故意に違反せず、また法を越えず必要に迫られた場合は罪にはならない。】（2章173節）

ここで必要に迫られたとある例外規定は、自らの生死にかかわるような事態でハラームしか存在しない場合、ムスリムはハラームを取って生命を保つことが求められているということである。ただしその量は、必要最低限にするという

条件が課されている。このようにシャリーアは、現実に対処する場合、一つだけではないより良い方を選択できる道を示している。

## ４．マイノリティ法学の応用例

（１）宗教の歩みよりは可能か

イスラームが少数社会において他宗教との関係はどうあるべきかが問われる。本来シャリーアは、イスラームが優勢な状況の中での規則を定めたものであることから、他宗教に対してはそれを受け入れる立場から規定がされている。しかし、その立場が逆の場合にはどのようにして対処するかが、イスラーム少数社会でのムスリムとしての対応が求められる。もちろんそれは対立する立場は取らずに相違を認めたうえでの社会の構成員の一つとして存在するということになる。その場合、相互理解を行う上でどのような態度で臨むかについては、クルアーンに示唆されている。

①最善の方法で対話に臨むこと：

クルアーン「英知と良い話し方で、（凡ての者を）あなたの主の道に招け。最善の態度でかれらと議論しなさい。」（16 章 125 節）

②宗教間の共通点への注目：

クルアーン「わたしたちは、自分たちに下されたものを信じ、あなたがたに下されたものを信じる。わたしたちの神（アッラー）とあなたがたの神（アッラー）は同じである。わたしたちはかれに服従、帰依するのである。」（29 章 46 節）

③正義を掲げ、抑圧されている人々を助けること：

イスラームは、人種、国籍、宗教を問わず抑圧されている人々を助け圧制を許さない。

④偏狭な党派性ではなく、寛容な精神を広めること：

アッラーは、預言者について、クルアーン「われは只万有への慈悲として、あなたを遣わしただけである。」（21 章 107 節）とあるように、すべての人へ遣わされたとしている。それゆえムスリムは、アッラーの正義は、ムスリムであれ非ムスリムであれ、全ての人に及ぶと信じる。クルアーン「あなたがた信

仰する者よ、アッラーのために堅固に立つ者として、正義に基いた証人であれ。人びとを憎悪するあまり、あなたがたは（仲間にも敵にも）正義に反してはならない。正義を行いなさい。それは最も篤信に近いのである。」（５章８節）

（２）日本での生活におけるムスリムの判断

日本のような社会でしばしばみられる問題をいくつかの具体的な例に沿って考える。

１）非ムスリムの隣人から食事に招待された際、食卓にワインが出されることがあるが、このような食事への招待に応えることは義務か？

クルアーン「父母に懇切を尽くし、また近親や孤児、貧者や血縁のある隣人、血縁のない隣人、道づれの仲間や旅行者、およびあなたがたの右手が所有する者（に親切であれ）。」（４章 36 節）

このクルアーンにあるように隣人との良い付き合いはムスリムに求められる行為のひとつであることは間違いない。その場合、自分たちの立場を相手に理解してもらった上で付き合うことが重要になる。付き合い自体を否定するものではない。

２）日本でハラール肉が手に入らない時にはどうするのか？

現在日本でハラール食を外国から来た観光客にどのように提供するかでしばしば新聞などで取り上げられ、ハラール証明を示すロゴマークを付けることが盛んに宣伝されている。例えば、少数ムスリムにとって求められる肉が得られない時には、同じ一神教の人々の食べる肉を求めることは許されている。そこを理解するならキリスト圏からの輸入肉は食べることが可能になる。

クルアーン「今日（清き）良いものがあなたがたに許される。啓典を授けられた民の食べ物は、あなたがたに合法であり、あなたがたの食べ物は、かれらにも合法である。」（5 章 5 節）

以上のように日本でハラールな食事を採ることは、ハラールのロゴマークを見つけることではなくイスラームで禁じられたものを避けることに気を配れば済むと考える方がより日々の生活を容易にすることができ、なおかつシャリーアに則った生活を送ることにもなると考えられる。

## 第２部　「国内のムスリム食とハラール認証問題」

講師：拓殖大学イスラーム研究所客員教授　有見次郎

### １．ムスリム食とは

国内のハラールについて語る場合は、基本的には、第１部で話されたようにシャリーアに則ったものであることは言うまでもない。つまりシャリーアはムスリムの信仰生活、社会生活全てに関わる法である。アラブだから日本だからという地域によって変わるものではない。ここを間違えるとローカルハラールなどという言葉が日本で広まっていることが、一般的なムスリムの目から見て誤解を招きかねない呼び名であることが分かる。

（１）ハラールはJAS基準とは異なる

日本国内において食品の安全基準の代表的なものにJAS基準があるが、ハラールはイスラームの安心と安全の基準と言える。そこに含まれるものは、科学的根拠等だけではなく、シャリーアに基づいて判断される安全の基準が最も重要なものとなる。またそこにおいてその判定を下すのはムスリムによってなされなければならないということである。シャリーアで禁じられているものが存在しないことが科学的に証明されてもそれがムスリムによって確認されなければその安全性が認められたことにならないことを特に日本のような非イスラーム社会では見落とされがちである。

食肉の基準：豚肉の禁止については知られているが、それ以外の鳥や牛の肉なら大丈夫とはならない。食肉がハラールとなるには、許された家畜がその屠畜のやり方がマズブーフ（ムスリムによって家畜や草食動物がハラールとなるよう屠られること）されたものであることが条件である。

魚介類の基準：基本的にハラールであるが、一部の法学派では、貝類・甲殻類などをハラールとしていない法学派もある。

果物野菜などの植物の基準：基本的にハラールである。大麻など酒と同じ酔わせるものは禁じられる。

## ２．国内のハラール性の確保

日本でハラールに携わるケースが出てきたのは、初めはイスラーム圏からの要請で日本からの輸出品についてハラール認証を必要としたことに由来する。それがイスラーム圏からの観光客の増大を狙ってのハラールビジネスと結びついたとき、その範囲は飛躍的に広がっていった。外食産業、ホテル、レストラン、観光業、その他医薬品、衣服、化粧品、医療業務等でもハラールに対する知識と対応が求められるようになった。

そこでは食材の搬入時点から非合法な食材との分離、保管、専用調理器具、食器、調理油、調味料、サービスにいたるまでハラール性の確保が確認されなければならない。

①ハラール製品の生産を求める生産者の留意点：

原材料の入手ではそのハラール性の確認から、製造工程におけるハラール性の確保と確認、製品の保管・販売まで凡ての行程におけるハラール性の確保が求められる。

加工食品への留意点としては、日本のようなイスラームが少数の地域では様々な原料が加えられて製品が作られる時、それら全てにハラール性を担保するのは困難をともなうことは疑えない。しかし生産者は、それらについても責任を負っていることを忘れてはならない。最近の日本は食品偽装や表示偽装など日本に対する信頼が疑われる状況があることを忘れてはならない。その疑いを晴らす意味においてもハラールに携わる者は、より厳格な基準を示す必要がある。

②ハラールを求める・認証の確認：

ハラール認証自体にもその正当性の確認が必要になる。ハラールは、ムスリムによる確認が必要になるが、ムスリムであれば誰でも認証を出すことが出来るとは限らないことも知っておくべきである。国内で取得したハラール認証がそのまま外国でも通じるとは限らないことも知っておかなければならない。

## ３．アウトバウンド：国内のハラール認証機関

イスラーム圏に輸出を考える製造業者は、取得するハラール認証が輸出先の

国で認められているかどうかを前もって確認しておく必要がある。現在、イスラーム圏での認められている認証団体は、以下の通りであるが、すべての国に受け入れられている訳ではない。

①宗教法人日本ムスリム協会　②宗教法人日本イスラーム文化センター

③宗教法人イスラミックセンタージャパン　④日本ハラール協会　など

## ４．インバウンド：食品製造業、飲食業、観光業推薦状発給への取り組み

### 日本ムスリム協会の事例

インバウンドについては、認証を出していなくても推薦状という形で日本ムスリム協会は、認証に代わるものを出している。以下は、推薦状発給までの流れ（国内ムスリム食品等及びサービス対応会員）を図式化したものである。

【推薦状発行の流れ】

事業者からのコンタクト

↓

イスラームへの理解、会員規約について説明

↓

事業者からの会員申請

↓

入会承認

↓

会費等入金後会員証発給

↓

事業者の担当者にイスラーム講習会を実施

↓

事業者による推薦状発給申請

↓

申請書書類審査

↓

実地調査、実地調査報告、承認

↓

理事会承認、推薦状発給

## 第３部　「国際社会のハラール認証事情」

講師：イスラーム研究客員教授・シャリーア専門委員会委員長
武藤英臣

### １.「ハラール食」による世界認識

ハラールに対する認識の違いを見ると日本の認識がいかに世界の中で遅れているかが理解できる。

（１）イスラーム世界における「ハラール食」に対するムスリムの基本的考え方

１）ムスリムによる製造から販売までの安心感:イスラーム世界でのハラールに対する安心感は、ムスリムの製造した原料、ムスリムの管理、運搬、ムスリムの製造、ムスリムの保管、販売に至る流れの中で一貫したハラール性の担保が守られていることにある。

２）ムスリム間の信頼性:ハラールは、食規定におけるシャリーアの実践による信仰の体現である。

３）「ハラール認証制度」なるものはあるか？：イスラーム世界で本来ハラール認証制度は必要のないものである。そこに認証制度が入ってきたのは、ムスリムの手によらない物の流入がその原因となったことによる。

（２）欧州の「ハラール食」認識

１）欧州:一神教世界

一神教の民（啓典の民）:欧米社会を作っている宗教は、キリスト教、ユダヤ教を基礎に置く社会であり、それらはイスラームと同じ一神教であり、同じ神を信仰する人々として受け入れられる。従って彼らの食べ物の基本は同じ神に捧げられるものとして受け入れられる。

（３）多神教世界の「ハラール食」の難しさ

１）クルアーンの一節【かれ（アッラー）があなたがたに禁じられるものは、死肉、（流れる）血、豚肉、<u>およびアッラー以外の名を唱え（殺され）たものである</u>】（2:173）

２）日本は、多神教の世界であり、そこに流通する肉はアッラー以外の者に

捧げられたものとの認識があり禁じられる。

3）日本国内での啓典の民の比率は、微々たるものであり彼らの食べ物を手に入れることは不可能に近い。

4）イスラーム世界からの素朴な疑問：

質問:『日本でハラール食を作れるか?』:《サウディアラビア王国・ジェッダ市アブドルアジーズ国王大学法学部シャリーア学科主任教授から》この質問は、日本が一神教から見ると対極の世界であり、そこでハラール製品を作ること自体不可能ではないかという素朴な疑問であり、日本に対する基本的な見方になっていることを認識すべきである。

## 2.「ハラール食」の国際化に対するイスラーム世界の取り組み

（1）OIC の存在と役割

OIC：イスラーム協力機構（Organisation of Islamic Cooperation）: イスラーム諸国をメンバーとする国際機構。本部ジェッダ。

設立 : サウディアラビア、モロッコの主導で 1971 年設立。

目的 : イスラーム諸国の連帯と協力の推進を目的とする。

加盟国・地域：57 ヶ国、オブザーバー：10 ヶ国。

付属機関 : イスラーム開発銀行などの専門機関を有する。

現在 OIC 事務総長：2014 年 1 月から元サウディアラビア巡礼省大臣、また文化情報大臣を務めた HE Mr. Iyad Ameen Madani　である。

（2）OIC 諸国の「ハラール食」確保の試み

1）ハラール工業団地創設　⇒　インドネシア、マレーシア、ブルネイ、他

2）ハラール認証:　民間組織　⇔　国家管理

（3）OIC 主導のハラール関連会議

1）『OIC 付属・国際イスラーム法アカデミー（OIC-International Islamic Fiqh Academy）第 21 期総会』2013 年 11 月 19 日～22 日　サウディアラビア・リヤード市ムハンマド・ビン・サウード・イスラーム大学

会議招待 : 趣旨 = 出席参加の上、議論・コメント要請（招待者 :Secretary

General, International Islamic Fiqh Academy: Dr. Ahmad Khalid Babakr, Sudani National,）

出席者：57ヶ国出席要請。インドネシア、マレーシア欠席。

Halal事案各国吃緊の要事　⇒　ハラール事案専門者協議後2015年3月第22期総会へ上程。さらなる協議必要とし、継続協議事案。

トルコより“SIMEC（OIC基準局）作成ハラール基準規定案”提案。事務局及び準備会議委員は、提案の“ハラール基準規定”に議論・反論ある旨を記し、今後更なる検討・協議必要であるとし、OIC最高会議議題とするには時期尚早、更なる協議・検討・調査が必要とした。

２）2015年3月　OIC世界イスラーム規則アカデミー第22期総会　クウェイト国

スンナ派にある四大学派、シーア派にある多くの学派が出席し、全員ムスリム。

## ３．ＯＩＣから主なアジア諸国の取り組み

（１）インドネシア（OIC加盟国）

総人口（2.4億人）の9割近くがムスリム

民間任せであったハラール案件を政府が直接管轄（?）

2014年法律33号（2014年10月17日議会通過）法律実施2019年

（２）マレーシア（OIC加盟国）

国教イスラーム

OIC加盟国　⇒　ハラール基準書多数整備　⇒　MS1500:2009他

（３）ブルネイ（OIC加盟国）

石油・天然ガス産出国

ハラール認証を国家が管理　☜　宗教省

（４）シンガポール

経済関係としてシンガポール政府関与

## ４．非イスラーム諸国の取り組み

（１）タイ王国（OIC オブザーバー）

2014 年 12 月　タイ王国ハラール事案　←　パキスタン : 民間組織 HDC（Halal Development Council: Asad Sajjad）イベント業者協力

2015 年 12 月 25 日～ 27 日　ハラール展示会、ハラール・ビジネス・マッチング、OIC の SMIIC（Standards and Metrology Institute for Islamic Countries）によるハラール世界基準提案他。

（２）中国（大陸：OIC 非加盟）

2015 年 9 月中国寧夏回族自治区“ハラール認証組織〔China [Ningxia] Halal Food International Trade Certification Center（CHFITCC）〕⇔中国共産党が認めた国内唯一のハラール認証団体（組織）。国内各省、地区・自治区・等のイスラーム組織（イスラーム教会 / 協会）ハラール認証部を傘下に置く予定　☜　9 月 10 日相互承認式 & 外国 17 ヶ国 43 名出席。

１）一帯一路“新シルクロード”・プラット・フォーム創設・協力・認証承認・認証代替発行承認の部、ハラール認証組織としての相互承認。国内 10 数団体が前者へ署名☜　省・地域行政委員会署名、後者へ外国団体 15 ヶ国 20 数団体が署名。

２）寧夏回族自治区 DB64 Local Certification Criteria for Halal Food（DB64/T543-2009 の 改 訂 版 DB64/T543-2013） General Rule of Halal Food Certification（Ningxia Ethnic Affairs Commission, Ningxia Quality and CTechnique Supervision Bureau 2013 年 1 月 10 日発行 2013 年 3 月 1 日施行 :Issued on January 10, 2013、And Effective from March 01, 2013）。

最初の規約草案 は “The Halal Food CCertification CCenter of Ningxia Hui Autonomous Region” と 5 省（five provinces）:（1）Gansu（甘粛省）、(2) Ningxia（寧夏回族自治区）、(3) Qinghai（青海省）、(4) Shaanxi（陝西省）、(5) Yunnan（雲南省）と協議作成した。

5 章 4 項　工場主又はハラール製品製造担当役員はムスリム又はイスラーム信徒でなければならない。

同章５項　食品原料調達或は加工又は同食品保管作業員はムスリムでなければならない。

同章７項　工場のスタッフ職員の一定数は、ムスリムでなければならない。（現場作業員ではなく、会社（工場）の事務職員の一定数は、ムスリムでなければならない）

（３）台湾：（OIC 非加盟）

THIDA。ハラール食・ハラール製品対応：最終製品（Retail goods）へのハラール認証発給が多い。

『ハラール・レストラン』の最低条件　必須条件

１）オーナーがムスリムであること。

２）料理人（最低一人以上）がムスリムであること。

３）ムスリム礼拝場所、及び手・顔・頭・足等、浄める設備（排便所とは別途に）があること。

以上のように世界各国は、ハラールに対して真剣に向き合いムスリムに対して安心を提供することで経済的な発展を重ねて積極的に推進しようとしている。日本だけが世界の流れの中で取り残される恐れがあることをもっと実感すべきであろう。これからの世界は、ムスリムを無視できなくなっていることをイスラームから最も離れている環境の中で知らないではすまなくなっているのである。

1 ムスリム食とは
(1)シャリーア(イスラーム法)の適用
シャリーアはムスリムの個人生活、社会生活全てに関わる法である。
(2)ハラールはJAS基準とは異なる。
ハラールはイスラームが安心と安全の基準、科学的根拠等のみならず、
シャリーアに基づいて判断される。
(例
食肉について、食肉がハラール(合法)となるには、屠畜マズブーフ
(家畜の屠畜動物)がハラールとなるよう屠(ほふる)ことが要求される。
雪食文化、豚脂やシャクリ生産(乳化)ない(乳化食品)でもチーズも取り扱い、
海産物は凡てハラールとなる。(ただし、貝類・甲殻類などをハラールとしない
いう学派もある)

講演会風景

# 第１回タフスィール研究会報告
# クルアーン第14章イブラーヒーム章　第１節～23節

森　　伸生

日　時　　平成 27 年 5 月 23 日

会　場　　拓殖大学文京キャンパス

## イブラーヒーム章　سورة إبراهيم

### 章の説明：

本章の名は、35 節 - 41 節に、イブラーヒームの祈りがあるのにちなんで名付けられる。本章は前章の結論であった、不信心者がたとえ反抗してもアッラーの啓示は必ずその地歩を得る、という解明の続きである。ムーサーとイブラーヒームの物語を引例して始まり、マッカのために祈ったイブラーヒームの祈りで結ばれている。

本章は内容的に前章からの続きであり、前章の内容をさらに解説した特徴を持っている。両章ともクルアーンについて語っている。前章はクルアーンがアラビア語で啓示されたことを伝えた(37 節)。本章ではその意味合いとクルアーンの啓示の目的について語られている。それは端的に人々を暗黒の迷いから光へとアッラーの赦しによって救い出すことである（1 節)。

両章は、クルアーンの啓示はアッラーの意志によって下されていることを明らかにしている。前章では 38 節、本章では、使徒たちの言葉で語られている(11 節)。

両章には自然現象に関する諸節がある。例えば、空は柱なく存在しており、大地は広がり、太陽と月は定められた動きをしており、大地は動くことなく、様々な果物を実らせているというような自然の状況である。

両章は来世の存在を明らかにしており、真理と虚偽について例証を示し、不信仰者たちの策略や彼らの失敗や彼らの結果について語っている。そして、アッ

ラーにすがり、祈ることを命じている。

## 本章の内容：

1．信仰の根本を示している。アッラー、使徒たち、来世、来世での審判、唯一神の強調、真実の神とは天地創造の主であること、クルアーンの啓示の目的の説明、それは人々を暗黒から光へと導くことであること、信仰の根幹と特性・アッラーへの忠誠・迷いからの救いにおける使徒たちの使命と布教の一体性についてなどである。

2．約束と警告：不信者たちに対しては彼らの不信に対する来世における懲罰を警告。信徒たちに対しては彼らの良い行為に対する天国の約束（2節、23節、28 - 31節）。

3．教えの内容を明らかにして理解を深めるために、使徒たちを彼らの民族の言葉で派遣すること（4節）。

4．使徒ムハンマドを慰めるため、先の使徒たちと彼らの民族との物語があげられている。ノアの民、アードの民、サムードの民、それ以後の民、彼らの受けた懲罰について語られている（9節 - 12節、13節 - 18節）。

5．それらの物語の中から、まずムーサーの物語から始まっている。ムーサーが彼の民に語るところや、彼らにアッラーへの忠誠を呼び掛けるところなど（5節 - 8節）。

6．イブラーヒームのマッカでの生活、息子と二人で建立したカアバ聖殿などが関わってくる。二人はアッラーに正しき道を歩めるよう祈り、イブラーヒームは自分も含めて子孫たちを偶像崇拝から遠ざけるように祈った。マッカに住む、彼の妻と彼の息子に恵みを与えることを、そして彼も彼の子孫をも礼拝をするものとなるように祈った（35節 - 41節）。

7．来世での火獄の住人たちの口論の情景を説明（19節 - 23節）。

8．真理と信仰の言葉の例、虚偽と迷いの例として良い樹木と悪い樹木による喩。

9．終末の恐ろしさ、悪行を行う者たちへの警告、彼らへの様々な懲罰を思

い起こさせる（42 節 - 52 節）。

10. 終末の日まで懲罰を遅らせることの意味合いの説明（51 節 - 52 節）。

## （1）クルアーンが下された目的

### 慈悲あまねく慈悲深きアッラーの御名において

**1. アリフ・ラーム・ラー。われはあなたに、あなたが主の御許しによって、人びとを暗黒から光明に、偉大な讃美すべき方の道に導き出すために啓典を下した。**

**2. 天にありまた地にあるすべてのものはかれに属する。厳しい懲罰を受ける不信心者にこそ災いあれ。**

**3. かれらは来世よりも現世の生活を愛し、(人びとを）アッラーの道から妨げ、曲げようとするものである。これらは遠く迷い去った者である。**

**4. われはその民の言葉を使わないような使徒を遣わしたことはない。（それはその使命を）かれらに明瞭に説くためである。それでアッラーは、御好みの者を迷うに任せ、また御好みの者を導かれる。かれは、偉力ならびなく英明であられる。**

**解説：**

「アリフ・ラーム・ラー」：　前章で説明したように、このようにアラビア語文字を読み上げることによって、クルアーンがアラブ人の日常使っているアラビア語文字によって組み立てられていることを人々に知らしめている。そこで、アッラーはクルアーンの中で、アラビア語を母語とするアラブ人に向かって、この同じアラビア語を使ってクルアーンの一節に匹敵するものを持ってきてみよと語っているのである。それは、彼らにそれができないことによって、クルアーンが人知を超えたものであることを彼らに理解させるためである。このように、アラビア文字をここにあげているのは人々にクルアーンの奇跡性を

知らしめるためであり、クルアーンがアッラーの言葉であることを証明するためである。

「われはあなたに、あなたが主の御許しによって、人びとを暗黒から光明に、偉大な讃美すべき方の道に導き出すために啓典を下した。」：　これは啓典である。われ（アッラー）があなた（ムハンマド）に下したものである。あなた（ムハンマド）が人々を様々な過ち、迷い、不信などから、導き、信仰へと、アッラーの道、真っ直ぐな道へと、かれらの主（アッラー）の命令によって、導くためである。

「天にありまた地にあるすべてのものはかれに属する」：　アッラーはすべてを創造し、すべてを所有し、すべてをしもべとしている方である。

「厳しい懲罰を受ける不信心者にこそ災いあれ」：　ムハンマドのメッセージを拒否し、アッラーの唯一性を否定する者たちに、破滅と強烈な懲罰が来世にてある。これは彼らにとっての激しい脅迫である。

一説では、災い（ワイル）とは、火獄の涸れ谷（ワーディー）のことであり、そこに山が投げ込まれても、その熱さによって溶けてしまうとのことである。

ムハンマドのメッセージを拒否する者たちの性格が三つあげられている。

ひとつは「かれらは来世よりも現世の生活を愛し」ている者たちである。彼らは来世よりも現世を選んで、現世の生活を優先し、現世の生活を重視している。彼らは現世のために働き、来世を忘れている者たちであり、来世を捨てた人たちである。

二つ目は「（人びとを）アッラーの道から妨げ」ている者たちであり、人々を預言者たちに追従することを禁じ、アッラーへの信仰を妨害する者たちである。イスラームを求める者をイスラームからあきらめさせる者たちである。

三つ目は「（アッラーの道を）曲げようとするものである。」彼らは真実を歪めて、自分たちの欲望と目的のために合ったものにしようとするのである。だが、現実として、アッラーの道は自らが真っ直ぐであり、決して真理からの迷いを受け入れることはない。

「これらは遠く迷い去った者である。」：　これらの性格を持った不信者たち

は迷いの中にあり、真理から遠いところにあり、深い未知の状態に落ち込んでおり、正義も成功も求められない。

**まとめ：**

１．クルアーンはアッラーのもとから下された書である。クルアーンの役割は人々を不信の迷い、無知、闇から、信仰の光、導き、知識へと導くことである。それはアッラーからの人間に対する優しさであり、配慮である。

２．ムウタズィラ派（極端な宿命論を否定し、人間の自由と責任を論じた宗教倫理思想）の主張：ジャブル派（神の予定説を主張する思想潮流）の主張を否定するために、この節「われはあなたに、あなたが主の御許しによって、人びとを暗黒から光明に、偉大な讃美すべき方の道に導き出すために啓典を下した。」を根拠としている。

（１）クルアーンによって、不信者を不信から救い出すことができる。

（２）闇から光つまり預言者の教えへと導きだすことができる。

（３）不信からクルアーンによって救い出すとは彼らにクルアーンを読み聞かせ、彼らがクルアーンを理解するためである。そして彼らはアッラーが全知であり全能であり、すべてを統括している方であることを知るに至る。また、クルアーンが預言者の正しさを証明する奇跡の書であることを知るに至る。そして、彼らは自ら、クルアーンが彼らに示したイスラーム法のすべてを受け入れるようになる。

スンナ派の主張：人間の行動における最初の原因はアッラーである。人間の行為はアッラーによって創造されたものである。クルアーンには「かれらの主の許しによって」つまり、アッラーの意思によってであるとある。スンナ派では「運命獲得論」と言われている。

３．不信と無知とビドア（逸脱）の道はたくさんあるが、善行の道は一つである。なぜなら、アッラーは次のように言っている。「暗黒から光明に」とあり、暗黒は複数で表現され、光明は単数で表現されている。

４．「天にありまた地にあるすべてのものはかれに属する」とは、アッラーは

高さ、幅といった概念から制限されないことを示している。アッラーがすべてを創造し、すべてを所有し、すべてをしもべとしていることによって、アッラーは高さ、幅というモノの概念から超越しているのである。

同様に、この節は天地にあるすべてのものはアッラーのものであり、アッラー以外に所有者は存在しなく、アッラー以外に支配する方はいないことを示している。

ゆえに、この節に続いて不信者たちへの脅迫の節「厳しい懲罰を受ける不信心者にこそ災いあれ。」が続いている。なぜなら、彼らはアッラーへの忠誠を拒否して、何も影響を与えることないモノへの忠誠へと向かったからである。そのモノは創造されるが、創造することはないモノであり、何も支配することもなく、何も行動を起こすこともないモノである。

5．不信者たちは三つの性格によって、来世にて火獄の中で破壊と懲罰をうけることになる。

6．アッラーの恩恵によって、アッラーから遣わされる使徒たちは、その土地の人々の言語によって教えを説明して、人々は容易にアッラーの教えを理解することになる。そして、人々は次から次へとアッラーの教えを伝えるのである。

このことは言語が理解を進めるものであって、決して障害となるものではないことを示している。

7．「それでアッラーは、御好みの者を迷うに任せ、また御好みの者を導かれる。」は意志の影響という問題でカダル派（自由意思説）の主張に反論する際の証明とされる。この節は悪も導きもアッラーからであることを示している。この節にあるように、アッラーは御心のままに導き、道を外させるが、それは人間の選択をすでに承知しているからである。使徒はその力があるわけではなく、ただアッラーからのメッセージを知らせ、説明するだけである。ゆえに、使徒には導くことが課せられることはなく、導きはアッラーの手によって行われるだけである。

人間の立場としては、信仰も不信仰も定められているのではなく、不信者と

して創造されることもなく、人間に不信仰が創られることもない、と知るべきである。「迷わせる」と「導く」との真意は悪と善の二つの道の存在が示されているとのことである。クルアーンに「われは彼（人間）に二つの道を示した（ではないか）」（90 章 10 節）とある。

## （２）ムーサーの役割と彼の民たちへの警告

**5. 且つてわれは、印を持たせてムーサーを遣わし、「自分の民を、暗黒から光明に導き出し、アッラーの日々（諸民族の過去の出来事）をかれらに思い起させよ」と（命じた）。本当にこの中には、耐え忍んで感謝するすべての者への印がある。**

**6. ムーサーがその民に言った時を思いなさい。「アッラーがあなたがたをフィルアウンの所から救われた時あなたがたに施されたかれの恩恵を思いなさい。かれらはあなたがたを残酷な刑に会わせ、あなたがたの男児を殺し、女児を生かしておいた。本当にその中には、主からの偉大な試練があったのである。」**

**7. その時主は（ムーサーの口を通じて）宣告された。「もしあなたがたが感謝するなら、われは必ずあなたがたに（対する恩恵を）増すであろう。だがもし恩恵を忘れるならば、わが懲罰は本当に厳しいものである。」**

**8. ムーサーはまた言った。「たとえ、あなたがたが恩を忘れても、地上の者（が忘恩）でも、本当にアッラーは、すべてが満ち足りている御方、讃美すべき方である。」**

**解説：**

「且つてわれは、印を持たせてムーサーを遣わし」:　ムハンマドよ、われ（アッラー）はかつてムーサーを遣わして彼の民たちに印を示し、闇から光の場所へと民を導いたように、あなたにも民たちを導くために啓典を下したのである。

「印」：アッラーがムーサーに起こさせた数々の奇跡の事である。代表的な奇跡の三つは杖を蛇に変える奇跡、らい病にかかった手を治した奇跡、ナイル川

の水を血に変えた奇跡などであるが、その他には蛙がエジプトの全土を覆ったこと、土の塵がすべてブヨになったこと、あぶがエジプト全土を襲ったこと、家畜が疫病で死んだこと、人と家畜にはれ物が広がったこと、大量の雹（ひょう）が降り注いだこと、いなごの大群が襲ってきたこと、エジプト全土が三日間、真暗闇になったこと、人や家畜の初子がすべて死んだことなどである。

「自分の民」：　ムーサーの民（イスラーイール〈ヤアコーブ〉の民）

「アッラーの日々」：　アッラーの意志によって生じた諸民族の過去の出来事。または､アッラーの与えた恩恵と試練と言われている。ムーサーの民に｢過去の出来事」を教訓として思い起させた。または、試練としてフィルアウンの横暴な支配によって苦しめられたこと、恩恵として、その苦しみから彼らを海を割って救い出し、荒れ地をさまよう彼らに、空から食べ物マナを与えたことなど、他にもアッラーの恩恵を思い出させた。

「この中には、耐え忍んで感謝するすべての者への印がある。」：　この思い起させた出来事の中には、アッラーの唯一性とアッラーの力が示されている。アッラーのみが苦しみから救い出すことができる方であり、試練に耐えしのぶ者への救いがあり、苦しみからの救いに喜びがあることが示されている。

「ムーサーがその民に言った時を思いなさい。」：　ムハンマドよ、そなたの民にも教訓となるであろう。

「あなたがたの男児を殺し、女児を生かしておいた。」：　それは占い師のある者がイスラーイールの民に生まれた男児がフィルアウンの王権を滅ぼしてしまうであろうと言ったためである。

「本当にその中には、主からの偉大な試練があったのである」：　その苦難にあっても、人間がアッラーへの信仰を失うことなく過ごすことができるかどうか大きな試練となっている。アッラーへの感謝の念を忘れることなく過ごすか、それとも忘れてしまうかである。

**まとめ：**

１．預言者たちを遣わした目的は一つである。それは人々を不信と迷いの暗闇

から信仰と導きの光へと導くためである。

2　人々はアッラーの日々を思い起こすことが求められる。それはアッラーが過去に与えた出来事であり、そこには人々への試練と恩恵がある。

　それはアッラーからの警告と朗報が常に重なっている。ムーサーや他の預言者が伝えたように、預言者たちを信じる者たちにはアッラーが恩恵を与え、預言者たちを否定する者たちにはアッラーが懲罰を与える。

3．ムスリムにとって、試練の時には忍耐することが求められて、恩恵が与えられている時には感謝することが求められている。

4．イスラーイールの民にはフィルアウンの時代に二つの状況があった。試練と恩恵である。彼らは恩恵を認識できず、それに感謝することもなった。彼らは試練の時には忍耐することもできなかった。ムーサーが彼らの不信と頑迷さを見て彼らに忠告したことから理解される。

5．恩恵への感謝はそれをさらに増加させて、恩恵を拒否することはそれを消滅させることになる。アッラーの恩恵に常に感謝する者はアッラーがさらに彼に対して恩恵を増加させる。アッラーの恩恵を否定する者はアッラーの存在を否定する者であり、それは最も厳しい懲罰の原因となる。

　感謝とは恩恵を授けるものを認識することであり、自ずと恩恵を授けるものに対して敬意を払うものである。

6．恩恵に感謝することも、恩恵を否定することも、それの結果はすべてその行為者に帰すことになる。アッラーは人間に服従を命じたが、その服従による恩恵は人間に与えられるものである。人間の感謝も忘恩もアッラーにとっては全く必要としないことである。「本当にアッラーは、すべてが満ち足りている御方、讃美すべき方である。」

## （3）諸預言者と彼らの民たちの話

**9. あなたがた以前の者たち、ヌーフやアードやサムードの民の消息を、あなたがたは聞かなかったのか。またかれらの後（に来た）者たちのことは、アッ**

ラー以外には誰も知らない。使徒たちが明証を持ってかれらの所にやって来たが、かれらは手でかれら（預言者たち）の口を押えて、言った。「わたしたちは、あなたがたが遣わされたことを信じません。またわたしたちを招く教えについても、本当に不安な疑いを抱きます。」

10. 使徒たちは言った。「あなたがたは天と地を創造された方、アッラーについて疑いがあるのか。かれがあなたがたを招かれたのは、あなたがたの罪を御赦しなされ、定められた期限まで、あなたがたを猶予なさるためである。」かれらは言った。「あなたがたは、わたしたちと同じ人間に過ぎないのです。あなたがたは、祖先が仕えてきたものから、わたしたちを背かせようと望んでいるのです。それなら（先ず真実を物語る奇跡で）わたしたちに明瞭な権威を現わしなさい。」

11. 使徒たちはかれらに言った。「勿論わたしたちは、あなたがたと同じ人間に過ぎない。だがアッラーは、そのしもべの中御心に叶う者に御恵みを与えられる。 アッラーの御許しがない限り、あなたがたに一つの権威をもたらさないのである。それですべての信心ある人びとは、アッラーに全てを御任せしなさい。」

12. 「どうしてわたしたちは、アッラーを信頼しないでいられようか。かれはわたしたちを（従うべき）道に導かれる。わたしたちは、あなたがたが加える迫害に何処までも耐え忍ぶであろう。信頼する者たちは、アッラーにこそ全てを御任せすべきである。」

解説：

前節では、ムーサーが彼の民たちにアッラーの恩恵と懲罰について思い起こすように諭したが、ここでは、ムーサー以前の預言者たちの物語をあげて、ムーサーが諭した内容を明らかにしている。ムーサーの言葉の続きと見ることができ、ムーサーの民たちに語りかけている。

一方では、ムーサーの民たちばかりではなく、他の民に対しても、ムーサー以前の出来事を知らしめるために、新たに語りかけているとの見方もある。

他に、多くの学者たちは預言者ムハンマドの民に向けて始めた話であるとしている。

イブン･カスィール(1300年頃没)は次のように言っている。表面的には､アッラーから預言者ムハンマドの民たちに向けた新たな語りである。アードやサムードの物語はタウラートにはのっていないので、もしこの話がムーサーの民に向けたムーサーの言葉であるとすれば、アードとサムードの物語がタウラートにのっていたはずである。

「あなたがた以前の者たち、ヌーフやアードやサムードの民」:　それ以外の民も預言者たちを嘘つき呼ばわりした民たちである。預言者たちはかれらの正しさを証明するために明らかな証明となる奇跡を携えて、民を不信と迷いの闇から信仰と導きの光へと導くためにアッラーから使命を受けてやってきた。(69章4節 - 8節参照)

「あなたがたは聞かなかったのか。」:　聞いたはずだ、と預言者ムハンマドのウンマに向けて言っている。

「またかれらの後（に来た）者たちのことは、アッラー以外には誰も知らない。」:　アッラー以外には民の数を知りえることはない。それほどに多いということである。

「かれらは手でかれら（預言者たち）の口を押えて」:　ムカーティル（767年没）によれば、かれらは預言者たちの口を手で押さえて、沈黙させたということである。

イブン・アッバース（620年没）によれば、かれらは憤怒のあまり、自分たちの手を噛んだ、あるいは、驚きのあまり、手を自分たちの口に押し当てたとのことである。この仕草は預言者ムハンマドに対して行ったアラブ人の反応でも同じである。クルアーンの一節「しかし、かれらだけの時は、あなたがたに憤激して指先を噛む。言ってやるがいい。憤死しなさい。アッラーはあなたがたが胸の中に抱くことを知っておられる。」(3章119節）とアラブ人の状況が描写されている。いずれにしろ、かれらは預言者たちを嘘つき呼ばわりし、かれらを嘲笑して、かれらを信じていなかった。

「あなたがたは天と地を創造された方、アッラーについて疑いがあるのか。」:

アッラーの存在に疑いがあるのかと問う。人間はフィトラ（人間の本性）によってアッラーの存在を知りえることができる。そのように人間にはフィトラが備えられている。そこで、アッラーこそが神性を持ち、アッラーにこそ仕えるのが義務であることに疑問を持つのか、と問うことになる。アッラーは全ての存在を創造した方である。預言者ムハンマドの言葉「生れてくる子供はフィトラを持って生まれ来る。そこで、両親が子供をユダヤ教徒とする、またはキリスト教徒とする、または拝火教徒とするのである。」

創造の証明は五感で感じるものであり、日々経験しているものである。「天と地を創造された方」が創造した結果のものを人間は感覚的に意識することができる。そこで、感じていながらにして、どうしてアッラーに疑問を持つのか。アッラーは天地を創造した方であり、天地に自然の秩序を与えた方である。

アッラーが創造者であることが、それが彼自身の存在の証明である。そして、アッラーは完全な慈悲を持つ方である。

「かれがあなたがたを招かれたのは、あなたがたの罪を御赦しなされ、定められた期限まで、あなたがたを猶予なさるためである。」:　アッラーが人々を完全な信仰へと呼びかけたのは、その一つの目的は、来世にてかれらの罪を赦すためである。

二つ目の目的は「定められた期限まで、あなたがたを猶予なさるためである。」定められた期限とはアッラーが定めた寿命のことである。人の寿命が尽きるまではアッラーから猶予が与えられていることになる。預言者たちの信仰への呼びかけに応えないならば、その時には不信を理由に懲罰が待っていることになる。

信仰は二つの慈悲によって、実現する。それは罪の赦しと寿命が尽きるまでの猶予である。

一方、預言者たちのそれぞれの民たちは三つのことで反論した。

（１）「あなたがたは、わたしたちと同じ人間に過ぎないのです。」:　私たちがあなたたちの言葉だけであなたたちに従うのか。わたしたちはあ

なたがたに何の奇跡も見ていない。あなたたちは私たちと変わるところもなく、私たちに優れたものがあるわけではなく、なぜ私たちではなくあなたがたが預言で特別になるのか。アッラーが人間に使徒を遣わすことを望んだならば、最も優れた者を送ったはずだ。

（２）「あなたがたは、祖先が仕えてきたものから、わたしたちを背かせようと望んでいるのです。」：　あなた方は私たちの祖先が私たちに残したものを捨てさせようと望んでいるが、その呼びかけには何も正しいとする証拠もないではないか。

（３）「それなら（先ず真実を物語る奇跡で）わたしたちに明瞭な権威を現わしなさい。」：　私たちがあなた方に求めている超常現象を持ってきなさい。もしくはあなた方が主張する預言の正当性を証明する明らかな証拠を持ってきなさい。私たちは感覚的なもの以外には受け入れない。天地創造については、私たちはそれについて考えることができなく、あなた方が主張していることの正しさを証明するものとはならない。

民たちの要求に対する預言者たちの回答：

（１）「勿論わたしたちは、あなたがたと同じ人間に過ぎない。」：　あなた方が主張する通りに同じ人間であり、あなた方と変わりなく日々生活する者である。

（２）「だがアッラーは、そのしもべの中御心に叶う者に御恵みを与えられる。」：　しかし、アッラーがアッラーのしもべ、つまり、私たち人間の中から啓示と使命を担うに相応しい者をアッラーの思うがままに選ぶのである。「（主から）一つの印が彼らにやってくれば、『アッラーの使徒に与えられたようなものが、私たちに下るまでは信じないであろう』という。アッラーはどこで（またはいかに）かれの使命を果たすべきかを、最もよく知っておられる。」（6 章 124 節）そして、アッラーは私たちに啓示を与えるのである。

あなた方の祖先から受け継いできたものについては知性が受け入れ

るものではない。

（３）「 アッラーの御許しがない限り、あなたがたに一つの権威をもたらさないのである。」：　あなた方が求めている、私たちのメッセージの信用性に対する証明については、それはアッラーが決めることである。私たちには何も証明するものを持ってくることができない、それはアッラーの意思によって、私たちの証明となる奇跡や権威が与えられるのである。

（４）「それですべての信心ある人びとは、アッラーに全てを御任せしなさい。」：　ゆえに、私たちすべての者、信仰する者すべては、すべてのことをアッラーにゆだねるだけである。

（５）「どうしてわたしたちは、アッラーを信頼しないでいられようか。」：　アッラーこそが私たちを正しい道へと導かる方である。ゆえに、すべての苦難に耐えることもできるのである。

**まとめ：**

１．預言者たちの民はかれらを嘘つき呼ばわりして、嘲笑していたが、その結果は破壊と死滅であることが知らされている。

２．預言者たちに対する民の態度は三段階である。

（１）　彼らは預言者たちの言葉を受け入れることについて無視し、預言者たちが呼びかけをしなくなるようにした。

（２）　彼らは預言者たちを拒否することを正当化した。

（３）　彼らは最後には預言に疑いを持つようになる。

これらすべてが預言性を認めないことの証明となった。

３．預言者たちはアッラーの存在と唯一性について、正常なフィトラがそれを証明するとした。また、天地創造と森羅万象の秩序の創造は創造主の存在の確かな証明であり、その創造主のみが仕えられる方である。知性ある者にとってはアッラーの唯一性について疑いは起こり得ないとした。

４．アッラーは天地創造の主であると同時に、慈悲深い主であることが示され

ている。それは人々を信仰へと呼びかけるにあたり、目的の一つは罪の赦しであるが、それは楽園に入るのにすべてが浄化されていなければならないからである。二つ目は信仰に入る時期を寿命が尽きるまでとしていることである。

5．不信者たちの反応は三つが挙げられる。

（1）　同じ人間からアッラーの使徒が出てくることを拒否した。アッラーの使徒は幽界を知りえる者であり、天使の特徴などを持っているものとしていた。

（2）　伝統的信仰を固守していた。それは祖先から受け継いだ偶像崇拝であり、その信仰を見直すことはできない状態であった。

（3）　預言者たちに多くの奇跡を求めた。

6．預言者たちはこれに三つのことで対応した。

（1）　同じ人間であっても、それは預言性を受けるのに問題ではない。なぜなら、預言性を受けることはアッラーが決めることである。

（2）　彼らが自分たちの信仰が正しいとした根拠は祖先が伝えていることだからとしているが、真理と虚偽の相違を知る力はアッラーから与えられるものである。

（3）　人々は預言者たちが持ってきた証明には満足せず、もっと天地を揺るがすような奇跡を求めたのである。預言者たちはそれに対して、あなた方の求めたものは追加事項であり、それについてはアッラーが定めることである。アッラーがそれを創造しなかったならば、そこには叡智と理由があり、それを受け止めるだけである。

7．預言者たちは苦難に対して忍耐することであり、アッラーにすがるのであり、アッラーに任せるのである。忍耐は成功のカギであり、幸福への道である。アッラーにすがること、アッラーに頼ることは成功と繁栄を実現させるものである。

## （4）預言者たちへの脅迫

**13. すると信じない者はかれらの使徒たちに言った。「わたしたちは、あなたがたを国土から必ず追放するでしょう。さもなければ、わたしたちの教えに返りなさい。」そこで主は、かれら（使徒）に啓示なされた。「われは不義の徒らを、必ず滅ぼし、**
**14. かれらの後、必ずあなたがたをこの国に住まわせるであろう。これらはわれが審判に立つのを恐れる者、また（処罰の）約束を恐れる者のためである。」**
**15　かれらは裁定を望んだが、すべての頑固な反逆者は望みを断たれてしまった。**
**16. かかる者の後ろは地獄であって、汚（けが）らわしい水を飲まされる。**
**17. かれはそれを飲み込もうとするが、なかなか飲み込めない。また死がすべての方向から迫るが、かれは死にもしない。なお、かれの後ろには容赦のない懲罰がある。**
**18. 主を信じない者を例えれば、かれらの行いは丁度、暴風が吹き荒（すさ）ぶ大荒の日の灰のようなものである。努力したすべてのことは、かれらに何も役立つものはない。これは（真理の方向から）遠く離れ去っている者である。**

**解説：**

アッラーが預言者たちにすべてにおいてアッラーにすがることを示した後に、アッラーは不信者たちのあくまでも頑なな態度を伝えた。それは預言者たちを土地から追放することと先祖伝来の不信仰に戻ることへの要求であった。このことはいつの時代にも起こったことである。

「わたしたちは、あなたがたを国土から必ず追放するでしょう。さもなければ、わたしたちの教えに返りなさい。」：　不信者たちの要求は土地からの追放、もしくは先祖伝来の信仰に戻ることである。これは使徒たちと不信者たちとの論争からの当然の帰結であった。不信者たちは論争に失敗して、彼らの論証は使

徒たちの論証と説明の前に敗れたのであった。彼らは強硬な手段に訴えるしか手段を見出さなかった。

このようなことはシュアイブの民にても起こった。「かれの民の中で高慢な長老たちは言った。『シュアイブよ、私たちは、あなたもあなたと一緒に信仰するものたちも、この町から追放するであろう。さもなければ、私たちの宗教に返るべきである。』（7 章 88 節）、クライシュ族の民にも起こった。「かれらはあなたをこの地（マッカ）から追放しようとして、ほとんど居住に耐えられないようにしている。だがそうなれば、あなたの後かれらも、暫時のほか（そこに）留まれないであろう。」（17 章 76 節）

不信者たちの強気な要求の原因は勢力の大きさによるものである。預言者たちと彼らの信者たちは数が少ないからである。

「そこで主は、かれら（使徒）に啓示なされた。」：　アッラーは預言者たちに啓示を与えて、不信者たちを滅ぼすことと、彼らを滅ぼした後に預言者たちをその地に住まわせることを告げたのである。不信者たちに対するアッラーからの脅迫と懲罰の約束は不信者たちの預言者たちに対する脅迫に対応したものである。「確かにわれの言葉は、わが遣わしたしもべたちに既に下された。かれらは、必ず助けられよう。本当にわれの軍勢は、必ず勝利を得るだろう。」（37 章 171-173 節）、「アッラーはわれとわが使徒たちは必ず勝つと定められた」（58 章 21 節）、「われは（ムーサーに）訓戒を授けた後、（後にダーウードに授けた）詩編の中に、『本当にこの大地は、われの正しいしもべがこれを継ぐ』と記した」（21 章 105 節）などにも示されている。

「これらはわれが審判に立つのを恐れる者、また（処罰の）約束を恐れる者のためである。」：　このような不信者たちに対する死滅の脅迫と信者たちの定住の知らせは真実であり、それは来世においてアッラーの前で審判を受けることを恐れる者、アッラーの前に立つことを恐れる者のためである。そして、来世にて懲罰を下すとのアッラーの約束を恐れる者のためである。つまり、信仰によってアッラーからの怒りを避けるのである。これこそが勝利の要因となるのである。

「かれらは裁定を望んだ」：「かれら」を預言者たちとしたならば、預言者たちが彼らの民たちに勝利を望んだのである。一方で、「かれら」を不信者たちとした場合には、不信者たちが預言者たちに対する勝利を望んだのである。かれらは自分たちに真理があるとの思いから、預言者たちに虚偽であるとしたからである。いずれにしろ、結果はアッラーの援助と勝利は信仰者たちに与えられ、不信者たちには破壊と死滅が与えられたのである。

「すべての頑固な反逆者は望みを断たれてしまった。」：　つまり、預言者たちの教えを頑なに拒否した不信者たちは失敗したのである。

「かかる者の後ろは地獄であって、汚らわしい水を飲まされる。」：　不信者たちの前には火獄があり、そこに入るのである。ワラーアの語は正反対の意味に用いられる。そこで、火獄の住人の皮や内臓が流れ、血や膿が混ざった水を飲まされる。

「かれはそれを飲み込もうとするが、なかなか飲み込めない。」：　それを飲み込もうとしても、その悪臭とひどい味で飲み込んで済ませることができなく、いつまでもその苦しみを味わうことになる。

「また死がすべての方向から迫るが、かれは死にもしない。」：　火獄の住人には死に至らしめる様々な懲罰が襲ってくることになり、それは身体のすべての部位から迫ってくるのである。死ぬことによって終わらせたいと感じるが、死ぬこともできなく、その苦しみは続くのである。

「なお、かれの後ろには容赦のない懲罰がある。」：　容赦のない懲罰が次から次へと彼に続くのである。

「主を信じない者を例えれば、かれらの行いは丁度、暴風が吹き荒（すさ）ぶ大荒の日の灰のようなものである。努力したすべてのことは、かれらに何も役立つものはない。これは（真理の方向から）遠く離れ去っている者である。」:

不信者たちの行いは来世において全く役に立たないものとなる。たとえ、善行を積んでいたとしても、それによって彼らがアッラーにその報償を求めたとしても、それは暴風の中で散ってしまった灰のようなものであり、それを集めることはできないのである。そのような善行も真理の上にあって、はじめて来

世において役に立つものとなる。

**まとめ：**

1．不信者たちの脅迫はアッラーの脅迫の前ではまったく力はない。

2．敵に対する勝利を求めることは、アッラーの威力、アッラーの怖さ、アッラーの来世での審判に対する恐怖、来世での懲罰に対する恐怖と関係する。

3．アッラーに助けを求めるのが、預言者たちであっても、不信者たちであっても、またその双方であっても、最終的に信仰篤き者たち、預言者たちに勝利がもたらされる。なぜなら、信仰する者たちは彼らの敵たちに対して真理・正義があるからである。破壊と死滅と損失は頑迷な不信者たちに対してもたらされるのである。真理を頑なに拒んだ者たちである。彼らはアッラーを拒否して、アッラーへの服従を否定した。真理と正義の道から外れた者たちである。

4．現世で不信者たちへの破壊と死滅が起こるのと同様に、来世にても火獄の懲罰が待っている。現世での破壊のあとで、さらに来世にでも懲罰がある。

5．火獄での飲み物は火獄の住人の血や膿が混ざったものであり、喉を通るたびに激しい苦痛を受けるのだが、飲み干すことはできなく、常に苦しみ続けることになる。死の苦しみを身体のすべての個所から受けて苦しむことになる。「かれらの上は火の覆い、かれらの下も（火の）床であろう。」（39章16節）彼には途切れることなく激しい懲罰による苦痛が続くことになる。これは火獄での懲罰の様子である。最初は「かかる者の後ろは地獄であって」、その二番目は「汚らわしい水を飲まされる。 かれはそれを飲み込もうとするが、なかなか飲み込めない。」、その三番目は「また死がすべての方向から迫るが、かれは死にもしない。」、そしてその四番目が「なお、かれの後ろには容赦のない懲罰がある。」となっている。

6．不信者たちの善行は来世では全く価値がなく、彼らにとって大きな損失となる。不信によってすべてを失うことになる。

## （５）アッラーの唯一性、アッラーの存在、アッラーの創造

**19. あなたがたはアッラーが、真理によって天地を創造されたことを考えないのか。もしかれの御心ならば、あなたがたを追放して、（その地に）新しい創造物を（あなたがたの代りに）連れて来られよう。**
**20. それはアッラーにとっては、難しいことではない。**

**解説：**

アッラーは不信者たちの行為は無意味で、価値のないものとなることを明らかにした。さらに、行為を無益にすることは彼らの不信に由来するのであることを説明した。一方で、アッラーは忠誠者の行為を無益にすることはなく、それはアッラーの叡智によって、行われる。アッラーはアッラーの叡智によってこの世のすべてを創造していることを示している。

「あなたがたはアッラーが、真理によって天地を創造されたことを考えないのか。」：　アッラーは審判の日に人間を復活させる創造力を、人間の創造よりもはるかに複雑な天地を創造することで、伝えた。そして、預言者ムハンマドとその民たちに向かって、アッラーが天地を叡智を持って創造したのを見なかったか、と語った。

「もしかれの御心ならば、あなたがたを追放して、（その地に）新しい創造物を（あなたがたの代りに）連れて来られよう。」：　あなた方がアッラーの命令に従わなければ、あなた方を消滅させて、より従順な人間を創造することができる。

「それはアッラーにとっては、難しいことではない。」：　それはアッラーにとってたやすいことである。同様に、来世で死人を生き返らせることも、難しいことではない。そのことは多くの個所で語られている。例えば、「かれら（マッカの多神教徒）は、天と地を創造なされ、その創造に疲れることもないアッラーが、死者を蘇らせることくらい、できるとは思わないのか」（46 章 33 節）

まとめ：

1．アッラーの創造力を証明している。アッラーは天地を叡智と目的にそって創造した方であり、人間を死後に復活させることができる方であることを示している。アッラーは消滅させることができる方である。ゆえに、あなた方がアッラーの命令に不忠実であるならば、アッラーの意志によって、消滅させることもでき、より忠実な人間を創造することも可能である。

2．不信者たちはアッラーの創造力も叡智も示され、アッラーへの忠誠が真実であり、アッラーへの忠誠によって報償を得ることができ、アッラーへの不忠によって懲罰をうけることを知らされたにもかかわらず、アッラーを信じずにいた。

## （6）悪魔と追随者たちとの口論

**21. かれらのすべてがアッラーの御前にまかり出る。その時、弱者たちは高慢であった者たちに向かって言う。「わたしたちは（地上で）あなたがたに従っていた。だからあなたがたは、アッラーの懲罰を、少しでも防いでくれないのですか。」かれらは（答えて）言う。「もしアッラーがわたしたちを御導きになったら、必ずあなたがたを（正しく）導いたであろう。（今）耐えても、騒いでも、わたしたちにとっては同じことで免（まぬが）れられないのだ。」**

**22. すべての事が、決定された時、悪魔は言った。「真実の約束を、あなたがたに約束されたのはアッラーでした。わたしも約束したのですが、あなたがたの役には立たなかったのです。もともとわたしは、あなたがたに対し権威はないのです。ただ、あなたがたに呼びかけ、あなたがたがわたしに従っただけです。それでわたしを非難してはならないのです。寧ろ自分自身を責めなさい。わたしはあなたがたを助けることは出来ないのです。あなたがたもわたしを助けられないのです。実はあなたがたが、先にわたしを（アッラーと）同位に置いたが、わたしはそれを拒否していたのです。本当に不義の徒には痛ましい懲罰があるのです。」**

**23. 信仰して善い行いに励む者は、かれらの主の御許しの許に、川が下を流れる楽園に入り、永遠にその中に住むことになる。そこでかれらの受ける挨拶は、「平安あれ。」であろう。**

**解説：**

アッラーは不信者たちに対する来世における様々な懲罰を伝え、不信者たちの行為は無意味なものとなることを語った。そこで、ここでは、不信者たちに従った者たちの前で彼らの所業を明らかにする。そして、悪魔と人間の間でのやり取りの情景を表現している。その後に、信者たちの報償として彼らの永遠なる住みかとなる天国の状況を伝えている。

「かれらのすべてがアッラーの御前にまかり出る。」：　来世にて審判の日にすべての被造物がアッラーの前に出る。

「その時、弱者たちは高慢であった者たちに向かって言う。」：　指導者や権威者に従っていた者たちが彼らに向かって言った。彼らは預言者たちに従うことに、高慢に拒否していた者たちであり、弱者たちを従わせていた。

「わたしたちは（地上で）あなたがたに従っていた。だからあなたがたは、アッラーの懲罰を、少しでも防いでくれないのですか。」：〈わたしたちは現世であなた方に従って、あなた方の行いを踏襲してきました。あなた方の命令に従い、あなた方の行いを行ってきました。そして、私たちはアッラーに従いませんでした。あなた方に従って、預言者たちを嘘つき呼ばわりしてきました。あなた方は今日、アッラーの懲罰から我々を守ってくれないのですか。〉

「かれらは（答えて）言う。「もしアッラーがわたしたちを御導きになったら、必ずあなたがたを（正しく）導いたであろう。」：〈もしアッラーが私たちを真実であるアッラーの教えに導いて、まっすぐな道を示してくださったならば、私たちはあなた方を導き、最もまっすぐな道へと導くことができたのであったが、アッラーは私たちを正しい道へと導いてくれなかった。そして、不信者たちに対する懲罰の言葉が真実となったのである。〉

それから、彼らは救いのないことを宣言したのである。

「（今）耐えても、騒いでも、わたしたちにとっては同じことで免（まぬが）れられないのだ。」：　我々には今さら耐えても、騒いでも、アッラーからの懲罰から助けもなければ、逃げ場所もないのである。

イブン・カスィールは、火獄でのこの口論は火獄に入ったあとでのことである、と伝えている。同様の内容の節（40 章 47 節 - 48 節）。

「すべての事が、決定された時、悪魔は言った。」：　アッラーは悪魔と悪魔に従った人間との対話をあげたのである。アッラーが彼のしもべたちに決定を下し、信者たちは天国に入り、不信者たちは火獄に住むことになった後に、悪魔、つまりイブリースが、彼に従う人間たちに言った。

「真実の約束を、あなたがたに約束されたのはアッラーでした。」:〈アッラーがあなた方に復活と報償を約束し、預言者たちの言葉が真実であると約束したのであった。それは真実の約束であり、真実の知らせであった。〉

「わたしも約束したのですが、あなたがたの役には立たなかったのです。」:〈わたしはあなた方に復活もなく、報償もなく、天国もなく、火獄もないことを約束した。私はあなた方に私の約束を破ったのである。つまり、私は虚偽と不誠実なことしか言わないのである。〉「（悪魔は）かれらと約束を結び、虚しい欲望にふけらせるであろう。だが悪魔の約束は、欺瞞にすぎない。」（4 章 120 節）これは悪魔の所業の説明である。つまり、悪魔は言いたい、〈あなた方は私に従い、あなた方の主であるアッラーの約束を捨てたのである〉と。

「もともとわたしは、あなたがたに対し権威はないのです。」：〈私があなた方を誘ったことについても何もそれには証明もなく、根拠もないことなのである。私があなた方に約束したことについて、私には全く力もなく、権威もないのである。〉

「ただ、あなたがたに呼びかけ、あなたがたがわたしに従っただけです。」:〈しかし、私があなた方を誘い、あなた方が私の誘いに応えただけである。ただそれだけである。〉

「それでわたしを非難してはならないのです。寧ろ自分自身を責めなさい。」:〈今日、あなた方は非難を私に向けるのではない。あなた方自身に非難を向

けよ。あなた方は自ら選んで私に急いで従ったではないか。罪はあなた方自身の罪である。あなた方はあなた方の主の呼びかけに耳を傾けなかったではないか。アッラーはあなた方に証明をもって真実の呼びかけを行ったにもかかわらず、あなた方は正道へと誘う呼びかけを拒否したではないか。〉

「わたしはあなたがたを助けることは出来ないのです。あなたがたもわたしを助けられないのです。」：〈私にはあなた方を助ける力もなく、あなた方に役に立つこともできなく、懲罰からあなた方を救い出すこともできない。あなた方も私を助けることもできなく、私に役に立つこともなく、私が受ける懲罰から救い出すこともできないのである。〉「その時、指導者たち（不信者たちの長老たち）は追随者を見捨てて、懲罰を目の当たりにして、かれらの間の一切の絆が断絶するであろう。」（2 章 166 節）

「実はあなたがたが、先にわたしを（アッラーと）同位に置いたが、わたしはそれを拒否していたのです。」：〈私は今日、明らかにするが、あなた方が現世において私とアッラーを服従において同列においていたが、私はそれを否定して、拒否していたのである。なぜなら、あなた方は悪事においては私に従うが、善事においてはアッラーに従ったからである。〉つまり、イブリースは人間の不信とは関係ないことを主張したのである。

「本当に不義の徒には痛ましい懲罰があるのです。」：　この言葉は表面的にアッラーの言葉として受け取られる。あるいは、イブリースが不信者たちに対して決定的に発した言葉とも受け取られる。つまり、不信者たちは真実を拒否して、不義に従ったゆえに、痛ましい懲罰を受けるのである。どちらにせよ、この一節は人々に現世にて悪魔のささやきに惑わされるなとの警告であり、審判の日に備えるように呼びかけて、不信者たちの立場を知らしめているのである。

「信仰して善い行いに励む者は、かれらの主の御許しの許に、川が下を流れる楽園に入り、永遠にその中に住むことになる。」：　アッラーは不信者たちの状況を明らかにして、次に信者たちの来世での生活を説明した。両者ともにアッラーの前に出て、審判を受けたのである。

「そこでかれらの受ける挨拶は、「平安あれ。」であろう」：　天使たちがアッラーの許しを受けて、サラームと言って、挨拶をしてくるのである。お互いにサラームを交わすのである。

**まとめ：**

1．火獄の住民の間では口論と非難合戦が続く。これは指導者たちと彼らに従った者たちの間での口論である。それは、指導者たちが来世でアッラーの懲罰を避けることができないからであり、ましてや他の者を守ることができないからである。来世ではすべての者が逃げ場所を見つけることができず、不信と不忠に対するアッラーの懲罰から逃れることはできない。それはたとえ懲罰に耐えても、騒いでも、どうにもならないことである。

2．指導者たちは迷いの中にいた。にもかかわらず、彼らは追随者たちを迷いの道へと誘っていたのである。もし自分たちが正しき道を教えられていたならば、追随者たちをも導くことができたであろうと彼らは言うが、それは彼らの虚言である。「アッラーが、一斉にかれらを復活させる日、かれらは（現世で）あなたがた（ムスリム）に誓ったようにかれに（ぬけぬけと信者であると）誓い、かれらは（これによって）来世でも何とかなると思っている。いやとんでもない。かれらは本当に虚言の徒である。」(58章18節)

3．アッラーは次に、悪魔とそれに従った人間たちとの口論の状況を明らかにした。この場合、悪魔は人間よりも真実を述べている。悪魔は、アッラーが人々に真実の約束をしたという。それは復活であり、行為への審判であり、アッラーはその通りに約束を彼らに実現した。悪魔は人々に約束するが、それを守らなかった。悪魔は復活も審判もないと約束したからである。悪魔は約束を破ったのである。

4．ラーズィー(1209年没)の解説として、「ただ、あなたがたに呼びかけ、あなたがたがわたしに従っただけです。」の一節について、この節は悪魔の出て来る原因はナフス(心)であることを証明している。なぜなら、悪魔はささやきでしかやってこないことを明らかにした。つまり、欲望や怒り、妄

想などの理由で悪魔のささやきに傾いていくのであるが、もし、欲望などがなく傾かなかったならば、悪魔のささやきには何ら影響はないのである。つまり、このことは悪魔の出て来る原因はナフスそのものであることを証明している。

5．不義の者たちには痛烈な懲罰がある。懲罰から逃げる場所がない。彼らの不義に対する結果である。それは彼らの不信であり、彼らがそれを選んで行った結果である。

6．敬虔な信者たちには川が流れる楽園がある。それは彼らの主であるアッラーの意志によって与えられるのである。そこではアッラーからのサラームがあり、天使たちからのサラームの挨拶がある。そして、お互いにサラームの挨拶をする。

7．悪魔の約束は虚偽であり、アッラーの約束は真実である。人々は悪魔の言葉に従うが、そこには何の確証もない。悪魔は追随する人々に責任を取ることもなく、悪魔自身の行為についても責任を取ることはない。追随者たちには悪魔を非難することができない。彼らにこそ批難が向けられるのである。悪魔は彼らに絶望だけを与え、悪魔は彼らに何も助けもなく、救いもないのである。悪魔は悪魔を支持する者を求めるが、現世で人々が他のものと同位に配することを拒否する。つまり、悪魔は完全に悪魔だけに忠誠を誓うことを求めるのである。これは人々に対する警告、つまり悪魔に従えば、いずれ来世において受ける懲罰についての警告である。

# 第２回タフスィール研究会報告
# クルアーン第14章イブラーヒーム章　第24節～52節

四 戸 潤 弥

日　時　　平成 27 年 7 月 25 日

会　場　　拓殖大学文京キャンパス

## １．善い言葉は幸福な人々から、悪い言葉は不遇な人々からという譬え（24 － 27 節）

**24. あなたは、アッラーが如向に善い御言葉に就いて比喩を挙げているかを考えないのか。それは善い木のようなもので、その根は固く安定し、その幹は天に（聳え）、25.（それは）主の命により凡ての季節に実を結ぶ。アッラーは人びとのために比喩を挙げられる。それはかれらに反省させるためである。26. 悪い言葉を譬えれば、悪い木のようなもので、地面から根が抜けて、それに安定性がない。27. アッラーは現世の生活においてもまた来世でも、堅固な（地歩に立つ）御言葉で、信仰する者たちを立たせられる。だがアッラーは悪を行う者を迷うに任せ、かれは御心のままになされる。**

### 啓示理由

アッラーは、火獄の懲罰が課せられた悲惨な人々の状況と、主の御許で報奨を授かった幸福な人たちの状況とを明らかにした後、二つのグループに分かれた人々の有様の違いを例えを用いて話された。二つに分かれた理由が抽象的ではなく、視覚的に人々の脳裏に深く刻まれ、根を下ろすためにであった。それはクルアーンの特徴でもある。

### 解説

アッラーの御言葉が伝えられた、二つのグループに分かれた人々よ、例えを

通じて学びなさい。アッラーは場所と時間に相応しい例えを話される。善い言葉を善いナツメヤシの木に例えられた。善い言葉とは、「イスラーム」、「一神教」、「クルアーンの宣教（啓示）」である。善いナツメヤシの木は次の４つの点において優れている。

１）見た目、形が良い、香りが良い、果実が良い、人に有益である。つまり人の食欲をそそり、滋養分がある。

２）木の根がしっかりと大地に根付いていて、引き抜けないほどである。

３）枝は天空に高くあって、病気とは無縁で、果実も腐ったりしないほど品質も良い。

４）主のお許しが出る度毎に、果実は豊かに実る。アッラーが自らの御意思で作り出し（存在）、その成長を促進させて、果実の収穫の時期が到来する。ナツメヤシの収穫時期は年に一度、定められた時期である。

**＊善い木＝ナツメヤシの木の説の論拠**

イブン・マスウードの発言

善い言葉とは「アッラー以外の神はなし」（イブン・アッバース）であり、善い木とはナツメヤシの木（イブン・マスウード）である。

預言者の言葉

また別の説として、 アナスとイブン･ウマルが伝えた預言者の言葉（ブハーリーの書）がある。「私たちはアッラーの使徒（ＳＡＷ）と共にいた。彼は言った、イスラーム教徒男性を、夏も、冬も色褪せない木に例えて話してくれまいか。収穫の時期は主のお許しがあった時に到来する。イブン･ウマルは言った。ナツメヤシの木だと思い当たって、アブー＝バクルとウマルを見たが二人とも話さないので、私も話すのを嫌った。周りの者たちが何も言わないでいると、アッラーの使徒（ＳＡＷ）が、それはナツメヤシの木だと言った。」

（アッラーを）啓示が伝えられる人のために例えをあげることは理解を深め、心当たりを思い起させ、教訓を与え、意味を心に描く効果が期待できる。それは、知性の理解を感覚と結びつけることを可能にする例えによって意味が深く

浸透するからだ。また不明な点や疑念を解消することにもなる。意味が体感できる。また人に例えの大事な役割を深く考えさせ、多面的に理解させ、伝達された意味を理解させる。

（悪い言葉）信仰の受け入れ拒否（不信仰）、あるいは多神教を、悪い木に例える。悪い木は、苦瓜のことで、三つの特徴を持つ。

１）不味い、体に悪い、悪臭である。苦瓜説、ニンニク説、アスパラガス説がある。

２）大地に根付かないで、引き抜かれる、あるいは根こそぎにされる。根も枝もない。アッラーに同位の神を据える行為もまたそのようなものである。そこには抗弁も、確定も、論の力もない。

３）安定性がない、あるいは有益性がない。

前者は正しいことば、後者は偽りのことばである。

「唯一神」、「信仰」は強く、人々にとって有益であり、偽りのことばは、多神教、あるいは不信仰であり、弱いものである。

また前者は信仰厚き人々であり、後者は信仰なき輩、神に逆らう者である。

アッラーは最初の言葉の人々に、現世と来世における報奨があると伝える。アッラーが寛大であること、そして彼らの生き方が正しいものであることを伝える。信仰者の来世の幸福を現世において伝えている。信仰者の信心は揺るぎないものであり、彼らの心にはその証拠、つまりアッラーの啓示を正しく理解し、アッラーに従っているが故に、アッラーから寛大な扱いを受け、正しい人とされたのであった。また信仰者は現世において宗教的な分派活動、悪巧みなどに晒されて犠牲となることはない。しかしながら、ビラール（注：預言者時代の信者で礼拝の呼びかけで有名）などの信仰者が現世で拷問や懲罰を受けることはある。信仰者を迫害する者は火獄に放り込まれる輩である。身体は鋸で引き裂かれ、肉は鉄の櫛で伸ばされる。来世はこのように確定している。清算の日に、ベールで顔を隠すこともできずに一堂に集められて、何を信仰しているか訊問される。現世で墓に入る際に訊問されるとの説もある。

アルバラー・ビン・アーズィブが伝えるアッラーの使徒（SAW）の言葉（ブハーリー、ムスリム、アフマド、その他のハディースの書）。「アッラーの使徒

（SAW）は、墓の中で訊問されると、ムスリムはアッラーの他に神なし、ムハンマドは神の使徒であると証言する。」

アッラーは信仰者を現世と来世において正しいとされるのである。同様の典拠のハディースは次のように伝えている。「墓にいる男のところに二人の天使がやって来て、お前の主は誰かと訊問する。男は答える。

私の主はアッラーです

お前の宗教は何か？

私の宗教はイスラームです。

お前の預言者は誰か？

私の預言者はムハンマド（SAW）です。」

またアブー・ダーウドはオスマーン・ビン・アフワーンが語った預言者の言葉を伝えている。「アッラーの使徒（SAW）は埋葬を終えると、お前たちの宗教的同胞のために許しを乞いなさいと言った。彼らは埋葬された者が判決は確定したのかと聞くと、今、訊問されていると答えた。」

ラーズィーは「墓の中での二人の天使の訊問で死者が答えると、アッラーは信者の言った正しい言葉を受け取る」と述べている。

それからアッラーは不信者の運命を「アッラーは不正な者たちを惑わせる」と述べる。アッラーは不信者が間違っているとして、良き報奨を得させない。彼らは信仰を受け入れることがない故に迷い続ける。感じるまま､欲望のまま、滑り落ちるだけである。不信者は墓の中で天使たちの訊問（宗教、信仰）に答えず躊躇する態度を取る。

不信者に死が訪れると天使たちは降りてきて、顔と尻を殴る。墓に入ると、坐れ、お前の主は？　何も答えず、忘れてしまっている。（アッラーの）使徒は誰だったか？　導かれることはなかった。そのことを伝えるのが「アッラーは不信者たちを迷わせる」との啓示である。

「アッラーは思いのまま行う」とあるのは、アッラーは思いのまま、人（信者）を導き、人（不信者）を惑わせるとの意味である。現世で迷い、悪意ある行動をして正しい立場を取らず、来世でも迷い、卑しめられる。気分のまま生

きて、準備も疎かである。アッラーからの恵みを感謝せず、アッラーに（偽りの神）を同列させ、そして、現世の恵みを享受している（唯一神信仰を否定する）不信者への威嚇である。

## ２．（唯一神）信仰者の（義務の）礼拝と恵みからの施しの義務（28 － 31 節）

**28. あなたがたは、アッラーの恩恵を仇で返し、自分たちの民を破滅の住み家に落し入れた者を見ないのか。29. 地獄（に陥り）、かれらはその中で焼かれるであろう。（何と）悪い落ち着き場所であることよ。30. かれらは（人びとを）主の道から背かせるために、アッラーに同位者を配した。言ってやるがいい。「楽しみなさい（はかないこの世の生活を）。本当にあなたがたの道行きの果ては火獄である。」31. 信仰するわれの僕（しもべ）たちに告げなさい。「礼拝の務めを守り、取引も友情も果たせない日が来る前に、われが授けたものから、密かにまた公に施しなさい。」**

### 啓示理由

不信者たちが「取り替えた者たちを見なかったか」との啓示で伝えられる。マッカ（メッカ）の人々たちは、アッラーが安全に住まわせ、糧を得ることができていたのだが、ムハンマドが使徒として派遣された際に、恵みの大きさを知ることがなかった。彼等の将来は火獄であった。アッラーは彼らが現世の恵みを今の状態で受け取っていれば、苛酷な運命が来ることを警告し、威嚇した。一方、信者たちには気分のまま生きることなく、礼拝と施しを通じて信仰を深めよと教えた。

### 解説

アッラーはマッカの不信者たちが火獄に入る理由を挙げる。第１の理由は「アッラーからの恵みに不信仰で応えた」ことである。恵みに感謝で応えるこ

とが人の義務である。イブン・カスィールは次のように言っている。「不信者全てを指していると理解するのは、アッラーがムハンマド（SAW）を諸世界の慈悲、人々への慈悲として派遣したからである。受けた者は感謝し、天国に入る、拒否した者は不信者となり火獄に入る。」

悪い落ち着き場所とは火獄のことである。迷い続けた結果、彼らは火獄に入るのである。そこは彼らの行き着く先である。

第２の理由は、アッラーに同列者を配置し、人々にそれを拝させたことである。巡礼で「私はあなたの僕です、あなたには同列の神はいません、・・・」と唱導するように同列を配することは禁じられているのである。

第３の理由は、同列者を拝し、アッラーの宗教から外れたことである。迷えるには強調のラーム文字があるように、同列者として偶像を配することは厳しく禁じられている。偶像崇拝は迷いである。

アッラーは預言者に「思うだけ楽しむが良いと言ってやれ」と命じ、その報いは火獄であると警告する。

「われはしばらくかれらに楽しませ、それから手荒い懲罰に駆り立てるであろう。」（ルクマーン章　31：24）

「かれらはこの世で束の間の享楽をなし、それからわれの許に帰るのである。その時われは、不信心であったことに対して厳しい懲罰を味わわせるであろう。」（ユーヌス章 10：70）

「あなたがたが好む通りに行いなさい。」（クルアーン 41：40）

「あなたは、束の間の不信心（の生活）を享楽するがよい。本当にあなたは、火獄の仲間である。」（クルアーン 39：8）

不信者に警告を発した後、アッラーは預言者に、人々に礼拝と恩恵に対する感謝の布施（ここではイフサーンの意味でもある）を行うようにさせよと命じる。それはアッラーへの恭順と信仰の実践となる。

「取引も友情も果たせない日が来る前に」。復活の日が来る前に信仰を受け入れ、義務を実践しなさい。復活の日には償いも、売買もない。

「今日となっては、あなたがたの身代金は受け入れられないであろう。また（明

らさまな）不信者たちはなおのこと。」（クルアーン 52：15）

「誰一人、他人の身代りとなり得ない日のために、その身を守れ。どんな償いも受け入れられず、どんな執り成しも無駄で、誰にも助けてもらえない（その日のために）。」（クルアーン 2：123）

「あなたがた信仰する者よ、われがあなたがたに授けた糧を取引もなく友情もなく、執り成しもない日の来る前に（施しに）使え。信仰を拒む者は、不義を行う者である。」（クルアーン 2：254）

## ３．アッラーが存在と、宇宙と、生物においての唯一神性の証拠（32－34 節）

**32. アッラーこそは、天と地を創造され、天から雨を降らせ、これによって果実を実らせられ、あなたがたのために御恵みになられる方である。また船をあなたがたに操縦させ、かれの命令によって海上を航行させられる。また川をあなたがたの用に服させられる。33. またかれは、太陽と月をあなたがたに役立たせ、両者は飽きることなく（軌道）を廻り、また夜と昼をあなたがたの用に役立たせられる。34. またかれはあなたがたが求める、凡てのものを授けられる。仮令アッラーの恩恵を数えあげても、あなたがたはそれを数えられないであろう。人間は、本当に不義であり、忘恩の徒である。**

### 啓示理由

前啓示はさらに続き、次に創造神の存在、全知全能、自存自立の明証が展開される。それに対応して創造神により創造されたもの（生物、無生物などの全存在）の中で、人間が感謝する義務と、その義務の具体的履行が述べられる。同時に不信者は創造神の恩寵を考えることなく背を向ける。

### 解説

**人々へのアッラーの恩寵が、アッラーの存在と能力を示しながら述べられる。**

１）天の創造。天は天空の屋根である。

２）地の創造。地は寝床である。そこには人々のために、たくさんの恵みがある。

３）天から雨が降る。雲の創造がそのためである。雨によって植物が育つ。人はそこから必要な恵みを引き出す。その恵みを食べ、人は生活する。恵みは多種多様であり、形も味も香りも異なる。アッラーは雨を降らし、番（つが）いを大地から引き出す。

４）天体の運行。それによって船は水の上を航行でき、国から別な国へと旅ができる。

５）河川の効用。川は流れ、大地に水を浸透させる。人はそれを田に引き、飲料水として利用し、また木々を育てる。大いなる効用である。

６）太陽と月。太陽と月の運行は周期による。人はそれを指針として生活を営む。

「太陽が月に追い付くことはならず、夜は昼と先を争うことは出来ない。それらは、それぞれの軌道を泳ぐ。」（クルアーン 36：40）

７）夜と昼。冬季の夜は夏季よりも長く、夏季はその逆である。昼に人は糧を得るために働き、夜は眠る。

８）太陽と月、星はアッラーの命によって運行される。

アッラーの恵みは以上のものから下されるのである。

## ４．カーバ神殿の将来に関するイブラーヒーム（彼に平安あれ）の祈り（35 － 41 節）

**35. イブラーヒームが（こう祈って）言った時を思え。「主よ、この町を安泰にして下さい。またわたしと子孫を偶像崇拝から遠ざけて下さい。36. 主よ、かれらは人びとの多くを迷わせました。わたし（の道）に従う者は、本当にわたしの身内であります。わたしに従わない者は……だがあなたは度々御許しなされる方、慈悲深い方であられます。37. 主よ、わたしは子孫のある者をあなたの聖なる館の側の耕せない谷間に住まわせました。主よ、かれらに礼拝の務**

**めを守らせて下さい。そうすれば人びとの心をかれらに引き付けるでしょう。またかれらに果実を御授け下さい。きっとかれらは感謝するでしょう。38. 主よ、本当にあなたは、わたしたちが隠すことも現わすことも知っておられます。また地にも天にも、アッラーに対し何も隠されたものはありません。39. 老年なのに、わたしにイスマーイールとイスハークを授けられた方、アッラーを讃えます。本当にわたしの主は、祈りを御聞き届け下さる方です。40. 主よ、わたしとわたしの子孫たちを、礼拝の務めを守る者にして下さい。主よ、わたしの祈りを御受け下さい。41. 主よ、清算が確定する日には、わたしと両親そして（凡ての）信者たちを、御赦し下さい。」**

**啓示理由**

信仰される存在はアッラーのみであることの明証を述べた後､引き続き､アッラー以外を信仰することが許されないことが述べられる。アッラーはムハンマドに使徒として、彼の民が偶像を配して崇拝している状況から脱し、元々はイブラーヒームの唯一神信仰であったことを示した。イブラーヒームはマッカが安全で、安定した生活を営む都市であるようにと祈った。同時に唯一神信仰を守り維持し、アッラーに偶像を配して並べるような信仰、つまり偶像信仰に陥らないように祈った。イブラーヒームの子孫たちはマッカのカーバ神殿（聖なる家）の周りに住み、アッラーのみを拝んだ。唯一神への礼拝こそが最も大事な信仰実践である。イブラーヒームはイスマーイールとイスハークの二人の男児を授かったことをアッラーに感謝した。イブラーヒームは清算の日を思い、彼と彼の二人の息子、そして唯一神信仰の信徒たちのために、アッラーに寛大な許しの保障を得ようと祈った。

**解説**

アラブの多神教徒の抗弁を伝え、さらにマッカが神聖な町であり、古い時代からアッラー信仰の町であったことを伝える。イブラーヒームはアッラー以外の信仰をする者たちに責任を負うことはない。彼はマッカが安全で、安定した

町であり続けるように祈っている。彼は一神教の信徒であった。ムハンマドはそうした事情をマッカの民に伝えるよう命じられ伝えた。マッカが安全で、安定した町であり続け、人の血で穢されないように祈る、そこでは迫害を受ける人がいないようにと祈る。アッラーはその祈りに応える。人にとっても鳥類、植物にとっても安全な町とした。殺人も狩猟も行われない。

「かれらは、われが安全な聖域を定めたのに気付かないのか。まわりでは人びとが略奪に晒されているというのに。それでもかれらは虚構を信じ、アッラーの恩恵に背を向けるのか。」（クルアーン 29：67）

イブラーヒームは彼自身、彼の息子たち、信者たちのために祈る。その祈りは偶像を配さないように、一神教を守り続けるようにとの祈りだった。祈った時期は、ハージャルとイスマーイールをマッカに置き去りにする前であり、神の家の建造前であった。イスマーイールはまだ授乳期の赤子であった。

それ以後、唯一神信仰は悪意の行為によって穢されていく、彼らは自らを迷わせた。偶像を配したことは導きを失う契機だった。偶像は動くことも、また何の行為もなさない。それなのにマッカの民は一神教を受け入れることはなかった。ムハンマド（SAW）を通じて伝えられた一神教の招待を拒否した。不信者たちを除き、招待に抵抗する者たちに寛大な措置と慈悲を懇願した。ムハンマド（SAW）は不信者たちに関して何ら責任を負うことはない。ムハンマド（SAW）の懇願の涙を知り、アッラーはジブリールを派遣する、ムハンマドはジブリールに事情を話し、アッラーへ伝える。アッラーは願いを聞き届け、あなたの信仰共同体国家を良しとしよう、悲しませることはないと答えた。

イブラーヒームは神の家を建造した後、主よ、私は子孫（イスマーイールたち）をここに住まわせました、彼らは唯一神を守り、維持し、礼拝を守ります、また恵みも与えてくださいと祈った。

「かれらは言う。わたしたちが、もしあなたと一緒になって導きに従うならば、わたしたちはこの土地から追われることになろう。われは、かれらのために安全な聖域を設け、われからの糧として凡ての果実をそこに集めたではないか。だがかれらの多くはそれが分らない。」（クルアーン 28：57）

かくしてマッカの周りには果実が実った。それは一神教信仰の助けとなった。故にその感謝は義務となった。

## ５．最後の審判の日（アルキヤーマ）の存在と、その在り様を、あるいは、最後の審判の日の懲罰を遅らせることと、懲罰を蒙る人々の状況を示すもの。空と地の交換。（42 － 52）

42. 不義を行う者を、アッラーは疎かになされると考えてはならない。かれは（恐れのために）目が坐る日まで、かれらに猶予を与えられるだけである。43. （その日）かれらは首を上げて前の方に走って行き、目は坐わって自分に戻らず、心は空ろである。44. それで懲罰がかれらに下る日を、人びとに警告しなさい。その時不義の徒は言うであろう。「主よ、短い期間の御猶子を願います。わたしたちはあなたの呼び掛けに答えて、使徒に従います。」（主は答えて仰せられよう）。「何と、以前あなたがたは、衰退する（ような）ことはないのだと、誓っていたではないか。45. あなたがたは、自らの魂を損なっていた人びとの住まい（の跡）に住み、われは如何にかれらを処分したかをあなたがたに明らかにし、またあなたがたのために（多くの）例を述べたのである。」46. かれらは確かに策謀を企んだ。仮令かれらの策謀がそれによって山を移す程のものであっても、かれらが策謀したのはアッラーの御手の中であった。47. だからアッラーが、かれの使徒たちとの約束を破られたと考えてはならない。本当にアッラーは偉力ならびなき報復の主である。48. 大地が大地ではないものに変えられ、諸天も変えられる日、（人びとは一斉に）唯一の方、全知、全能の御方、アッラー（の御前）に罷り出るであろう。49. その日あなたは、罪のある者たちが鎖で一緒に繋がれているのを見るであろう。50. かれらの下着はタールで、かれらの顔は火で覆われる。51. アッラーは各人がそれぞれに行ったことに報われる。本当にアッラーは清算に迅速である。52. これは、人びとに対する伝言で、これによってかれらは警告され、かれが唯一の神であられることを知らされ、同時に思慮ある者たちが戒められる。

## 啓示理由

唯一神信仰、イブラーヒームの物語（唯一神信仰、マッカの安全、清算の日の寛大な扱いの嘆願）善行に対するアッラーの報償、復活の日の慈悲と寛大な取扱い（許し）、復活の日の到来の確証が述べられる。不信者（不義の徒）が行った行為を見逃されることはない。また復活の日の具体的状況が伝えられるなどが述べられる。

## 解説

ムハンマドよ、人々が唯一神信仰へ向かわないのに現世で直ぐに処罰されず、復活の日まで懲罰が延期されていることから、彼らの罪が見逃されるなどと思ってはいけない。猶予が与えられただけ、行った行為の懲罰はあるのだ。悪行は一つ一つ数えられている。

これらのアーヤート（節）は復活の日の到来の確証と、そしてそれがアッラーの不信者が信者に対して行った行為の復讐という注意を喚起する中でなされている。ムハンマド（ＳＡＷ）は彼の民に啓示を聞くように警告する。

懲罰が猶予されているが、執行は最も適当な時期になされることも告げられる。懲罰は確実に執行される。アッラーは不当な仕打ちを全て知り、それに対しての報復懲罰である。しかし、不信仰者への懲罰執行は復活の日まで猶予される。懲罰の日は次のような情景である。

１）人々の視覚が人のように動き、逃れることがない日まで猶予されていたことが、視覚に映る驚きで伝えられる。視覚機能を持つ目は逸らすことも、閉じることもできない。恐ろしさ、驚き、選択の余地のなさに戸惑う。次に墓から人々が復活する描写が続く。一斉に集まる。

２）墓から急ぎ出て、虫の群れのように集まる。

「召集者の方に急ぐ。不信心者たちは言う。「これは大難の日です。」」（クルアーン 54：8）

「その日かれらは呼び手に従い逸れるわけにはいかない。慈悲深い御方の御前では、声は低くなり、忍び足の音の外は聞かないであろう。」（クルアー

ン 20：108）

「かれらが墓から慌ただしく出て来る日。それはまるで（現世で）かれらが偶像神へと急いだように」（クルアーン 70：43）

３）平伏の姿勢で、様子を見るために頭を上げる。

４）端をみるように目を逸らすことも閉じることもできない。目は開けっぱなしの状態である。それ故に恐怖は増大する。

５）恐怖のせいで心臓には力が残らない。不信者はどうしていいか分からない。希望も願望も懲罰故に遮られる。悲しくてやりきれない。これらは決算の日の内容の対応するものと言えよう。なぜなら悪行と報いという対応が決算ということばによって表されているからだ。

懲罰が執行された人たちの様相は驚愕するばかり。それ故に懲罰の日の到来を人々に警告せよとの啓示がなされたのである。

預言者よ、復活の日、人々全てが懲罰という状況への恐怖があるのだ。懲罰の日は近いが、猶予がある、唯一神への招待を受け入れ信仰せよと警告がなされる。

「死があなたがたを訪う前に、われが与えたものから施しなさい。かれは、「主よ、何故あなたは暫くの間の猶予を与えられないのですか。そうすればわたしは喜捨〔サダカ〕をして、善い行いの者になりますのに」と言う。」（クルアーン 63：10）

「99 だが死が訪れると、かれらは言う。「主よ、わたしを（生に）送り帰して下さい。100. わたしが残してきたものに就いて善い行いをします」。決してそうではない。それはかれの口上に過ぎない。甦りの日まで、かれらの後ろには戻れない障壁がある。」（クルアーン 23 章）

「38. かれらはアッラーにかけて、強く宣誓して、「アッラーは、決して死者を甦らせません」と誓う。決してそうではない。これはかれが、真理によって（義務とされた）御約束である。だが人びとの多くは知らない。」（クルアーン 16：38）

不信者は一神教を穢し、信者を迫害した。また加担した者も同じ行為をした

ことになる。そのことははっきりと伝えられた。悪行（一神教を偽りと主張、無視、宣教を妨害したこと）には滅亡と懲罰がある。最悪の結末、恥辱、懲罰がある。それを例えで伝えられる。またアッラーは懲罰を猶予しても、執行は必ずできることがクルアーンの中で数多く示されている。不信者たちは認めないし、教訓としない。不信者たちは清算の日に、悔い改めたのち、懲罰を猶予してくださいと懇願しても時は既に遅い。アッラーは不信者たちの状況と、前の者たちの状況を比較する。不信者たちは自らを欺き、唯一神の真理を偽りとするために懸命になった。清算（ヒサーブ）の日を喜びと驚き、恐怖と困惑と焦燥が支配する（注：混乱の極みの日という比喩）。罪人たちは、その日（清算の日）、見えるものへの恐懼（きょうぐ）に彼らの目を閉じられない負債を見る（知る）。清算の日、彼らは首尾よく逃げ切れない人々を見る。平伏しながら、彼らは周りを見回した後、天を仰ぎ見る。墓所の出口で、彼らのために、(執り成しの)訴えをする請願者の場所へと集まり急ぐ。それは、あまりの激しさで、選択することも、思考することもない、また意識することも、理解することもない状態で、視点が釘付けにされ、彼らの心臓は壊れ落ちる。

復活の日、懲罰を逃れることも、逃れる場所もない。信仰、言動を改善するために現世に再び戻る希望も願いもない。説教や教訓が何と多く、それに比べ、以前の過ち（不信仰）を認め改善する、あるいは過ちから学ぶことが何と少ないことか‼　人々はサムードの国や、それに似た国の、暗愚者たちの家に住んでいた。アッラーが彼らに行ったことが明らかになった後も、またアッラーが訓導し、教訓を与えるために、クルアーンの中で、数多くの譬えを示しても、暗愚者たちの家に住み続け、そこから教訓を学ぶこともなかった。

# 第３回タフスィール研究会報告
# クルアーン第15章アル･ヒジュル章　第１節～77節

柏 原 良 英

日　時　　平成 27 年 9 月 26 日

場　所　　拓殖大学文京キャンパス

## テーマ

１．クルアーンの特性と不信者と神への反抗者への威嚇（1 － 5 節）

２．預言者についての多神教徒たちの言葉とそれに対する決定的な返答（6 － 15 節）

３．天地創造や雲を運ぶ風や生死の決定などに見るアッラーの力の現れ（16 － 25 節）

４．人類の創造の始めと天使に対する人間へのサジダの命令とイブリースの反抗（26 － 44 節）

５．審判の日における敬神の民の報酬（45 － 48 節）

６．赦しと懲罰（49 － 50 節）

７．イブラーヒームの客人の物語とルート（ロト）の人々の破滅の知らせ（51 － 77 節）

## 章の名の由来

この章がヒジュル章と名付けられた理由は、その中でヒジュルの民についての記述が見られるからで、彼らはサムードとよばれ、ヒジュルは現在のサウジアラビアのマディーナとシャーム（パレスチナ・シリア）の間にあった地名。彼らはそこの岩山を彫って居住していた。ヒジュルは、そこの地名である。

## １．クルアーンの特性と不信者と神への反抗者への威嚇（1 － 5 節）

**１．アリフ・ラーム・ラー。これは啓典の印で、まごうかたないクルアーンの印である。**

**語句の説明**

**アリフ・ラーム・ラー：**これは前章のイブラーヒーム章と同じアルファベットによる出だしで、その意味するところは分からないが、同じアラビア語を使いながらアラブ人には作り出せないクルアーンの奇跡性を示す。

**これは：**これらの印（この章の各節）は、

**まごうかたない：**正邪や全てのことを明らかにする。

**クルアーン：**前の啓典と同格。

**２．信じない者たちは、自分たちがムスリムであったならばと、望む時がしばしばあろう。**

**語句の説明**

**自分たちがムスリムであったならばと望む：**これは前章の最後のところに不信者たちの地獄での状況が語られたのを受けている。かれらは、そこで長く永遠の苦しみを受けるが、そこに入ってくる信者が一定の期間でそこから抜け出せるのを見ると自分たちがムスリムであったらと切望する。

**しばしばあろう：**アラビア語では、節の最初に来るルバマーという言葉で表現されるが、これには沢山するという意味のほかに少なくするという意味もある。少なくするという意味のほうがより警告として強い。何故なら不信者たちは、地獄で常に恐怖に襲われているが稀に正気に戻る時があり、その時には自分たちがムスリムであったらと願わずにいられない。

**ハディース：**アブームーサーが伝えた。「地獄の住人が、地獄で集まった時、アッラーが望んだ信者も一緒にいた。不信者は信者に言った。『あなたたちは信者で

はなかったのですか』『そうです』『それでは私たちとこのように一緒に地獄にいるということは、イスラームは役立たなかったということですか』『私たちは罪を犯したのです。それでここに入れられたのです』アッラーは、それを聞き、地獄にいる信者に出るように指示した。彼らが出て行ったのを見た取り残された不信者は、私たちも信者だったら、彼らが出て行ったように私たちも出て行けるのにと嘆いた。それからアッラーの使徒はこの２つの節を朗誦された。」

**３．かれらを放任し、食べさせ楽しませて、（はかない）希望に惑わせておくがいい。間もなくかれらは悟るであろう。**

**語句の説明**

**かれらを放任し、食べさせ楽しませて**：彼らが家畜のように食べ、現世での楽しみを満喫するままに放っておきなさい。

**希望に惑わせて**：期待が彼らを悔悛や来世への準備や寿命から目を逸らせるままにしておきなさい。

**間もなくかれらは悟るであろう**：やがて審判の日に、彼らの行いの結末を知ることになるだろうから。

**解説**

前節で不信者が現世での行いを後悔する様子が明かされ、ここではその原因が３つ明かされ彼らに警告する。それらは彼らの身勝手な希望による来世から目を逸らせ、ひたすら現世での楽しみを追い求める行為である。アッラーは、預言者に彼らの好きなようにさせるよう命じる。それは来世において彼らがその結末を知ることになるからで、その時にはすでに手遅れであるという警告になる。

**４．われはどんな町を滅ぼす場合でも、定められた期限がやって来た時にそうした。**

**５．誰もその時期を早め、また遅らすことは出来ない。**

**語句の説明**

**町を滅ぼす：**町の住人を滅ぼす。

**定められた期限がやって来た時にそうした：**定められた期限を持った町以外には滅ぼさなかった。ここで期限は、アラビア語ではキターブン（書物）で表わされ、普通はアジャルと表現される。それは、アッラーの許にある全ての決定が書かれた守られた書（ラウフルマフフーズ）に書かれている事からの表現。クルアーン 13 章８節「すべての期限（アジャル）にはキターブン（書）がある」とあり、存在する全てのものには決められた期限があるということ。

**その時期を早め、また遅らすことは出来ない：**その決められた期限に先んじたり、それから遅れたりすることでそれから逃れることはできない。

**解説**

アッラーは、懲罰をすぐに下さないで審判の日まで遅らせる理由を明らかにする。それはアッラーの決まったやり方で、どの民族もそこに預言者がアッラーのメッセージを伝え、ラウフルマフフーズ（天簿）に書かれた定まった期限が終わった時にしか滅亡を起こさないということである。そしてその期限が来た時には、誰もそこから免れることはできない。

**これらの節から理解されるもの：**

１．クルアーンは、完璧さと明瞭さを兼ね備えている。そこにはいかなる欠陥も不足も見られないし、不明瞭さや曖昧さはない。全ての人に真理が現されている。

２．不信者は、審判の日自らの不信仰を後悔するであろう。そしてしばしばムスリムであったらよかったのにと切望する。この度々という表現（ルバマー）は、本来の意味は、少ないということに使われるが、アラブの慣習として、多いことを表現するのに反対の少ないことを言う言葉を使う。またここでは、少ない意味のほうが警告する意味がより強調される表現となる。

３．不信者は、一般的に物質主義である。故に彼らは根拠のない希望（長命）や甘い期待を根拠に現世での欲望や快楽を求めることに忙しく来世への備

えや神への感謝、服従を忘れる。アッラーは、ひたすら現世の生活に邁進する彼らを放任するよう預言者に命じ、その結末を知らせることで彼らへの警告とした。

この節は、快楽や贅沢を求め根拠のない希望は、ムスリムの性質にそぐわないことを示している。ハディースでは、この希望を持つことの罪について多く語られている。アナスが伝えた。預言者は語った。「アーダムの息子（人間）は老いると、二つのことが残る。貪欲と希望である。」またアナスが伝える別のハディース。「４つの不幸とは、視力の衰えとかたくなな心と長命への期待と現世への執着である。」

４．使徒への中傷を行う不信仰な民族を滅亡させることは不当ではない。何故なら彼らはアッラーの印やその使徒たちを否定し中傷したからである。

５．民族の滅亡は、人間の願望によって無秩序に偶発的に起こるものではなく、早まることも遅れることもない決められた時間と期限に行われる。

## ２．預言者についての多神教徒たちの言葉とそれに対する決定的な返答（6 － 15 節）

**６．かれらは言う。「訓戒が啓示された者よ、本当にあなたは憑かれた者である。**
**７．もしあなた（の言うこと）が真実であるならば、何故天使を連れて来ないのか。」**

### 解説

アッラーは、前節で不信者たちへの警告を伝えた後、ここでは多神教徒たちの彼らの不信仰から出てくる預言者に対する嘲笑や中傷を述べる。

### 語句の説明

**訓戒が啓示された者よ：**クルアーンが啓示されたと主張する者よ。ムハンマドへの皮肉をこめた呼びかけ。

**憑かれた者である：**アッラーがあなたに啓示を下し、我々の祖先の宗教を捨ててあなたに従えと主張するような狂人が言うような言葉を発している。
**真実であるならば：**あなたが預言者であるとか、クルアーンがアッラーから啓示されたものであると言うあなたの言葉について真実を語る者であるなら。
**天使を連れて来ないのか：**あなたの預言者性を証明するために天使を連れて来ないのか。そしてあなたの警告を援助しないのか。クルアーン「どうして天使が遣わされ、かれと一緒に警告者にならないのだろうか。」（25 章 7 節）

アッラーは、彼らの質問に次のように答える。

**８．われは、それなりの理由による以外には天使を遣わさない。そうなれば、かれらは猶予されないのである。**

**語句の説明**

**それなりの理由：**アラビア語では、ハック（真理）で、ここでは、懲罰と一緒に、または英知やふさわしい状況に伴って遣わされる。また英知による場合は、クルアーン「仮令われがかれ（使徒）を天使としても、必ず人間の姿をさせ、（今）かれらが惑うように、きっと惑わせたであろう。」（9 章 7 節）とあるように天使を遣わすときには人間の姿で遣わすことになり天使が目に見える形でムハンマドの預言者性を証明したときには、多神教徒たちは信じざるを得なくなりその英知がなくなる。
**そうなれば：**もしアッラーが、天使を遣わすことになれば、それは滅亡をもたらすことになる。
**猶予されない：**その懲罰は、一刻も遅らされない。

それからアッラーは、ムハンマドが狂人であると言う多神教徒に答える。

**9. 本当にわれこそは、その訓戒を下し、必ずそれを守護するのである。**

**語句の説明**

**訓戒を下し：**クルアーンを啓示する。

**守護する：**交換や改竄や加筆や削除からアッラーが守っている。

**解説**

アッラーは、特にクルアーンについては、終末までそれを変更や削除などから保護する。これは他のユダヤ教の律法やキリスト教の福音書との違いで、それらの保護は、彼らのラビや修道師などの学者の手に委ねられていたために、彼らの手によって変更が加えられ元の啓示が失われてしまった。クルアーン「誠にわれは、導きとして光明のある律法を、（ムーサーに）下した。それで（アッラーに）服従、帰依した預言者たちは、これによってユダヤ人を裁いた。聖職者たちや律法学者たちも（裁いた）。アッラーの啓典の護持を託されていたからである。かれらはそれに対する証人でもあった。」（5章44節）

その後、アッラーは、マッカの人々からのムハンマドに対する中傷について慰める。

**10. われはあなた以前に、昔の諸集団にも確かに（使徒たちを）遣わした。**

**11. だが使徒がかれらの許に来る度に、かれらによって嘲笑されない者はなかった。**

**語句の説明**

**諸集団：**アラビア語でシーアで、思想や信仰が同じ集団。

**解説**

アッラーは、ムハンマド以前にも使徒たちを各民族やそのいくつものグループに遣わしたが、例外なく彼らは殆どの人々から嘘つき呼ばわりされ嘲笑され受け入れられなかった。ムハンマドだけが例外ではない。これは預言者の宿命であるとしムハンマドを慰める。

更にアッラーは、彼らの不信仰や多神の原因を明かす。

**12. このようにわれは、罪深い者たちの心に、そうすることを忍び込ませた。**

**語句の説明**

**そうすることを：**多神や嘘呼ばわりすること。一説では、クルアーンとする。

**罪深い者：**不信者たち

**13. 昔の者たちへの先例があったのに、かれらはこの（啓示）を信じない。**

**語句の説明**

**かれらはこの（啓示）を信じない：**この部分は、前節の状況を示す。彼らはクルアーンあるいは預言者を決して信じない状況でアッラーは、多神や嘘呼ばわりするよう、またはクルアーンを彼らの心の中に入れた。

**先例：**アラビア語では、スンナ（慣行）、アッラーのスンナで、使徒を拒否した者への破滅と受け入れた者への救い。

次にアッラーは､彼らの不信仰への頑迷さや真理に対する傲慢さを例えて言う。

**14. 仮令われがかれらのために天の門を開いて、（随時）かれらを登らせようとしても、**

**15. かれらは必ず、「わたしたちの目は本当に眩んでしまった。いやわたしたちは魔法にかけられている。」と言うであろう。**

**語句の説明**

**かれらを登らせようとしても：**彼れらがそこを登って実際に目で確かめても、または天使たちがそこを昇っていくのを見たとしても。

**目は本当に眩んでしまった：**アラビア語は、酔わせられたとなって視線が定まらず混乱している。

**魔法にかけられている：**ムハンマドが我々にかけた魔術にかかっていて幻影を見ているにすぎないと主張する。彼らはどんな奇跡を目の当たりにしてもそれ

を受け入れない。クルアーン「仮令われがあなたに紙上に（書いた）啓典を下し、かれらが自分の手でそれに触れても、不信心な者はきっと、「これは明らかに魔術に過ぎない。」と言う。」（6 章 7 節）

**これらの節から理解されるもの：**

1．アッラーは、クルアーンの変更や改竄や加筆や削除からの保護に責任を持つ。これは不信者たちがムハンマドを狂人であると言う主張に対する反論。
2．ムハンマドの預言者性を証明するために天使を降ろすことは意味がなく、むしろ彼らにとっての害になる。何故なら天使が降された後、それを認めない時にはすぐに罰が下されることになってしまうから。
3．預言者ムハンマドがマッカの多神教徒たちから受けた嘘つき呼ばわりしたり、嘲笑する仕打ちは、昔から預言者たちが受けたやり方と変わらない。
4．同時にアッラーは、彼らの心の中に迷いや不信仰や嘲笑や多神を滑り込ませていた。それで彼ら以前の民族も預言者を受け入れなかったようにアラブの多神教徒たちもムハンマドを受け入れなかった。また別の解釈では、アッラーは彼らの心にクルアーンを入れたが彼らはそれを嘘だと言った。
5．多神教徒たちは、自分たちの宗教に固執することが強く、例え天に扉が開きそこを天使たちが行き来するのを目の当たりにしても我々の眼が欺かれていると言って信じないくらいである。

## ３．天地創造や雲を運ぶ風や生死の決定などに見るアッラーの力の現れ（16 － 25 節）

### 16. われは天に星座を定めて見る者に美しく眺めさせ、

**語句の説明**

**星座**：12 星座（牡羊座、牡牛座、双子座、蟹座、獅子座、乙女座、天秤座、蠍座、射手座、山羊座、水瓶座、魚座）のことで、アラビア語ブルジュ（星座）は、

宮殿や住居の意味。それらは動かない星で、動く惑星はそれぞれ星座に宿る。火星は、牡牛座と蠍座。金星は、牡牛座と天秤座。水星は、双子座と乙女座。月は、蟹座。太陽は、獅子座。木星は、射手座と魚座。土星は、山羊座と水瓶座。**美しく眺めさせ：**天を星星で飾る。

**17. また、呪われた凡ての悪魔からもそれを守る。**

**語句の説明**

**呪われた：**アラビア語ではラジーム（石を投げられる）で、アッラーは天上での話を盗み聞こうとする悪魔が近づくと流星で追い払う。

**18. だが盗み聞きする者は別で、かれは紛（まが）いのない炎（流星）に追いかけられる。**

**語句の説明**

**盗み聞きする：**天使たちの僅かな話をこっそりと盗んだ悪魔。

**紛いのない炎：**純粋な炎または光り輝く流星。

**追いかけられる：**流星または炎が悪魔を追いかけ焼き尽くす。そのために彼が盗んだ情報は地上に届かない。

**解説**

イブヌ・アッバースによると、かつてシャイターンは自由に天に上り天使たちの話を盗み聞きして、その情報を占い師などに漏らしていた。しかしイーサーが生まれると７層の天のうち３層の天に入れなくなった。そしてムハンマドが生まれるとすべての天に入れなくなった。それでも盗み聞きをしようとする者には流れ星が投げられる。

**19. またわれは大地を伸べ広げて、山々をその上に堅固に据えつけた。そこで凡てのものを（妥当な）均衡の下に、生長させる。**

**語句の説明**

**伸べ広げて：**人がそこで暮らせるように平地を作り。

**堅固に据えつけた：**重石とした。山は、大地を動かないようにするための杭である。

**均衡の下に：**それぞれのものにふさわしい決められた量や形で。

**生長させる：**植物を生やす。

**20. われはあなたがたのためにも、またあなたがたが決して養育者たりえないものにも生計の道を与えた。**

**語句の説明**

**養育者たりえないもの：**家畜や召使や奴隷など、アッラーは人にそれらを支配し利用するものとし、それらのための糧はアッラーが与えている。人は、その益を受け取り、アッラーは、それらの服従と糧を負っている。別の解釈では、これらは、アッラーがあなた方に与えた生活に必要なものともう一つのものとする。

**生計の道：**衣食など人がそれによって生活しているもの。

次にアッラーは、すべてのものの所有者であり、アッラーにとってはすべての事が容易であることを告げる。

**21. どのようなものでも、われにその（無尽の）蓄えのないものはない。（必要に応じた）一定の分量以外には下さないだけである：アッラーは、それぞれの必要を知り、それにふさわしい量を与える。**

**語句の説明**

**蓄えのないものはない：**アラビア語では宝物庫の複数で表現され、アッラーの能力やその作り出されたものを何の苦労もなく取り出せるところから宝庫に貯蔵されたものに例えている。

次にアッラーは、恩恵の原因を明らかにする。

**22. またわれは豊沃にする風を送り、天から雨を降らせて、それをあなたがたに飲ませる。だがあなたがたはその（宝庫の）管理者ではない。**

**語句の説明**

**豊沃にする：**アラビア語の元の意味は、植物の受精をさせることで、風は、おしべから花粉をめしべに送り受粉させるから。ここでは水滴をたっぷり含んだ雲を送る風になる。風は、水滴を送り雲を作り、雨の恵みをもたらす原因である。クルアーン「かれこそは、慈悲に先んじて吉報を齎す風を送られる御方である。それが（雨を）含んだ重い雲を運べば､われはそれを死んでいる地に送って雨を降らせ､これによって各種の果実を生産させる｡」（７章 57 節）アッラーは、風で、大量の雨をもたらす水分を含んだ雲を望む所へ送る。

**天から：**雲から。

**それをあなたがたに飲ませる：**あなた方が、それを飲むことができるようにし、作物や家畜にも水を与える。クルアーン「かれこそは、あなたがたのために天から雨を降らす方で、それによってあなたがたは飲み、それによって樹木は生長し、それによって牧畜する｡」（16 章 10 節）

**管理者ではない：**保管する者ではない。アッラーがその雨を降らせてあなたがたのために管理する。もし望めばそれを地中にもぐらせて無くすこともできる。しかし慈悲により、人や作物や動物のために残している。その保存は、雲や地中で行われる。だからあなた方は、それを蓄える者ではない。

次にアッラーは、創造の初めと復活させる自らの能力について語る。

**23. 本当にわれは、あなたがたを生かし、また死なせる。われはまた相続者である。**

**語句の説明**

**生かし､また死なせる：**生を与えそれから死なせ､さらに審判の日に復活させる。

**われはまた相続者である：**復活の日、アッラーは大地とその上にあるものの唯一の相続者になる。クルアーン「かれの御顔の外凡てのものは消滅する。」(28章88節)

次にアッラーは、彼の創造物に対する最初から最後までの完全な知識について述べる。

**24. われはあなたがたの中で率先する者を、知っている。また遅れをとる者も、知っている。**

**語句の説明**

**率先する者：**人間で、先に生まれ亡くなった者たち。

**遅れをとる者：**今生きている者やこれから終末までに生まれてくる者たち。

**25. あなたの主は、かれらを（審判の日に）一斉に召集なされる。本当にかれは英明にして全知であられる。**

**語句の説明**

**一斉に召集なされる：**審判を行なうために先の者も後からの者も全て復活させ集める。

**これらの節から理解されるもの：**

アッラーは、自らの唯一性についての証明を天にあるものから始め、次に地にあるものを示して挙げる。

1．恒星や惑星の創造とそれらの住まいとしての12星座の創造。

2．天を呪われる悪魔から守護する。「呪われる」のアラビア語ラジームは、石を投げられる意味であるが、中傷や非難が投げられる意味でもあり、それは呪いや追放の意味にもなる。

3．大地は、人が暮らしやすいように平らに広げ、それが動かないように山で

抑える。またそこには定められた植物が生やされ、人間が生活するのに必要な食べ物や飲み物が与えられる。また様々な用益をもたらす家畜や動物が与えられ、それらを養うのはアッラーの責任においてなされる。

４．アッラーは、全てのものの所有者であり、必要に応じてその宝庫から与える。その量は、アッラーの必要に応じた、望む分量だけである。クルアーン「もしアッラーが、そのしもべたちに対し過大に恵みを授けるならば、かれらはたちまち不正にはしる。しかし、かれは望むことを、適度に下される。」（42 章 27 節）

５．アッラーは、生命の元になる水を天から降らせるために風を送る。それは恵みをもたらす原因を用意することでもある。アッラーは、思いのままに水を雲の中に、大地の中に貯蔵する。それにより生と死を司る。最終的には、全ての者が滅びアッラーだけが相続人となる。

６．24 節「われはあなたがたの中で率先する者を、知っている。また遅れをとる者も、知っている。」から法学者は、２つの規則を導いている。①礼拝を行う際の早い時間帯の優位性と、集団礼拝における列の前列の優位性。②戦闘における最前列の徳。何故なら先頭に立つ者は自分の命をアッラーに差し出しているからである。戦争でアッラーの使徒より前に進むものはいなかった。何故なら彼はもっとも勇敢だったから。

## ４．人類の創造の始めと天使に対する人間へのサジダの命令とイブリースの反抗（26 － 44 節）

アッラーは、前節までに自らの力の証明としての天地創造やそこにある動植物の創造を語り、それらの存在の初めと終わりを述べた。ここでは人間の創造の初めを語り、それが両親の存在なしに造られたことによりアッラーの創造力の証明とした。さらに人間の創造により、天使と悪魔と人間の関係が明かされる。

**26. 本当にわれは人類を、泥で形作って陶土から創った。**

**語句の説明**

**人類：**アラビア語は、インサーン（人間）となっているが、人類の親アーダム、または人間の本質。

**泥：**乾いた粘土。アラビア語ではサルサールと言い、たたくとサルサラという音がする。

**陶土から創った：**匂いが変化して黒くなった土からできている乾いた粘土（サルサール）から創った。

**27. またわれは先に燃え盛る炎から幽精〔ジン〕を創った。**

**語句の説明**

**先に：**アーダムの創造の前に。

**燃え盛る炎：**煙のない灼熱の炎。

**幽精〔ジン〕：**アラビア語は、ジャーンでジンの親分（イブリース）またはその本質。

**解説**

アッラーは、人間と悪魔の創造を明らかにしたところで、人間の優位性を示すために天使たちにアーダムに対してサジダ（額づく）することを命じた。

**28. あなたの主が、天使たちに向かって仰せられた時を思え。「本当にわれは人間を泥で形作って、陶土から創ろうとするのである。**

**語句の説明**

**時を思え：**預言者よ、人々に天使たちがサジダするよう命じられた時のことを述べよ。

**人間：**ここでは、アラビア語がバシャルとなっていて、それはバシャル（皮膚）表に表れた皮膚から人間の意味になった。

**29. われはかれを（完全に）形作った。それからわれの霊をかれに吹込んだ時、あなたがた（天使）はかれにサジダしなさい。」と（命じた）。**

**語句の説明**

**形作った：**魂を吹き込むために彼の創造を完了し、その準備を終えた。

**われの霊：**ルーフ（魂、霊）にアッラーのと加えたのはアーダムに対する敬意。

**サジダ：**礼拝のサジダではなく、挨拶のお辞儀。

**30. それで天使たちは、一斉にサジダした。**

**語句の説明**

**一斉に：**ここには二つの強調がある。

一つは彼ら全てが、二つ目は、ばらばらではなく一斉に。

**31. イブリースを除き、かれは一緒にサジダすることを拒否した。**

**イブリース：ジンの父。アーダムが創られるまでは、天使たちと共に天国にいた。**

**語句の説明**

**除き：**この例外には、二つの解釈がある。一つは、前節とは、断絶していて、意味は「しかし」。もう一つは前節の中の例外としてサジダするのを拒否したイブリースを除いてとなる。

**32. かれは仰せられた。「イブリースよ、あなたが一緒にサジダしないのは何故か。」**

**語句の説明**

**何故か：**あなたがサジダしない意図は何か。

**33. かれは申し上げた。「わたしにはあなたが泥で形作り、陶土から御創りになった人間にサジダするようなことは、出来ません。」**

**語句の説明**

**出来ません：**私は、すべきでない。私には相応しくない。

**解説**

イブリースは、アッラーの言葉をそのまま使ってサジダしない言い訳に使っている。つまり、人間は、土から作られているが悪魔は、火から作られていて、火のほうが土より高貴であるから上位のものが卑しいものに敬意を払うことはないから。しかし、この推量は間違っている。何故なら物質の良し悪しは、その本質の良し悪しとは一致しないから。例えば、天使は光から作られていて、光は火よりも良いし、土よりも良い悪魔はアッラーの命に背く。その結果アッラーは、イドリースの天国からの追放を命じる。

**34. かれは仰せられた。「それならあなたはここから下がれ。本当にあなたは、呪われている。**

**語句の説明**

**ここから：**天国、天使の仲間、天。

**下がれ：**出ていけ。

**呪われている：**アラビア語は、前出のラジーム。アッラーの慈悲から遠ざけられる。これは悪い約束で、これに準ずる者たちに約束される。

**35. この呪いは、本当に審判の日まであなたの上にあろう。」**

**語句の説明**

**呪い：**アラビア語は、ラアナ。アッラーの慈悲から遠ざけられる。前節では呪われるは、ラジームで天国から出ると近づこうとすると流星を投げられるところからこの『呪われる』を使いここでは来世での扱いとして『呪われる』を使って区別される。

**36. かれは申し上げた。「主よ、かれらが甦される日まで、わたしを猶予して下さい。」**

**語句の説明**

**かれらが甦される日：**人が復活させられる日。

**37. かれは仰せられた。「あなたは猶予される、**

**語句の説明**

**猶予される：**懲罰が今すぐ下されることを猶予されている者たちの一人となる。

**38. 定められた時の（その）日まで。」**

**語句の説明**

**定められた時：**イブリースの亡くなる時、あるいは全てのものが死に絶える天使が吹く最初のラッパの時。

**解説**

アッラーは、イブリースの求めた復活の日までの猶予をその前の最初のラッパが吹かれる日までに限定した。それはもし復活の日までだと彼は死ぬことがなくなるから。ここで猶予が決定されるとイブリースは、傲慢な態度で宣言する。

**39. かれは申し上げた。「主よあなたは、わたしを迷わされましたので、わたしは地上でかれらに（迷いを）好ましく思わせ、必ずかれら凡てを、迷いに陥らせましょう。**

**語句の説明**

**あなたは、わたしを迷わされましたので**：あなたが私を迷わせたことに誓って、**地上で好ましく思わせ**：これは前の誓いの最初の応答節で、きっと彼らに現世で神への不服従を美しいものに飾る。「迷いに陥らせましょう」は次の応答節。

**解説**

イブリースは、アーダムの子孫を惑わせることを誓うのはアッラーが自分を惑わせたからとその原因をアッラーに負わせる。

**40. かれらの中で誠実な（恩恵により清められた）あなたのしもべの外は。」**

**語句の説明**

**誠実な**：アラビア語は、ムフラス（アッラーが疑念などから清め、彼への服従へと純粋にした信者）またムフリスという読み方もあるが、それは信者が信仰で見栄や不正から純粋になる者。

**解説**

イブリースは、信者を例外としたのは彼らが彼の計略には陥らないことを知っていたから。

**41. かれは仰せられた。「これは、われへの正しい道である。**

**語句の説明**

**これ**：純粋な信者を悪魔の迷いから救うこと、あるいは純粋な信仰。または警

告として解釈すると、信仰・不信仰の道はどれもアッラーに戻ってくる。そこでそれぞれの行いによって報いることになる。

**われへの**：われに課された、アッラーがその要求に従うべき

**正しい**：逸れることのない真っ直ぐな

**道**：義務。

**解説**

これはイブリースの次の言葉への答えである。クルアーン「悪魔は答えた。『あなたがわたしを惑わされたので、わたしはあなたの正しい道の上で、人々を待ち伏せるであろう。そしてわたしは、かれらを前から、後ろから、右からも左からも襲いましょう。あなたはかれらの多くの者が、（御慈悲に対し）感謝しないことが御分かりになるでしょう。』」（7 章 16 － 17 節）

**42. あなた（イブリース）に従って、邪道にそれるような者を除き、われのしもべ（信者）に関しては、あなたはかれらの上に何の権威を持たない。**

**解説**

前節との繋がりからは、アラビア語の出だしのように最初に後文の「われの下僕（信者）たち～」が先に来た方が自然である。前節でアッラーは、信者を悪魔から守ると言及し、ここでは、信者に対して悪魔の無力さを強調する。そして悪魔が影響を及ぼす者は例外として述べる。

**語句の説明**

**邪道にそれるような者**：悪魔に惑わされた者たち（不信者）。

**除き**：この例外は、意味は「しかし」になり、「しかし、あなたに従う、多神教徒で迷っている者達には、あなたの権威が及ぶ。」クルアーン「（悪魔）の権威は、只かれを保護者とした者、そしてかれに同位者を配した者の上に及ぶだけである。」（16 勝 100 節）

**権威を持たない:**これは、イブリースが彼に従う者には影響力があることのアッラーからの承認になる。

次にアッラーは、悪魔に従った者達の結末が地獄であると宣言し、そこには７つの門があると告げる。

**43. 本当に地獄こそ、かれら凡ての者に約束される場所である。**

**44. それには７つの門があり、各々の門には、かれら（罪人）の一団が割り当てられるのである。」**

**語句の説明**

**７つの門:**そこへ入る者たちの数が多いため。またはそこに二つの説明がある。①地獄が７つの階層に分かれているため。それはダルカートと名づけられている。クルアーン「本当に偽信者たちは、火獄の最下の奈落（ダルク）に（陥ろう）。」（4 章 145 節）②地獄が７つに区切られていて、それぞれに扉があるから。それはジャハンナム、ラザー、アルフタマ、アッサイール、サカル、アルジャヒーム、アルハーウィヤの順にそれぞれのグループに分けられて入る。最初の地獄には、一神教（イスラーム共同体）の造反者、次はユダヤ教徒、次はキリスト教徒、次はサービー教徒、次は拝火教徒、次は多神教徒、次はムナーフィク（偽信者）である。

**これらの節から理解されること：**

1．「かれらの中で誠実な（恩恵により清められた）あなたのしもべの外は。」や「あなた（イブリース）に従って、邪道にそれるような者を除き」から分かるように例外は、多くから少数を除くことも、少数から多数を除くこともできる。例えば、「私には、10 ディルハムから 1 ディルハムを除いて権利がある。」とも「10 ディルハムから 9 ディルハムを除いて権利がある。」とも言える。しかし、イブヌ・ハンバルは、半分より少ない例外は許されるが半分より多い例外は許されないとする。

２．地獄の７つの段階で最上階は、イスラーム共同体で罪を犯した者の段階で最下層はムナーフィク（偽信者）の入る場所である。

## ５．審判の日における敬神の民の報酬（45 － 48 節）

アッラーは、地獄に入る者とそこの状態を述べた後、その対極にある信者の住処を説明する。

**45. 本当に主を畏れる者は、泉のある楽園に入る。**

**語句の説明**

**主を畏れる者：**アッラーに対する不信仰と醜行から身を守る者達。

**泉：**彼らの周りから噴出す４つの川、それは水とミルクと酔うことのない酒、純粋な蜂蜜。

**楽園：**さまざまな果物が実る果樹園。

**解説**

クルアーン「主を畏れる者に約束されている楽園を描いてみよう。そこには腐ることのない水を湛える川、味の変ることのない乳の川、飲む者に快い（美）酒の川、純良な蜜の川がある。またそこでは、凡ての種類の果実と、主からの御赦しを賜わる。」（47 章 15 節）

**啓示の背景**

前節の「本当に地獄こそ、かれら凡ての者に約束される場所である。」を聞いた教友サルマーン・アルファーリスィーが恐怖からとりみだし３日間逃げ出した。そこで預言者の所へ連れてこられた時､尋ねて言った。「アッラーの使徒様、啓示されたこの「本当に地獄こそ、かれら凡ての者に約束される場所である。」節は、私の心をずたずたにしました。」と言った時に、この啓示が下りた。

**46.（かれらは挨拶されよう。）「あなたがたは、平安に心安らかにここにお入り。」**

**語句の説明**

**平安に：**あらゆる害から安全（サラーム）に、アッサラームアライクムの挨拶を受けて。

**心安らかに：**あらゆる恐怖やこの恵みの消滅などの恐れから安心して。

**47. われはかれらの胸にある拘わりを除き、（かれらは）兄弟として高位の寝椅子の上に対座する。**

**語句の説明**

**拘わり：**現世で心に秘めていた嫉妬や妬みなど悪い感情。

**高位の寝椅子：**アラビア語でサリール（長い脚のついた寝台）。

**対座する：**相手の顔以外には見ない。背を見ることはない。これは敬意の極地にいることを示す。

**48. そこでは疲れ倦ことなく、また（永遠に）そこから追われることもない。**

**語句の説明**

**疲れ倦ことなく：**食べ物を得る苦労がない。

**追われる：**追い出される。

## ６．赦しと懲罰（49 － 50 節）

**49. われのしもべたちに、「われは本当に、寛容で慈悲深い者であり、**

アラビア語の語順では、最初に預言者に対する命令「告げよ。」となる。

**啓示の背景**

アブドゥッラー・ブン・アルズバィルが伝えた。「アッラーの使徒様が、笑っている教友の一団のそばを通り過ぎた時言った。『あなた方は、天国と地獄の知らせを前にして笑っていられるのですか？』するとこの啓示が降ろされた。カターダがこの節について伝えた。「我々にアッラーの使徒様が次のように言われたと届きました。『もし僕がアッラーの赦しの量を知ったらハラームを控えることはなくなるだろう。もしアッラーの懲罰の程度を知ったら、自らを殺すだろう。』」

**前節との関係**

前節では、アッラーを畏れる信者の来世における状況が語られ、次にアッラーは、それ以外の信者の状況について語る。それは、悔悛する者の罪に対する赦しと慈悲であり、悔悛せずに反抗を続ける者には厳しい懲罰を与えることである。

**50. われの懲罰は、本当に痛苦な懲罰である。」と告げ知らせなさい。**

**解説**

アッラーは、罪を悔い改める者には寛大でその罪を隠し、罰することはないが、不信仰や反抗を続け悔悛しない者には、アッラーの懲罰は厳しく痛ましい。これは人が希望と恐怖の間に存在していることを示す。この慈悲の多さと懲罰の厳しさについてアブーフライラは、次のハディースを伝えた。「アッラーの使徒様は、語った。『アッラーは百の慈悲を創られた。そこで 99 の慈悲は手元に残し、ひとつの慈悲だけを人々に送った。もし不信仰者が、アッラーの許にある全ての慈悲を知ったら慈悲に失望することはないだろう。もし信仰者がアッラーの許にある全ての懲罰を知ったら地獄の業火に安心できないだろう。』」

**この節から理解されるもの：**

１．アッラーは、全てのものに慈悲を広げ、犯した罪を悔い改めた者には、良くその罪を赦すが、それと均衡をとるためと醜行や多神を止めるために

アッラーへの反抗に固執し悔悛することなしに亡くなった者には、厳しい懲罰を与える。これは完全な公平さを示す。

２．アッラーが慈悲を述べる時にアラビア語では３つの言葉で強調する。アンニー、アナー（私は)、アル・ガフール、アッラヒームの定冠詞アル。一方懲罰（アザーブ）については、単にアザービー（私の懲罰は）となって慈悲の時のような私はという強調はない。

３．アッラーが預言者に命じたことは、アッラーが自ら慈悲と赦しを信者へ義務としたことを預言者に証言させたことになる。

## ７．イブラーヒームの客人の物語とルート（ロト）の人々の破滅の知らせ（51 － 77 節）

**51. それから、イブラーヒームの賓客のことに就いてかれらに語れ。**

**語句の説明**

**かれらに語れ：**信者たちに告げよ。前節と同じ預言者への命令。

**賓客:**天使。その数は 12 人とも 10 人とも３人とも言われ、その一人はジブリール。アラビア語の客（ダィフ）は、単数にも複数にも男性にも女性にも使われる。イブラーヒームは、常に客と一緒に食事をしたり、旅行者や隣人に食事を振舞っていたところからアブル・ダィファーン（客人の父）と呼ばれていた。

**解説**

アッラーは、預言者にイブラーヒームの客（天使たち）について信者に伝えるよう命じる．この天使たちは、預言者ルートの遣わされた人々を滅ぼすために遣わされた。

**52. かれら（賓客の天使たち）が、かれの所に入って来て、「平安あれ。」と挨拶した時、「わたしたちは、あなたがたが、恐いです。」と言った。**

**語句の説明**

**「平安あれ。」と挨拶した：**アラビア語のサラームには安全もあり、恐怖や苦痛や災難から安全でありますようにと言ったとも解釈される。

**解説**

イブラーヒームが天使たちに恐怖を感じたのはクルアーン「わが使徒たちが、イブラーヒームの許に来て、吉報を齎した。かれらは、「平安あれ。」と言い、かれも、「平安あれ。」と答え、時を移さず、焼いた仔牛で持て成した。だがかれらの手がそれに伸びないのを見て、かれは不安に感じ、かれらに恐れを抱いた。』（11 章 69，70 節）にあるように食事に手を出さなかったことと、許可なく家に入ってきたから。

**53. かれらは言った。「恐れることはない。わたしたちは利口な 1 人の息子が授る吉報を、あなたにもたらしたのだ。」**

**解説**

恐れるイブラーヒームに天使たちは、子供の誕生を伝えるためと説明するが、先のクルアーンでは「かれらは言った。「恐れてはならない、実はわたしたちは、ルートの民に遣わされた者である。」（11 章 70 節）と説明している。

**語句の説明**

**利口な 1 人の息子：**イスハーク。やがて預言者となるために、アッラーの教えを理解し知識や知性のある男子。

**54. かれは言った。「わたしは既に老齢に達しているのに、あなたがたはわたしに吉報を下さるのか。一体あなたがたに何の吉報があろうか。」**

**語句の説明**

**あなたがたはわたしに吉報を下さるのか：**年老いた自分と妻に子供が生まれると言うことに驚いて答えて言った。あなた方は、どんな奇跡を伝えようと言うのか。または、あなた方は、普通には想像できないことを吉報としているが、どんな吉報を私に伝えるのか。つまり、あなた方は本当は何の吉報も伝えていない。何故ならその吉報は、このように実体がないものだから。

**55. かれらは言った。「わたしたちは、真理によって吉報をあなたに伝える。だから失望してはならない。」**

**語句の説明**

**真理によって吉報をあなたに伝える：**前節のイブラーヒームの疑問に対する答えであるから真理によってよりも、真理（真実）を伝えるとなる。何故ならそれはアッラーが約束し行うからである。アッラーは、アーダムを土から両親なしに創った。それに比べれば、年老いた両親から創ることは容易なことである。あなたは、そのことで絶望することはない。

**56. かれは（答えて）言った。「迷った者の外は、誰が主の御慈悲に絶望しましょうか。」**

**解説**

イブラーヒームは、絶望していないと答える、それは彼がアッラーの力と慈悲がそれよりも偉大であることを知っており、アッラーの慈悲に絶望する者は正しい道を踏み外し迷っている者たち、不信者以外にはないことを知っていた。そしてその吉報を確かなものとし、彼らが天使であることを知った後で、恐怖は去り彼らにやって来た隠された理由を尋ねた。

**57. かれは（また）言った。「（主の）使徒の方がたよ、あなたがた（が来られたところ）の用件は、何でしょうか。」**

**語句の説明**

**用件は、何でしょうか：**アラビア語のハトゥブは、重大なこと。あなた方の重要なことは何か？

**解説**

イブラーヒームは、彼らが天使であることを理解した後、子供の誕生を伝えるだけなら一人の天使で十分であるのに複数の天使がやって来た本来の重要な任務について尋ねた。

**58. かれらは言った。「わたしたちは罪深い民に遣わされた。**

**語句の説明**

**罪深い民：**不信者たち（ルートの民）、彼らは男色を好む人々であった。

**遣わされた：**彼らを滅亡させるために送られた。

**59. （だが）ルートの一族は別である。わたしたちは、かれらの全員を必ず救うであろう。**

**語句の説明**

**必ず救うであろう：**ルートの民を滅ぼしに行くということは言わないで助け出すと言う言葉によって彼らの滅亡を理解させる。ルートの一族は、彼らの信仰によって助けられる。

**60. だがわたしたちの確認しているかれ（ルート）の妻は別で、かの女は背後に残る人々の一人である」**

**語句の説明**

**わたしたちの確認している：**私たちは定めた。実際の決定は、アッラーが行っ

たが、ここでは天使が決定したと言うのは、天使のアッラーとの近い立場からの表現。

**妻は別で**：前節のルートの家族が滅ぼされる者たちから除かれ、ここではその家族の中から彼の妻が除かれたことになり、否定の例外の否定は、肯定になることから妻は滅ぼされるものになる。

**背後に残る人々の一人である**：彼女の不信仰により懲罰の中に残される者たちの一人になることを定めた。

**61. それから使徒たちがルートの一族の許に来た時、**

**語句の説明**

**ルートの一族**：ルートと彼の一族。

**解説**

使徒（天使）たちは、ルートのところに美しい若者の姿でやって来た。

**62. かれは言った。「あなたがたは、見なれない方がたです。」**

**語句の説明**

**見なれない方がた**：私の所では、知られていな人たちだ。私は、あなた方が害をもたらすことを恐れる。あなた方は、どこの部族の人たちですか？

**63. かれらは言った。「いや、わたしたちはかれらの疑いを抱いていることに関して、あなたのところに来たのである。**

**語句の説明**

**いや**：アラビア語のバルは、むしろ。あなたを喜ばせるものを持ってきました。それは彼らが疑いを抱いているもので、彼らへの懲罰のこと。彼らはそれが起

きることを疑っている。

**64. わたしたちは真理をもたらした。本当にわたしたちは、真実を告げる。**

**語句の説明**

**真理をもたらした：**確かに実現することを持ってきた。疑いのない定められたこと。ルートの民への懲罰。これは天使たちが前節で述べたことへの確認の言葉。

**本当にわたしたちは、真実を告げる：**これはもう一つの確認の言葉。我々があなたに告げた、あなたの家族を救い彼らを滅ぼすことについて本当のことを言うものだ。

**解説**

ここで彼らに対する懲罰をはっきり言わなかったのは、それが既に確実になっていることとルートが預言者として伝えたことの正しさを確かなものとしているため。

次に天使たちは、ルートと彼に従う者たちを助ける計画を明らかにする。

**65. それで夜の明けない間に、あなたの家族と一緒に旅立ちなさい。そしてあなたは皆の一番後から着いていき、あなたがたの誰も後ろを振り向かせてはならない。只、命じられた通りに実行しなさい。」**

**語句の説明**

**夜の明けない間に：**夜の一部に。

**家族：**ルートの二人の娘。

**後から着いていき：**（守るために）彼らの後ろを歩け。

**誰も後ろを振り向かせてはならない：**天使ジブリールの叫び声を聞いても、彼らの方を見てはならない。彼らに降りかかる懲罰の中に放置しなさい。

**命じられた通りに実行しなさい：**あなた方の主の命令に従いシリアへ進みなさ

い。イブヌ・アッバースによるとその場所は、ジブリールが命じたルートの民のような行いをしない指定された村である。

**66. われがこの決定をかれに知らせたのは、残ったこれらの（罪深い）者たちを（翌）朝滅ぼすためである。**

**語句の説明**

**知らせた：**啓示した。

**この決定：**彼らを滅ぼす命令が決定されたこと。

**残ったこれらの（罪深い）者たち：**最後の者。つまり最初から最後まで、誰も残らない。

**滅ぼすためである：**アラビア語は、マクトゥーウン（切られる）絶滅させられる。滅ぼされることを作物の収穫に例えている。

次にアッラーは、ルートの民がこの客人たちに悪さをしようとしてやってくる物語の中身について述べる。

**67. 町の住民たちは、（若者のニュースを聞いて）喜びに駆りたてられてやって来た。**

**語句の説明**

**喜びに駆りたてられてやって来た：**ソドムの町の人々は、美しい若者がルートの客としてやって来た事を知ると彼らとの醜行を行う期待から喜んでやって来た。一説では、ルートの妻がそれを知らせた。

**68. かれ（ルート）は言った。「この方がたは、わたしの賓客です。わたしを恥さらしにしないでください。**

**語句の説明**

**わたしを恥さらしにしないでください：**私の客に害を与えることは、私に対する侮辱になる。

**69. アッラーを畏れ、わたしに恥をかかせないでください。」**

**語句の説明**

**畏れ：**アラーの懲罰を恐れなさい。

**70. かれらは言った。「わたしたちは、外国の者（を泊めること）を、あなたに禁じなかったか」**

**語句の説明**

**外国の者：**アラビア語ではアーラミーンとなっていて万有の者たち。

**71. かれは言った。「もしあなたがたが行おうとするなら、ここにわたしの娘たちがいます。」**

**語句の説明**

**行おうとするなら：**私が禁止していることを行うなら。

**ここにわたしの娘たちがいます：**アラビア語は、これらは私の娘たちだとなる。この娘たちは、この町の娘たち。何故なら使徒は、そのウンマ（共同体）の父に当たるから。クルアーン「預言者は、信者にとりかれら自身よりも近く、またかれ（聖預言者）の妻たちはかれら（信者たち）の母である。」（33 章 6 節）

**解説**

ルートは、答えて言った。「もしあなた方が、客人に醜行を行うならアッラーが許している女性たちと結婚しなさい。」

**72.（預言者よ）あなたの生命にかけて（誓う）。本当にかれらは心を乱して、当てもなくさ迷う者である。**

**語句の説明**

**あなた：**ムハンマドあるいはルート。預言者ムハンマドの場合は、アッラーが誓うと語ったことになり、ルートの場合は、天使が語ったことになる。

**生命：**人生、現世での残りの生活。この誓いは、預言者の地位の高さを示す。

**心を乱して、当てもなくさ迷う者である：**混乱の中で正邪の区別も出来ず、あなたの忠告に見向きもしないで彷徨っている。

次にアッラーは、彼らへの懲罰の種類を告げる。

**73. それで一声（懲罰）が、日の出にかれらを襲った。**

**語句の説明**

**一声：**天使ジブリールの叫び声。

**日の出：**その始まりはスブフで、終わりが太陽が昇っている時。前の 66 節で朝（ムスビヒーン）とあり、ここでは日の出（ムシュリキーン）と懲罰の時が伝えられている。

**74. われはそれ（町）の上を下にして転覆し、焼いた泥の石をかれらの上に降らせた。**

**語句の説明**

**上を下にして：**地面とその上にあるものをジブリールがその羽で持ち上げ逆さまにして落とした。

**焼いた泥の石：**火で焼かれて石のように硬くなった土の石。

次にアッラーは、この物語には戒めがあると伝える。

**75. 本当にこの中には知性ある者への、種々の印がある。**

**語句の説明**

**この中：**ルートの民に降りかかった懲罰の中に。

**知性ある者：**よく考察し、訓戒する者。ハディース「信者の見識を恐れよ。彼は、アッラーの光で観察する。」と言ってこの節を朗誦された。」

**種々の印：**アッラーの唯一性を示す証明。

次にアッラーは、マッカの住人にこの出来事による結果の痕跡へと目を向けさせ、そこから得られる戒めへ向かわせる。

**76. それ（町の跡）は、大道に沿ってなお存在する。**

**語句の説明**

**大道に沿って：**明白な道の傍に。クライシュ族がシリアへ行く時に通る明らかな道。そこを通る旅行者たちにその遺跡は隠されることがなく明らかになっている。クルアーン「あなたがたはかれらの（遺跡の）傍らを、昼夜通っている。あなたがたはそれでも悟らないのか。』（37 章 137 － 138 節）

**77. 本当にこの中には信仰する者への一つの印がある。**

**語句の説明**

**印：**訓戒。

**解説**

アッラーとその使徒を信じる者たちには、アッラーがルートの民に行った破壊とルートと彼の一族をそこから救ったことは、懲罰はアッラーが預言者のために行われたものであり、不信者には破滅があることの明白な証明となる。

**これらの節から理解されるもの：**

1．客がやって来た時には、自分からそこにいる人に挨拶することを教える。

2．イブラーヒームに天使たちが息子イスハークの誕生を伝えたのは彼の平安と安全に対する不安を払拭する理由があった。

3．イブラーヒームの子供誕生に対する疑問は､常識外の事柄に対する驚きで、アッラーの力に対する疑いではない。何故ならアッラーの力に対する疑いは、不信仰につながるから。

4．イブラーヒームが言った「迷った者の外は、誰が主の御慈悲に絶望しましょうか。」は、自身に対する絶望を否定したのは、アッラーの慈悲に絶望したのではなく自分の老齢による子供の誕生に対するものだったことを示す。

5．アッラーが滅ぼした民族の跡に長く留まったり見たりすることは好ましくない。そこを通るときには速やかに通り過ぎるのがスンナである。何故ならそこはアッラーの怒りを受けた場所であるから。

6．クルアーン「(預言者よ）あなたの生命にかけて（誓う)」の預言者については、解釈学者は預言者ムハンマドの寿命によってアッラーが誓ったと看做している。そして混乱し彷徨っているのはマッカのクライシュのこととしている。また可能性としてこれはルートの民について語られているとも言える。また多くの学者は､｢私の人生に誓って」という言い方をマクルーフ（嫌われること）としている。アフマドは、預言者に誓うと言う者は、不信者であるとしている。

7．この物語には、真の信者に対する訓戒がある。シリアへの道路沿いのルートの民の遺跡は､訓戒する者への最良の物的証拠となる｡しかしマーリキー派は、熟慮や考察による法的判断を認めていない。それは疑いのないものの段階には至っていないからである。

# 第４回タフスィール研究会報告
# クルアーン第15章アル･ヒジュル章　第78節～99節
# クルアーン第16章蜜蜂章マッカ啓示　全128節
# 第１節～23節

有 見 次 郎

日　時　　平成 27 年 10 月 24 日

場　所　　拓殖大学文京キャンパス

## 第 15 章　アル・ヒジュル章

### １. 森の仲間（シュアイブの民）、アル･ヒジュルの仲間（サムード）

78. また森の仲間も不義を行う仲間であった。

79. そこでわれはそれに報復した。本当にこの２つ（の跡）は大道に沿って、（今）明らか（に見られるの）である。

80. ヒジュルの仲間たちも使徒たちを嘘つきとして拒否した。

81. われはかれらにわが種々の印を下したが、かれらはそれらを避け（て無視し）た。

82. かれらは（岩）山に家を彫り込み、安全であると考えていた。

83. それである朝、一声（懲罰）が、かれらを襲って、

84. かれらが（特別の知識と技術で）築き営んでいたことは、かれらにとって何も役立たなかった。

85. われは天と地、そしてその間にある凡てのものを、只真理に基づいて創造した。（審判の）時は本当に来ているのだ。だからあなたは情け深く寛容に（人々の過失や欠点を）赦してやるがいい。

86. 本当にあなたの主は、万有を創造した全知の御方であられる。

**語句の説明**

**森の仲間**：マドヤンの町の近くの森に棲む預言者シュアイブの民のこと。

**不義を行う仲間**：シュアイブを嘘つき呼ばわりした民。

**報復した**：熱気で滅ぼした。

**２つの跡は**：ロトの民と森の民の跡。

**ヒジュルの民**：アルマディーナとシリアの間の渓谷に岩を壁として、そこに住んでいたサムードの民のこと。

**使徒たちを**：ヒジュルの民はサーリフを嘘つきであるとした。複数であらわされているのは、外の使徒たちにも嘘つきであるとした民の仲間であること。

**わが種々の印**：雌ラクダを創造し、多くの乳を出しそれを飲用したことや、使徒に啓典の章句を授けたことなど。

**だからあなたは**：ムハンマドよ、あなたの民に。

**凡てのものを只真理に基づいて創造した**：神の真理を拒否する不信者は滅ぼされること。だが、破壊と懲罰ばかりで一体、慈悲はどこにあるのかと言われることに就いては、人間は、信仰に服従するために創造されており、それらを拒否する場合、人間がするのではなく神による懲罰がくだり、不信者は滅ぼされ、神が地上を浄化するとされる。

一方では、ムハンマドに対するクライシュの民の仕打ちについて、以前の使徒たちの話を例として耐え忍ぶようにとの啓示を与えている。

**解説**

森の仲間とは不正を働いていたシュアイブの民のこと。そこでアッラーはルートの民と時を同じくする森の仲間たちに懲罰を与えた。それは一声と振動であった。シュアイブは彼の民に次のように伝えた。「人びとよ、わたしに異議を唱えて罪を犯し、ヌーフの民やフードの民、またサーリフの民が陥ったのと同じ（運命）に陥ってはならない。ルートの民にいたっては、あなたがたと余り縁遠くはない。」（11 フード章 89 節）

アブドッラー・イブン・アムルが伝えるハディースによれば「アッラーの使

徒は言った。“マドヤンと森の仲間の２つのウンマ（共同体）には、アッラーがシュアイブを双方に遣わした。”」

不信と不正に対するアッラーの懲罰とは、アッラーによって日陰もなく７日間灼熱が送られ、やがて雲が送られた。民はその下に集まり座ると、アッラーは烈火を送りかれらを焼き払った。またマドヤンの民には一声を送り滅ぼした。

**法的根拠**

１．使徒を嘘つき呼ばわりして不正を働く２つのウンマの話。

２．森の仲間、ヒジュルの仲間（アルマディーナとタブークの間）のサムードの民に預言者サーリフが遣わされた。

３．一人の使徒を否定することは、唯一の主から送られた預言者であるため、送られたすべての預言者を否定することに等しくなる。

４．どっかり据えられた山、屈強な体、財産などは、すべてを創造した主の前では無力であり、創造主は復活を用意し凡てのものを公平に裁くとしている。

これら上記の章句から法学者たちの見解は。

① 懲罰の下された土地に入ることは不信者の墓に入るようなものとして嫌われる。使徒は言った。「あなたがたはバビロンの地に入ってはならない。なぜならそこは呪われている。」

イブン・ウマルが伝えているブハーリーの真正集によれば、「アッラーの使徒がタブーク遠征でヒジュルに着いた時、井戸から水を飲んではならないし、汲んでもならないと命じられた。するともうその水で粉をこねて、それを汲んだと人々が言ったところ、預言者はかれらが汲んだものを流させ、捏ねたものを捨てさせた。」

他の伝承によれば、「人びとが預言者と共にサムードの地ヒジュルに滞在した時のこと、かれらは井戸から水を汲んで粉を捏ねたが預言者はそれをこぼすよう命じ、捏ねた物はラクダの飼葉にさせた。」

② アッラーの怒りを被った民の水は使用しないこと。サムードの井戸から汲んだ水を預言者はこぼすよう命じた。パンを捏ねるなどに使用した物は、ラクダ用にすることを命じた。これは汚染水とそれで捏ねられた物に対する対策である。

マーリクは述べている。「飲食に使用できない物は、ラクダや家畜の飼葉用には合法である。」

預言者はこの水で捏ねられた物を、ラクダに与えるよう命じているがそれを廃棄することを命じなかった。同様にハイバル遠征の折、ロバの肉を禁じている。ロバの肉はもっとも穢れているためである。

③ 懲罰の下った土地での礼拝を禁じている法学者がいる。なぜなら怒りが下された土地であるためとされる。その土地の土によるタヤンムム、その地の水によるウドゥーは合法とはならないとしている。そこでの礼拝はない。イブン・ウマルの伝承のあるティルミズィーのハディースによれば、7 か所での礼拝を禁じている。それは、堆肥場、屠畜場、墓場、道路、トイレ、ラクダの休憩所、アッラーの館の上である。マーリク派はさらに、怒りを受けた土地をあげている。しかし多くの学者は、多神教徒の墓の清浄な場所でのタヤンムムを許可している。

④ 悪臭を放つ場所では３回水を流してから礼拝する。

## ２. 預言者アルムスタファー（ムハンマド）へのアッラーの徳目

**87. われは絶えず繰り返されるべき７つ（の節）と、偉大なクルアーンをあなたに授けた。**

**88. あの者たちの何人かにわれが授けた楽しみに対して羨ましそうにしてはならない。そしてそれに心を痛めてはならない。それよりあなたの翼を低く（して優しく）しなさい。**

**89. そして言ってやるがいい。「本当にわたしは公明な警告者である。」**

**90. （啓示を勝手に）分割した者に対しても、われは啓示しておいた。**

**91. すなわちクルアーンを（かれらの都合のよいように）断片にした者たちにも。**

**92. それで、あなたの主に誓て、われは必ずかれら凡てを尋問するであろう。**

**93. かれらが行った凡てのことに就いて。**

**94. だからあなたが命じられたことを宣揚しなさい。そして多神教徒から遠ざかれ。**

**95. 本当にわれは、嘲笑する者に対し、あなたを十分に守ってやる。**

**96. かれらは、アッラーに外の神を配するが、間もなく知るであろう。**

**97. われはかれらの口にすることで、あなたの胸が締めつけられるのを知っている。**

**98. だから、あなたの主を讃えて唱念し、サジダして、**

**99. 定めの時が訪れるまで、あなたの主に仕えなさい。**

語句の説明

**繰り返されるべき７つの節**：クルアーンのこと。すべてのラクアで繰り返される。それは開端章アルファーティハ章のこと。

**羨ましそうにしてはならない**：あなたに関係のない現世の断片的なことを熱望するな。

**あなたの翼を低く**：親鳥がヒヨコをかばうように。柔らかく遜ること。

**啓示を勝手に分割した者たち**：使徒のもたらした信仰を否定しバドルの戦いで滅ぼされたマッカの12人。啓典の民ユダヤ･キリスト教徒のこととともいわれる。

**分割した者**：タウラートやインジールと同じであると言ったり、詩や魔術であると反目した者。

**断片にした者たち**：ある部分を信じある部分を虚偽であるとした者たち。

**われは必ずかれら凡てを尋問する**：その証拠は何かとあえて問い掛ける者には、「その日人間もジンも、その罪についてわざわざ問われることはないであろう。」（55 慈悲あまねく御方章 39 節）

**宣揚しなさい**：ムハンマドよ、宣揚しなさい。

**嘲笑する者：**アルワリード・イブン・ムギーラ、アルアース・イブン・ワーイル、アルアスワドイブン・アブドルムッタリブなど。

**主を讃え唱念：**スブハーナッラー（アッラーに讃えあれ）、アルハムドゥリッラーなど主を讃えること。

**定めの時：**死がもたらされる時。

**啓示の事由**

95節「本当にわれは、嘲笑する者に対し、あなたを十分に守ってやる。」の背景として、 預言者がジブリールと共にマッカ人のところを通り掛かった時、かれらは“こいつは預言者だと言い張っている”といいながら、かれのうなじを挟み始めた。するとジブリールはじぶんの指を挟むとかれらの体に爪が食い込み、傷つき悪臭を放ち腐った。そして誰も近づくことができなかった。

**解説**

たとえ礼拝中でも預言者の呼び掛けには応えること。アブー・サイードが伝えるハディースによると、「私が礼拝している時、預言者が通りかり私に声をかけたが、礼拝中だったため応えなかった。そしてかれのところへ行くと、「わたしのところへやって来ることを妨げていることは何か、」と尋ねられた。「礼拝中でした。というと預言者は、「アッラーは言わなかったのか。」“信仰する者よ、アッラーと使徒の呼びかけに応えなさい。”」（8戦利品章20節）

アブー・フライラのハディースによれば、「クルアーンの母とは、7節の繰り返し（ファーティハ）そしてクルアーンである。」と伝えている。7の繰り返しとは何かについて、諸説ある。長い7つの章のこと。雌牛章、イムラーン家章、婦人章、食卓章、家畜章、高壁章、戦利品章、悔悟章などの章であるとの説がある。そこでは物語、様々な規範、規定などが繰り返し述べられているためである。また他には、「アッラーは、この上ない素晴らしい言葉を、互いに似た語句をもって繰り返し啓典で啓示なされた。」（39集団章23節）

ブハーリーのタフシールでは、開端章が7節の繰り返し唱えられる句である

としている。88節「あの者たちの何人かにわれが授けた楽しみに対して羨ましそうにしてはならない。」についても「またわれが、かれらのある部類の者に与えたこの世の生活の栄誉に、あなたの目を見張ってはならない。」20ターハー章131節に繰り返されている。「そしてそれに心を痛めてはならない。」とは、信じようとはしない不信者たちの現世の栄華に心を痛め落胆するな、あなたにとって来世はそれより素晴らしいと伝えられている。

「翼を低くして」について、「あなたがかれらを優しくしたのは、アッラーの御恵みであった。あなたがもしも薄情で心が荒々しかったならば、かれらはあなたの周囲から離れ去ったであろう。だから彼らの過失を許し、かれらのためにアッラーの御許しを請いなさい。」（3イムラーン家章159節）

ムハンマドよ、人びとに「わたしは公明な警告者である。痛ましい懲罰を恐れるよう警告する者である。」と言ってやれ。

90節「啓示を勝手に分割した者に対しても、われは啓示しておいた。」ユダヤ人に警告したようにクライシュ族への警告。クライザ族、ナディール族に対応したようにあなたがたもそのようになるとの知らせ。分割した者とは、クルアーンが詩であり、マジックであると言ったりする者たちのことで、クライシュ族に下された啓示である。

復活の日の尋問についてたずねると：「われは必ずかれら凡てを尋問するであろう。」必ず尋問があることを伝えている。

嘲笑する者とは、クライシュ族のアルワリード・イブン・アルムギーラ、アルアース・イブン・ワーイル、アルハーリス・イブン・カイス、アルアスワド・イブン・アルムッタリブ、アルアスワド・イブン・アブド・ヤグースの5人。これらの人物は、預言者を守るジブリールによって様々な死をもたらされたとされている。

「嘲笑する者たち」アッラーと同位に何の益もない他の神を配する者たちであり「十分に守ってやる」と告げられる。「われはかれらの口にすることで、あなたの胸が締め付けられるのを知っている。」ムハンマドよ、不信者たちの揶揄、嘲弄（ちょうろう）を知っている。またそれで心を痛めていることも知っ

ている。だから神に凡てを託しなさい。あなたに勝利がもたらされる。そして死がもたらされるまで、神を唱念し称賛と礼拝を行いなさい。

警告に耳を傾けず否定する者たちは、火獄、烈火の民となる。それは「わたしたちは礼拝を捧げていませんでした。わたしたちはまた、貧者を救いませんでした。わたしたちは空論の徒と共に無駄話に耽り、常に審判の日を否定していました。遂に真実が、わたしたちに到来しました。」(74 包まる者章 43 － 47 節)

**法的根拠**

1．ムスリムにとって金銭や財産その他の多寡ではなく、預言者にもたらされたクルアーンが最大の恩恵である。

2．クルアーンの開端章はイスラームの根幹であるばかりかクルアーンのもっとも優れた章である。第一に、気高く美徳がある。第二に、マッカとマディーナの２つの地において啓示している。

3．信者に現世の虚飾に対し目を向けさせない。

4．現世の楽しみを禁じているわけではない。ムハンマドの教えは禁欲的ではなくあらゆる正しい行為を受け入れる。イエスの教えと同様である。イスラームの教えは、寛容な真の教えであり、物と精神を分けない中庸な本性の教えなのである。現世と来世の２つの生活の教えである。

信者に対しては、不信者から遠ざかること、信じない者たちを嘆かないこと。

5．信者たちに近づき、仮令貧しくてもかれらを愛すること。

6．凡ての被造物のためにアッラーの啓示があり、不信者や反目する者に対して懲罰があるとの警告を凡ての信者は知っている。ひそかに不況が行われていたことがこの啓示で明らかにされた。94 節「あなたが命じられたことを宣揚しなさい。」

7．啓典を嘘つき呼ばわりする者、一部を信じ他の個所を信じない啓典の民(ユダヤ、キリスト教徒たち）またはクライシュの多神教徒たちへの懲罰。

8．悲しみや心を狭めることに対し、礼拝は癒しとなる。神に近づくための礼

拝と叩頭、祈念。

9．ムスリムは、死がもたらされるまでは信仰の義務を果たさねばならない。「生命のある限り礼拝を捧げ、喜捨をするようわたしにお命じになりました。」(19マルヤム章31節)

# 第16章　蜜蜂章

## 章の説明

### 前章からの関連

本章の名の由来は、68節－69節「またあなたの主は、蜜蜂に啓示した。丘や樹木の上に作った屋根の中に巣を営み、地上の各種の果実を吸い、あなたの主の道に、障害なく従順に働きなさい。」からである。

また本章は基礎神学の章でありアッラーの神性とアッラーの唯一性に関して説かれる。かつて不信仰者が否定していた事柄がアッラーの啓示によって確証される。さらに天地創造主のアッラーの威力が証明される。人びとの癒しと思索のためアッラーの創造の驚異、神の存立について伝えられる。前章の終わりで死がもたらされこと、復活がやってきて現世での行動が問われることが告げられた。

前章では、定めの時が訪れるまでと未完了動詞が持ち入れられ、本章では、やって来たと完了形になっている。過去の事態をさかのぼり証明することと、やがて確実にもたらされることを未完了形で説明している。またイブラーヒームの章と関連し、死の運命、予告、さらに天使が死をもたらすことなど、さらにさまざまな恩恵について明かされる。

### 本章に含まれること

本章はイスラームの基礎神学、神性と唯一性が説かれている。再生、復活についてその時が近づいていることが確証されている。神は過去に起きたケースを示し現実に起きることを告げ知らせる。「清算の日は人間に近づいているが、かれら不信者は無関心に背き去る。」(21預言者章1節)、「時は近づき、月は微塵に裂けた。」(54月章1節）これらすべての明文は、かつて不信者が否定していたメッセージが示されている。やがて多神教徒が嫌っていた復活があることを否定していたが現実になる。天地を創造し恒星、惑星をその中に置き、山と海、水、川、動植物、魚類、海を航海するために星座、風を送り、降雨により家畜、ナツメヤシの実、ブドウ、蜜蜂、人間を創造しやがて死なせる。人

びとの間に恩恵を授け、鳥類、等々を創造した神性と唯一性の神の威力が示される。

さらに本章では、神の多くの恩恵が明らかにされる。また人間が恩恵に感謝せず復活を否定する不信者が永遠に住まうことになる地獄の門を用意している。また現世において善行に励む信者には、アドンの園が準備される。凡てのウンマには使徒が送られ、邪神を避けアッラーの信仰のみに従うことが説かれ、警告を受け入れない不信者には容赦ない報復が用意される。クルアーンの中で「公正と善行、そして近親に対する贈与を命じ、また凡ての醜い行いと邪悪、そして違反を禁じられる。」(16蜜蜂章90節)

またアッラーはクルアーンを読誦する時、忌まわしきシャイターンからの救いを求めるよう命じている。また神はこのクルアーンが、聖なる魂（ルーフルクドゥス）が預言者の心に届けられたことを明らかにしている。それは、人間のことばでもアラブ、非アラブのことばでもない神の言葉である。また本章では、神の唯一性が説かれ、タウヒードに従い神の恩恵を拒否したり、神をないがしろにしてはならず、必ずやって来る復活の日の救済は、現世の行為の結果であるとされる。そして本章の終わりで証拠のないユダヤの合法や非合法、不正な非合法について比較される。

預言者はタウヒードに準拠したイブラーヒームの宗教に従えと伝え、また困難や悲しみを耐え忍び、神の救いを信頼することを命じている。

## １．宣教と啓示の確証

**１．アッラーの命令は、（必ず）来る。それを急いで求めてはならない。かれに讃えあれ。かれはかれらが同等に配するものの上に高くおられる。**

**２．かれはそのしもべの中の、御心に適う者に、かれが命じられた啓示を持たせて、天使を遣わされ（こう仰せられた）。「われの外に神はないのである。だからわれにあなたがたの義務を果たすよう勧告しなさい。」**

**語句の説明**

**アッラーの命令は必ず来る：**その事態が実現することは約束されている。

**アッラーの命令：**使徒を否定した不信者がその不信ゆえの罪を負うこと。

**天使を遣わされ：**ジブリール。

**啓示を持たせ：**bi·rruh　クルアーン。

**勧告しなさい：**懲罰のあることを警告しなさい。

**啓示の事由**

マッカの多神教徒たちは、かつてのバドルの戦いの日のように、偶像がわれわれを癒してくれるなどと言い、アッラーの信仰と命令に反目していた。第一節は、約束された日は必ずやって来ることを知らせている節で、次の第２節は、天使を仲介し啓典がもたらされること。タウヒードに従うことが警告される。

**解説**

不信者たちには、かれらに対し約束は必ずやって来るのに、懲罰が下ることを嘘であるとしていたり、約束の時を急かせたりしていた。

かれらには現世と来世において懲罰を与えるとある。そうしたことを嘘であるとしたことによって、第１節「アッラーの命令は必ず来る。それを急いで求めてはならない。」とアッラーは伝え、その時が来る前に要求してはならないと応えている。54 月章１節と 21 預言者章１節でも言われる。さらにかれらが啓示と預言者を否定することに対しては、２節で「かれはそのしもべの中の御心に適う者に、かれが命じられた啓示を持たせて、天使を遣わされこう仰せられた…」しもべの中の御心に適う者とは預言者のことであり、神の御心に適った者が選ばれていることが明かされる。預言者の行動に関しては、「アッラーは何処でまた如何にかれの使命を果たすべきかを、もっともよく知っておられる。」６家畜章 124 節で預言者の使命について次のように告げられる。「わが命令によって啓示クルアーンをあなたに下した。あなたは啓示が何であるのか、また信仰がどんなものなのかを知らなかった。しかしわれは、これクルアーン

をわがしもべの中からわれの望む者を導く一条の光とした。あなたは、それによって人々を正しい道に導くのである。」(42 相談章 52 節)、「かれは御心に適う者に御命令により精霊を遣わし、人びとに会見の日を警告なされる。」(40 ガーフィル章 15 節)

第２節「かれが命じられた啓示を持たせて…」啓示はアッラー以外からは下されないこと。「天使たちは言う。わたしたちは、主の御命令による外は下らない。」(19 マルヤム章 64 節)、アッラーからの啓示が預言者たちに下されるには天使の介在があることを証明している。「われの外に神はないのである」と不信者たちに神の唯一性を告げ知らせよとの啓示。

**法的根拠**

１．その時がやって来ること。

２．不信と不信者に懲罰が下ること。

３．預言と啓示。

1. 不信者に対し告げられたその時がやって来ることとは、懲罰が下り、破滅が現実のこととなる。その時はアッラーの知るところ。

2. のテーマは誰もその時を起こすことはできない。それは創造主だけができる。その他はすべて被造物でありその力はない。

3. 啓示と預言は神の命令以外になく、天使を介在してもたらされ、その根源はアッラーである。偶像崇拝の禁止を警告。神の唯一性を否定することによる懲罰を避けよ。信徒の信仰箇条、「皆アッラーと天使たち、諸啓典と使徒たちを信じる。」(２牝牛章 285 節)

## ２. アッラーの存在と唯一性の証明

**３．かれは真理によって、天と地を創造なされたのである。かれはかれらが同等に配するものの上に高くおられる。**

**４．かれは一精滴から人間を創られた。しかし見るがいい。かれ（人間）は公**

**然と異論を唱える。**

**５．またかれは、家畜をあなたがた（人間のため）に創られた。あなたがたは、それらにより暖衣や種々の便益を得たり、またそれらを食用とする。**

**６．夕方にそれらを（家に）駆り戻す時、また朝に（牧地へ）駆り立てる時、あなたがたはそれらに優美さを感じる。**

**７．またあなたがたが自ら苦労しなければ達し難い国に、それらはあなたがたの重荷を運ぶ。本当にあなたがたの主は、親切で慈悲深い方であられる。**

**８．また（かれ）は馬とラバとロバ（を創られた）。これらはあなたがたの乗用と飾りのためである。またかれはあなたがたの知らない、（外の）色々な物を創られた。**

**９．（正しい）道に方向付けるのは、アッラーの仕事である。だが曲がった道もある。もしかれの御心が望むならば、あなたがたは一斉に導かれたであろう。**

**語句の説明**

**真理によって：**神の知恵による創造。

**同等に配するものの上に高くおられる。：**偶像をアッラーと同位に配するがそれより上に。

**一精滴から：**受胎のための精液。

**啓示の事由**

４節は人間の創造に関して述べられる。同様の章句は、36 ヤースィーン章 77 節では、「人間は考えないのか。われは一精滴からかれを創ったではないか。それなのに見よ、かれは公然と歯向かっている。」

唯一の創造主の存在が証明される。５つの創造とは、天と地、人間、家畜、植物、４元素である。

**解説**

アッラーは世界を創造し、諸天と大地を創造、これは真理による創造である。

つまり知恵と正確な見積もりを基礎に据えている。これは神以外には不可能である。神以外に比肩する者はない。「誰が、朽ち果てた骨を生き返らせましょうか。」(36ヤースィーン章78節)「かれこそは、水から人間を創り、血統による親族と婚姻の関係を定められた御方。本当にあなたの主は全能であられる。」(25識別章54節)

やがてアッラーは人間に家畜を与え試みた。それはラクダ、牛、羊そして家畜章で扱われるその他の家畜などである。「あなたがたはそれらにより、暖衣や種々の便益を得たり、またそれらを食用とする。」(5節)、「それから家畜にもあなたがたへの教訓がある。われはそれらの腹の中にあるものをあなたがたに飲ませる。それらには多くの用途があり、またあなたがたはその肉を食べる。」(23信者たち章21－22節)、「アッラーはあなたがたのため家畜を創られた方で、あなたがたは、その或るものは乗用に、或るものは食用に用いる。あなたがたはそれらに、様々の便益を被り、あなたがたの胸に抱く望みも、それらによって満たし、またその背や船によってあなたがたは運ばれる。」(40ガーフィル章79－80節)

**法的根拠**

1．天地の創造と人間の創造が明確に明かされる。アッラーの存在と唯一性が証明される。

有益性のある家畜の創造、アッラーが人間をそれで試している。その他は、アッラーの力と唯一性が証明される。家畜の効用、毛織物、ムハンマド以前のムーサーなど多くの使徒たちが着用していた。また肉は食用に、乳を飲用に荷物の運搬、乗り物として役立てている。

その他の乗り物動物として、馬、ラバ、ろば、これらはすべてアッラーからの人間に対する慈悲である。アブーハニーファとマーリクは馬肉を食用禁止にしている。乗用装飾用と考えているためである。ちなみにロバの肉は、ハイバル遠征で預言者は食用を禁じたが、馬肉は食したことが根拠となり合法となっている。また多くの法学派において馬は、家畜のザカート対象外となっている。

## ３. アッラーの神性と唯一性のその他の証明

10. かれこそは、あなたがたのために天から雨を降らす方で、それによってあなたがたは飲み、それによって樹木は成長し、それによって牧畜する。
11. かれはそれであなたがたのために、穀物とオリーブとナツメヤシとブドウその外各種の果物を育てられる。本当にこの中には、反省する民への種々の印がある。
12. かれは夜と昼、太陽と月をあなたがたのために運行させる。群星もかれの命令に服従している。本当にこの中には、理解ある者への種々の印があり、
13. またかれがあなたがたのために、地上に生育する凡ての物を、多様の色彩（と性質）になされる。本当にその中には、（感謝して）訓戒を受け入れる者への一つの印がある。
14. かれこそは、海洋を（人間に）使役させられる方で、それによってあなたがたは鮮魚を食べ、また服装に用いられるものをそれから採り、またかれの恩恵を求めて、その中に波を切って進む船を見る。必ずあなたがたは感謝するであろう。
15. またかれは、地上に山々を堅固に据えられた。（それは）大地があなたがたを揺り動かさないためである。また川や道を創られた。あなたがたが導かれるためである。
16. また色々な標識、星を頼りにかれら（人びと）は導かれる。

語句の説明

**牧畜**：alSaum は家畜を育てること。

**この中には種々の印がある**：唯一の創造主による創造の数々が証明される。

**反省する民**：神の創造を信じる信徒のこと。

**かれの命令に**：神の思いのままに。

**理解ある者**：考察する者。

**地上に育成する物**：創造されるもの。

**海洋を使役させる：**航海、漁猟、潜水（真珠取り）。

**服装に用いられるもの：**真珠、珊瑚など。

**関連説明：**創造を司る神の存在と唯一性が証明される。上記の章句では、植物の創造に関して、４つの要素、水、土、火、空気が取り上げられる。水は、雨、海水、河川水。土は、大地。熱は太陽から。空気は、人間、動物、植物の基となっている。航海における星座は天測を仲介する。

**解説**

本章では神性の証明に様々な証明がなされる。植物の世界、海洋、山並み。植物に関しては降雨がもたらせられること。降雨は真水であり、人間家畜にとっても欠くことのできないものである。また水は様々な木々を育てオリーブ、ナツメヤシ、ブドウなどの実をつける。

また夜と昼についていえば、休息と睡眠のためにある。また太陽と月は、人間、動物、植物にとって熱と光、月日を知ること、さらに星は空を飾り、これらすべてはアッラーの威力なのである。「かれは６日で天と地を創り、それから玉座に座しておられる。かれは昼の上に夜を覆わせ、夜に昼を慌ただしく相継がしめなされ、また太陽、月、群星を、命に服せられる。」（７高壁章 54 節）

**法的根拠**

１．アッラーは空から雨を降らせる。飲用できる真水を、さらに木々や草、家畜を育てる。これらの事柄は、神の存在と唯一性を示している。

２．アッラーは夜と昼を静寂と活動のために創造した。「かれは慈悲の心から、昼と夜をあなたがたのために定められ、それであなたがたは休み、また彼の恩典を求めることができる。」（23 物語章 73 節）

３．大地を人間のために、そして家畜と木々のために創造した。

４．海からは、魚肉、真珠、珊瑚、航海、貿易などの有益性をもたらしている。ハナフィー学派は、５食卓章「あなたがたに禁じられたものは、死肉、」を根拠に、海面や水に浮いた魚を合法としていない。それを合法とする法

学派の根拠には「海で漁労し、また獲物を食べることは、あなたがたにも旅人のも許されている。」（５章食卓章 96 節）

５．海から採れたものについてアッラーは人々を試されている。むしろ男に禁じられているのは、金と絹の着用である。ウマル・イブヌル・ハッターブによれば、使徒は「絹を着応してはならない。それを現世で着た者は、来世では着ることができない。」ブハーリーとムスリムが伝えている。法学者の多くは、男性が金の指輪をはめることを禁じているが銀は許している。なぜなら預言者は銀の指輪をはめていたからと伝わっているため。

６．アッラーは山と川を創造し、目的地への到達手段として大地と星を道標とした。

## ４. 神性の特殊性、秘密、開示、永遠の生の特性

**17. これでも創造なされた方が、創造しない者と比べられようか。それでもあなたがたは、なお訓戒を受け入れないのか。**

**18. あなたがたは、仮令アッラーの恩恵を数えても、到底数え尽くすことは出来ない。本当にアッラーは寛容にして慈悲深くあられる。**

**19. アッラーはあなたがたが隠すことも、現すことも知っておられる。**

**20. かれら（不信者）が、アッラーを差し置いて、祈り求めるものたちは、何も創造しない。しかもかれら（邪神）自身こそ創られたものである。**

**21. （かれらは）死んだもので生命はない。何時甦されるかも知らない。**

**22. あなたがたの神は、唯一の神（アッラー）である。だが来世を信じない者は、その心からして知ろうとせず、かれらは高慢である。**

**23. 疑いもなく、アッラーはかれらの隠すことと、現すことを知っておられる。かれは高慢な者をお好みになられない。**

**語句の説明**

**創造なされた方：**アッラー。

**創造しない者**：天使、イエス、偶像は創造しないこと。

**訓戒を受け入れない**：不信者たちはそれが無効であることを知っているとして、創造主と被創造物を同等とすることを否定している。

**かれら自身こそ創られたもの**：石や木でつくられている。

**死んだもので生命はない**：かれらに魂はない。

**関連事項**

様々な恩恵が述べられ神の存在が証明される。不信の原因は、こころの硬さがタウヒードを否定することや無知や過ちからもたらされる。理解すること創造すること選別することもできない偶像崇拝は、もっとも非難されるべきこととされる。

**解説**

① アッラーは何も創造しえない偶像を、神と同位に配するかれ以外への信仰を望まれない。それは被造物であるためである。「アッラー以外のものが、創造したものがあればわれに示せ。」（31 ルクマーン章 11 節）と強く否定される。「仮令アッラーの恩恵を数えても、」正確にその数を数えることができないのである。「アッラーはかれらの隠すことと、現すことを知っておられる。」これらすべての行動は、復活の日に裁かれる。

② 偶像崇拝に対して３つの形が示される。

③「かれら不信者がアッラーを差し置いて、祈り求める者たちは、何も創造しない。」（16 蜜蜂章 20 節）、「あなたがたは、自分で刻んだものを崇拝するのですか。本当にアッラーは、あなたがたを創り、またあなたがたが、造るものをも創られる。」（37 整列者章 95 － 96 節）

「死んだもので生命はない。」（16 蜜蜂章 21 節）これに対しアッラーは永遠に生きている。

「何時甦えされるかも知らない。」（16 蜜蜂章 21 節）しかしアッラーは創造主故に凡てを知り尽くしている。さらに神の存在は 22 節で「あなたがたの神は、

唯一の神である。」と示されている。にもかかわらず不信者のこころには、タウヒードを否定し神の唯一性を信じないで高慢な態度になる。つまり来世の報奨を望まないし、懲罰の起こることも歓迎しないのである。

不信者が神の唯一性をこころで否定する根拠として、「かれは多くの神々を一つの神にしてしまうのですか。」（38 サード章５節）

「アッラーだけが述べられると、来世を信じない者たちのこころはうんざりする。だがかれではなくほかの神々が述べると、見よ、かれらは喜ぶ。」（39 集団章 45 節）

**法的根拠**

１．不信者の偶像崇拝を否定する。被造物の偶像を崇拝することの無益さは、害することも益することもできない存在であること。

２．不信者は、人びとに善行の道を説くアッラーの恩恵を否定するが感謝はしない。

３．偶像は何も知らない。

アッラーはこれら３つの指摘から神の神性、唯一性、そして服従を信徒に求めている。一方、来世を信じない多神教徒たちに、来世は、アッラーの唯一もたらせることとして必ずやって来ることを信じるよう説くが、高慢な人々は真理を受け入れようとはしない。

「アッラーは高慢な者をお好みになられない。」

# 第５回タフスィール研究会報告
# クルアーン第16章蜜蜂章（アン・ナフル）　第24節～64節

柏 原 良 英

日　時　　平成 27 年 12 月 19 日

場　所　　拓殖大学文京キャンパス

テーマ

1. 多神教徒たちの啓示や預言者性の否定と彼らへの懲罰（24 ～ 29 節）
2. 信心深い者（ムッタキーン）の性質と啓示への信仰と彼らへの報酬（30 ～ 32 節）
3. 多神教徒たちの過ちへの固執に対する警告（33 ～ 34 節）
4. 不信者たちのカダル（定め）への反論と復活の否定と使徒たちの重要性の類似（35 ～ 40 節）
5. ムハージル（移住者）たちの報酬と使徒たちの人性、クルアーン解明における預言者の重要性と不信者への警告（41 ～ 50 節）
6. 多神教徒たちの信仰についての議論と彼らの醜悪な行動（51 ～ 62 節）
7. 各使徒への嘘呼ばわりは諸民族の慣習。預言者が導きと慈悲にされたこと（63 ～ 64 節）

## １．多神教徒たちの啓示や預言者性の否定と彼らへの懲罰（24 ～ 29 節）

24. かれらに向かって、「あなたがたの主が（ムハンマドに）下されたのは何か。」と問われる時、かれらは、「昔の物語です。」と言う。

言葉の説明

**問われる**：言われる。

**昔の物語：**昔の人々の嘘、作り話。それらは人々を惑わせるものである。

**前節との関係**

アッラーは、前節で偶像信仰の誤りと自らの唯一性について述べた後、ここからは多神教徒たちのムハンマドの預言者性についての疑義を明かす。最初は、預言者性の根拠となるクルアーンの奇跡について彼らは、それが昔の人が作ったほら話だと言って攻撃する。これは預言者を嘘つき呼ばわりする者たちの常套手段の一つである。

**解説**

来世を信じず傲慢な多神教徒たちに「あなたたちの主は何を下したか？」と言われると、彼らはそれに答えず言う。「我々に朗誦されるこの言葉は、昔の物語から取られた、嘘の法螺話に過ぎない。」これと同じことはクルアーンの別の節でも語られている「またかれらは言う。『昔の物語で、それをかれが書き下したのである。それを朝夕、口で言って書き取らせたのである。』(25章5節)

**この質問は誰がしたか？**

①ムスリムの一人　②お互いが尋ねあう　③ムハンマドの強敵アルニナドル・ブン・アルハーリス　④マッカにやって来る巡礼者。当時、マッカの各入り口の門には巡礼者を待ち構えていてムハンマドににについて尋ねられると、ムハンマドを信じさせないために中傷する役割を持たされた者たちがいた。その質問と答えの言葉。

**25. かれらは復活の日に、自分自身の重荷の全部と、知識がないために、かれらに迷わせられた者の重荷をも負う。ああ、かれらが負うものこそ哀れである。**

**言葉の説明**

**重荷：**罪。

**知識がないために：**二つの解釈がある。①迷わされた人々の状態と解釈すると、自分たちが迷わされていると知らない者たちを迷わした。②迷わす人々の状態と解釈すると、彼らが無知で知らずに迷わせていることになる。

**かれらに迷わせられた者の重荷をも負う：**彼らが迷いへ呼びかけそれに従った者たちの罪も背負うことになる。彼らは、その人々の迷いの原因になり彼らの罪に加わっていることになるから。

ここで彼らが罪を負うのは彼らの行いの結果としてそうなることを示す。クルアーン「フィルアウンの家族は、（他日）かれらの敵になり、悲しみの種となるかれを拾い挙げた。」（28 章 8 節）ムーサー（モーゼ）の母が赤ん坊のムーサーを川に流した結果。

次にアッラーは、彼らの預言者に対する行いが、昔の民族の行いと同じであることとその結末を明らかにする。

**26. かれら以前の者も（主の道に対して色々と）策謀した。だがアッラーはかれらの構造物を、土台から覆され、屋根が上から落ち、懲罰は予想しなかった方面からかれらに下った。**

**言葉の説明**

**かれらの構造物：**多くの学者は、これはヌーフの子孫ニムロド王がバベルに造った塔のこととしている。

**覆され：**アラビア語では、アッラーが建物の基礎にやって来た（アター）となっていて、それはアッラーの命令がやって来たことで、つまりその建物の基礎から破壊し、屋根が落ちることでかれらの仕事を無駄にした。

**かれらに下った：**先の「覆され」とこの「下った」は、アラビア語では同じ単語のアターと表現されていてアッラーの命令の意図が懲罰であったことを確認する。

**上から：**これは「土台から」と対になっている、その懲罰が上からも下からも

彼らを取り囲み誰もそこから抜け出せない完全な破滅を意味する。

**解説**

マッカの多神教徒たち以前にもアッラーの使徒たちに対し様々な手段を使ってアッラーの宗教の光を消そうと画策した人々がいた。しかしアッラーは、かれらの住む建物の土台を破壊し、屋根が彼らの上に落ちて滅ぼした。それにより彼らの計略は失敗し、彼らに全ての方角からその懲罰が降りかかった。そのとき彼らはまったく罰が降ることを予想だにしていなかった。アッラーは、これに類似するマッカの人々に警告する。

ここでアッラーは、現世での罰を述べた後で、来世の罰についても述べる。

**27. そればかりか復活の日には、かれらに屈辱を与え、かれは仰せられよう。「あなたがたがわれと同等に配したものは何処にいるのか。それらに就いて、あなたがたは（信心深い人びとと）論争していたではないか。」知識を与えられていた者は言う。「今日は、屈辱と苦痛が不信者の上にあるのだ。**

**言葉の説明**

**そればかりか：**アラビア語は、スンマ＝その後で、彼らを現世で罰した後に。
**かれらに屈辱を与え：**彼らの心に隠していた醜聞を暴き、白日の下に曝す。そして屈辱の懲罰で侮辱する。それは地獄の火。クルアーン「主よ、本当にあなたは業火に投げ込まれた者を、必ず屈辱でおおわれる。」(3 章 192 節)
**あなたがたがわれと同等に配したものは何処にいるのか。それらに就いて、あなたがたは（信心深い人びとと）論争していたではないか。：**アッラーは、天使を通して非難して尋ねる。「あなた方が、信者や預言者たちと論争していた偶像たちは何処にいるのですか。この罰からあなた方守るために連れてきなさい。」
**知識を与えられていた者は言う：**誰も問いに答えられず沈黙すると、知識を与えられ真理を伝える者たちの天使や預言者や信者たちは言う。

**苦痛**：懲罰。

**不信者の上に**：不信者たちと多神教徒たちの上にある。この言葉は、彼らに対する非難を明らかにし、彼らの屈辱を更に増すことになり、一方とその警告に耳を傾ける者への訓戒となる。

次にこれら不信者たちの説明と性質が述べられる。

**28. 自分の魂が、われとわが身を害している間に、天使に召された者には。」その時服従と帰依を表明し、「わたしたちは悪を行っていたのではありません。」と（言っても）、（天使は）「いや、アッラーはあなたがたが行った凡てのことを知っておられる。**

**言葉の説明**

**自分の魂が、われとわが身を害している間に**：アラビア語は、不義者たちが彼ら自身を（アッラーに対する反抗や不信仰によって）自らを害している時に。つまり彼らは、死ぬまで不信仰に留まっている時に、天使がやって来て、魂を取出し死なせる者たちである。

**その時**：死ぬとき、彼らは懲罰を目の当たりにし、神への服従を表明する。

**悪を行っていたのではありません**：主に仲間を並べるようなことはしていません。クルアーン「その時（審判の日）かれらは、こう言う外に口実はないであろう。「わたしたちの主、アッラーにかけて誓います。わたしたちは決して外の神々を信仰した者ではありません。」（6 章 23 節）

**解説**

これらの人々は、不信仰とアッラーへの反抗によって自分自身を害している状態で、天使が彼らの魂を取り上げるためにやって来て死ぬことになるまで、不信仰を続けていた人々で、死が訪れ懲罰を目の当たりにした時、服従を表し言い訳して言う。「私たちは、主に他の神を並べたことはありません」しかしアッ

ラーは、天使を通じて言う。「いや、お前たちはそれを確かに行った。アッラーはお前たちの行いをすべてご存知であり、それに報いる。」

**29. だから地獄の門を入り、その中に永遠に住みなさい。」（と言うであろう）。高慢な者の住まいの何と哀れなことよ。**

**言葉の説明**

**門：**アラビア語は、複数で表現されていて、地獄に入る者たちがそれぞれの集団に分けられ決められた門から入る。一説ではこの門はそれぞれの懲罰を指すとも言われる。

**高慢な者：**アッラーの印や使徒に従うことに高慢な態度をとった者たち。

**哀れなことよ：**悪いことよ。アラビア語では、ビウサというが、ここでは更に強調するラという言葉が加えられラ・ビウサとなって彼らの住まいの悪さを更に強調する。この地獄での懲罰は、終わることがない。クルアーン「しかし信じない者に対しては、地獄の火があろう。かれらには（そこにいる期間も）宣告されず、死ぬことも出来ず、また懲罰も軽減されないのである。」（35 章 36 節）

**これらの節から理解されるもの**

①これらの節は、不信者も死に際して実際に懲罰を見ると、神への服従と信仰を表明しそれまでの不信仰を否定するが、アッラーには、彼らの行いが全てお見通しで、彼らの言い訳は役に立たない。クルアーン「しかしわれの懲罰を見てからの信仰（の告白）は、かれらの役には立たない。」（40 章 85 節）

②地獄に入る者は、それぞれの住処が定まっている。

## ２．信心深い者（ムッタキーン）の性質と啓示への信仰と彼らへの報酬（30 ～ 32 節）

**30. （声があって）主を畏れた者たちに言われた。「主は、あなたがたに何を**

**下されたのか。」かれらは（答えて）、「結構なものを。」と言う。善行をする者には現世で善いことがあり、来世の住まいは更に善い。本当に主を畏れる者の住まいの何と幸せであることよ。**

**前節との関係**

前節では、クルアーンに対する多神教徒たちの嘘とそれに対する彼らの罪について語られた。ここでは反対に、同じ質問に対する信者の答えとその結末が語られ両者の対比が完結する。

**言葉の説明**

**言われた：**これを言ったのは巡礼の時期にマッカにやって来るアラブで、彼らはムハンマドについての情報を得ようとしていて、マッカの入り口で彼らと信者の接触を妨害しようとしている者たちのところへやって来ると前節にあったような質問をし、また信者にあった時にも同じ質問をした。

**結構なものを：**慈悲と祝福を。ここでは動詞の「アッラーは下された」が省略されている。これは前節での多神教徒の答えが昔の物語であるという答えとの違いを示す。多神教徒が「これは物語である」と言うときは、預言者が言っていることについての答えであり、アッラーが啓示したこと自体に対する答えを回避している。一方、ここで信者が答えるのは、アッラーの啓示したものが良いものとしてアッラーが啓示したものにまっすぐ答えている。

**善行をする者：**アッラーと使徒を信じ従がい、善行を行う者たち。

**現世で善いこと：**現世で善行を行う者には、現世でも来世でも良い報酬がアッラーから与えられる。

**来世の住まいは更に善い：**来世の生活は、現世の生活より良いものであり、そこでの報酬は、現世の報酬より完全なものである。同内様のクルアーン「誰でも善い行いをし（真の）信者ならば、男でも女でも、われは必ず幸せな生活を送らせるであろう。なおわれはかれらが行った最も優れたものによって報奨を与えるのである。」（16 章 97 節）

**本当に主を畏れる者の住まいの何と幸せであることよ：**来世の住まいはなんと良いものか。前節の不信者の住まいがなんと悪いかと対になっている。アラビア語の強調のラとニアマ（なんと良いか）が一緒になっている。

この良い住まいは、次節に繋がる。

**31. かれらは、アドン（エデン）の楽園に入るが、その下には川が流れている。その中でかれらは、何でも欲しいものを得るであろう。アッラーはこのように、主を畏れる者を報われる。**

**言葉の説明**

**アドン（エデン）の楽園：**前節の信者の住まいが、それは天国であることが明かされる。アデンは、そこに住みつくという意味。

**その下には川が流れている：**そこの木々や建物の間に川が流れていて彼らがそこに入る楽園のなんと良いものか。

**その中でかれらは、何でも欲しいものを得るであろう。：**クルアーンの別の節「（楽園の）中には各自の望むもの、また目を喜ばすものがあろう。あなたがたは永遠にそこに住むのである。」（43 章 71 節）

**32. 天使たちが清い（状態）で、死なせる者に、「あなたがたに平安あれ。あなたがたは自分の行った（善行の）結果、楽園に入れ。」と言われよう。**

**前節との関係**

これは 28 節の多神教徒と対を成す節で、彼らは「清い（状態）で」とは不信仰や反抗による自身を害している状態から清浄にしている人々で、天使が彼らの魂を引き出すためにやってきた時に、天使は挨拶し天国の吉報を伝える。清い（状態）を表すアラビア語は、タィイビーン（良い人たち）となっているが、これには多くの意味があると学者のアッラーズィーが言っている。そこには命じられたことをすべて果たすことや反対の禁じられたことをすべて避ける

など、優れた性質を持ち醜い性質から離れている者や欲望に溺れることがないなど様々な良いものをそなえている状態も含まれるとしている。

**言葉の説明**

**言われよう**：天使たちが魂を取り出すときに言う。また一説では、来世で言われる。

天使たちが信者に語りかけるときに挨拶（平安あれ）が先で、次に天国の吉報が来るのは安心と安全が一般的なことで天国の吉報は個別的な事柄になるから。

## ３. 多神教徒たちの過ちへの固執に対する警告（33 ～ 34 節）

**33. かれら（不信者）は、天使たちがやって来て（かれらの魂を引き抜き）、主の（処罰の）命令が下るまで待つ外はないのではないか。かれら以前にもそのような者もいた。しかしアッラーはかれらを不当に扱ったわけではない。だがかれらは自分自身を（不信心によって）害しただけである。**

**前節との関係**

これまでアッラーは、クルアーンを中傷し、でたらめの作り話とした不信者たちにその報いとしての懲罰を警告し、信者には、良い報酬を約束した。ここではこれらの不信者たちの間違った主張を述べる。

彼らは、預言者の証明として天使がやって来ることを求めるが、それに対する答えは彼らの不信仰への執着を明らかにする。クルアーンを作り話とした不信者たちは、次の二つのどちらかを待つ以外にないことが問われる。それは死の天使がやって来るのを待っているだけであるのか？それともアッラーからの現世か審判の日の懲罰がやって来るのを待っているだけなのか？のどちらかしかないと言うことになる。

**言葉の説明**

**命令が下る：**この下ると天使がやってくるという表現は、同じ動詞ヤアティー（来る）が使われている。

**待つ外はないのではないか：**彼らは死の天使がやって来るか、アッラーの懲罰が降りかかること以外に待っていないのか。

**かれら以前にもそのような者もいた：**彼ら以前の者たちも同じように行った。

**解説**

彼らが不信仰に執着するのは、不思議ではない。彼ら以前の人々も同じであった。アッラーは、彼らに不正を働いたことはなく、彼らが使徒たちを嘘つき呼ばわりし、彼らに反抗し自らを害した結果、悪い結末を迎えることになった。

アッラーは、次にその結果を伝える。

**34. かれらの行為の悪い結果がかれらに降り懸かり、以前に嘲笑していたことが、かれらを取り囲む。**

**解説**

彼らは自分たちの悪い行いによって報いを受ける。彼らはアッラーの懲罰を警告していた使徒たちを嘲笑していたそのことこそが来世では彼らを取り囲むことになった。かれらはその時言われる。クルアーン「これこそは、あなたがたが虚偽であるとしていた地獄の業火である。」（52 章 14 節）

## ４．不信者たちのカダル（定め）への反論と復活の否定と使徒たちの重要性の類似（35 ～ 40 節）

**35. 偶像を崇拝する者たちは言う。「もしアッラーが御望みなら、わたしたちもまたわたしたちの祖先も、かれを差し置いて何者にも仕えなかったであろ**

**う。またわたしたちはかれ（の命令）なく、何ものをも禁じなかったであろう。」かれら以前の者たちもそうであった。つまり使徒たち（の務め）は、明白な（啓示の）宣布の外に何があろうか。**

**前節との関係**

前の預言者性に対する2つの疑いの後、3番目の疑いになる。彼らの不信仰は、神の意思によるものでムハンマドが預言者でやって来ても来なくても変わらない。これは全てアッラーが決めたことでムハンマドが預言者としてくる必要がないと主張し、彼の預言者性を否定する。

**言葉の説明**

**偶像を崇拝する者たち：**アラビア語はシルクと言ってアッラーと共に偶像崇拝を加える者たち。

**何ものをも禁じなかったであろう：**彼らは自分たちで様々な禁止事項を作っていた。例えば、バヒーラ（乳が偶像に捧げられ、人間はそれを飲むことが禁じられた雌ラクダ）やサーイバ（偶像に捧げられ、荷を負うことが免じられた雌ラクダ）などの禁止は、アッラーの意志によるもので彼がそれを禁じていたら我々は出来ないことだ。クルアーン「アッラーが、バヒーラまたはサーイバ、ワスィーラまたはハーミを定められたのではない。」（5章103節）

**かれら以前の者たちもそうであった：**これは前の二つの疑念に対する答え。彼ら以前の人たちも同じようにアッラーに仲間を置き、使徒たちをうそつき呼ばわりした。

**宣布の外に何があろうか：**明白な伝達以外に使徒たちには義務はない。導きはアッラーの役割である。

信仰と不信仰は、アッラーの決定と人の選択の二つの事柄による。アッラーの導きは、証明と指導の二つからなる。それを行うのが使徒であり聖典になる。アッラーは、基本的に信仰を人に求めていて、信仰する者には良いものへと導き、不信仰な者には良いものから遠ざける。

**解説**

多神教徒たちは自分たちの多神の言い訳としてアッラーの定め（カダル）を言う。「自分たちが偶像崇拝をするのはアッラーがそうするように決めたからであり、もしアッラーがそれを望まなければ、我々はそれをすることはないし、勝手にハラームを作ることはしなかった。もし我々の行いを嫌うのであれば、罰を与えて我々はそれが出来なかっただろう」これは家畜章で.「(アッラー以外に神々を)崇拝する者は言うであろう。「アッラーが御好みになられるならば、わたしたちも祖先も（他の神々を）崇めず、また何も禁じなかったであろうに。」このようにかれら以前の者も、われの懲罰を味わうまでは（真理）を信じなかった。」（148 節）と言われていることと同じで彼らの意図は、預言者を中傷することで、アッラーの意思を知ることではない。これに対しアッラーは、彼らの行いは新しいものではなく昔から使徒に対して行われていたものであるとし、使徒の務めは、唯一アッラーへの信仰を呼びかけ多神を禁じることだけで彼らを信者にすることではないと断言する。

**36. 本当にわれは、各々の民に一人の使徒を遣わして「アッラーに仕え、邪神を避けなさい。」と（命じた）。それでかれらの中には、アッラーの導かれた者もあり、また、迷誤が避けられない者もあった。それで地上を旅して、(真理を)拒否した者の最後がどんなものであったかを見るがいい。**

**言葉の説明**

**アッラーの導かれた者もあり：**使徒を信じたことでアッラーの導きを得た者。
**迷誤が避けられない者：**使徒を嘘つき呼ばわりしアッラーを拒否したことで迷いが確定した者。

**解説**

アッラーは、ムハンマドをこれらの多神教徒たちに遣わしたように、全ての民族に遣わしている。その理由は、唯一の神アッラーだけを崇拝し偶像を捨て

るためである。ここで言う「邪神（ターグート）」は、アッラーを除いて崇拝している全てのもので、その中には悪魔や占い師や偶像など全ての迷いへと呼びかけるものになる。それでアッラーが導いた者は、信仰し、アッラーが迷いを決めた者は、不信仰から離れることはなく信仰することはない。それでアッラーは、クライシュの人々に地上を旅して使徒たちを嘘呼ばわりした人たちの結末を見なさいと命じる。恐らく訓戒するであろうと警告する。

このように全ての民に預言者が遣わされていることが明らかになった後で、彼らの主張する「もしアッラーが望んでいるなら不信仰にならなかった」という主張は、成り立たなくなる。

**37. 仮令あなたがかれらを導こうと熱望しても、迷うに任せられた者を、アッラーはお導きになられない。かれらには援助者はないのである。**

**言葉の説明**

**あなたがかれらを導こうと熱望しても：**ムハンマドよ、あなたがどんなに熱心に信仰へ導こうとしてても。

**迷うに任せられた者：**アッラーがすでに迷いを望んでいる者。

**援助者はないのである：**アッラーの懲罰を防ぎ助ける者はない。

**解説**

アッラーは、信仰を受け入れない者たちに対峙する預言者を慰める。あなたがいくら人々を道こうと努力しても、彼らの悪い選択によってアッラーが迷いを望んだ者には、その努力は益がない。それはあなたの責任ではない。彼らには、それに相応しい懲罰が待っている。

**38. かれらはアッラーにかけて、強く宣誓して、「アッラーは、決して死者を甦らせません。」と誓う。決してそうではない。これはかれが、真理によって（義務とされた）御約束である。だが人びとの多くは知らない。**

**前節との関係**

これは、第４番目の預言者性の疑い。彼らは、復活がないと強調することで、ムハンマドが呼びかける来世の存在が無意味になる。嘘を呼びかける者は、預言者の資格がない。

**言葉の説明**

**強く宣誓して：**彼らの誓いにおいてこれ以上ない努力（イジュティハード）で行う。

**決してそうではない：**アッラーは、彼らに応えて一言いう。アラビア語は、バラーと言って否定の否定を表現する。いや復活すると言うこと。

**人びとの多くは知らない：**ほとんどの人はアッラーの力に無知のため使徒に逆らい不信仰に落ちる。

**39.（復活の日において）かれら（不信者）の異論を唱えたことに就き、かれらに明白にし、また真理を拒否した者に、自分が嘘つきであったことを知らせるためである。**

**解説**

アッラーが彼らを復活させるのは、宗教のことで信者と議論していたことの真理を明らかにするためであり、彼らが主張していた復活がないとか彼らの信仰で嘘を言っていたことを確かな知識で知るためである。

次にアッラーは、この復活に関連して自らの能力について彼が望めば全て実現することを告げる。

**40. 本当に事を望む時それに対するわれの言葉は、唯それに「有れ」と言うだけで、つまりその通りになるのである。**

**解説**

アッラーは、死者に対し創造でも復活で召集でも望んだときには一度だけ命じるだけでそれは完結する。クルアーン「またわが命令は只一言、瞬のようなものである。」（54 章 50 節）「あなたがた（無数）の創造もまた復活も、まるで一個の魂を扱うようなものに過ぎない。」（31 章 28 節）

アッラーが「あれ」と言うのは、実際は言葉を発する必要ななくただ望むだけで完結するが、ここで言葉を出しているのは、理解しやすくするための表現である。

## ５．ムハージル（移住者）たちの報酬と使徒たちの人性、クルアーン解明における預言者の重要性と不信者への警告（41 ～ 50 節）

**41. 迫害されて、アッラーの（道の）ために移住する者には、われは現世で、必ず良い住まいを与える。だが来世での報奨こそもっと大なるものである。これがもしかれら（不信者）に分るならば。**

**前節との関係**

アッラーは、来世や復活を否定する不信者たちの立場を明らかにした後、その不信者たちに迫害されそこから移住することについての規定を明らかにする。

**啓示の背景**

イブヌ・アッバースは、この節はイスラームを止めさせるためにクライシュの人々から迫害されていていた６人の教友について啓示されたと伝えている。その一人のスハィブは、彼らに言った。「私は、年寄りで、イスラームをやめてあなた方の仲間になっても何の役にも立ちませんし、例えあなたがたを支配しても、傷つけることはしません」そして身代金を払って開放された。それをアブー・バクルが見て「スハイブよ、良い取引をした」と言った。またウマル

は、「スハィブは、何とすばらしい男だろう」と言って彼を称えた。また残りの者たちの一部は、イスラームをやめて、不信者たちの望む言葉を言って難を逃れた。それからヒジュラ（移住）した。そこでこの節が降りた。

**言葉の説明**

**移住する者：**マッカからマディーナへ移住した預言者と彼の教友たち。

**来世での報奨：**来世でのヒジュラに対する報酬は、天国。

**かれら（不信者）に分るならば：**この彼らが、誰かで意味が異なる。①不信者：もしアッラーがムハージル（移住者）に二つの良い住処を与えると分かった彼ら（不信者たち）は、彼らに同意したであろう。②ムハージル：もし彼らがそれを知ったら、かれら（ムハージル）たちはもっと努力し耐えるであろう。③ヒジュラしない人：もし彼らがムハージルに与えられるも知ったら、いそいでヒジュラしただろう。

**良い住まい：**これはマディーナであるという説と良い恵みとする説がある。イブヌ・カスィールは、両方とも考えられるとする。何故なら彼らはアッラーの喜びを得るために家や財産を捨ててヒジュラしたのであるからアッラーは現世でそれよりも良いものを与えるから。

次にアッラーは、彼らのもう一つの特徴を述べる。

**42.（かれら移住者は）耐え忍び、かれらの主に縋りきる者である。**

**言葉の説明**

**耐え忍び：**彼らは迫害に耐え、愛する故郷との別離に耐え、アッラーの道のための戦いにも耐え、知らない土地での疎外感などにも耐えている。

**かれらの主に縋りきる者：**彼らのすべての事をアッラーに委ねる者たちである。

**解説**

イブヌ・カスィールによると、この節の啓示された背景として、これはエチオピアにヒジュラした最初のヒジュラについての啓示とも考えられる。この時にはウスマーンが預言者の娘であり彼の妻であるルカィヤと一緒に 80 人近くのムスリムと一緒にヒジュラした。

次にアッラーは、彼ら多神教徒の５番目の疑いについて答える。

**43. われがあなたより以前に遣わし、啓示を授けたのは（天使ではなく）人間に外ならない。あなたがたがもし分らないなら、以前に訓戒（の啓典）を与えられている民（ユダヤ、キリスト教徒）に問うがいい。**

**啓示の背景**

アッラーがムハンマドを使徒として使わした時、アラブはそれを否定し、アッラーは彼の使徒が人間であるよりもっと偉大なものであると言った。そこで降された啓示は、「われがかれらの中の１人に啓示して、「あなたは人びとに（不信心の結末を）警告しなさい。・・・」と命じたことが人びとに（それ程）驚きであるのか」（10 章２節）である。ここでは彼らの使徒の人性の否定に答えてアッラーは使徒を送るときは、天使ではなく、彼の命令や禁止を啓示した人間以外には送らないと述べる。

**言葉の説明**

**訓戒（の啓典）を与えられている民：**知識のある人々、以前の経典の民に彼らのところにやって来た使徒たちは人間か天使かを尋ねなさい。もし天使だったら拒否しなさい。もし人間だったらムハンマドが使徒であることを否定してはならない。

**あなたがたがもし分らないなら：**彼らはそのことを知っているから。

**44. われは明瞭な印と啓典とを、授け（てかれらを遣わし）た。われがあなた**

**にこの訓戒を下したのは、且つて人びとに対し下されたものを、あなたに解明させるためである。かれらはきっと反省するであろう。**

**前節との関係**

アッラーは、使徒を送る時、彼らの預言者性を証明するものとして明証と経典を持って遣わす。

**言葉の説明**

**明瞭な印：**証明、奇跡。これは前節のあなた以前に使わしたに繋がるところで、人間以外の部分と前後が入れ替わっている。

**訓戒：**クルアーン。

**且つて人びとに対し下されたもの：**規則や法や以前の滅ぼされた民族の物語など。

**きっと反省するであろう：**彼らが真理や歴史の教訓を考えことで、現世でも来世でも成功するために。

次にアッラーは、彼らの不信仰や反抗の害を警告する。

**45. 悪事を策謀する者は、アッラーがかれらを、大地に沈ませないか。あるいはかれらが予想しない方向から、懲罰が下されないであろうと安心出来るだろうか。**

**解説**

預言者に対し悪事を企み、彼の呼びかける信仰から人々を妨害しようとするマッカの人々は、次の４つの事柄のうちの一つでも安全でいられるだろか？

①地面に埋没させる。カールンにしたように。物語章 76 ～ 81 節。

②突然思いがけないところから襲う懲罰。ルートの民。

③夜や昼の行き来の中や旅や仕事中などいかなるときでもアッラーから逃れる

ことが出来ないこと。

④アッラーが破滅させると言う恐怖の中で懲罰が降る。

以上の中で、罰がやってくることを恐れながらの方が突然やってくるよりも恐怖が強い。

**46. またかれらがあちこち往き来している間に、回避の機会もなく御召し上げになることはないか。**

**解説**

これは、３番目の懲罰で、商売であちこちの土地を行き来しているときに襲う懲罰で彼はそれから逃れられない。

**47. またはゆっくり消耗させて、かれらを召されることはないであろうか。本当にあなたがたの主は親切な方、慈悲深い方であられる。**

**解説**

これは４番目の懲罰で、「ゆっくり消耗させて」は、彼らはアッラーが罰を下すことを予想しておりその恐怖を感じている中で懲罰が降る。または、お金や生命や生活の糧が徐々に減少していく中で、その恐怖を感じながら罰が下る。これは突然の罰より厳しい。

アッラーは、人に直ぐに懲罰を下さず、間違いに気づき悔悛する時間を与える親切で慈悲深いお方である。

アッラーは、警告と恐怖を述べたことで、すべてのものが自分に服従する自らの力の偉大さを思い出させる。

**48. かれらは、アッラーの創造なされる凡てのものにおいて、その影が、右から左に回って、アッラーに敬虔にサジダするのを見る。**

言葉の説明

**アッラーに敬虔にサジダする：**影は、アッラーの命令にサジダする。サジダは、服従すること。その時、それらはアッラーに対して従順で控えめである。敬虔を表わすアラビア語のダーヒルーンという言葉は、人の複数形になっている。陰を理性あるものに見立てているからである。

解説

これらの悪事を企む者たちは山や木や建物など影をもつアッラーが創造した全てのものを見ないのだろうか。その影は、右にある東から左にある西に傾いて移動する。それは形を変えアッラーの行為に逆らうことなく移動する。

アッラーは、生のないもの達のアッラーへの服従を語った後、次に生あるもの達の服従について語る。

**49. 本当に天にあり地にある凡ての生きものも、また天使たちもアッラーにサジダし、かれらは（主の御前で）高慢ではない。**

言葉の説明

**生きもの：**地上を這って動き回るもの。

**高慢ではない：**アッラーの崇拝において、あるいはアッラーの望むことに高慢ではない。

**50. かれらの上におられる主を畏れ、命じられることをかれらは実行する。〔サジダ〕**

解説

また天使たちも、彼らの上にいて支配するアッラーを恐れる。そして命じられたことを実行する。

**これらの節から理解されるもの**

1．家や財産を捨て、迫害にも耐えアッラーに全てを任せてヒジュラをした者たちには良い住まいと良い生活が与えられる。彼らにはアッラーの恩恵が全て集められる。また来世における報酬は彼らの行うものより大きい。

2．忍耐（サブル）と委ねる（タワックル）の優位性。忍耐には心を制御する力が備わり、タワックルには停滞を嫌い真理へ向かう力がある。それはアッラーへ至る始まりであり次がその道の終着になる。

3．43節の「人間（男）以外に使徒としない」は、預言者が女性ではないことを示す。また天使を人間への使徒としないが、天使を他の天使への使徒とすることはある。「天使たちを、使徒として命命なされる。」(35章1節)

4．民衆は、彼らの知らないことについて知識ある人々（アハルッズィクル）に尋ねる義務がある。かつてマッカの人々は、この知識ある人々をユダヤ教徒やキリスト教徒を経典や知識を持つ人々と認めていた。そこでアッラーは使徒が人間であることを彼らに尋ねるように命じた。そして彼らがこのような疑念については知識がないことを明らかにする。

5．この知識ある人に尋ねるという節は、伝統的なムジュタヒドは、他のムジュタヒドに尋ねることが許されることを示している。

6．この尋ねなさいという言葉は、キヤース（類推）を否定する。もし知っていればキヤースをする必要がないし知らなければ、知っている人に尋ねることが求められるから。

7．44節「明瞭な印と啓典とを、授け（てかれらを遣わし）た」の印とは証明や解明のことで、経典はそこにはアッラーの定めた規則が含まれることからアッラーは預言者ムハンマドに経典としてのクルアーンを啓示して、そこにある明瞭でない事柄についてはアッラーの意図を明らかにする役割を果たすことがこの節の示すところである。例えば礼拝やザカートの命令にはどのようにと言う具体的なやり方が書かれていない。そこが預言者の役割になる。

8．アッラーの偉大さの証明として地上にいる全ての生物も植物も鉱物も彼に

サジダして命令に従っていることがある。天使もその中にあって特に記述されているのはその地位の高さから。彼らはアッラーの罰を恐れ、崇拝することに高慢にはならない。

## ６．多神教徒たちの信仰についての議論と彼らの醜悪な行動（51～62 節）

**51. アッラーは仰せられた。「２神をとっ（て仕え）てはならない。本当にかれは、唯一神であられる。それでわれだけを畏れなさい。」**

**前節との関係**

アッラーは、彼を除いた全てのものは彼の偉大さや権威に対し従い服従することを明らかにした後、それに続く３つの事柄を述べる。最初は、多神の禁止。2 番目は多神教徒たちの行為の醜さ。３番目は、アッラーの不信者へのすぐに罰さない忍耐強さである。

**言葉の説明**

**２神：**２つの神の後に更に数字の２（イスナイニ）が強調として続けられる。これは次に来る「唯一神」の神の後の数字の１（ワーヒド）が来るのと対応している。ここでは、イラーフ（崇拝の対象として神）の存在の確定後の複数の数の否定にある。故に次の唯一神は、彼アッラーは崇拝される唯一の神（イラーフ）であるとなって神を否定していないことが分かる。

**52. 天と地とにある凡てのものは、かれに属し、また服従は絶えずかれに対してだけある。それであなたがたは、アッラー以外に（何を）畏れるのか。**

**解説**

神が一つであることが確定すれば、その本質も一つでなければならない。彼

以外のものは全て彼の創造によって存在し形作られる。故に天地にあるものは全てアッラーのものであり、生を与え死を与える。故に彼に対する服従は常に求められる。これらのことが理解された上で、アッラー以外に恐れ切望する者がいますか？

**53. あなたがたの与えられるどんな恩恵もアッラーからである。なおまた災難に会う時は、あなたがたは只かれに御助けを懇願する。**

**解説**

アッラー以外に恐れないことが求められているなら、様々な恩恵についてはアッラー以外に感謝する相手はいない。何故ならあなた方が得ている全ての恩恵は、アッラーから以外には来ていないからである。同様に様々な災難が降りかかって来た時には、それを取り除くことが出来るのはアッラーだけであることを知っているから彼にだけ助けを求める。

**言葉の説明**

**助けを懇願する：**声を張り上げて助けを求めて祈るという動詞。

**54. それなのにかれがあなたがたから災難を除かれると、見るがいい。あなたがたの中ある者は、主と並べて外の神々を崇め、**

**解説**

それからアッラーがその災難を取り除くとあなた方は、分かれる。一つのグループは、そのままアッラーへの感謝と信仰を続ける者たちと、もう一つは、すぐに態度を変えて元の多神教に戻ってしまう者たちに分かれる。

**55. われがかれらに与えた（恩恵を）忘れ去った。それで（僅かの間の生を）楽しんでおれ。だが間もなくあなたがたは分るであろう。**

**言葉の説明**

**忘れ去った：**アラビア語で最初にくる文字ラームには二つの意味があり、一つは理由で、その時の意味は、彼らが多神に戻った理由がアッラーから与えられた恩恵を認めたくないためにとなる。またもう一つの意味は、結果を意味する。その時は、多神に戻って恩恵を否定したとなる。

**楽しんでおれ：**アッラーは彼らに警告する。現世での短い生を好きなように楽しめ。

**間もなくあなたがたは分るであろう：**あなたたちは、その楽しんだ結果を知るだろう。あなたがたに下される懲罰を知るだろう。

**56. またかれらは、われが与えた糧の一部を、自分の知らないもの（偶像神）に供える。「アッラーに誓て言う。あなたがたが捏造したものに対し必ず詰問されるであろう。」**

**解説**

彼ら多神教徒たちは自分たちがその真実を知らない偶像たちにアッラーが与えた糧の中から分け前を与える。それは偶像を通してアッラーに近づくための供え物である。これと同じクルアーン「かれらは、アッラーが創られた穀物と家畜の一部分を勝手な空想によって（供えて）、「これはアッラーに、そしてこれはわたしたちの神々に。」と言う。だが神々に供えたものはアッラーには達しない。そしてアッラーに供えたものが、かれらの神々に達する。かれらの判断こそ災いである。」（6 章 136 節）アッラーは、彼らのこの行いに対して自分に誓って、警告する。「私は誓って、必ずお前たちが嘘をついて誤魔化したことを尋ねる。そして必ずそのことによる報いを与える。それは地獄の業火だ。」

**57. またかれらは、アッラーには女児があると言う。何ともったいないことよ。自分たちには自分の願うもの（男児）があるというのに。**

**解説**

ここでも多神教徒たちの無知と嘘について語られる。彼らは天使をアッラーの娘とし、アッラーと並べて崇拝する。彼らの間違いは、子を持たないアッラーに子供を関係付けたことであり、さらに子供たちの中、から自身は望んでいない、より価値の低いとみなしている娘をアッラーに与えたことである。この節は、フザーア族とキナーナ族が、天使はアッラーの娘だと主張していたことに対して啓示された。別のクルアーン「あなたがたには男子があり、かれには女子があるというのか。それでは、本当に不当な分け方であろう。」（53章21，22章）「見よ、かれらの言うことは作りごとである。アッラーが子を生まれるとは、かれらも嘘付きの徒である。かれは息子よりも、娘を選ばれるとするのか。どうしたのか。あなたがたはどう判断するのか。」（37章151－154節）

**言葉の説明**

**何ともったいないことよ：**アラビア語ではスブハーナフ（彼に称賛あれ）という言葉で。その意味は、アッラーはあらゆるものから高く離れているということ。

**58. かれらの１人に、女（児の出生）が知らされると、その顔は終日暗く、悲しみに沈む。**

**解説**

アッラーは、娘を喜ばないアラブを非難する。アッラーに娘を与えたアラブの一人に女の子の誕生が告げられると、強い悲しみや怒りで満たされ沈黙し、顔は黒くなり続ける。

**59. かれが知らされたものが悪いために、（恥じて）人目を避ける。不面目を忍んでそれをかかえているか、それとも土の中にそれを埋めるか（を思い惑う）。**

**ああ、かれらの判断こそ災いである。**

**解説**

彼が女児の誕生を告げられたその悪い知らせから人に見られるのを嫌い身を隠す。彼はその悪い知らせを屈辱や恥として閉じ込めていくのか、それとも生きたまま土に埋めてしまうのだろうか？この女児の生き埋めについては、クルアーン「生き埋められていた（女児が）どんな罪で殺されたかと問われる時」（81章８－９節）にも当時行われていた悪い慣習として非難されている。彼らの判断（アッラーに娘を与えたこと）はなんと悪いことではないか。

一般的に吉報（ブシュラー）は良いことだが語源は、顔の皮膚（バシャル）を変えるほどの影響ある知らせから来ており、喜びもあれば悲しみもある。

＊イスラームは、女児の生き埋めを禁じ、娘に対しよくすることを命じている。アーイシャの伝えるハディース。「娘たちのことで試練が課された者は。彼女たちには良くしてやりなさい。彼女たちは、彼を地獄の業火から守ってくれるでしょう。」またアブドッラー・ブン・マスウードの伝えるハディース。「娘のいるものが、彼女にしつけをするとき彼女の行儀を良くして挙げる。また彼女を教育するとき、彼女の教育を良くしてあげる者は、彼女が彼の地獄の業火から帳となって守ってくれる。」

**60. 来世を信じない者たちは、悪魔と同類である。最高の象徴はアッラーに属する。本当にかれは偉力ならびなく英明な方であられる。**

**言葉の説明**

**悪魔と同類である：**悪い特徴、醜悪さがある。それは男児を望み彼らを護ものとし、女児を嫌い貧困や嘲りを恐れ生き埋めにしてしまうこと。

**最高の象徴：**前の悪い特徴の反対で、アッラーにはあらゆる面での最高の性質がある。それは完璧であらゆるものの助けを必要としない、最高の慈悲にあふれる。

**61. 不義を行ったために、アッラーが人間を罰されるならば、地上に生存者は残されなかったであろう。だがかれは定められた時まで、かれらを猶予される。それでかれらの時期が到来する時は、一刻も（これに）遅らせたり、早めたりは出来ない。**

**解説**

ここではアッラーの寛容さを述べる。彼は、人の罪や反抗を直ぐには罰しない。もしその罪によって罰したとすれば、地上には生き物は残らなくなってしまう。しかしアッラーは、その寛大さから彼らを決められた時までそれを遅らせる。しかしその時が来ればそれを遅らせることは一時も出来ないし、それより先に行くことも出来ない。それは決められた寿命である。

アブーフライラは、ある人が罪を犯す者は、自分以外には害さないと言っているのを聞いた。そこで彼は言った。「いや、アッラーに誓って、野生の鳥は、自分の巣の中で罪を犯す者の罪によって死亡する」と言った。

寿命についてのハディース。アッラーの使徒が語った。「アッラーは寿命が来た時にはそれを遅らせることはない。しかし、善行を行う子孫によってそれを伸ばす。アッラーは彼らを養い、彼らは亡くなった人のために祈る。すると彼らの祈りは墓の中にまで届く。これが寿命を延ばすことだ。」

**62. かれらは、自分の好まないものをアッラーに振り当て、そしてかれらの舌は嘘をつき、良いことは凡て自分のためと述べている。かれらは疑いもなく火刑に処せられる。必ず ( その中に）駆りたてられるであろう。**

**言葉の説明**

**かれらの舌は嘘をつき：**アラビア語の表現で、彼らの舌は嘘を表現すると言う意味で、これは彼らは嘘つきだと言うこと。例えば彼女の目は魔術を表わしていると言うと、意味は彼女は魔術師だとなる。

### 解説

彼らは、自分たちが好ましく思っていない女児や指導者として仲間や使徒たちへの嘲笑や不正な財産などをアッラーに結びつけ、また彼らには現世でも来世でも良い結果があると嘘をつく。彼らは、ムハンマドが言う復活が本当なら、我々にこそ天国があると言ったことに対してアッラーは答えた。確かに彼らには地獄がある。彼らはそこに残されるあるいはそこへ急かされる。

## 7. 各使徒への嘘呼ばわりは諸民族の慣習。預言者が導きと慈悲にされたこと（63 ～ 64 節）

**63. 誓って言うが、われはあなた以前にも、諸民族に（使徒たちを）遣わした。だが悪魔が（不義を教え）かれらの行いを正しいと思わせ、それで今日も、かれ（悪魔）がかれらの保護者である。かれらは痛ましい懲罰を受けるであろう。**

### 前節との関係

アッラーは、多神教徒たちの言動の間違いを非難し、彼らの罪へ懲罰の猶予を伝えた後、彼らからの攻撃に対し預言者を慰めるために以前の民族に使徒たちを使わしたことを誓う。

### 解説

最初に、アッラーは自らにかけて誓う（タッラーヒ）。さらに確証のことばとしてラカドという言葉を続ける。あなた以前にすでに滅びてしまった民族に使徒を使わしたのは確かなことだが、彼らは悪魔によって不信仰や偶像崇拝を良いものと思わされ今も悪魔が彼らの援助者となっている。これは現世においてと言うことで、来世では痛ましい懲罰がある。今日と言う指定は、それ以外には援助がないと言うことになる。故に来世では、悪魔は彼らを助けることが出来ず痛ましい懲罰が与えられる。だから悪魔の援助は何の役にも立たないのである。これは預言者への慰めで、人々のあなたへの中傷に悲しむ必要はない。

すでに多くの使徒も同じ目に会ってきているのだから。彼らを悪魔の餌食に任せておきなさい。

次にアッラーは、滅亡は証拠が明らかにされた後以外には起こらないことを明らかにする。

**64. われがあなたに啓典を下したのは、只かれらの争っていることに就いて解明するためであり、信仰する者に対する導きであり慈悲である。**

**解説**

アッラーが預言者にクルアーンを啓示した目的は明白である。それは人々が信仰や教理について議論していることについて真理を明らかにするためである。人々は、クルアーンによって正邪を判断するためだ。そしてそれは信者にとっての慈悲であり、迷い混乱している者への導きである。

この節から理解されるもの

1）昔の民族は、常に使徒たちには嘘つき呼ばわりをするのは悪魔の惑わしからきている。このようにマッカの人々も同じ行動をとっているに過ぎない。その結果は、誰も援助者のいない地獄の業火である。

2）預言者の重要性は、様々な宗教で異なる教えや規則に、クルアーンによって正しさを明らかにすることである。故にクルアーンは、人々への導きであり、信者への慈悲である。

# 第６回タフスィール研究会報告
# クルアーン第16章蜜蜂章（アン・ナフル）　第65節～89節

武 藤 英 臣

日　時　　平成 28 年 1 月 23 日

会　場　　拓殖大学文京キャンパス

テーマ

１－ アッラーの神性権能と唯一性根拠、人類への果報（65 ～ 69節）

２－ 一部の人々の驚くべき様態、アッラーの権能と唯一性に対する厚顔無恥（70～74節）

３－ 偶像・彫像、二つは似たようなもののごとく（75 ～ 76節）

４－ アッラーの幽玄界知識と人類や鳥類の創造（77 ～ 79 節）

５－ アッラーの唯一性証拠と人類への果報と神性の恩恵（80 ～ 83 節）

６－ 多神教徒達への警告、復活の日の彼等達の状況、再生の日の彼等達と信仰者達の証人、多神教徒の倍加される懲罰、彼等の信仰対象の暴き（84 ～ 89 節）

## １．アッラーの神性権能と唯一性根拠、人類への果報（65 ～ 69 節）

65. アッラーは雨を天から降らせ、それで死に果てた大地を甦〔よみがえ〕らせる。本当にその中には、耳を傾ける民への一つの印〔しるし〕がある。

66. また家畜にもあなたがたへの教訓がある。われはその腹の中の雑物〔ぞうもつ〕と血液の間から、あなたがたに飲料を与える。（その）乳は飲む者にとり、清らかであり（喉に）快適である。

67. またナツメヤシやブドウの果実を実らせて、あなたがたはそれから酔わせる物や、良い食料を得る。本当にその中には、理解ある民への一つの印がある。

68. またあなたの主は、蜜蜂に啓示した。「丘や樹木の上に作った屋根の中に巣を営み、

69.（地上の）各種の果実を吸い、あなたの主の道に、障碍なく（従順に）働

**きなさい。」それらは、腹の中から種々異った色合いの飲料を出し、それには人間を癒すものがある。本当にこの中には、反省する者への一つの印〔しるし〕がある。**

**語句説明**

**65 節：**

＜大地を甦らせる＞：植物・樹木を生やし、それらに果実を実らせる、

＜死に果てた＞：草木が枯れて無くなった、

＜本当にその中には＞：大地の状況のなかに、

＜一つの印＞：再生（復活）の証拠、

＜耳を傾ける民への＞：注意深く話を聞き、理解する人々への、

**66 節：**

＜家畜＞：ラクダ、牛、羊等、

＜教訓＞：教え・配慮・思いやり、

＜その腹の中＞：家畜のお腹の中で、

＜雑物と血液の間から＞：「雑物〔ぞうもつ・ざつぶつ〕」：反芻動物の胃の中にある餌（未消化物・飼料）、即ち反芻動物が餌（飼料）として摂った物がその動物の体内で消化され、

＜清らかであり＞：汚れの無い清浄であり、胃のなかの飼料・家畜の餌・嫌な臭い・色等が無い、

＜飲む者にとり、清らかであり（喉に）快適である。＞：飲む者が（安心して）飲め、汚れも無く、清浄で、なめらかな喉越しで、風味が良い。

**67 節：**

＜酔わせる物＞：酔わせる酒、本啓示は“酒（khamr）”が禁止される前の啓示。禁止に至る最初の段階の啓示。“食料”は“良い”で形容されているが、“酔わせる物”には形容詞が無い。このことに注意すべき、

＜良い食料＞：生鮮で食べることが出来るすべての品物、或は、この二つの木（ナツメヤシやブドウ）からの非酩酊製品。例えば、ブドウ、干しブド

ウ、ナツメヤシの実、ブドウからの酢、ブドウやナツメヤシからの糖蜜やシロップ、

＜印＞：アッラーの権能（創造能力）を表している、

**68 節：**

＜啓示した＞：動物たちに自然、且つ本能的に知らしめている、

**69 節：**

＜あなたの主の道に＞:主の教えられたとおりに（動物固有の本能に従って）花、木の実、その他から花蜜・樹液を吸い、アッラーの恩寵と権能で以って、それらを善い蜜に変える、

＜障碍なく＞：（蜂が蜜を集める往復の）遠い道程〔みちのり〕を迷わず、

＜飲料＞：＜腹の中から種々異なった色合いの飲料を出し＞：「のみもの」、即ち蜂蜜〔はちみつ〕。黄色、赤、黒など蜂が飛んで行く花の色によって、出来る蜂蜜の色合いが違っていることを言う。

**解説**

不信心で死せるものの魂を再生せしめるクルアーンを下した後、主は、天より慈雨を齎し死にたえた大地を再生せしめる過程を説明している。それが「アッラーは、天から雨を降らせ、死に果てた大地を甦〔よみがえ〕らせる。(65)」

即ち、アッラーは雨を降らせるため天を創造された。それは、干上がった地上の草木は枯れ、樹木の果実や耕地の効用も無く、死に絶えたかのような大地であった後に、アッラーは、天から雨を降らせることで、大地で耕作が出来、植物が茂り、樹木に果実が付き、大地は生き返る。

このことは、単に耳で聞き流す人々にでは無く、アッラーの言葉を理解し、意味が解る人々にとって、アッラーの唯一性、知能性（何事も御存知）、権能性（何事も出来る）を証明する根拠である。

更に、信仰者達や（アッラーの）神性を認める人々にとって、神の唯一性を知覚出来る根拠でもある。

また、明白なアッラーの権能性（アッラーは何事も出来る）の根拠として、

家畜の乳房からミルクを出さしめることである。アッラーの言葉「また家畜にもあなたがたへの教訓がある」、即ち、人々よ、我々（アッラー）は、家畜（らくだ・牛・羊・山羊等）に関しても、アッラーは、何事も可能で、慈悲深く、親切であることを証明する根拠を示し、あなたがたへの訓戒･教えとしている。

アッラーは、あなた方の飲料となる、なめらかで心地よいのどに爽やかな飲み物（即ちミルク）を家畜から出さしめている。家畜が餌とした物（それらは人間がそのまま食することの出来ないものであることは明白であるが）、それらを家畜が食〔は〕み、家畜の体内でそれらを、人間に心地よい、のどに爽やかで、消化に善い、あらゆる点で人間の益になる飲み物に変えている。

ナツメヤシやブドウの実からの飲料が人々にとって良い飲み物になっていることもアッラーの力。聖句「またナツメヤシやブドウの果実を実らせて・・・」、即ち、あなた方にナツメヤシやブドウからの物についても教訓と訓戒がある、とアッラーは述べている。それらは、あなた方、信じる者よ、ナツメヤシやブドウからの生鮮果実、それらを加工して作られる各種の飲み物、例えば酢、ブドウからのシロップ、禁じられる前の酒、禁止される前の干し葡萄からの酔わせる飲み物、などについて家畜のそれらと同様であると述べている。この部分“酔わせる飲み物”は酩酊物質が禁止される前のことである。

「・・・本当にその中には、理解ある民への一つの印がある。(67)」

これらの飲み物や食べ物は、自分の理性（理解力）と知識（知性）を使い、理解出来る人々には明白な印。ここで脳（知力・理解）という言葉が使用されていることに注意。脳は人間にとって最重要なものであり、従って、人間の脳（知力・理解）を護るため、酩酊物質は禁じられた。

「・・・あなたがたはそれから酔わせる物や、良い食料を得る。(67)」

「酔わせる物や、良い食料」の「食料」に形容詞「良い」が付き、前の「物」には付いて無い。違う表現となっている。この節は、酩酊物質禁止への導入とされている。酩酊物質に嫌悪感を齎し、二つの間の差別を許し、酩酊物質の無い発酵していない果実の食用を薦めている。

この節は、酒、酩酊物質禁止への第一ステップとして下された節となってい

る。かって、預言者は、本節の啓示が下った時、「実に、あなた方の主は、（近い将来）お酒を禁止なられおつもりです。」と述べた、と伝えられている。

アブー・ハニーファ師（ハナフィー学派の祖）以外の全てのイスラーム学者は、ナツメヤシから得られる酩酊物質とブドウから得られる酩酊物質とは同様であり、更に、大麦、小麦、トウモロコシ、蜂蜜、その他から得られる物（酩酊物質、即ち酒類）も同様禁止されるとしている。この案件は、イスラーム法大典（Dr. Wahbah 著　Fiqhu al-Islamiy wa adellatuhu の中で詳細に述べている。

イブン・アッバースは次の様に語っている。「酩酊（酩酊物質）」：ナツメヤシの実とブドウ（の実）から得られた禁止された物。「良い食料」：それら二種類（ナツメヤシの実とブドウの実）から得られた、合法な物。それらは、酢、濃縮果汁、ジャム、保存果実、乾燥果実、ナツメヤシの実（タムル）、干しブドウ、等々。イブン・アッバースの他の伝承には、「酩酊（酩酊品）」：禁じられる。「良い食料」：許される。

ナツメヤシの実とブドウから酩酊物質と良い食料を生じせしめ、また蜜蜂から蜂蜜を生じせしめ、主は「またあなたの主は、蜜蜂に啓示した。・・・(68)」

91 太陽章：「魂〔たましい〕と、それを釣合〔つりあ〕い秩序（注５）付けた御方において（91:7）、邪悪〔じゃあく〕と信心に就いて、それ（魂）に示唆〔しさ〕した御方において（誓う）。(91:8)」

JMA 日亜 p.780 下段　（注５）　アッラーは魂を創られ、それが特殊の環境下に生活しなければならないよう、秩序と均衡を与えて完全な存在となされる。《参照：アッ・サジダ章・第 32 章８節、雌牛章・第２章 117 節。それぞれの注参照。》アッラーは、おそらく善悪の理解が出来るような妥当な状態で、それを人間に吹き込まれるのであろう。これは人間に授けられたものの中で、最も高貴な賜物である。本章第１節～第６節の外的証言の後、アッラーが至高であられることが、内面からここに証言される。これら人間へのお告げにより、その成功･繁栄･救助のためには、アッラーが創造されたとおりに自分自身、魂を純潔に保っていなければならぬことが教えられる。

即ち、あなたの主は、蜜蜂に示唆した。それは本能的に自然のままに。人間の本能や考えと違い、一匹の女王蜂の周りに多数の働き蜂がおり、彼等（働き蜂）は一生涯、花から花へと飛び回って花の蜜を集め、そして死んでいく、これは彼らが本能的にそのようになっている。だが別の考えから、これは神が蜜蜂達にそのように仕向けたのではないだろうか、そして、蜜蜂達が集めた花からの液体は蜂蜜となり、それは人間の病を治癒するためにも用いられる。

１．聖句「・・・「丘や樹木の上に作った屋根の中に巣を営み、・・・(68)」

【GB15.p.267,（68）また、汝の主は蜜蜂に啓示して言いたもう「山でも木でも人間の建ててくれるものでも、それを家とせよ。」】

即ち、アッラーは蜜蜂達に、山の中でも、樹木の中にでも、また、人間の居住区域や果樹園の中に作るあずまやや木陰の休息所等にも、自分達の巣を作り、そこを住居〔すみか〕とすることを教え･指導した。蜜蜂達は完璧な規格で、自分達の家である住居〔すみか〕を作る。それは六角形の等辺からなり、どれ一つとっても他との違いは無く、また欠落の一つも無い。そしてあるものには蜜を貯め、またあるものには、若い蜂の為（次代のために）蜜蠟を貯めている。

正六角形は、それぞれの隙間を無くす効果がある。もし、蜜蜂達が巣から総引き揚げするときは、全体がひとつとなり、総動員し、一度に逃げ出す。又もし元の巣箱に戻るときは、彼等は全体で戻ると言われる。全てこれらは蜜蜂が如何に利口で訓練され、習熟した生き物であるかの証拠である。

２．聖句「・・・（地上の）各種の果実を吸い、・・・(69)」

即ち、蜜蜂達に、全ての果実からの蜜を思うように吸いなさい。或はそれが甘いものであっても、或は苦いものであっても、またそうでなくても。これは、あらゆる果実からの物を食し、有効利用するよう命じられ、主が許可している。

３．聖句「・・・あなたの主の道に、障碍無く（従順に）働きなさい。(69)」

果実から（あなたたちが必要とするものを）食したならば、アッラーが教えた通り蜜に変える作業・働きをしなさい。又は、その果実のところから自身の巣箱へ安全に戻りなさい。

蜂は自身の餌を探し回るとき、何も知らない。だが主は蜂に対し果実のあり

かをすぐ判るようにしている。蜂は本能的にそれを知る。主がその様にしている。蜂が集め作った“蜂蜜”は人間に有益なものとなり、病気を治癒する。この世界は主の決め事が順次巡り巡って、人間に帰る。アッラーは創造者、大権の所有者、権能者、あらゆることに理由と原因がある。

４．聖句「・・・それらは、腹の中から種々異なった色合いの飲料を出し、・・・(69)」

蜂蜜達はその腹から種々異なった色の蜂蜜を出す。それらは、白色、黄色、赤色等、そしてそれら蜂蜜は人間の病に有効な種々の効用がある。それらは人間が服用する錠剤や薬剤に含まれている。アッラーはこのことを次の様に形容・説明している：

第一番：飲用：蜂蜜自体を飲用する、又は混ぜ合わせ飲料とする、

第二番：種々の色がある。赤、黄、白、他、

第三番：それらは種々多くの病を癒す効用がある、

ムスリムとブハーリーの正伝集に次のハディースがある。

アブー・サイード・アルフダリーが伝えるのに、ある日一人の男が預言者の所に来て、実に私の兄のお腹の調子が悪くて。すると預言者は『蜂蜜を飲ませなさい』と言った。その男は戻り、兄に蜂蜜を飲ませた。それから、男が（また）やって来て、預言者よ！蜂蜜を飲ませました。まだ相変わらず、兄のお腹の調子は変わりません。すると預言者は『行って彼に蜂蜜を飲ませなさい』と述べた。その男は戻って、兄へ蜂蜜を飲ませた。それから（暫くして）、また預言者の所へ現れ、預言者よ、未だに、彼（兄）の状況は変わらず、お腹の調子が悪いのです。すると預言者は『アッラーを信じなさい。あなたのお兄さんのお腹は嘘つきだ。戻って蜂蜜を飲ませなさい』と言った。男は戻り、兄へ蜂蜜を飲ませた。すると回復した。

一部の医師達がこの状況を次の様に説明している。

この男の兄と称する男の胃の中には贅沢品で一杯詰まっていた。まず（預言者が）蜂蜜を飲ませなさいと言い、弟が兄へ蜂蜜を飲ませた。彼（兄）のお腹の中は多分火傷（やけど）するような状況であっただろう。お腹の中では珍奇

な物（蜂蜜）を排除しようという体制になっていたに違いない。従って、下痢が激しくなったに違いない。そこでこの男（預言者の所に来た男）は、蜂蜜は彼の兄のお腹に役立つにもかかわらず、蜂蜜が兄のお腹に悪影響を与えたと考えたに違いない。だから預言者の所に再度来てまだ兄のお腹の調子が悪いと訴えた。然しながら預言者は更に蜂蜜を飲ませよと言っただけであり、弟は、預言者からの指示なので、兄へ蜂蜜を飲ませた、下痢が酷くなっている。それでも蜂蜜を飲ませ続けた。（兄の）お腹の中にあった贅沢品でお腹に悪影響を与えていた夾雑物は全て排出された。兄のお腹は正常に戻り、痛みは無くなった。預言者は何も言わないで彼の兄のお腹の中まで見通していたというお話です。

ブハーリー正伝集に次のような話がある。:

イブン・アッバースが伝える話し《病の治癒に三つある。吸い玉療法、蜂蜜飲用、焼き鏝（やきごて）療法。我がウンマ（集団）は、焼き鏝療法を（行うことを終了した）禁じた。》

イブン・マスウードは《預言者が次の様に話した『みなさん！病の癒しは、蜂蜜（の飲用）と聖典クルアーン（を朗誦することです)』》と伝えている。

医療関係者の記録によれば《蜂蜜の科学的構成は 25 － 40％：グルコース、30 － 45％リフィローズ、15 － 25％水分。薬毒、鉱物毒、等に効用あり、腎臓の尿毒症にも効果ある。また胃腸の諸状況に効用ある。その他各種の病状や症状にも多大な効用があることが証明されている》とのこと。

**【イスラーム法規範】**

上記クルアーンの聖句は、次のように、アッラーの権能と神意によって、人類に齎された数多くの良き事（富・財貨）について教えている。

1．アッラーは雲によって天から雨を降らせ、それが基になり、大地が蘇生し、数々の種類の植物が生じる。これは復活・再生とアッラーの唯一性の証拠である。何故なら、我々も知るように、多神教徒の崇拝対象は、何も齎すことが出来なかった。アッラーについて、単に耳で聞き流すだけではなく、しっかりと聞き、心の底から注意深く理解する人々のものである。

２．家畜は４種である。ラクダ、牛、羊、山羊等はアッラーの「何事も御出来になり」、「唯一性」、「偉大性」の証拠であり、それらは、家畜が人々へミルクを提供する。家畜が（人間に有益な）ミルクを出すことは、ミルクの製造者とは、いうなればアッラーの偉大な力である。家畜の餌、草やその他が家畜の餌として喰われて、それらの体内で、消化され（血と飼料から）ミルクが生まれる。更に、ミルクから、チーズ・バター・ヨーグルトと人間にとって有益な品物に代わる。

３．この節は、飲用やその他の利用にミルクを使うことは許されることの証拠。しかしながら、死んだ家畜から得られるミルク利用は許されない。何故ならば、液体（ミルク）自体は清浄だが、その器（入れてあるもの、即ち動物の身体⇒乳房）が不浄であるから。ミルクは清浄であるにもかかわらず。家畜の死体の乳房から搾り取られたものはその乳房が不浄である故、ミルクも不浄となる。然し、人間の女性の場合は全く別である。人間の身体は生死に拘わらず清浄であるとされている、従って、死せる女性の乳房から絞り出された母乳は使用可能である。

少数見解：死せる女性から搾汁された母乳は不浄という説あり。死で不浄化すると。

４．また、この節は甘い物や美食の摂取・利用は許可される根拠。イスラームで教える節制･粗食･予防対策ということに矛盾しない。“甘い物摂取許可”や“美食摂取許可”には暴飲暴食・不要な荷重（摂取）を、厳に慎まなければならないことは当然である。

５．ミルクは、人間の幼時期、身体発育のある期間、必要にして完璧な食べ物である。

アブー・ダウードや他のハディース伝承者達は、イブン・アッバースが伝えたハディース「預言者の所へミルクが届けられた。預言者は其れを飲み『誰でも食事が済んだら“おお主よ、我々を嘉し賜うあなたを讃美致します。善きものを授け賜う主に讃えあれ”と唱えなさい』と言った。そして『もし、ミルクを飲んだ時は“おお主よ、我々を嘉し賜うあなたを讃

美致します。良き物を加重し授け賜う主に讃えあれ！”と唱えなさい。ミルクは食事･飲み物の中で最高のものです』と述べられた。」を伝えている。

６．植物からの効用についても同様にアッラーの神意と権能性（何事も御出来になる）を示す証拠である。アッラーは人間に、ナツメヤシやブドウからの良い食料を提供してくれる。これら二つの食料は自然のままの果物でハラールな物である。酔わせる物（assakaru）それはワイン（酒）である。イスラーム学者の大勢の見解は、この啓示は、ワイン（酒）が最終的に完全に禁止される以前の啓示であるとする。

ワイン（annabiithu:〔武（注）酒:酩酊物質を含む飲料〕）は、（葡萄〔al-‘inabu〕、干し葡萄〔a z zabiibu〕、タムル（〔attamuru〕ナツメヤシの実）、それぞれのジュースを煮詰め、分量が２/３程度にし、その後放置、発酵せしめた物の総称）、それらには酩酊作用があることで、大勢のイスラーム学者達はハラームとする。

アル-アキールが預言者従弟アリーからの預言者の言葉､アンナサーイーのイブン・アッバースによる預言者の言葉：『アッラーは khamr それ自体、assakar せしめる他の物をハラームとした。』、イブン・アッバースのハディースには議論の余地ある。

**【アブー・ハニーファ師の見解】**

アブー・ハニーファ師は、酩酊限度に至らぬ物（飲料等）はハラールとする。更に、本聖句〔の神意〕は“酩酊（assakaru）はハラール（halalun）である”とすることを意味している根拠であるべきとする。何故なら、聖句のこの項に於いては、主は家畜や贈り物等、人々へ許される品々について述べており、また、聖預言者の先程のハディースで“khamr（酒）はそれ自体がハラーム”とあり、その文意からは、“酩酊は、酒と同一に捉えられず、他の物と解釈出来る”。

本書著者曰く、この節は、ハラールとかハラームを示す節では無い。この節でのアッラーの御言葉は、人間に対し、アッラーが創造し、与えてい

る各種の恩寵や食料や品物についてのことであり、人間がアッラーからの種々の品物、恩寵をここだけの節を以て、食べられる食料だけに限定すべきではない。

聖句「本当にその中には、理解ある民への一つの印がある。(67)」

本節はアッラーの権能について、知恵ある人間が、理解することを示している。

7．家畜からのミルク、ブドウやナツメヤシからの砂糖･良い食料の生産など、この世界には、一つの主、その主は何事も御出来になり、またあらゆる中から最善の一つを御選びになられる御方であることの証拠であり、また同様に蜂から蜜を御創りになられることは、これらの事々が偽りなき事実であることの明白な証明である。

また、蜂が樹木や草花それ自体にも大変有用な役割を担っており、更には、人間にも大変効用がある。更に蜂蜜と蜜蠟についていえば、蜂蜜は人間の数々の病を癒す効用があり、蜜蠟は灯りや工業用に有益である。

## ２．一部の人々の驚くべき様態、アッラーの権能と唯一性に対する厚顔無恥（70 ～ 74 節）

**70. アッラーはあなたがたを創り、それから（死にさいし）あなたがたの魂を召される。またあなたがたのある者は、知っていたことをも凡て忘れ果てる程の、非常に弱まる年齢まで留めおかれる。本当にアッラーは全知にして強大であられる。**

**71. またアッラーは御恵みにおいて、ある者に外の者以上に与えられる。それなのに、優れた御恵みを与えられた者は、その右手に所有する者に与えて、かれらがそれで平等になるようにはしない。かれらはアッラーの恩恵を認めないのであろうか。**

**72. またアッラーはあなたがたのために、あなたがたの間から配偶者を定め、配偶者からあなたがたのために子女や孫を与えられる。また良いものを与えら**

**れる。それでもかれらは虚偽を信仰して、アッラーの恩恵を拒否するのか。**

**73. そしてアッラー以外のものを崇拝するが、それらは天地の間で、かれらに何の御恵みも与えず、またそのような能力も持ち得ない。**

**74. それで、アッラーに対し同類を捏造してはならない。本当にアッラーは知っておられる。だがあなたがたは知らないのである。**

**語句説明**

**70 節：**

＜非常に弱まる年齢まで留めおかれる＞：おまえたちのうちには、せっかく知ったことまでなにもかもわからなくなるほど老衰の年齢にまでとどめおかれる者もあろう。

**71 節：**

＜またアッラーは御恵みにおいて、ある者に外の者以上に与えられる。＞：あなた方に与えられるお恵みに与えられる量が違う。ある者は金持ちであり、他は貧しい、ある者は奴隷であり、ある者は奴隷の主人である等。

＜優れた御恵みを与えられた者は・・・＞：金持ち、奴隷の主人。

＜・・・その右手に所有する者に与えて、・・・＞：「その右手に所有する者」：奴隷たち。

＜それなのに、優れた御恵みを与えられたものは、その右手に所有する者に与えて、かれらがそれで平等になるようにはしない。・・・＞：それなのに、金持ちとか奴隷の主人達は、奴隷達に自分が儲けた財貨の一部を分け与えて平等になろうとはしない。

井筒訳：「またアッラーはお前たちの間に貧富の差をつけ給うた。ところが、たくさん戴いた方の人々は、その授かりものを、自分の右手の所有物（奴隷）に頒〔わ〕け与えようとはしない、こんな連中に同等になられてはかなわんというので。なんたることだ。せっかくのアッラーのお恵みを無にしようというのか。」コーラン（中）（p.83）（全３刷）訳者：井筒俊彦〔いづつ　としひこ〕㈱岩波書店　文庫本　（1958 年２

月 25 日第 1 刷発行、1964 年 11 月 16 日第 3 刷改版発行。2004 年第 46 刷発行）

＜それで平等に・・・＞：金持ちにとって自分の財貨の一部を奴隷に配り、平等にする考えは全く無い。従って、結語に「アッラーの恩恵を拒否するのか？」、「あなた方の財貨は本来アッラーからの物ではないのか？」

**72 節：**

＜それでもかれらは虚偽を信仰して、＞：それでも彼らは偶像（又は、むなしい物）を崇拝し、

**73 節：**

＜そしてアッラー以外のものを崇拝するが、それらは天地の間で、かれらに何の御恵みも与えず、またそのような能力も持ち得ない。＞：アッラーをさしおいて、天や地から何一つ糧を与える能力の無いものを崇めようとするのか。「天からの御恵み」：アッラーは、天から雨を降らせ、糧を生育せしめる。「地からの御恵み」：地上に於いて繁茂する植物、木々や草花、果実や野菜など。

**解説**

II では、アッラーの権能の例、その偉大性、唯一神性、更にはアッラーの御恵み（物質的な物）等、特に人間に関わる数々の事案について記述している。主は、人間が生まれてから死に至るまでの生育過程に触れ、先ず無から人間を創造し、生活させ、その後魂を召される。この節に似るものに次の３例ある：

30 章ビザンチン（ローマ）章「アッラーは、あなたがたを弱い者に創られ、それから弱い者を後で、強壮〔きょうそう〕にされ、強壮な者を弱い白髪になされる。・・・(54)」。

【GB15. ギリシア人の章 30 章 p.380（「54）神は、おまえたちを弱さから造りたまい、弱さのあと強さを与えたまい、強さのあとふたたび弱さと白髪をあたえたもうお方である。・・・」】

36 章ヤー・スィーン章 「誰でも長寿させるさいには、われは創造を逆に戻

らせよう。・・・(68)」、

【GB15.36 章ヤー・スィーンの章 p.407.「(68) われらは、長寿を授けてやった者、その体力が逆になるようにすることもできる。・・・」】

95 章無花果〔いちじく〕章「本当にわれは、人間を最も美しい姿に創った。(4) それからわれは、かれを最も低く下げた。(5)」とある。

【GB15.95 章いちじくの章 p.548「(4) われらは、人間をもっとも美しい姿に造った。(5) それから、彼をもっとも卑しい者へとひきもどした。」】

ハディース学者ブハーリー師とイブン・マルドーウィヤ両師は、アナス・ビン・マーリクが預言者は以下の様に祈っていたと伝えている「預言者は常に『主よ、吝愛から、怠惰から、年老いた衰弱から、高齢の痴呆から、墓場の苦悩から、ダッジャール（偽預言者）の試練から、生と死の誘惑からのご加護を！』と祈っていた。と」。サアド・ビン・アブー・ワッカースの伝える預言者伝承は、『年老いた衰弱からお護りください』と。預言者の従弟アリーによれば、「“年老いた”とは 75 歳のことを指す。」とある。（ワハバ師）曰く、これは一般的では無い、だが、過去に於いては一般的だったのかも。

「・・・知っていたことをも凡て忘れ果てる程の、・・・(70)」：年老いた衰弱から、全く何も知らないかのようになり、恰も生まれた時のようになる。記憶力が全く衰えることを指す。

「・・・本当にアッラーは全知にして強大であられる。(70)」：本当にアッラーは何事も御存知であられる。一方人間は、或時は強力な知識・記憶力に溢れる。しかしその人間も、主の計らいで、ある日生まれたばかりの赤子のようになる。この様に人間は変わるが、主は何時如何なる時もそのような事が無く、全知にして強大である。

「またアッラーは御恵みにおいて、ある者に外の者以上に与えられる。・・・(71)」：アッラーは御恵みにおいて、人々を異なるようになされる。ある者は裕福に、外の者は貧しく、または程々にせしめる。これは夫々の人間が生きる状況に相応した、主の決め事に基づくものである。

「・・・ それなのに、優れた御恵みを与えられた者は、・・・ しない。(71)」：

主から豊かな御恵みを与えられた者達、即ち、富者や金持達（奴隷の主人や奴隷達の守護者達）は、主より与えられた彼等の御恵みを、彼等の間（奴隷の主人達の間）や彼等の奴隷達にひとしく分け合い、仲間にするようなことをするだろうか？否、そのような事はしない。

これはアッラーが人々の教訓として挙げた例である。彼等も人間として貴方たちと同様であるにも拘らず、貴方達の間や、貴方達の奴隷達との間で平等にするようなことを承服しない。であるならば、創造者と被造物との間、即ち創造者と偶像の間で、貴方達は如何に平等にしようというのか？

これを他の節でも説明している。

30章ビザンチン章「(28) かれは、あなたがた自身（の経験）から、一つの譬〔たと〕えを提示なされる。あなたがたは、自分の右手の所有する者たち（奴隷）を、われがあなたがたに与えたものを同等に分配する仲間にするだろうか。あなたがた（即ち奴隷の主人達の間では）互いに気付かうように、かれら（奴隷たち）に気兼ねするだろうか。（そうではあるまい）。」

【GB15、p.378.「(28) 神は、おまえたちのために、おまえたち自身について比喩を示された。おまえたちは、右手が所有しているものと、われらがおまえたちに与えた糧〔かて〕とを分けあうのか。おまえたち同士が恐れあうように、彼らをも恐れるのか。・・・」】

【井筒 . 中 .p.270,「(28) さあ、今度はお前たちの身近なところから譬えをお引きになったぞ。現にお前たちの右手の所有にかかる者（奴隷）の中で、お前たちの財産を堂々とわがもの顔に共有し、お前たちお互い同士（主人の身分の者同士が）遠慮し合うように、その者に気兼ねせねばならぬ、と、そんな者があるであろうか（奴隷がのさばって主人と全く対等になるなんていうことはありえない。偶像神がアッラーと対等になることも同様に絶対ありえない）。」】

「・・・かれらはアッラーの恩恵を認めないのであろうか。(71)」：あなたがたはアッラーに並ぶものとして偶像をも崇拝し、あなた方へのアッラーからの御恵みを拒否しようとするのですか。アッラーに並ぶものを置きそれを崇拝す

ることは、アッラーからの御恵みの一部はそれら偶像神からの物であることを認めることであり、御恵みがアッラーからだけであることを否定している。

「・・・それでもかれらは虚偽を信仰して、アッラーの恩恵を拒否するのか。(72)」：あなたがたは、御恵みや災害に於いてアッラーの仲間として偶像を信仰するのか？それら（御恵みや災害）の時に執成〔とりな〕しを求めるのか？バヒーラ、サーイバ、ワスィーラを彼らは禁忌としているがアッラーは、これらを御許しになっておられる。

第５章食卓章「アッラーが､バヒーラまたはサーイバ､ワスィーラまたはハーミを定められたのではない。ただし、不信心者がアッラーに対して虚構したものである。かれらの多くは理解しない。(103)」

上記注：JMA 日亜対訳注解聖クルアーン H27 年版 .p.144 [ 雌ラクダその外の雌家畜が、度々孕んで多くの子を産んだ時、その耳に長い切り口を付けて邪神に捧げる。これをバヒーラと呼ぶ。また旅行から無事に帰り、または病気が全快したとき、一等の雌ラクダを釈放して再び服役させない。これがサーイバである。また偶像に供えるために予〔あらかじ〕め準備されたものがワスィーラで、定められた儀式で邪神に捧げられた種ラクダは、ハーミという。

【GB15、p.149:「(5.103) 耳そぎらくだ、放免らくだ、ふたご腹羊、神聖種らくだというようなものは、神が定めたもうたのではない。・・・」】

（注）イスラーム以前のアラビアで行われた迷信的奇習で、次のようならくだや羊は邪神に捧げられるもので、人間が使用してはいけないと考えられていた。「耳そぎらくだ：bahiirah」：五頭生まれたうち、最後に生まれた雄の子らくだ。この場合耳をそがれて放し飼いにされる。また一説では、多くの子の中で耳が裂けた子らくだを生んだ雌らくだであるともされている。「放免らくだ：saaibah」：旅行から安全に帰ったり、病気が治ったりした場合に邪神に捧げられた雌らくだで、全ての労役から免除される。「ふたご腹羊：wasiilah」：雌の羊で、雌雄二匹の子を同時に生んだもの。「神聖種らくだ：haami」：なにかの儀式で邪

神に捧げられた種らくだで乗用には使わない。

ここは不信仰者に対する叱責と非難で、彼等のそのような誤った規範に対する咎めである。アッラーの御恵みの善き物を合法とし、不浄な物を禁忌とされたアッラーの規範と全く異なる誤った規範のことを言う。

「・・・アッラーの恩恵を拒否するのか。(72)」：このような明白な御恵みを拒否するのか。そして創造者でも無い偶像や人形に頼ろうとするのか？彼らに対するアッラーの御恵みを隠そうと言うのか？

ムスリム、ブハーリー両師のハディースに「実にアッラーは、復活の日、僕達〔しもべたち〕に彼の恵みを確認し、おっしゃられる。『あなたに奥さんを授けなかったのだろうか？あなたに善きことを与えなかったのだろうか？あなたを先頭にしたり、ゆっくり腰かけたりせしめる馬やラクダを与えなかったのだろうか？』」と。

次いで、唯一で仲間は居らず、生活の糧を与え、創造し、良き恵みを与えるアッラーに、天からも地からも糧を何等齎さない彼等の崇める偶像や人形や具象物を並べて崇める多神教徒について述べている。

「そしてアッラー以外のものを崇拝するが、・・・(73)」：これら多神教徒達は、アッラーと共に彼らに天と地から何ら糧や恵みを齎すことが出来ないものを共に崇めている。彼等の崇める偶像神は、天から雨を降らせる事も出来ず、大地に樹木や草花や野菜などを生えさせ繁らせる事も出来ない。それどころか、仮令、彼等（偶像神）が望んだとしても何にも出来ない。偶像神達は自分達で何等所有する物が無い。自分が所有していない糧や恵みを彼等のしもべが欲しがっても、しもべたちに分け与えることは出来る筈がない。

「・・・またそのような能力も持ちえない。(73)」：所有能力や所有することについての否定。

「それで、アッラーに対し同類を捏造してはならない。・・・(74)」：上記の記述から「人々よ、アッラーに似せた者を作ったり、真似ごとをしてはならない。・・・」。イブン・ムンジルやイブン・アブー・ハーティムの伝えるイブン・アッバースの話しとして、この節の意図は「即ち、私と共に私以外の神を作る

な、実に私以外の神は居ない」ということだ、と伝えられている。

「･･･本当にアッラーは知っておられる。だがあなたがたは知らないのである。(74)」：実にアッラーは、御存知で、アッラーは、アッラー以外に神は無いことをご自身で証言なされている。あなたがた人間は、そのことを知らないから、彼（アッラー）以外に神をたてて、多神教徒となる。

**【イスラーム法規範】**

本項の諸節から次の事案が導き出される：

1．アッラーは、生と死に関わる人間の重要事案を執り行う。彼は、人間を創造し、時期が来れば死に至らしめる。病魔から人間を護り、齢をかさね弱らせ、老衰せしめ、滅びせしめる。年老いて知能は衰え、記憶力も衰え、強壮時の知能は恰も赤子のようになる。この節はまた、人々の間には、必ず違いがあることをも教えている。これは、（一人の）知者、（一人の）行為者、（一人の）選択者、（一つの）神の存在を示している。更には、復活･審判の日が真実であること（の証拠・証明）を示している。それは、無から有へと変転し、そして再度、それが繰り返されることであるから。

2．アッラーの偉大な英知は、人間の測り知れないものであり、人間の現世での富の分配に於いて、富者、貧者、中間の者達があり、世界を作っている。人々相互に協調生活し、誰かより尊大になることが無いよう、相互に信頼し、敬愛し、尊敬し合い、互譲に基づき社会を造らねばならない。42章相談章「(27) もしアッラーが、そのしもべたちに対し過大に恵みを授けるならば、かれらはたちまち不正にはしる。しかし、かれは望むことを、適度に下される。本当にかれはそのしもべたちを熟知し監視なされる方である。」 この節は、人間の富･財貨は、人間の一生涯が異なるのと同様に違っていることの証拠である。

　アッラーは、財貨に於けるこの違いを、論理的帰結としてアッラーは例として挙げた偶像尊崇のサンプルとして整理し並べ立てた。偶像神崇拝の例を挙げた。

もしそうでなかったならば、貴方達の奴隷達とあなたたちが仲間では無いと言うのであれば、どうして私が、私のしもべたちと仲間になると言うのですか？

財貨に於いて彼等たちと彼等の奴隷たちが仲間であることを承服しないと言うならば、彼等はアッラーを彼らが崇めるアッラーと異なる偶像や人形を仲間であるというのですか、話が矛盾します。

天使や預言者達のようなアッラーを崇める者達と私を仲間であるとすることは出来ないでしょう。

夫々が異なると言うことは、財貨だけに限らないのです。それは、知能、地域、善良性、醜悪性、能力、痴呆性、健常性、姓名の正常性、醜悪性、色々な事に就いての違いなのです。

3．アッラーのしもべたちへの御恵みのうち、アッラーは人々へ相応しい婦人を嫁がせた。これは、当時のアラブ人達への答えであった。それは、かってアラブの男性は、ジンが嫁取りをさせ、床入りをさせると考えていた。

アッラーからしもべたちへの御恵みには、男の子や女の子や孫達の子孫を授かること、更に果実や穀類･糧、家畜、その他の良い財貨があります。

この節は、家族は一つだから、夫婦、子供達、孫達全ての者たちの間で、相互に協力し、援け合わなければならないことを示している。

預言者スンナに「男（夫）は妻を援〔たす〕け（なければならない）る」とある。預言者の妻アーイシャ夫人の伝える話として「預言者は、よく家事を行っていました。だが、アザーン（礼拝への呼掛け）が聞こえると、出て行かれました。預言者のお人柄から、預言者は、よく履物を修理したり、家の掃除をしたり、縫物をしたりしていた。」

誰でも女召使一人分の費用、又はそれ以上負担出来る者は、それを行わなければならない。資材や家事に夫の財産を費やさなければならない。

費用負担はそれぞれの地域の慣習に任せることが多い。田舎、アラブ、砂漠（遊牧の人々）の女性達はそれぞれの夫によく奉仕している。一方、街の女性達は、夫の援けを得ている。或は、裕福な家庭では、夫が女召使

を雇っている。

４．多神教徒の愚鈍性、彼等の無知蒙昧から、彼等は偶像を崇める。それらは多神教徒達に害悪を齎さず、利益も齎さない。また、何の援けにもならず、執成しも出来ない。それらは、他の人々へ何物をも与えられず、それら自身雨を天から降らせ、天からの雨で以って植物、樹木、野菜などを生育せしめることも出来ない。何事も御出来になり、多くの御恵みを齎すアッラーの真似をすることは絶対出来ない。アッラーは唯一にして、かれ以外には神は存在しないからである。

## ３．偶像・彫像、二つは似たようなもののごとく（75 ～ 76 節）

**75. アッラーは一つの比喩をあげられた。（一人は）ある者が所有する奴隷で、かれは何の力も持っていない。（外は）われが与えた良い報酬を、かれは陰に陽にそれから施している。この両者は同じであろうか。アッラーに讃えあれ。しかし人びとの多くは知らないのである。**

**76. アッラーはまた二人の比喩をあげられた。一人は聾唖者〔ろうあしゃ〕で、何の力もなく、その主人にとっては重荷であり、何処〔どこ〕に遣わしても、善いことを齎〔もたら〕さない。（こんな者と）正義を勧め、正しい道を踏む者と同じであろうか。**

【GB15,p.267「（16:75）神は、何の能力もなく、ただ主人の所有物たる奴隷と、われらが与えたよき糧をひそかにあるいは公然と施す者とを、譬えとして用いたもう。どうしてこれらが同等であろうか。神を讃えよ。いやそうではない。しかし、大多数の人々は知らないのだ。

（16:76）また神は、二人の者を譬えとして用いたもう。一人はおしでなにもすることができず、主人の厄介者になるだけで、どこへさしむけてもよいことをもたらさない。こんな男が、公正を勧め正しい道を歩む者と同等であろうか。」】

## 語句説明

### 75 節：

＜アッラーは一つの比喩をあげられた。（一人は）ある者が所有する奴隷でかれは何の力も持っていない。（外は）われが与えた良い報酬を、かれは陰に陽にそれから施している。＞

＜・・・奴隷、・・・施している（者）。この両者は同じであろうか＞：。奴隷と自由人とを区別するための形容。自由人も神のしもべであるから。奴隷と施しを行っている者。この両者は同じであろうか（いや同じである筈が無い）

＜かれは何の力も持っていない。＞：かれ（奴隷）は何も持っておらず何も出来ない。

＜（外は）われが与えた良い報酬を、かれは陰に陽にそれから施している。＞：「かれは」即ち自由人で、奴隷に対応する表現。“奴隷”は“偶像”のようなもの、

＜・・・報酬を、かれは陰に陽にそれから施している。＞：かれ（自由人、奴隷の所有者）は、その行為能力は奴隷と全く違う。所有された者、即ち奴隷は、そもそも何も持たず何事も自分で実行出来ない。従って、奴隷と自由人とを比較し、自由人は、自主的に行為を行える、また自分の持つ良き物を与えることが出来る、一方奴隷はそのような事が全く出来ないと表現することによって、「偶像」と「真の力ある方」との違いをマッカの人々に伝える比喩。ここでは前者が偶像、後者が神の比喩だとの説もある。

＜アッラーに讃えあれ。＞：“Al-Hamd lillahi” はクルアーン中に 23 ヶ所、“あなたの主に讃えあれ（bi-hamdi rabbika）”・“彼等の主に讃えあれ（bihamdi rabbihim）”・讃えはかれのもの（lahu Al-Hamd）は、15 ヶ所。意味は、“全ての称讃はアッラーのもの。彼以外にそれに値する者は無い。”更に“全ての善きことの源泉は彼のみであり、それらは彼がしもべにくだされる。”

日亜対訳注解クルアーンの説明（p.332）「アッラーの全能な創造の絶妙さを讃美し、アッラーに帰依する意で、日本語の「有難いことであります」に、更に積極的に自分の全てをアッラーに託して奉仕する意を

含む。

＜しかし人びとの多くは知らないのである。＞:ここでの「人々の多くは」は、マッカの人々を指している。

**76 節：**

＜アッラーはまた２人の比喩をあげられた。一人は聾唖者で、善いことを齎さない。（こんな者と）正義を勧め、正しい道を踏む者と同じであろうか。＞:第二番目の比喩（譬え）。

本節前半部分は不信仰者または偶像の比喩。後半は、信仰者或はアッラーを譬えている。ここではアッラーご自身と偶像との関係について比喩を用いている。不信仰者や多神教徒にとって偶像は一切何等の益にならず、アッラーからすれば足手纏いになるだけである。一説によれば、不信仰者と信仰者の関係をこのような比喩でアッラーは説明しているとも。

**啓示事由**

イブン・アッバースの話として、イブン・ジャリールが伝えている。「アッラーは一つの比喩をあげられた。（一人は）ある者が所有する奴隷で、･･･(75)」の啓示は、クライシュ族のある男と彼の奴隷に下された。また「アッラーはまた２人の比喩をあげられた。一人は聾唖者〔ろうあしゃ〕で、・・・(76)」は、オスマーンとイスラームを嫌い、慈善活動をも拒否していたオスマーンが庇護していた男との間に下った。別の表現で、この節は、〔後に第三代預言者後継者（カリフ）となった〕オスマーン・ビン・アッファーンと、オスマーンが庇護していた不信者ウサイド・ビン・アブー・アルアースとの間に下った。ウサイドはイスラームを嫌悪していた。一方、主人のオスマーンは、その男を保護し、色々と支援していた。一方、庇護されていた男は、親切を無視し、善行を拒否する始末であった。

**解説**

アッラーと他の者を並べ崇める多神行為を強く否定することを、当時の人々

の状況を具体的に描写することによって唯一無二であるアッラーへの崇拝、信仰を説明している。：

1．「アッラーは一つの比喩をあげられた。（一人は）ある者が所有する奴隷で、・・・」：当時の奴隷達は、主人の了承無しに物事を取決めたり、ある行為を遂行することは出来なかった。自由人の主人は密かに又は公然と善行や施しを行うことが出来た。偶像を崇拝するということは、奴隷と自由人の主人とを同僚・仲間にするようなことである、と説明している。

「アッラーに讃えあれ。しかし人びとの多くは知らないのである。(75)」：“アッラーに讃えあれ。”と続く。讃美され深謝され感謝すべきは唯一無二である、アッラーのみ。

2．「アッラーはまた２人の比喩をあげられた。一人は聾唖者〔ろうあしゃ〕で、何の力もなく、その主人にとっては重荷であり、何処〔どこ〕に遣わしても、善いことを齎〔もたら〕さない。（こんな者と）正義を勧め、正しい道を踏む者と同じであろうか。」

啓示事由のとおり、初期イスラーム時代には、オスマーンのように、本人はムスリムでその奴隷は多神教徒というケースもあった。オスマーンは裕福であった。彼は秘かに慈善行為を行っていたことで有名。従って、オスマーンと彼の所有する奴隷が仲間・同僚である筈が無い。

**【イスラーム法規範】**

二つの例は、多神教徒達は踏み迷える者達であり、偶像崇拝の誤れることを示している。何故ならば、一つだけの神の崇拝者は、恰も、奴隷の所有者で自分の行為を思うままに遂行出来る人々であり、また、その人に従う人々へ便益を与えることが出来る。良きことや公正性についても、自身のスケジュールに基づき行動出来る。

偶像は所有権も無く、恰も奴隷の如く、奴隷は自身で己の行為を決定出来ず、実行も出来ない。

多神崇拝者や偶像崇拝者達について、当時のマッカの社会状況を描写し、人々

に理解せしめている。奴隷達は偶像神のごとく、自由人達はアッラーとみたてる。奴隷達は、その行為に誰かの許可が必要とし、更に財貨は無い。一方、自由人は、秘かに又は公然と慈善行為や施しを出来る。

別の説明では、奴隷達は不信仰者達であり、自由人達は信仰者達であるとする。奴隷達は何も出来得ないから不信仰者とし、自由人達は「（外は）われが与えた良い報酬を、・・・」の部分から、信仰者とする。

イスラーム法学者達は、本節を根拠に奴隷は何も所有しない、とすることに異議を唱えている。

## ４．アッラーの幽玄界知識と人類や鳥類の創造（77 ～ 79 節）

**77. 天と地の幽玄界は、アッラーに属する。（審判の）時の決定は、瞬〔まばた〕き一つのようなもの。またはそれよりもっと短い（であろう）。本当にアッラーは凡てのことに全能であられる。**

**78. アッラーはあなたがたが何も知らない時、あなたがたを母の胎内から生まれさせ、聴覚や視覚や心（知能感情）をも授けられた。必ずあなたがたは、感謝するであろう。**

**79. かれらは、天空で（アッラーへの意に）服して飛ぶ鳥を見ないのか。アッラー（の御力）の外に、かれらを支えるものはないのである。本当にこの中には、信仰する者への種々の印がある。**

**語句説明**

**77 節：**

＜天と地の幽玄界は、アッラーに属する。（審判の）時の決定は、瞬き一つのようなもの。またはそれよりもっと短い（であろう）。本当にアッラーは凡てのことに全能であられる。＞：天地間の見えないものは唯一神であるアッラーに属する。＝アッラー、かれ一人だけ、天地間の見えないものを御存知である＝アッラー以外に見えないものを知る者は誰もいない。こ

のことは、アッラーが全能であること。次いで、アッラーが『有れ（kun fayakuunu)』と仰るだけで、物事が発生する。

【GB.p.268（16:77）天地間の見えないものは神に属する。かの時のことはまばたき一つのようなもの、いや、もっと間近であるかもしれない。まことに神は全能のお方。】

【周明版：p.363,（16:77）天地の不可見のことは唯アッラーにのみ属す。末日の事は実に一轉瞬に等しく、或はそれよりも速し。げにアッラーは全能なり。】

【井筒版 . 中 .p.84（16:79/[16:77]）天地の秘儀はアッラーの司り給うところ。(天地最後の)時の起るは正にまばたき一つの間、いや、それよりもっと近いかも知れぬ。まことにアッラーは全能におわします。】

【中田版　v.II,p.231,（16:77）アッラーにこそ天と地の不可視事象は属す。かの時の事は目の瞬 [ まばた ] きのようなものものでしかない、それどころかさらに近い。まことに、アッラーはあらゆることに対して全能なる御方。】

＜（審判の）時の決定は、＞:　かの時のこと　＝全ての生者が滅亡し、死者・亡者総てが蘇り、形・容〔かたち・すがた〕が総て改まる時をいう。その根拠は：「かれが一事を、それに『有れ。』と仰せになれば、すなわち有るのである。(2 雌牛章 117 節)」、「あなたがた（無数）の創造もまた復活も、まるで一個の魂を扱うようなものに過ぎない。(31 ルクマーン章 28 節)」目の上瞼〔うえまぶた〕が下瞼〔したまぶた〕に合わさる瞬〔まばた〕きよりも もっと短い時間と近くにある。アッラーが復活・再生の蘇りを上述のようになされる。我々に理解せしめるため、このように記述されている。他の節で「またわが命令は只一言〔ただひとこと〕瞬〔まばたき〕のようなものである。(54 月章 50 節)」と述べておられる。

**78 節：**

＜アッラーは・・・あなたがたを母の胎内から生まれさせ、・・・＞：アッラーの権能性と寛大性の説明。あなたがた何も知らないうちに、あなた方の母

親の胎内から生まれさせ、生まれ出た時は全くの無垢な純真な者である。生育するに従い、少しずつ知識を吸収せしめ、善悪の区別が出来るようにせしめている。耳で音を聞き、眼で物事事象を見て、判断出来るようにせしめている。「67 大権章　言ってやるがいい。『かれこそはあなたがたを創り、あなたがたのために、聴覚、視覚、感情（知力）を与えられた方である。何とあなたがたの感謝の念の薄いことよ。(23)』　言ってやるがいい。『かれこそは、あなたがたを地上に分散し繁栄させられた方であり、あなたがたはかれの御許に集められる。』(24)」

アブー・ホライラの伝える預言者の話がブハーリー正伝集にあり、預言者の話を要約すれば：まことにしもべとは、アッラーに忠実であり、彼の行為凡てアッラーのためであり、アッラー以外の言葉を聞かず、アッラー以外に見向きもせず、即ちアッラーの命のままに、暴力を振るわず、アッラーに忠実な道以外を歩まず、如何なる時もアッラー以外にお助けを願わないものを言うと。

**79 節：**

次いでアッラーの権能の完璧性とその英知に就いて＜かれらは、天空で（アッラーへの意に）服して飛ぶ鳥を見ないのか。・・・＞：人々よ、天空を飛翔する鳥を見て、如何にアッラーは、鳥をして天空に翼を広げて飛翔せしめているのか、アッラー無しに鳥は大空に留まっておられようか。アッラーが空気や風を造りその中を鳥は留まっている、ということをみないのか。

＜アッラー（の御力）の外［ほか］に、かれらを支えるものはないのである。＞：鳥にも体重があり、その体重を下から支える支柱があるわけでもなく、空中に舞うことが出来るのは、空気があり風がある、それはアッラーがお造りになったものである。

同様に（67 大権章 19 節「かれらは上を飛ぶ鳥に就いて考えないのか。翼を広げ、またそれを畳むではないか。慈悲あまねく御方の外、誰がそれらを支えることができよう。本当にかれは、凡てのことをご存じであられる。」と。

**【イスラーム法規範】**

本項の諸節は次の事柄を教えている：

1．アッラー以外には、見えないものを知る者は誰もいない。即ちアッラーのみが御存じである。このことは、アッラーが全能であることを言っている。アッラーが不可視なものを全てご存じということは、アッラーのみがハラールやハラームをお決めになるお方だ。多神教信者や無知な輩に、そのようなことが出来る筈が無い。そのような者達はそれらの隠れた悪影響を知る事も出来ず、それらの役立つ公益性に関し、推し量ることも出来ない。

2．“かの時”「復活・再生の蘇りが起きる時」、瞬きの半分も成らないほど速やかに起きる。それはアッラーの権能性を知る事で十分。アッラーはあらゆること、全てのことを御出来になり、アッラーがただ一言『有れ。』と言われれば、直ちに成る。

3．この節は、人間は純真無垢で母親の胎内から生まれる。その後、神から授かった聴覚・視力で以って教育を得て、知能を育て物事を理解するようになることを教えている。

4．アッラーの権能性と唯一性を示すものの例として、空高く舞う鳥について述べている。

## ５．アッラーの唯一性証拠と人類への果報と神性の恩恵（80 ～ 83 節）

**80. アッラーはあなたがたのために、その家を安住の所とされ、またあなたがたのために、家畜の皮で造った家を定められ、あなたがたの旅の時、また宿る時、それを（持ち運びのために）軽便になされた。また羊毛や、毛皮や獣毛や日用品を、一つの時期までの用に供出なされた。**

**81. またアッラーは、あなたがたのために創造なされた物で日影を創り、山々に避難の場所を設け、またあなたがたのために、暑熱を防ぐ衣服と、暴力からあなたがたを守る衣を、定められた。かれがこのようにあなたがたに対し恩恵を成し遂げられるのも、きっとあなたがたがアッラー（の意志）に服従、帰依**

**するからである。**

**82. それで仮令〔たとえ〕かれらが背き去っても、（あなたの務めは）只〔ただ〕明証をかれらに説き示すだけである。**

**83. かれらはアッラーの恩恵を知ったうえ、なおそれを拒否している。かれらの多くは不信心者たちである。**

**啓示事由**

「かれらはアッラーの恩恵を知ったうえ、なおそれを拒否している。かれらの多くは不信心者たちである。(83)」:

イブン・アブー・ハーティムはムジャーヒドの話として伝えている「一人のアラブが預言者のところに来ました。かれは預言者にイスラームについて尋ねました。そこで預言者は、次の聖句を読み上げました『アッラーはあなたがたのために、その家を安住のところとされた（80)』、するとそのアラブは「そのとおり」と言った。次いで、預言者は『またあなたがたのために、家畜の皮で造った家を定められ、あなたがたの旅の時、また宿る時、それを（持ち運びのために）軽便になされた。(80)』、するとそのアラブは「そのとおり」と答えた。そこで預言者は最後までその節を読み上げられた。するとアラブは「そのとおり」と答えた。そして預言者が 「きっとあなたがたがアッラーの意思に服従、帰依するからである。(81)」までを読み上げたとき、アラブは踵を返して帰った。そこで「かれらはアッラーの恩恵を知ったうえ、なおそれを拒否している。かれらの多くは不信心者たちである。(83)」が下った。」

**【イスラーム法規範】**

この項に於いては、アッラーが人間に与えた数々の恩寵のうち、住居や野営地、衣類について述べている。先ず街中の住人について述べ、次いで砂漠の民について述べている。

1．人々の住居について、先ず街中に住む住人の住居について述べ、次いで砂漠の民について述べている。

２．アッラーは人々にらくだや山羊などの毛皮利用を許可している。旅行に利用できる毛皮で作った軽便なテント等。

綿や麻についての記述は無い、アラビアには当時綿や麻などは無く、アッラーは相手が理解出来るよう当時の状況の中で語っている。

この節は、羊毛、山羊・らくだの毛は、一般的にすべて利用可能であることの根拠。汚れ・汚物の付着の恐れは、洗えば失せる。オンム・サラマは預言者ハディース「動物の死体からの皮は、もし鞣されたならば利用可、またそれらの毛や髪も、もし洗われたなら問題無い」と伝えている。

アハマド、アブー・ダウード、アッティルミジー、アンナサーイー、イブン・マージャ等は、イブン・アッバースが「如何なる皮膚も、鞣しが清浄にする。」と伝えている。

ハナフィー派の学祖アブー・ハニーファは加えて「角、歯、骨は毛」と同様。何故なら、これら凡てに命（魂）があるわけではないから。その動物の死によって汚染されない。他のイスラーム学者達は、それらは動物と一体、動物の死体は不浄、因って不浄である、とする。

アッズフリー、アッライス・ビン・サアド両名は「動物たちの死体の皮の利用は、鞣されなくても可能」とする。その根拠は、ここの「・・・家畜の皮で・・・(80)」というアッラーの御言葉は、生ける家畜も死せる家畜も含まれる（限定的で無い a'am）、とする。しかし、この両イスラーム学者以外の大勢の学者は両名の見解に賛同していない。

マーリキ学派のアッザーヒルは、「鞣しは死んだ動物の皮を浄化しない。しかし、それが乾いた物であれば、利用することを許される。だが、その上で礼拝することは不可、その上で食事することも不可」とする。先程のハディース「如何なる皮膚も、鞣しがそれを清浄にする」で以って、多くのマディーナ学者（アラビア半島中央部）、ヒジャージ学者（紅海沿岸・マッカ地方）、イラク地区学者達は、両方を問題とせず可とする。

イマーム・アハマドは「死体の皮利用は許されない、仮令〔たとえ〕鞣されても。何故なら、死肉と同じ。」。アブー・ダウードが伝えるアブドッラー・ビ

ン・ウカイムのハディース「死体からの皮膚や筋（腱）で楽しんではならない」に因り反対。

一方、残りの他の学者達はアブー・ダウードやアンナサーイーが伝えるマイムーナが話した羊のハディース「もし、羊の筋（腱）を取れば」、すると人々が「それは死肉なのです」と。すると、（預言者は）「水やカラズ（鞣しに使う木の枝）は、羊の筋（腱）を浄化する。」と。

マーリク学派の主流は、豚皮はこのハディースに入らない。また同様に、シャーフィー学派、アウザーイー派、アブー・サウル派は、豚だけでなく犬も入れない：曰く、鞣しが浄化する皮膚・皮・革は、ムスリムが食用可能な動物だけ。犬の皮、非食用動物のそれらに鞣しは義務ではなく、実行しても清浄化しない。

## ６．多神教徒達への警告、復活の日の彼等達の状況、再生の日の彼等達と信仰者達の証人、多神教徒の倍加される懲罰、彼等の信仰対象の暴き（84 ～ 89 節）

**84. われが各々の民から、一人の証人を選んで出す（審判の）日（を警告せよ）。その時、不信心者から（の弁解）は入れられず、また恩恵を懇願することも出来ないであろう。**

**85. 不義を行った者が、懲罰を見た時、それは軽減されず、また猶予もされないであろう。**

**86. 偶像信者が、その拝していた邪神に会った時言う。「主よ、これらはわたしたちが、あなたの外に祈っていた神々です。」だが、かれら（神々）はかれらに言葉を返して、「あなたがたは本当に嘘付きである。」と言う。**

**87. その日かれらはアッラーに服従、帰依を申し出で、またかれらが捏造していたものは、かれらからはぐれ去るであろう。**

**88.（自ら）信じないで、また（人びとを）アッラーの道から妨げた者には、かれらが災害を広げていたことに対し、われは懲罰の上に懲罰を加えるであろう。**

**89. われが各々〔おのおの〕の民に対して、かれらから一人の証人を選んで出す日、われはあなた（ムハンマド）をこれら（マッカの民）に対する証人とする。それでわれは、凡ての事物を解き明かす啓典をあなたに下し、信者への導きと慈悲、そして吉報としたのである。**

**語句説明**

**84 節：**

＜各々の民＞：それぞれの時代の人々。

＜１人の証人＞：預言者。審判の日、自分が送られた人々の信仰、不信仰を証言する。

＜不信心者から（の弁解）は入れられず＞：彼らには言い訳は許されない。

＜恩恵を懇願すること＞：アッラーの喜ぶものへ戻ること。

**85 節：**

＜不義を行った者＞：不信者たち。

＜懲罰＞：地獄の業火。

**86 節：**

＜邪神＞：偶像やその信仰へ唆した悪魔たち。

＜あなたがたは本当に嘘付きである＞：彼らは、自分たちがアッラーと並べられるものではない、または彼らの信仰は本当ではなく、ただ彼らの欲のために祈っていただけだ。

**87 節：**

＜服従、帰依を申し出で＞：アラビア語では、前節の「言葉を返す」と申し出るは、同じ動詞（投げる）で表現される。

＜捏造していたものは、かれらからはぐれ去るであろう＞：偶像が執成し、助けるということは、偶像がそれを拒否したことによって無くなってしまう。

**88 節：**

＜アッラーの道＞：アッラーの教え、イスラーム。

＜懲罰の上に懲罰を加える＞：自分の不信仰に対する罰と人々をイスラーム

から妨害した罪に対する罰を加える。

＜災害を広げていたこと：信仰を妨害すること。

**89 節：**

＜証人を選んで出す日＞：預言者を遣わす審判の日のことを述べなさい。

＜凡ての事物を解き明かす啓典＞：人々の必要とする全ての法規としてのクルアーン。

**【解釈・説明】**

アッラーは、多神教徒の状況を明らかにした後、審判の日における彼らの状況と彼らに遣わされた預言者が証人になることを伝える。アッラーは、預言者に彼が審判の日には彼のウンマ（共同体）の証人となることを告げるよう命じる。それは、預言者がアッラーからの言葉を伝えたことに対し人々がそれを信じたかどうかによって報いるためである。その時、不信仰者は、言い訳も許されず、自らを責めて現世に戻ってやり直すことも求められない。自らを守ることも出来ない。彼らは、その懲罰を目の当たりにすると、それから助からないことを確信し、その懲罰が一時も軽減されないこと、もう猶予されないことを知る。そして彼らが頼りにしていた神々が彼らを助けないばかりか彼らを裏切るのを知る。多神教徒たちはアッラーにこれらの偶像たちが我々を騙した者だと訴えると、偶像たちは、彼らを嘘つきと罵る。しかし最後は双方ともアッラーに服従、帰依する。アッラーは彼らの不信仰に対する自らの罪と彼らによる他人の信仰の妨げになった罪を加えて罰することを警告する。その後アッラーは、ムハンマドが彼のウンマへの証人になることを再び告げる。「われはあなた（ムハンマド）をこれら（マッカの民）に対する証人とする。」それは、ムハンマドにクルアーンを啓示することで彼らの言い訳も根拠も無くなったことを明らかにする。何故ならクルアーンは、人々の生活で必要なことをすべて明らかにし、迷える者への導きとなり、信仰する者への慈悲となり、来世での成功を告げるものだからである。

**【シャリーア規範】**

1．来世では、預言者が人々の行いの証人となるだけで、不信者は自らの信仰に責任を問われることがない。何故なら来世は委託の場ではなく再び現世に戻ってやり直すことの出来ない世界だからだ。

2．来世で不信者は、地獄に入れられるときに猶予されない。それはその時には改悛の時がすでに無くなっているからである。

3．審判の日多神教徒とその偶像たちは、アッラーの裁きに服従する。偶像崇拝者たちは地獄に偶像に従って連れていかれる。ハディース「何かを崇拝していたものは、その物に従わされる。太陽を崇拝していた者は、太陽に従い、月を崇拝していた者は、月に従わされる。邪神を崇拝していた者は、邪神に従わされる。」

4．審判の日、全ての預言者たちは、自分たちのメッセージを伝えた人々への証人となる。預言者ムハンマドは、全ての人への証人となる。クルアーン「このようにわれは、あなたがたを中正の共同体〔ウンマ〕とする。それであなたがたは、人びとに対し証人であり、また使徒は、あなたがたに対し証人である。」（雌牛章 143 節）

5．クルアーンが「凡ての事物を解き明かす啓典」であることは、クルアーンに言及されていないことについてもその本質において解明するということである。つまりスンナやイジュマー（学者の合意）やキヤース（類推）やイジュティハード（学者の法学的努力）は、クルアーンの解明に従っていることからクルアーンが全ての事柄の解明になるということである。

# 第７回タフスィール研究会報告
# クルアーン第16章蜜蜂章（アン・ナフル）　第90節～128節

徳 増 公 明

日　時　　平成 28 年 2 月 27 日

会　場　　拓殖大学文京キャンパス

**テーマ**

**1 ー善と悪、契約の順守、導き、迷いの道について（90 節～ 96 節）**

人間の生き方と社会の在り方で、アッラーは公正で公平であれと命じている。また守るべきもの禁じるものを三つずつ挙げている。

**2 ー男性、女性の正しい行為の激励について（97 節）**

幸せな生活とは何かを問い、その要因として四つ挙げている。

**3 ークルアーンにおけるイスティアーザとナスフ（変更）とアラビア語（98 ～ 105 節）**

シャイターン（悪魔）から身を守る方法と守る時について。

**4 ーイスラームからの背信者と試練を受けた後の移住者（106 節～ 111 節）**

背信者に対する懲罰と不信仰者からの強制に対する対応について。

**5 ー現世におけるアッラーの恩恵に感謝しない者への結末（112 節～ 113 節）**

不信仰者へのアッラーの恩恵とその結末について。

**6 ー善い（ハラール）食べ物と悪い（ハラーム）食べ物（114 節～ 119 節）**

ハラール、ハラームとは、またその食べ物について。

**7 ー預言者イブラーヒームとかれの宗教を信じる者及びユダヤ教徒の土曜日（120 節～ 124 節）**

預言者イブラーヒームの特質とユダヤ教徒の安息日について。

**8 ー布教のための基本的あり方と同等の懲罰と被害に対する忍耐（125 節～ 128 節）**

布教の方法と懲罰の同等性について。

## １－善と悪、契約の順守、導き、迷いの道について（90 節～ 96 節）

90節　本当にアッラーは公正と善行、そして近親に対する贈与を命じ、また凡ての醜い行いと邪悪、そして違反を禁じられる。かれは勧告している。必ずあなたがたは訓戒を心に留めるであろう。

91節　あなたがたがアッラーと約束を結んだ時は、誓約を成し遂げなさい。誓いを確証した後、それを破ってはならない。あなたがたはアッラーを、はっきりと立証者としたのである。本当にアッラーはあなたがたの行うことを知っておられる。

92節　丈夫に紡いだ後その撚りを戻し、ばらばらに解す婦人のようであってはならない。一族が（外の）一族よりも、数多くなったために、あなたがたの間で、誓いを裏切る道具にしてはならない。アッラーは、それであなたがたを、試みられただけである。審判の日にあなたがたの異論に就いて、かれはあなたがたに必ず（真実を）明らかになされる。

93節　もしアッラーが御好みならば、かれはあなたがたを一つのウンマになされたであろう。だがかれは、お望みの者を迷うに任せ、またお望みの者を導かれる。あなたがたは、行ったことに就いて、必ず問われるであろう。

94節　あなたがたの間で、誤魔化しをするために誓いを立ててはならない。そうでないと踏み締めた足場は滑り、アッラーの道から（人々を）背かせて、悪（い結果）を味わうことになり、あなたがたに厳しい懲罰が下るであろう。

95節　僅かな代償で、アッラーの約束を売ってはならない。もしあなたがたが理解するならば、アッラーの御許（の報奨）こそは、本当にあなたがたのため最も優れている。

96節　あなたがたの持つものは凡て消滅する。だがアッラーの御許のものは残る。われは耐え忍ぶ者に対し、かれらが行った最も優れた行為によって、報奨をあたえる。

言葉の説明

**90節　必ずあなたがたは訓戒を心に留めるであろう。**

命令と禁止によって、あなた方は教訓を得るであろう。

**91節　あなたがたがアッラーと約束を結んだ時は、誓約を成し遂げなさい。**

アッラーとの約束とは、シャリーアに関わる契約、誓約など。この節はムハンマドと忠誠契約を交わした者たちに関して啓示されたもの。

**92節　丈夫に紡いだ後その撚りを戻し、ばらばらに解す婦人のようであってはならない。**

マッカの女が一日中糸を操り完成させたものを解したように、完成したものを解してはならない。つまり完成した誓約を破ってはならない。

**一族が（外の）一族よりも、数多くなったために、あなたがたの間で、誓いを裏切る道具にしてはならない。**

クライシュ族は、同盟を結んでも、より多数で勢力の大きい者たちを見出すと、前者との同盟を反故にし、かれらと同盟を結んだ。そのように裏切ってはならない。

**アッラーは、それであなたがたを、試みられただけである。**

アッラーは、ある集団をより多数にすることによって、あなた方が約束を守るかどうか試されただけである。

**審判の日にあなたがたの異論に就いて、かれはあなたがたに必ず（真実を）明らかになされる。**

現世における約束、誓約などの件で、アッラーは破約者を罰し、順守した者には報奨を与えられる。

**93節　かれはあなたがたを一つのウンマになされたであろう。**

アッラーは、あなた方を一つの宗教の信者になされたであろう。

**あなたがたは、行ったことに就いて、必ず問われるであろう。**

あなたがたが行ったことについて、復活の日に、アッラーに尋問される。

**94節　そうでないと踏み締めた足場は滑り、アッラーの道から（人々を）背かせて、悪（い結果）を味わうことになり、あなたがたに厳しい懲罰が下**

**るであろう。**

そうしないと、人々がイスラームの公道からはずれ、あなたたちは約定を守ることから逃れさせたために、あなたたちに来世で厳しい懲罰がある。

**95節　僅かな代償で、アッラーの約束を売ってはならない。**

代償をえるために、現世で、アッラーとの約束を破ってはならない。

**もしあなたがたが理解するならば、**

もしそのことを、あなたがたが知っているならば、あなたがたは、約束を破ったりしないであろう。

**アッラーの御許（の報奨）こそは、本当にあなたがたのため最も優れている。**

現世におけるいかなる報奨より、来世のアッラーからの報奨が勝っている。

**96節　あなたがたの持つものは凡て消滅する。だがアッラーの御許のものは残る。**

現世であなたが所有するものは、すべて消えるが、来世アッラーの御許にあるものは永遠である。

**説明**

ここの節はイスラーム的生き方の支柱、イスラーム社会の支柱についてである。

最初の節ではアッラーは人間に取引、裁判、判決、宗教・現世の事柄、自分自身や他者とのかかわり方、などすべてにおいて公正、公平であれと命じている。また信仰の面ではアッラー以外の崇拝に値しない偶像や星、天使、預言者、為政者、指導者たちを神として崇拝してはならないと命じ、親戚縁者を訪問して愛情を持って接し、施しをするように命じている。他節でも述べている。「近親者に、当然与えるべきものは与えなさい」（17 章 26 節）

そして、アッラーは三つのものを禁じている。一つは「醜い行い」であり、

姦通、窃盗、飲酒、不正な金銭受領等、また一つは「邪悪」で、シャリーアや理性が非難・嫌悪するもので、殺傷、不正な殴打、他人の権利を認めないこと等である。他節でも述べている。「言ってやるがいい。『本当にわたしの主が禁じられたことは、あからさまな、また隠れた淫らな行いや罪、真理や道義に外れた迫害』」（7 章 33 節）もう一つは「違反」で人々に対する迫害、圧制、非行などが含まれる。

アッラーは最初の節で、命令するものと禁止するものについて述べられた後、それらについて説明された。まずアッラーとの約束や誓約を果たすように命じ、それらに違反しないように警告した。そして、アッラー自身がその約束を監視しておられるという。アッラーは約束を守った者には報酬を与え、守らなかった者には、罰を与える。アッラーは、約束に違反する者を一日中糸を撚り完成したものを解く女性に例えた。アブドッラー・ビン・カスィールが言った。「その女性は、ライタ・ビント・アムル・ビン・カアブでマッカに住んでいた」

他の集団が自分たちの集団より強力で、数が多いとの理由で他の集団に味方して、アッラーとの約束を守ることを騙し、他の集団を強固にしてはならない。

**まとめ**

ここの節では個人として、集団として、国家としての私的公的な生き方を示すためにムスリム社会の支柱を定義している。また道徳的教訓として三つの守るべきものと三つの禁じるものを上げ、実践するように命じている。

守るべきものとは、①公正②善行③近親に対する施しである。

禁じるものとは、①醜い行い②邪悪な行為③約束違反の行為である。特にアッラーとの約束は破ってはならないと、警告している。

## ２－男性、女性の正しい行為の激励について（97 節）

**97節　誰でも善い行いをし（真の）信者ならば、男でも女でも、われは必ず幸**

せな生活を送らせるであろう。なおわれはかれらが行った最も優れたものによって報奨を与えるのである。

言葉の説明

97節　**幸せな生活**：アッラーの配慮により、許された糧による満足した生活。一説には来世の楽園での生活。

まとめ

この節では幸せな生活は信仰と共にあることを示している。現世における、幸せな生活要因として次の五つを上げている。①健康②ハラールの糧③精神的満足④心の安堵⑤敬虔な信仰

## ３－クルアーンにおけるイスティアーザとナスフ（変更）とアラビア語（98 節～ 105 節）

98節　あなたがクルアーンを読誦する時は、忌まわしきシャイターンに対して、アッラーのご加護を祈れ。

99節　信仰して主に縋る者に対しては、（悪魔）どんな権威も持たない。

100節　（悪魔）の権威は、只かれを保護者とした者、そしてかれに同位者を配した者の上に及ぶだけである。

101節　われが一節を外の一節に替える時、アッラーはかれが啓示されたことを最もよく知っておられるが、かれらは、「あなたは一人の捏造者に過ぎない。」と言う。だがかれらの多くは、知らないのである。

102節　言ってやるがいい。「聖霊が真理をもって、あなたの主からの啓示を齎して来たのは、信仰する者を強固にするためであり、またムスリムたちへの導きであり吉報である。」

103節　われは、かれらが、「かれ（ムハンマド）に教えるのは、只の人間である。」と言うのを知っている。だがかれらの頼るものの言葉は、外国語であ

**るが、これは純粋明確なアラビア語である。**

**104 節　本当にアッラーの印を信じない者は、アッラーはこれを御導きになられない。かれらには痛ましい懲罰があろう。**

**105 節　アッラーの印を信じない者は、只嘘を捏造する者で、かれらこそ虚言の徒である。**

**言葉の説明**

98 節　**あなたがクルアーンを読誦する時**：あなたがクルアーンの読誦を欲する時。

**忌まわしきシャイターンに対して、アッラーのご加護を祈れ**：アウーズビッラーヒミナッシャイターニッラジーム（シャイターンから私はアッラーに守護を求めます）と言って、アッラーに守護を求めなさいの意味で、アッラーにシャイターンのささやきから守ってくださるように祈り、シャイターンがクルアーンの読誦中にささやきかけないように願うこと。このことをイスティアーザと言う。

99 節　**（悪魔）どんな権威も持たない**：悪魔は主に縋る者に対して、どんな支配権も持たない。

100 節　**かれを保護者とした者**：シャイターンを保護者とした者、つまりシャイターンに従う者。

**かれに同位者を配した者**：アッラーに同位者（偶像神）を配した者

101 節　**われが一節を外の一節に替える時**：人間の益のために、その節を破棄し、別のものを啓示すること。

**アッラーはかれが啓示されたことを最もよく知っておられる**：アッラーは自身が啓示したことについて最もよく知っておられる。

**かれらは、「あなたは一人の捏造者に過ぎない。」と言う**：不信仰者たちは、ムハンマドに言う。「お前は勝手にそのようなことを言う嘘つきで背信者である」。

**かれらの多くは、知らないのである**：かれらの多くはクルアーンの真

実について、また破棄することの益について知らない。

**102 節　聖霊が真理をもって、あなたの主からの啓示を齎して来たのは、信仰をする者を強固にするためである：**天使ジブリールがアッラーから真理と共にこの啓示を齎したのは、信者たちがクルアーンの信仰により、アッラーへの信仰に立脚した信者たちを強化するためである。

**103 節　われは、かれらが、「かれ（ムハンマド）に教えるのは、只の人間である。」と言うのを知っている：**アッラーは、不信仰者たちが、「ムハンマドに教えているのは、只の人間である」と言っていることを知っている。

**かれらの頼るものの言葉は、外国語であるが、これは純粋明確なアラビア語である：**不信仰者たちが、ムハンマドの中傷において、根拠としている言語は外国語であると言っているが、これはアラビア語である。

通説によると、マッカの多神教たちは預言者ムハンマドがクルアーンをキリスト教からイスラームに改宗したジャブルという名のギリシャ人の鍛冶屋から教わったと中傷していた。またムハンマドは彼から福音書の読誦を聞くために、彼をよく訪ねていたという。ここでの外国語は鍛冶屋ジャブルの言葉。それゆえ、どうして外国人ジャブルがムハンマドに教えることができようかという疑問が生じる。

**105 節　アッラーの印：**クルアーンをさす。

**嘘を捏造する者：**これは人間の言葉である、という嘘をつく者のこと。

**説明**

101 節で述べているように同じ問題について、再び啓示が下ることがある。その場合は後からの啓示の内容が優先される。その例を挙げる。

クルアーンでは飲酒が禁止されているが、一度に禁止されたわけではなく、次のように徐々に厳しくしていき禁酒した。

**1）「またナツメヤシや葡萄を実らせて、あなたがたはそれから酔うものと良**

**い食料を得る」（16 章 67 節）**

**２）「かれらは酒と賭矢についてあなたに問うであろう。言ってやるがいい。それらは大きな罪であるが、人間のために多少の益もある。だがその罪は益より大である」（2 章 219 節）**

**３）「信仰する者よ、あなたがたが酔った時は、自分の言うことが理解できるようになるまで、礼拝に近づいてはならない」（4 章 43 節）**

**４）「あなたがた信仰する者よ、誠に酒と賭矢、偶像と占い矢、忌み嫌われる悪魔の業である。これを避けなさい。恐らくあなたがたは成功するであろう」（5 章 90 ～ 91 節）**

**まとめ**

１－クルアーンを読んだりサラート等をする時には、まず「忌まわしきシャイターンからアッラーご加護あれ」と言ってから始める。シャイターンがささやきで読者に入り込むのを阻止するためである。シャイターンは預言者の心にもささやくことが、クルアーンに述べられている。**「あなたがた以前にわれが遣わした使徒や預言者でも、何か望みを持つと、悪魔がその欲望を唆したものである。」（22 章 52 節）**

２－シャイターンは、アッラーとその使徒に忠実な信者に対して、誘惑や不信仰への何の権威も持たない。イブリースがクルアーンの中で言ったように、アッラーが忠実な信者に対してはシャイターンの権威を除いたからである。クルアーン**「かれ（イブリース）は申し上げた。『主よ、あなたは、わたしを惑わされましたので、わたしは地上でかれらに（迷いを）好ましく思わせ、必ずかれら凡てを、迷いに陥らせましょう。かれらの中で誠実な（恩恵により清められた）あなたのしもべの外は』かれは仰せられた。『これ（誠実な信仰を持つこと）は、われへの正しい道である。あなた（イブリース）に従って、邪道にそれるような者を除き、われのしもべ（信者）に関しては、あなたはかれらの上に何の権威をもたない』」（15 章 39 ～ 42 節）**

## ４－イスラームからの背信者と試練を受けた後の移住者（106 節～111 節）

106 節　アッラーを信仰した後、信仰を拒否する者。ただし心に大悟している者で強迫された者の場合は別である。不信を表して満足する者、かれらにはアッラーの激怒が下り、厳しい懲罰があろう。

107 節　かれはかれらが、来世よりも現世の生活を愛しているためで、アッラーは信仰を拒否する民を御導きになられない。

108 節　これらの者は、アッラーがその心や聴覚や観察力を封じられた者で、これらの者こそ無頓着な人間である。

109 節　疑いもなくかれらは、来世における失敗者である。

110 節　しかし、試練を受けた後に移住した者、それから奮闘努力し、また耐え忍んだ者に対し、あなたの主は、その後は本当に寛容にして慈悲深くあられる。

111 節　その日人びとは自分自身の（救いの）ために、焦って嘆願することになろう。各人は（現世での）行いにより（十分に）報奨され、不当に待遇せられることはないのである。

言葉の説明

106 節　**心に大悟している者**：強制的に信仰を拒否させられた者で心は信仰に落ち着いている者。

**強迫された者の場合**：不信仰を口にすることを強制され、それでそれを口にした者。

**不信を表して満足する者**：不信を口にして、気が晴れる者。

107 節　**来世よりも現世の生活を愛している**：来世より現世を選んだ。

108 節　**無頓着な人間である**：アッラーが、かれらに警告している結末について考えない、無頓着な人間である。

109 節　**かれらは、来世における失敗者である**：なぜならば、かれらの行く先

は永遠の業火であるからである。

**110 節　試練を受けた後に移住した者**：迫害され、信仰から逸らすような試練に遭った後にマディーナへ移住した者。

**奮闘努力**：服従行為においての奮闘努力。

**その後は**：試練の後には。

**111 節　その日**：復活の日。

**不当に待遇せられることはない**：アッラーの裁きは厳格公正であるからである。

**106 節の背景**：この節はアンマール・ビン・ヤースィルに関して啓示された。不信仰たちがアンマールと彼の両親を捕らえ、かれらが棄教するように拷問を加えた。両親は殺されて、イスラームにおける最初の殉教者となった。かれらはムアンマールに「ムハンマドを否認せよ」と言い、アンマールは心では嫌がりながらもかれらにそのことを誓った。アンマールは泣きながら預言者のもとへやってきて、「アッラーの預言者よ、わたしはあなたの誹謗を口にしました」と告白した時、預言者は「その時、おまえの心はどうであったか」と尋ねられた。かれは「信仰に安らいでいました」と答えた。預言者はかれの両目の涙を拭い「もしかれらがおまえに再び同じことをすれば、おまえが口にしたことをまたかれらに言うがよい」と言われた。
すると、この節が啓示された。

**まとめ**

１－背信者に対する現世での懲罰は死刑である。一般法学者によるとイブン・アッバースが伝えるハディースは「（イスラームから）他宗教へ変えた者は死刑にせよ」とある。背信者は最期の審判では、アッラーのお怒りを買い、厳しい懲罰をうける。かれらが来世より現世の生活を欲するからであり、またアッラーの導きに従わないからである。アッラーはかれらの心、聴覚、視覚に封をした。アッラーは彼らに六つのことを決定した。

①アッラーのお怒りを受ける。

②厳しい懲罰を受ける。

③かれらは来世より現世の生活を大事にする。

④アッラーはかれらを導かれない。

⑤アッラーはかれらの心、聴覚、視覚に封をして信仰が入らないようにした。

⑥アッラーはかれらに最期の審判の厳しい懲罰があることを無視させる。

２－不信仰者から強制された場合、心は信仰を持ち、不信仰を表面的に言うことは許される。かつて、アンマールが不信仰者から強制されて、預言者ムハンマドを否認し、そのことをムハンマドに告げたところ、許された。しかしながら、強制されても真実を言う方が望ましい。

３－アッラーはマッカの多神教徒から迫害された後、移住し、努力した者に対して、寛容で慈悲深かった。

## ５－現世におけるアッラーの恩恵に感謝しない者への結末（112 節～ 113 節）

**112 節　アッラーは、平穏無事を楽しんでいた一つの町の、比喩をあげられた。糧は四方から豊かに供給されたが、アッラーの御恵みに対し不信心であったために、アッラーは（その民が）犯していた（悪）事の報いとして、（極度の）飢えと恐れを味わせられた。**

**113 節　またかれらの間から（選ばれた）一人の使徒が、本当にかれらに遣わされたのだが、それを拒否した。それでかれらが不義を行っている間に、懲罰がかれらに下った。**

### 言葉の説明

**112 節　アッラーは、比喩をあげられた：**比喩は平穏無事を楽しんでいた一つの町。

**平穏無事：**侵略や騒動がなく安全である。

**一つの町**：町はマッカでそこの住民を示す。

**糧は豊かに供給された**：アッラーからマッカの住民には豊富な糧が供給されていた。

**不信心であったため**：預言者を嘘つき呼ばわりしたこと。

**（極度の）飢えと恐れを味わせられた**：酷い飢えと預言者の奇襲隊による恐怖を体験させた。

**113 節　（選ばれた）一人の使徒**：預言者ムハンマドのこと。

**懲罰がかれらに下った**：空腹と恐怖がかれらを襲った。

**まとめ**

１－ここの節では、アッラーと使徒を信じること、唯一信を崇拝すること、アッラーに感謝することは義務であることを説いている。またアッラーを信じず、背き、アッラーの恩恵を否定する不信仰者であっても、懲罰がすべての者に下るわけではないことを説いている。

２－これは不信仰の町の人びとに対する警告である。

## ６－善い（ハラール）食べ物と悪い（ハラーム）食べ物（114 節～119 節）

**114 節　それでアッラーがあなたがたに授けられた、合法にして善いものを食べなさい。もしあなたがアッラーに仕えるならば、かれの恩恵に感謝しなさい。**

**115 節　かれは只死肉、血、そして豚肉、並びにアッラー以外の名が唱えられ（屠殺され）たものを禁じられる。だが欲望のためではなく、法を超えず、迫られて止むを得ない者には、本当にアッラーは寛容にして慈悲深くあられる。**

**116 節　あなたがたの口をついで出る偽りで、「これは合法（ハラール）また禁忌（ハラーム）です。」と言ってはならない。それはアッラーに対**

**し偽りを造る者である。アッラーに対し偽りを造る者は、決して栄えないであろう。**

**117節　（これらの者は）僅かな享楽だけで、かれらには痛ましい懲罰があろう。**

**118節　われはユダヤ教を信奉する者に対し、われが以前あなたに告げたものを禁じたのである。われはかれらを損なったわけではない。だがかれらは自らを損なっただけである。**

**119節　無知のために悪を行ったが、その後、悔い改めてその身を修める者に対し、あなたの主は、その後は本当に寛大にして慈悲深くあられる。**

**言葉の説明**

**115節**　アッラーはかれらに許されたものを食べるように命じた後、禁じられたものを列挙し、それ以外のものは許されていることを知らせた。また他の食糧がなく食べることを余儀なくされた場合は、飢餓を癒す量であれば取ることを許された。

**116節　これは合法（ハラール）また禁忌（ハラーム）です。」と言ってはならない：**アッラーが許されたものに対して、ハラームと言い、禁じられたものに対して、ハラールと言ってはならない。

**それはアッラーに対し偽りを造る者：**ハラール、ハラームをアッラーに帰することによって偽る者。

**117節　（これらの者は）僅かな享楽だけで、かれらには痛ましい懲罰があろう：**かれらには現世では僅かな享楽、来世では厳しい懲罰がある。

**118節　われが以前あなたに告げたもの：**クルアーンで次のように述べている。「ユダヤの（法に従う）者には、われは凡ての爪のある動物を禁じ、また牛と羊は、その脂を禁じた。只背と内臓に付着し、また骨に連なった脂は、別である。これは、かれらの不正行為に対する応報で、われは本当に真実である。」（６章146節）

**119節　無知のために：**アッラーを知らず、欲望に負けて報いについて考えないために、

**その後は**：悔い改めた後には。

**まとめ**

ここでは次のような法的見解がある。

１－（食物で）害しない善いものは許されるが、有害で悪いものは禁止される。このようなアッラーからの恩恵に感謝すべきである。

２－シャリーアにおいて、食べ物として禁止されている主なものは四つある。①死肉②血③豚肉④多神教等がアッラー以外の名前で屠畜した肉。

３－ハラールな食べ物がなくて食べないと身の危険を覚えるときはハラームなものを食べることが許される。

４－シャリーアの根拠もなく、不信仰者の禁止されたものを許されたものと言ったり、許されたものを禁止されたものなどと言う不信者の言動に対する信者への警告である。アッラーに対し偽りを造る者は現世でも来世でも成功せず、現世での僅かな成功を味わっても来世では厳しい罰を受けるだろう。

５－ハラールとハラームはアッラーが定められるものであり、ある者が定めるものではない。またかつての法学者マーリクやアハマドがしていたようにイジュテハード（法学者の合意）により定める。

６－農作物や果物はハラールである。かつてユダヤ教徒がいくつかのものを禁じていた。それは自分自身を損なった。

## ７－預言者イブラーヒームとかれの宗教を信じる者及びユダヤ教徒の土曜日（120 節～ 124 節）

**120 節　本当にイブラーヒームは一人の模範者であり、アッラーに従順で、純正な信仰者であった。かれは、偶像信者の仲間ではなく、**

**121 節　かれは主の恩恵を感謝する。かれ（アッラー）がかれを選び正しい道に導きになられた。**

**122 節　われは現世で、かれに幸福を授けた。来世でも必ず正しい人びとの中**

**に入るであろう。**

**123 節　そこでわれはあなた（ムハンマド）に啓示して、「純正なイブラーヒームの道に従え。」と（告げた）。かれは、偶像信者の仲間ではなかった。**

**124 節　安息日は、それに就いて異論ある者に対し、定められたものに過ぎない。だがかれらの争うことに就いては、審判の日に、あなたの主は、かれらの間を必ず裁かれる。**

**言葉の説明**

**120 節　イブラーヒームは一人の模範者であり、アッラーに従順で、純正な信仰者**：イブラーヒームは良い性質を全て備えた指導者であり、アッラーに服従的で、まっすぐな宗教に従った信仰者。

イブラーヒームを模範者（ウンマ）と呼んだのは、比喩でかれの内には完全さの特徴、称賛すべき性質のすべてが備わっていることが、一つの共同体（ウンマ）のうちに集まっている事と似ていたからたからである。

**121 節　かれ（アッラー）がかれを選び**：預言者として選び

**122 節　かれに幸福を授けた**：信仰者の間における称賛を授けた。

**来世でも必ず正しい人びとの中に入るであろう**：かれらに高い地位が与えられる。イブラーヒームが祈った通りになったのである。**クルアーン「主よ、英知をわたしに預け、正しい者たちの仲間に入れてください」（26 章 83 節）**

**説明**

アッラーは、預言者たちの父親であり、多神教徒でも、ユダヤ教徒でも、キリスト教徒でもない純正な信仰指導者であるイブラーヒームを、称賛する。アッラーはイブラーヒームに次の九つの特質を授けた。

１－かれは良い性質を全て備えた模範的指導者であった。

２－かれはアッラーの命令に従順であった。

３－かれは多神を避け、唯一神を求める純正な信仰者であった。

４－かれは幼年期から多神教徒ではなかった。**クルアーン「イブラーヒームはユダヤ教徒でもキリスト教徒でもなかった。しかしかれは純正なムスリムであり、多神教徒の仲間ではなかったのである。」（3 章 67 節）**

５－かれはアッラーからの恩恵に対して、たとえ少なくても感謝した。そしてアッラーからの命令はすべて実行した。**クルアーン「また（アッラーとの約束を）完全に果たしたイブラーヒームのことも。」（53 章 37 節）**このことは、クライシ族の人たち等がアッラーの恩恵を拒否し認めないことに相反するものであった。

６－かれはアッラーから純正な預言者として選ばれた。**クルアーン「われは以前イブラーヒームに、方正な行いを授けた、われはかれをよく知っている。」（21 章 51 節）**

７－かれは真の宗教を求め、無益な宗教を避け、正しい道に進む。**クルアーン「本当にこれはわれの正しい道である。」（6 章 153 節）**

８－アッラーはかれに現世で幸福を授けた。それはアッラーは凡ての被造物にイブラーヒームを愛するようにさせたことである。そして、一神教の信者、ムスリム、ユダヤ教徒、キリスト教徒全てから称えられるという名誉を授けた。**クルアーン「わたくしを後々の世まで真実を伝える者としてください。（26 章 84 節）**世界中のムスリムは、礼拝の度にイブラーヒームの徳を、言葉にして称えている。

９－かれは布教を行い、来世正しい者たちの仲間に入る。**クルアーン「主よ、英知をわたしに授け、正しい者たちの仲間に入れて下さい。「（84 章 83 節）**

アッラーはこのような資質をイブラーヒームに与えた後、ムハンマドにイブラーヒームの道に従うように命じた。

安息日については、土曜日とするのはユダヤ教徒に対してのものであったが、ユダヤ教徒はイブラーヒームがそれを守っていたとして、ムスリムと対立した。ムーサーは金曜日を安息日とするようにユダヤ教徒に命じたが、かれらはそれに背いて土曜日を安息日に望んだとも言われ、土曜日を選んだために、アッラー

はかれらにその日は負担を増加された（戒律を厳しくされた）。

**まとめ**

１－預言者イブラーヒームの九つの特質は述べた通りであるが、それを模範にすることが要求される。その意味するところは、人びとに唯一神の信仰と多信仰の廃止、神の法を呼び掛けるイブラーヒームの宗教へとアラブの多神教徒を招くことである。

２－預言者ムアハンマドは一神教でかつ道徳性に満ちた教義を持つイブラーヒームの宗教に従うよう信仰者に命じた。**クルアーン「われは、あなたがた各自のために、聖なる戒律と公明な道を定めた」（5 章 48 節）**

３－この節ではより良い預言者に従うことができることを示している。**クルアーン「そこでわれはあなた（ムハンマド）に啓示して、『純正なイブラーヒームの道に従え」と（告げた）。」（16 章 123 節）**

４－土曜日については、イブラーヒームの法規にも宗教にも述べられていない。ユダヤ教徒がそれに違反し仕事を休む曜日にしたことで戒律に厳しくされた。

５－アッラーは特に信仰に専念する日を定められなかった。しかし、一週間の中で重要視する日を命じた。アッラーは創造を終わった土曜日をユダヤ教徒に、創造を始めた日曜日をキリスト教徒に、金曜日はムスリムに、とした。

## ８－布教のための基本的あり方と同等の懲罰と被害に対する忍耐（125 節～ 128 節）

**125 節　英知と良い話し方で、（凡ての者を）あなたの主の道に招け。最善の態度でかれらと議論しなさい。あなたの主は、かれの道から迷う者と、また導かれる者をよく知っておられる。**

**126 節　もしあなたがたが罰するなら、あなたがたが悩まされたように罰しなさい。だがあなたがたがもし耐え忍ぶならば、それは耐え忍ぶ者にとって最も善いことである。**

**127 節　あなたは忍耐強くあれ。あなたの忍耐は、アッラー（の助け）による外にはないのである。かれらのために憂慮しないで、またかれらの策謀したことのために、心を狭めてはならない。**

**128 節　本当にアッラーは、主を畏れる者、善い行いをする者と共におられる。**

**言葉の説明**

**125 節　英知と良い話し方：**クルアーンと優しい言葉で。

**あなたの主の道に招け：**ムハンマドよ、人々を、あなたの主の宗教（イスラーム）へ呼びかけよ。

人間は３種類に造られたと言われる。第一の者は教友たちや選り抜きの学者。正しい理性と確かな見識を持った者たちで、かれらは物事の本質を追及する。「英知をもってあなたの主の道に招け」との言葉が向けられたのはかれらである。第二の者は完全な域には達していないが、健全な視野と基本的な天性を持つ者たち。かれらに「良い話し方で、あなたの主の道に招け」の言葉が向けられた。第三の者には「最善の態度でかれらと議論せよ」の言葉が向けられた。

**126 節　もしあなたがたが罰するなら、あなたがたが悩まされたように罰しなさい：**ヒジュラ歴３年、マディーナのウフドの戦いで、ムハンマドの伯父であるハムザが殺され、敵のマッカの多神教たちが、その遺体を陵辱・損壊した際、この節が啓示された。それを目にしたムハンマドは言われた。「アッラーに誓って、必ずや私はあなたの代わりにかれらの 70 人に復讐する」。その時、天使ジブリールがこの節から最後の 128 節までの啓示を預言者に伝えた。預言者は、そこで自分の思いを我慢した。

**127 節　あなたがたがもし耐え忍ぶならば：**もし復讐を控えるならば。

**それは（忍耐は）耐え忍ぶ者にとって最も善い：**そこで、預言者は思い止まり、自分の誓いの（破約の）償いをされた。

**かれらのために憂慮しないで：**不信仰者に対し、たとえあなた（ムハンマド）が、かれらを信仰へと強く呼びかけたにもかかわらず、かれらが信じなかったとしても悲しむことはない。

**かれらの策謀したことのために、心を狭めてはならない：**かれらの策謀を気にするな。われがかれらからあなたを守り援ける。

**128 節　主を畏れる者、善い行いをする者と共におられる：**人間よ、もしあなたたちが、わが助けと好意と慈悲を求めて、共にいることを願うのであれば、主を畏れ、善を尽くせの意味。

## まとめ

１－アッラーの宗教（イスラーム）を人々に呼びかける者は次の三つの方法があり、そのうちのひとつでも行うと良い。

①英知②良い話し方③最善の態度で議論する。

２－信仰への呼びかけと導きとは直接関係ない。アッラーは道から迷う者と、導かれる者をよく知っておられる。

３－懲罰は受けた罰と同等とする。増やしてはならない。被害者は加害者に対して懲罰を増やしてはならない。

４－復讐における懲罰は同等が良い。例えば鉄で殺されたら、鉄で殺す。石で殺されたら、石で殺すことができる。

５－アッラーは悪徳行為や罪行為を捨てた信仰者の支援者である。また従順で純正な者の支援者である。

## 参考文献

１－タフスィール　アル・ムニール（ワハバ　アル・ズハイリー）
　ダマスカスのダール　アル・フィクル発行（第 2 版）1991 年

２－日亜対訳注解聖クルアーン
　（宗）日本ムスリム協会（第 14）発行 2015 年 10 月 20 日

３－日亜対訳クルアーン（中田香織・下村佳州訳、中田考監訳）

作品社　発行 2014 年 8 月 5 日

４－タフスィール　アル・ジャラーライン第二巻（中田香織訳、中田考監訳）

日本サウディアラビア協会発行 2004 年 9 月

2017 年 3 月 1 日発行　第 13 号

**発 行 所**　拓殖大学イスラーム研究所
〒112-8585　東京都文京区小日向 3-4-14
電話 03（3947）9414㈹

**編集委員**　柏原良英
**発 行 者**　福田勝幸

**印 刷 所**　共信印刷㈱